令和８年５月29日

午前10時00分開会

於　　議　　場

１　出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伊　藤　千　春 | ２番 | 柴　田　英　里 |
| ３番 | 鈴　木　りつか | ４番 | 平　居　ゆかり |
| ５番 | 横　井　克　典 | ６番 | 板　倉　克　典 |
| ７番 | 那　須　英　二 | ８番 | 加　藤　明　由 |
| ９番 | 小久保　照　枝 | 10番 | 堀　岡　敏　喜 |
| 11番 | 佐　藤　仁　志 | 12番 | 江　崎　貴　大 |
| 13番 | 加　藤　克　之 | 14番 | 高　橋　八重典 |
| 15番 | 早　川　公　二 | 16番 | 平　野　広　行 |

２　欠席議員は次のとおりである（なし）

３　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６番 | 板　倉　克　典 | ７番 | 那　須　英　二 |

４　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教育長 | 高山典彦 | 企画部長 | 佐藤文彦 |
| 総務部長 | 横江兼光 | 市民生活部長 | 飯田宏基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安井幹雄 | 建設部長 | 三輪秀樹 |
| 教育部長 | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長 | 水谷繁樹 |
| 総務課長 | 加藤正寛 | 財政課長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 太田高士 |
| 防災課長 | 富居利彦 | 税務課長 | 伊藤信哉 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 岩田繁樹 |
| 保険年金課長 | 中野　修 | 健康推進課長 | 木村仁美 |
| 福祉課長 | 後藤浩幸 | 介護高齢課長 | 鈴木京子 |
| 児童課長 | 伊藤一幸 | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 西尾一泰 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 梶浦智也 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 田口邦郎 | 学校教育課長 | 藤井清和 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 飯塚義子 | まちなか交流課長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |

5　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 伊藤淳人 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6　議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | | 会期の決定 |
| 日程第３ | | 諸般の報告 |
| 日程第４ | 同意第１号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第５ | 同意第２号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第６ | 同意第３号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第７ | 同意第４号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第８ | 同意第５号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第９ | 同意第６号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第７号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第８号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第９号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 同意第12号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第16 | 議案第26号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第17 | 議案第27号 | 令和８年度弥富市一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第18 | 議案第28号 | 物品の買入れについて |
| 日程第19 | 議案第29号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第30号 | 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第31号 | 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第32号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第33号 | 弥富市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第34号 | 令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号） |

日程第25　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分　開会

**○議長（高橋八重典君）**　ただいまより令和８年第２回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第２　会期の決定**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第２回弥富市議会定例会の会期を本日から６月26日までの29日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月26日までの29日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第３　諸般の報告**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第３、諸般の報告を行います。

市長より令和７年度一般会計予算の繰越し及び令和７年度下水道事業会計予算の繰越しに関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第４　同意第１号　農業委員会委員の任命について**

**日程第５　同意第２号　農業委員会委員の任命について**

**日程第６　同意第３号　農業委員会委員の任命について**

**日程第７　同意第４号　農業委員会委員の任命について**

**日程第８　同意第５号　農業委員会委員の任命について**

**日程第９　同意第６号　農業委員会委員の任命について**

**日程第10　同意第７号　農業委員会委員の任命について**

**日程第11　同意第８号　農業委員会委員の任命について**

**日程第12　同意第９号　農業委員会委員の任命について**

**日程第13　同意第10号　農業委員会委員の任命について**

**日程第14　同意第11号　農業委員会委員の任命について**

**日程第15　同意第12号　公平委員会委員の選任について**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第４、同意第１号から日程第15、同意第12号まで、以上12件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　おはようございます。

令和８年第２回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ御審議いただきます議案は、同意12件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第１号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤里美氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第２号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤善文氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第３号農業委員会委員の任命につきましては、加藤賢氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第４号農業委員会委員の任命につきましては、児玉学氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第５号農業委員会委員の任命につきましては、小松勝夫氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第６号農業委員会委員の任命につきましては、佐藤和男氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第７号農業委員会委員の任命につきましては、佐藤博孝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第８号農業委員会委員の任命につきましては、三浦義光氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第９号農業委員会委員の任命につきましては、村瀬恵子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号農業委員会委員の任命につきましては、山田弘明氏を任命したいので、

農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号農業委員会委員の任命につきましては、横井靖治氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第12号公平委員会委員の選任につきましては、百合草信夫氏が令和８年６月30日任期満了のため、その後任者として、栗本清次氏を選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第１号から同意第12号まで以上12件は、会議規則第37条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第１号から同意第12号まで以上12件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。なお、採決は個々に行います。

同意第１号を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第１号は原案のとおり同意することと決しました。

同意第２号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第２号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第３号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第３号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第４号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第４号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第５号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第５号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第６号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第６号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第７号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第７号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第８号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第８号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第９号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第９号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第10号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第11号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決しました。

同意第12号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第16　議案第26号　工事請負契約の変更について**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第16、議案第26号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案１件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号工事請負契約の変更につきましては、弥富まちなか交流館リニューアル工事の設計変更に伴い、工事請負契約を変更するため必要があるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　議案の説明を市民生活部長に求めます。

飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　おはようございます。

議案第26号工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

１．工事名、弥富まちなか交流館リニューアル工事。２．工事場所、弥富市まちなか交流館内。３．請負契約金額、変更前７億1,940万円、変更後７億4,241万2,000円。４．請負契約者、株式会社佐藤工務店。

当該工事の設計変更による追加工事等の実施に伴い、請負契約金額を2,301万2,000円増額するものでございます。

契約工期である６月17日までに工事を完了させる必要があることから、前もって変更契約の締結を進めたいので、本日御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　議案第26号について質疑をさせていただきます。

変更設計ということですが、取りやめられたものが幾つかあるんですが、その中で屋上テ

ラスのネットハンモックであったり、外壁タイル、セラミック浸透性吸水防止剤、これ何か重要そうなものなんですが、そういったものであったり、あとはデザインフィルム、最初に言ったときに自慢げにこうした金魚のフィルムがあるといいよねという話もされていたのでそういった部分についてだったり、大ひさしのライト、図書館の感知器の種類変更ということと数量変更ということなので、その点について、なぜ減らしたのか、あるいはどういう物体でどういうふうに代替しているのか、その辺の詳しい情報をお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　田畑まちなか交流課長。

**○まちなか交流課長（田畑由美子君）**　那須議員の質問にお答えします。

まず１つ目、屋上テラスハンモックの取りやめにつきましては、施設の利用勝手や管理運営を考慮して取りやめをいたしました。こちらにつきましては、ハンモックの引っかけのフックというか、それの壁に取付けを取りやめ等を行いました。

２番目、外壁タイル等のセラミック浸透性吸水防止剤の取りやめにつきましては、外部足場設置後、詳細調査の上、不要と判断いたしまして取りやめをいたしました。

３つ目、デザインフィルムの施工面積につきましては、全て取りやめたわけではなく少なくさせていただきました。外部や内部からの見え方を考慮し、費用対効果も考えながら施工範囲をもう一度、工事を行う中で再検討して減少したという形になります。

４つ目、大ひさしのトップライトの取りやめにつきましては、雨漏りのリスクや施設維持管理を考慮した上でトップライトは取りやめることといたしました。

あと、図書館の感知器、種類の変更及び数量については、現場での詳細調査を実施し、変更することといたしました。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　まずハンモックについてはそもそも、最初やる予定だったのがなくなったこの理由、要は不要と判断したというんですが、だったら最初から別に必要なかったんじゃないかというふうに思うわけで、なぜ今になって変更する必要があるのかということと、デザインフィルム等はいいとして、浸透性吸水防止剤も不要だったということなのでそれは理解するとして、大ひさしのトップライトについては、だったら代わりにどういう対応をしているのか。要は夜間暗い中で階段を上る可能性が出てくるとなると転んだりする可能性も出てくるのでそういった代替措置というのは何か考えているのかということだったり、感知器の意味合いがちょっとよく分からないんですが、どういうものをどういうふうに変更したのかというのは、中身を教えていただきたいなと思うんですが、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　田畑まちなか交流課長。

**○まちなか交流課長（田畑由美子君）**　大ひさしのトップライトにつきましては、ＬＥＤライトはつけてございます。種類を変更して夜間ライトはつくようになっておりまして、現在既

に夜はライトがついております。

あと、図書館の感知器につきましては、申し訳ございませんが、また後ほど詳細につきましては回答させていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　質疑としては終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　他にございますか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　５番　横井克典です。

私も議案第26号について、３点お尋ねします。

まず工事を増やすのと減らすのとがあるんですけれども、現在図書館がオープンしたりとか徐々に稼働はしてきているわけなんですけれども、この追加工事をすることによって６月17日までの期限に間に合わないからということなんですけれども、６月17日オープンに間に合わなければならないような、内容を見るとですね、変更内容を、特にこだわる必要はないと思うんですけれども、どうしても６月17日までにやらないかんという内容なんでしょうか、この増加項目について、それをまず１点目質問します。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　６月17日というのは契約工期の日付なものですから、そこまでに工事は全て完了していなければならないという判断でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　ちょっと思っているのと違いますね。

どう言うんですかね、工期は当然決まっている、ただ工期を延長するとかそういうことは考えられなかったんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　まちなか交流館、全てのオープンにつきましては７月１日ということで市民の皆様にも広くお伝えをし、７月１日という日程についてはずらすことを考えておりません。そうした中において、６月の中旬までには全ての補修工事を完成させ、そして検査をし、７月１日のオープンに向けるために、大変恐縮でございますけれども、初日の議決をお願いさせていただきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　２点目です。

先ほど那須議員も言われたと思うんですけど、減額する部分ですね。増額が7,000万増えたから恐らく予算的に減らさないかんということで減らしたんじゃないかなと思うんですけ

ど、どうして減額の部分、かなりの金額で3,000万ぐらいでしたっけ、4,000万かな、減額するんですけど、それって当初から見込めなかったんですか。今となって急に減額してみえるんですけど、当初からそういう見込みというのか、それが必要だからといって見込んだのになぜ減らされたのか、ちょっと詳細説明をお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　当初、計画はしておりましたが、設置後の費用対効果というか管理の難しさがございまして、そういったものを総合的に判断した結果、このようになりました。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　そういったことは６億5,000万の事業であれば当然庁内でやるべきだと思うんで、次の質問に行きます。

例えば、今回増額、減額で、予算として増額するということなんですけれども、１つの今の現行の施工業者にお願いすればその金額ですけれども、比較対象として今回契約とは別に今回の増額する工事をやった場合どれぐらいになったのか、比較されたのか、ちょっとお尋ねします。減額ありきだったかどうかをちょっと知りたいもんで、もしよそのところに頼んだら安くなったのか高くなったのか、そういう比較ってされたんでしょうか、数字が分かれば教えてください。

**○議長（高橋八重典君）**　田畑まちなか交流課長。

**○まちなか交流課長（田畑由美子君）**　他の業者との比較はやっておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　分かりました。また委員会等で質問します。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員に申し上げますが、これは初日、本日の議決になっていますが、よろしいですか。

**○５番（横井克典君）**　はい。

**○議長（高橋八重典君）**　他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議ありですか。

議事整理のため暫時休憩します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時23分　休憩

午前10時24分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま動議が提出されましたが、動議の人数を確認したいのですが、２名以上の動議の方はいらっしゃるんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　３名の方がいらっしゃいますので動議が成立いたしますので、議運を開きますので暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時25分　休憩

午前10時56分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

那須英二議員ほか２名から、議案第26号に対し、委員会への付託を省略することに対し動議が提出され、取扱いについて議会運営委員会を開催していただきました。

堀岡議会運営委員長より協議の結果を報告していただきます。

堀岡議会運営委員長。

**○議会運営委員長（堀岡敏喜君）**　先ほど本会議におきまして、議案第26号に対しまして、委員会への付託を省略することに対して反対をする発議がございました。

提出者は、那須英二議員ほか２名でございます。

この発議に対しまして議会運営委員会で協議をしましたところ取り扱わないことが決定しましたので、御報告をいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　それでは、お諮りします。

議案第26号は、委員会への付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、議案第26号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　議案第26号工事請負契約の変更について、反対の立場で討論させていただきます。

本件については、弥富市まちなか交流館リニューアル工事の変更契約についてでございました。しかし、設計変更で追加工事になる部分についてはやむを得ない部分があるかと思います。とはいえ、今回減額された工事も5,000万円近く計上されています。そのうち内容を議案質疑等で確認しましたが、それでもその日にまだ、ちょっと担当もよく分からないということでまた後日報告をしますというような答弁がなされました。そういう中において、やはり詳細の部分についてはかなりの説明不足、そして審議不足だというふうに判断するところでございます。そういう意味でもやはり委員会に諮っていただきたかったですが、それも否決され、委員会に諮られることなく本日採決というふうになることになりましたので、本議案については慎重審議を求めるという立場から反対とさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

議案第26号に反対の立場で討論をさせていただきます。

非常に内容変更が多い、数量変更じゃなくて内容変更が多い内容です。しかも工事期間は１年以上ありますので、いろんなものが増えてくる、あるいは必要なくなるということについてはその間に過去何回か議会がありました。その間に常任委員会があるわけですよ、常任委員会にこういう状況ですという報告をすればいいんです。例えば、ひさしとかは実際に常任委員会で議論したこともあります。だから、それと同じように、今回出ているように何々が必要なくなりましたとか何々が見つかったのでどうしても要りますということは別にフランクに言えばいいんですよ。

だが、それをどうも副市長に言わせると決まっていないから言えない、これね、副市長の発言、僕は非常に悲しいんですよ。要は、議会に決まっていないことを報告すると揚げ足を取られるのかなと、なので……。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。

**○１１番（佐藤仁志君）**　簡潔に言っています。

全く市役所側が議会、委員会を、信頼関係がない。もちろんこういうことが見つかりましたと、調査中ですとか、最終的にやるかやらないかとかはありますよ、それは、ただそれは市役所と議会の信頼関係の中で、都度都度で言っておいてくれれば、この最後にまとめてこんなに大きな変更がありましたとか、何が変わりましたかと聞かれて答えるようなことじゃないんですよ、だから私としてはこれ皆さんによく考えていただきたい。

今回だけじゃないんです。過去に学校のリニューアル工事とかでも変更はありました。これもほとんどこれで変更しますという感じで議決してきて、その都度まずいなと思っていたんですが、特に今回は変更が多い。結局、よくよく考えてみれば、これは市のほうが議会を信頼していないというあかしではないかと。少なくとも、反対理由として、最低限内容について口頭で言われても判断できません。なので、要するにいいか悪いかが判断できない。そういう意味で非常に悲しいんですが、この議案については反対せざるを得ない。

那須議員が動議し、私も賛同したように、別に緊急に開いて今日の午後の遅い時間でも何でもいいけれども、委員会を別にやればいいわけですよ。

皆さん、委員会をやられたら嫌ですか、僕らは仕事ですから24時間、委員会をやりますと言ったら喜んで参上しますよ。内容は何ですかと聞いて、もちろんその全てについて理解できるわけじゃないにしても、それがなければ、じゃあ市民の人に対して私たちは説明責任を果たせないじゃないですか、こうこうこういう理由で変わりましたと。だから、こんなことでは賛成できません。

皆さんもよく考えていただいて、今回の賛同について考えていただきたいですし、仮に本件を時間がないというふうに通したとしても、次の学校あるいは次の工事について変更は必ずあります。それは、やはり常任委員会に適宜適切に信頼関係を持って説明してほしい、これは委員会、議会として言っていきたいと思います。

以上を議案第26号の反対討論とさせていただきます。ぜひ皆さん一緒に考えましょう。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　ただいまの議題になっております議案第26号に対しまして賛成討論をいたします。

この議案に関しましては、５月22日の議案配付の日に十分な説明があったと思います。その質疑の機会も十分にございました。十分にあった中で今回のこの動議に至っているわけで、今回のこのような議事の運営に関して、大変私としては危惧をしております。以後、こんなことのないように議会全体で議事運営についてはしっかり確認をしてまいりたいと思います。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　５番　横井克典です。

議案第26号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回上がっている契約変更というのは、まちなか交流館の本体工事とか機能そのものが変更されるわけじゃありませんので軽微な、金額は金額ですけれどもそれほど委員会で討論するような内容ではないということと、市側の説明が多少不備があったように思うんですけれども、７月１日オープンということで周知もしてみえる、そういったことも踏まえていくとトータル的に考えるとこの議案に対しては賛成していく必要があるのかなということで、私は賛成の立場で討論します。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

村瀬副市長から先ほどの質疑に対しての答弁を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　先ほど、図書館の感知器の種類及び数量の変更ということに関して答弁漏れがございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

皆様、図書館内覧会に行っていただきまして図書館の天井を見ていただいたと思いますけれども、天井が吹き抜けといいますか、板が張って、要は天井裏と天井面が分離された状況になっておりません、設計の段階においては、天井裏にも天井の表にも火災の感知器を取り付ける計画をしておりましたけれども、それにつきまして、消防署との協議の結果、消防法においてもその２つをつける必要がないということで、作動式の感知器を48を15に減らせていただきました。それから、光電式の感知器を反対にゼロから５に増やさせていただきました。このような精査をさせていただく中において火災に対する部分をクリアできたものですから、その旨の変更をさせていただき、減額とさせていただきました。以上でございます。

説明が遅れましたこと、大変申し訳ございませんでした。

**○議長（高橋八重典君）**　それでは、これより採決に入ります。

議案第26号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第17　議案第27号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第２号）**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第17、議案第27号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　次に提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案１件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第２号）につきましては、訴訟弁護の委託に係る費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　議案の説明を総務部長に求めます。

横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　議案第27号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第２号）につきまして、歳入歳出それぞれ33万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億6,010万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては財政調整基金繰入金33万円を増額するものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、土木費におきまして、自由通路等整備事業の訴訟弁護委託料33万円を増額するものでございます。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第18　議案第28号　物品の買入れについて**

**日程第19　議案第29号　弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

**日程第20　議案第30号　弥富市税条例の一部改正について**

**日程第21　議案第31号　弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について**

**日程第22　議案第32号　弥富市国民健康保険税条例の一部改正について**

**日程第23　議案第33号　弥富市介護保険条例の一部改正について**

**日程第24　議案第34号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）**

**日程第25　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第18、議案第28号から日程第25、議案第35号まで、以上８件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案１件、条例関係議案５件、予算関係議案２件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第28号物品の買入れにつきましては、ＧＩＧＡ第２期タブレット端末等を買い入れるため必要があるものであります。

次に、議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、児童クラブ施設の利用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、令和８年度の保険料率の算定に関する減免の特例を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）につきましては、生活扶助費の追加給付分支給や小学校再編整備工事の設計委託に係る費用等を計上するものであります。

次に、議案第35号令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、介護保険事務処理システムを改修するため、関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　教育部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第28号物品の買入れについて御説明申し上げます。

１．物件名、ＧＩＧＡ第２期タブレット端末等、内訳につきましては、次のページに調達品の一覧表を添付してございます。２．買入れ金額、２億390万7,000円。３．買入先は、ＮＴＴ西日本株式会社東海支店。４．契約の方法、随意契約、これは業者選定に当たり、愛知県教育委員会が主催する共同調達会議においてプロポーザル方式で業者の選定がされたため。

この案を提出するのは、ＧＩＧＡ第２期タブレット端末を買い入れるため必要があるからでございます。

教育部所管の議案の説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　続きまして、企画部所管の議案について御説明いたします。

議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．非常勤消防団員等に対する損害補償に係る葬祭補償額（補償基礎額に係る部分を除く。）を「31万5,000円」から「33万円」に改定することとした。

２．この条例は、公布の日から施行することとした。

企画部所管の議案の説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　続きまして、総務部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第30号弥富市税条例の一部改正について、１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．固定資産税の免税点について、家屋を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に引き上げることとした。

２．個人住民税の住宅ローン控除について、適用期限を令和12年入居分まで５年間延長することとした。

３．軽自動車税について、グリーン化特例の適用期限を令和９年度取得分まで２年間延長することとした。

４．その他必要な規定の整備を行うこととした。

５．この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、令和９年１月１日、同年４月１日、令和10年１月１日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の１月１日から施行することとした。

総務部所管の議案についての説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．受益者負担の適正化を図るため、児童クラブの利用料を引き上げることとした。

１月から７月まで及び９月から12月までの各月、現行月額5,000円、改正案月額6,000円、８月、現行月額7,500円、改正案月額9,000円、夏季休業日、現行１万円、改正案１万2,000円、冬季休業日、現行5,000円、改正案6,000円、学年末休業日及び学年始休業日、現行5,000円、改正案6,000円。

２．この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

３．改正後の学年末休業日及び学年始休業日の利用料について、この条例の施行後に許可を受けた者について適用することとした。

続きまして、議案第32号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げ、子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を３万円とすることとした。

２．低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「30万5,000円」から「31万円」に、２割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き上げることとした。

３．低所得者及び出産被保険者の減額基準の適用先に18歳以上被保険者均等割を追加し、18歳未満被保険者における被保険者均等割額の減額基準（10割減額）を新設することとした。

４．その他必要な規定の整備をすることとした。

５．この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第33号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．令和８年度の保険料率の算定に関する特例を設けたことに伴い、前年度非課税者に対する特例的な保険料の減免規定を設けることとした。

２．この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用することとした。

健康福祉部所管の議案の説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　続きまして、議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,744万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億8,755万円とするものでございます。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金2,494万9,000円、土木債１億1,000万円を増額計上する一方、土木費国庫補助金１億2,216万円を減額するものでございます。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、生活保護事業の生活扶助費（追加給付分）でございます1,500万円、教育費におきまして小学校再編整備事業の設計監理委託料384万3,000円を増額するものでございます。

議案第35号令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ149万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,579万6,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金149万6,000円を増額するものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、一般管理事務事業の介護保険事務処理システム改修委託料149万6,000円を増額するものでございます。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　お諮りいたします。

本案８件は、継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案８件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午前11時24分　散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長　　高　橋　八重典

同　　議員　　板　倉　克　典

同　　議員　　那　須　英　二

令和８年６月12日

午前９時30分開議

於　　議　　場

１　出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伊　藤　千　春 | ２番 | 柴　田　英　里 |
| ３番 | 鈴　木　りつか | ４番 | 平　居　ゆかり |
| ５番 | 横　井　克　典 | ６番 | 板　倉　克　典 |
| ７番 | 那　須　英　二 | ９番 | 小久保　照　枝 |
| 10番 | 堀　岡　敏　喜 | 11番 | 佐　藤　仁　志 |
| 12番 | 江　崎　貴　大 | 13番 | 加　藤　克　之 |
| 14番 | 高　橋　八重典 | 15番 | 早　川　公　二 |

２　欠席議員は次のとおりである（２名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ８番 | 加　藤　明　由 | 16番 | 平　野　広　行 |

３　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９番 | 小久保　照　枝 | 10番 | 堀　岡　敏　喜 |

４　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教育長 | 高山典彦 | 企画部長 | 佐藤文彦 |
| 総務部長 | 横江兼光 | 市民生活部長 | 飯田宏基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安井幹雄 | 建設部長 | 三輪秀樹 |
| 教育部長 | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長 | 水谷繁樹 |
| 総務課長 | 加藤正寛 | 財政課長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 太田高士 |
| 防災課長 | 富居利彦 | 税務課長 | 伊藤信哉 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 岩田繁樹 |
| 保険年金課長 | 中野　修 | 健康推進課長 | 木村仁美 |
| 福祉課長 | 後藤浩幸 | 介護高齢課長 | 鈴木京子 |
| 児童課長 | 伊藤一幸 | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 西尾一泰 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 梶浦智也 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 田口邦郎 | 学校教育課長 | 藤井清和 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 飯塚義子 | まちなか交流課長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |

5　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 伊藤淳人 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6　議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前９時30分　開議

**○議長（高橋八重典君）**　おはようございます。

会議に先立ちまして御報告申し上げます。

平野議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。また、加藤明由議員からは遅参する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

西尾張ＣＡＴＶより本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第９条の規定により、これを許可することとしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第２　一般質問**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第２、一般質問を行います。

順次発言を許します。

ますは、横井克典議員。

**○５番（横井克典君）**　皆さん、おはようございます。

５番　横井克典です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い２点について質問いたします。

まず１点目は、中日ドラゴンズ２軍本拠地移転に係る応募状況についてであります。

中日ドラゴンズ２軍本拠地であるナゴヤ球場については、本年５月27日、中日ドラゴンズ及び中日新聞社により移転先自治体の公募が開始されました。球団は2030年代前半の移転を目指し、野球施設に加え、地域振興や交流拠点の機能を備えたドラゴンズベースボールタウン構想を掲げています。既に複数の自治体が誘致に向けた取組を進めており、本事業は交流人口の拡大や地域経済の活性化、本市の将来のまちづくりにも大きな効果が期待される重要なプロジェクトであります。

そこで、本市としての対応や考え方について、以下４点についてお尋ねいたします。

３月定例会における私の一般質問以降、本市では中日ドラゴンズ２軍本拠地移転の実現に向けて、関係機関との協議や情報収集など、これまでどのような取組を進めてこられたので

しょうか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　おはようございます。

本市の取組状況といたしましては、本年４月16日に株式会社中日新聞社を訪問し、担当者の方と現時点における移転に係る条件などについて意見交換を行いました。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　次に、本市において、中日ドラゴンズ２軍本拠地の移転候補地として、球団が示す公募条件を満たしている用地が存在するのか、市の認識をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　弥富市都市計画マスタープランで物流・交流拠点に位置づけられている東名阪自動車道弥富インターチェンジ西側において、愛西市と本市を合わせた約25ヘクタールの土地所有者を対象に、本年５月17日に土地利用に関する地権者説明会を開催しました。

この説明会では、工業系の産業用地開発について開発検討概要を説明するとともに、今後の土地利用の意向調査を実施しました。

この説明会における開発検討概要の１案として、中日ドラゴンズ２軍球場の本拠地移転の可能性についても説明いたしましたが、その後、本年５月27日に移転先公募要項が発表され、示されました公募要項を確認したところ、本市にとって非常に厳しい内容であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　部長に再質問です。

なかなか協議が進まないその理由というのは具体的にどのようなことがあったんでしょうか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　令和８年５月27日付中日ドラゴンズファーム拠点移転プロジェクト移転先公募要項の内容については、公表することが禁止されておりますので詳しい内容をお話しすることはできませんが、市の支援等として移転用地の土地購入費や造成費、駅からの道路等インフラ整備費等、多額の予算が必要となることが想定されることから、誘致は難しいものであると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　それでは、３番目の質問、先ほどの答弁に関連してくる話なんですけれども、中日ドラゴンズ２軍本拠地の移転は、本市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼす重要な課題であると考えます。

そこで、本市として今後どのような方針の下で取組を進めていかれるのか、先ほどの答弁を踏まえて市の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　先ほども御答弁申し上げましたとおり、中日ドラゴンズ２軍球場の本拠地移転につきましては、現在、本年５月27日に発表された移転先公募要項の内容を確認しながら検討しておりますが、公募要件等は市にとって大変厳しいものとなっております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今の答弁を踏まえて、市長に再質問いたします。

本市の財政力指数は、応募というか、手を挙げている自治体でいけば、津島市、あま市、稲沢市、北名古屋市と比較しても、本市は財政力的に高い水準にあります。また、北名古屋市では、誘致に向けた調査費を1,800万円補正予算に計上するなど、今日の新聞にも載っておりますけれども、そういった前向きな検討が進められております。そのような中、本市が財政面を理由に慎重な姿勢を示していることについては、市民の理解を十分に得られないのではないかと考えます。

そこで、本市が前向きな判断に至らない、財政的にどのような部分で断念せざるを得ないのか、市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほども建設部長から御答弁させていただきましたが、先月５月17日に、愛西市と合同ではございますが、弥富インター付近の25ヘクタールの土地の地権者を対象に、中日ドラゴンズの２軍、また企業誘致ということで説明会を開催させていただいたところでございます。

そのような中で、市は決して断念したということはございませんでして、その中で地権者の方々の御意見を踏まえ、また大変ハードルが高い事業でございます。25ヘクタールはあるんですけど、市街化区域に編入をしていかなければならないということで、大変時間もかかる事業ではございますが、そういった中で御理解がいただければ進めていく事業ではございますが、いずれにしましても、かなりの費用負担は本市に求められてくる、また愛西市にも求められてくるということでございますものですから、慎重にならざるを得ないわけでございます。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　ただいまの市長の答弁では、財政負担やリスクを考慮しているとの御答弁でしたが、その判断の前提となる具体的な検証内容については、具体的には明らかにされておりません。

そこで、また市長に再々質問です。

本市として、２軍本拠地の誘致に伴う財政負担額、税収増、経済波及効果などについて、具体的な試算や定量的な検証を行った上での判断なのか、それともそうした試算等は行っていない判断なのか。その辺りの見解を具体的にお答えください。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　具体的な財政に対しての判断は、現在は行っていないところでございます。

ただ、５月27日に示されました移転先公募要項におきまして、私も見せていただいたんですけど、かなり厳しい条件の下となっておりますものですから、そういった場合にはかなりの財政負担が生じるということは間違いございませんものですから、慎重にならざるを得ないわけでございます。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　次に、関連して４番目の質問になります。

先行事例である福岡県筑後市では、平成28年に福岡ソフトバンクホークスの２軍本拠地を誘致した結果、交流人口の増加や地域経済の活性化など大きな成果を上げており、その経済効果は年間十数億円規模に上ると推計がされております。

また、北海道日本ハムファイターズについても、２軍本拠地の移転を契機として、自治体間で現在活発な誘致活動が行われております。

そこで、４番目の質問です。

本市として、中日ドラゴンズ２軍本拠地移転について、７月17日を締切りとする第１次提案に応募する考えはあるのか、市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この中日ドラゴンズの２軍球場の本拠地移転につきましては、さきの議会で横井議員からも中日新聞で説明を受けてはということで、御同行いただいてうちの職員と一緒に行っていただいたという経緯がございますが、今年の令和７年11月にプレスリリースされてから多くの自治体が名のりを上げておりますことは皆様方も御承知のことと思います。

先ほども担当部長が御答弁申し上げましたとおり、愛西市と本市を合わせて約25ヘクタールの土地所有者に対しまして、５月17日に説明会を開催させていただきました。

２軍球場の本拠地の誘致につきましては大きな財政支援等が必要となり、それに伴う市民生活や市民環境等への影響が大きいことから、誘致は難しいものと考えているところでございますが、７月の期限までにはもう少し時間がございますものですから、慎重に検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　４月のときに、三輪建設部長に、私の私案として、又八地区とか鯏浦地区、２か所提案させていただきました、愛西とは別にですね。

そういった部分を含めて、ちょっと市長にもう一度、財政面で厳しいという御答弁だったもんですから、中日ドラゴンズ２軍本拠地の誘致につきましては、用地整備や周辺インフラ整備など一定の財産負担を伴う一方で、交流人口の増加、地域経済の活性化、知名度の向上、さらには民間投資の誘発など、中長期的な波及効果が期待される事業であると考えます。企業誘致においても、各自治体は将来的な税収効果や地域経済への波及効果を踏まえて判断しているものと認識しております。

本事業についても、単なる財政支出ではなく、本市の将来に向けた投資として捉える考えはないのか、市長に再度お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　弥富市の現在の財政状況を考えますと、なかなか投資ということには及ばないわけでございます。

そのような中、中日ドラゴンズがこの弥富・愛西へ来るということになれば、それは経済効果はあるかと思いますが、それに伴う市の支出というものは恐らく計り知れないものがあるんではないかと想像するところでございますものですから、本市といたしましては慎重に検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今の答弁だと、例えば一般的な企業誘致にしたって、いろいろとエリアを限定して、整備等をして誘致を進めていくことにもなろうかと思うんですけれども、そういったこともできないというような答弁に聞こえるんですけれども、市長は様々な場面で財政状況の厳しさについて、先ほどの答弁もそうなんですけれども、説明されております。財源が厳しいことを前面に掲げるのではなくて、新たな行政サービスや将来に向けた事業展開は困難になるものと考えます。

また、市民からも、市役所へ行けば財源がない、予算がないためできないといったお話をよくお聞きするわけでありますけれども、市長は限られた財源の中においても、事業の実現可能性を高める工夫や財源確保の手法を含めて、できない理由ではなく実現するための方策をどのように検討し、本市の将来像を描いていくお考えか、市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　現在、西末広のほうでは、企業用地として11ヘクタールほどの開発がもう許可が出てということでなっているわけでございますが、そういった面では財政が、多少ではございますけど、増えてくるものと認識をしているところでございまして、また市の未利用地も売却しながらということで財政に充てていく、市のお金に充てていくわけでござ

いますけど、ここの25ヘクタールにつきましては、まだまだ今スタートしたばかり、第１回目の説明会を開催したところでございまして、地権者の方々も初めて聞いたお話ということで、これからどのように進んでいくか分かりませんし、またそちらのほうでは農業をされている方もお見えですので、そういった方々の対策も考えていかなければならないことでございますものですから、本市としてはこの中日ドラゴンズ、また企業誘致につきましては慎重に進めていこうと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　愛西のことで今答弁いただいたんですけれども、まだ候補地は、私先ほど言いましたように、又八とか155号線の浜乙女周辺のところも可能性としてはありますので、そういったところも、愛西との共同提案ではなくて、そういったことはまだ７月17日でしたっけ、その締切りまで時間ありますので、御検討いただきたいと思います。

といいますのは、中日ドラゴンズ２軍本拠地の移転は、単なるスポーツ施設の誘致にとどまらず、先ほども言いましたように、交流人口の拡大、地域経済の活性化、弥富市の知名度向上、企業立地や定住促進など、本市の将来に大きな効果をもたらす可能性を有する重要なプロジェクトです。財政面等の課題はありますが、課題があるからこそ知恵と工夫で可能性を追求することが行政の役割であると考えます。市長には、可能性を閉ざすことなく挑戦する姿勢を期待し、１点目の質問を終わらせていただきます。

次に、２点目の質問は、都市計画税による財源確保についてであります。

本年１月の新春交歓会及び２月の当初予算記者発表において、市長は令和12年度からの都市計画税の導入を表明されました。しかし、導入の必要性や財政上の課題、市民負担の内容などについて、議会や市民への十分な説明はなされておりません。都市計画税は、市民に恒久的な負担を求める重要な制度であり、発言や報道が先行する現状は、市民に導入ありきとの印象を与えかねないものだと考えております。

そこで、市長に質問します。

都市計画税導入のように、市民負担に直結する重要な方針については、まず公式な場において必要性や根拠を明示し、議会及び市民に対し十分な説明と周知を行った上で進めるべきであると考えます。

このような情報発信の進め方について、市として問題があると認識しているのか、それとも問題がないと認識しているのか、市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　ちょっとお待ちください。

傍聴者の方に申し上げます。

打合せ等は議場外でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税の導入理由につきましては、まず本市においては、今後、少子高齢化の進展に伴い、医療、介護、福祉などに係る扶助費の増加が見込まれており、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくためには、持続可能な財政基盤の確保が必要であると考えております。

また、併せて市街化区域における将来の道路、公園、公共下水道等の都市計画事業や土地区画整理事業を着実に進めていくためには、その事業費に充てる目的税としての都市計画税を検討することが適当であると判断したものであります。

都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画事業等の費用に充てるために課されるものであり、市街化区域における都市の発展と住環境の向上に資する財源として位置づけられております。したがいまして、本市といたしましては、将来の財政需要と都市整備事業の双方に対応する観点から、都市計画税を検討する必要があると考えております。

一方で、御指摘のとおり、市民の皆様に継続的な御負担をお願いする制度であることから、その導入や運用に当たっては十分な説明と理解の醸成が不可欠であると考えております。

そのため、市民への情報発信及び説明の在り方につきましては、導入ありきとの印象を与えることのないよう、制度の目的や必要性、使途、さらには市民生活への影響について、できる限り分かりやすく丁寧にお伝えすることが重要であると認識しております。

議会への説明につきましても、十分な情報提供と説明を行ってまいります。

今後、都市計画税の必要性や在り方について具体的に検討する際には、丁寧で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民及び議会の皆様との対話を重ねながら、慎重かつ適切に対応してまいります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　再質問です。

先ほど言いましたように、新春交歓会の場ですとか記者発表で中日新聞のほうに小さく載ったわけなんですけれども、これは市民のごく一部の人には伝わっている情報でありまして、市民全体の方には都市計画税の検討ということすらまだ皆さん知らない状態なんですよ。

やっぱり情報の偏りがあると思いますけれども、そういったことについて、市長は新春交歓会、また当初予算記者発表において話された内容について、広報「やとみ」で市民の皆さんに周知するお考えはあるのか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この都市計画税導入につきましては、庁内におきましてもまだまだ勉強しなければならないことがたくさんあるわけでございます。12年度からの導入予定ということでございますが、これはあくまでも予定でございまして、本当に庁内でしっかりとした分析の下で市民の皆様には継続的に御負担をいただく、そんな税負担でございますものです

から、慎重に、また丁寧にこれは説明していく必要があるということで、もう少し庁内のほうでしっかりとこの制度について詰めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　それでは、再々質問です。

担当部長の事務方の企画部長に再々質問します。

市長は、既に都市計画税の導入時期について、令和12年度から課税を開始する考えを明示されております。その一方で、導入の必要性や制度設計、財政的な検証、市民や議会への説明など、十分な検討が尽くされていたとは言い難い状況であります。

企画政策を担当する事務方の責任者として、このような進め方に問題はないと認識しているのか、担当部長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　御答弁申し上げます。

導入につきましての市長の発言等はありましたけれども、市長の発言を受けまして、庁舎内で十分検討しながら進めていくということには変わりはありませんので、問題はないと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　問題ないって、新聞で導入すると、検討するというんじゃなくて、12年度は地域で説明会を行い、13年度は導入するという記者発表されている以上、今の答弁だと、政策を考える担当部長として、報道ありきで、そんな進め方だったら総合計画にしろ行財政改革、中期財政計画なんかつくる必要ないじゃないですか。そういったことをちょっと指摘して、次の質問に移ります。

次に、都市計画税の導入方針と第２次弥富総合計画との整合性についてお尋ねします。

市長は、都市計画税を令和12年度から導入する考えを示されておりますが、この方針は現行の第２次総合計画には位置づけられておりません。令和７年９月定例会では、第３次総合計画に盛り込むとの答弁が市長からありました。しかし、既に導入時期まで示されている以上、本来であれば現行計画にも反映し、整合性を図るべきではないかと考えます。

第２次総合計画に位置づけず、第３次総合計画で整理するとされた理由について、市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税の導入に関する弥富市総合計画への位置づけについてお尋ねでございますが、都市計画税の制度設計を具体的に検討する際には、本市の将来の市街化区域における都市計画事業等の規模や社会経済情勢等を踏まえながら慎重に判断していく必要があり、その検討や市民、議会の皆様への十分な説明を行うには期間を要することから、

現時点において導入時期を令和12年度と想定しているところでございます。

また、将来の市街化区域内の道路、公園、公共下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策等の使途と併せて検討を進める必要があることから、第２次弥富市総合計画において具体的な導入としての位置づけを行うよりも、令和11年度を初年度とする第３次弥富市総合計画において明確に位置づけていくことが適切であると考えております。

今後におきましては、第３次弥富市総合計画の策定と合わせて十分な検討を行うとともに、市民、議会への皆様への丁寧な説明に努めながら、適切に対応してまいります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　何か先送りとも思われる答弁だと思います。

再質問です。

今度はまた、担当部長の企画部長にお尋ねします。

私もかつて、かつてというか、今の現行計画の、今、後期計画ですけれども、前期計画の基本構想や基本計画、実施計画を担当しておりました。今回の進め方については、都市計画税の記載については理解できません。総合計画の位置づけのない都市計画税の導入方針や課税開始時期が先に市民に示され、その後に計画へ反映しようとしているようにしか見られません。本来、総合計画は市の最上位計画として政策の方向性を示し、それに基づいて個別施策や財源確保の方施策が検討されるものと認識しております。

今回の進め方については、従来の総合計画の考え方や政策決定の手続とは異なるように思われますが、どのような理由で第３次計画に盛り込むのか。まだ現行の第２次総合計画が走っている状態で令和11年度から始まる総合計画に盛り込むというのは、行き当たりばったりじゃないですか。その辺り、もう今、市民に導入を検討していると言っておる以上、第２次総合計画にも盛り込まなきゃいけないし、当然、第３次にも盛り込まなきゃいかんでしょう。

なぜ市民に、一部の市民にとか新聞に公表したことを市の最上位計画の総合計画に盛り込まれないのか、市長、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどから申しておりますが、この都市計画税導入につきましては、市民の皆様、また議会の皆様にも丁寧な説明が必要であるということであります。

そうした中で、まだまだこの私どもの職員も勉強中ということでございますものですから、そういった意味で12年度を想定しているところではございますけど、それに向け、その目標に向けて、今、内部で調整しながら、市民に分かりやすく、また理解していただけるような説明をということで検討、また勉強を重ねているところということで、現在はそういった状況でございます。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　いずれにしても、中長期的なビジョンに立った市政運営を行っていかないと、もう目先の行き当たりばったりでいけば、弥富市の船がどっちへ向いていくか分からなくなりますよ、これ。行き着いたときには沈没しておったってことじゃいけないと思うんですよ。

やはり、もう課税するという方針が分かっておれば、市民に丁寧に説明して、以前、昨年の９月でしたけど、平野議員、また高橋議員が財政説明会をしたらどうかと言われたにもかかわらず、市の施策の説明をされた。やはり、市民に本当に財政が厳しいんであれば、きちんと市民に向き合って、正直な話をすれば市民の方は理解してくれますよ。ずっと隠し続けておいて、区長さんや区長補助員さんたちが窓口へ行って、財源がない、お金がない。そういった、断るにしてもそういう断り方は自治体職員としてあってはならないことです。一番安直な断り方ですよ、財源がないからと。そんな部長さんたち、課長さんたち、ここに座ってみえる方そうですけど、若いときからそんなことを教えてもらいました。今こういう状況で、こうだからこういうことできない。だから、そういうきちんとした丁寧な説明がない以上、お金がないからということの窓口説明でやっていると、本当に弥富市の信頼は損なわれると思いますので、それだけ申し述べておきます。

次に、中期財政計画との関係についてお尋ねします。

令和８年３月に策定された弥富市中期財政計画において、都市計画税の導入がどのように位置づけられているのか、説明を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　本年３月に策定されました弥富市中期財政計画におきましては、今後の厳しい財政見通しを踏まえ、道路、公園、下水道など都市計画事業に要する経費について、将来にわたり安定的な財源確保が必要なこととなることから、持続可能な財政運営を行うための財源確保策の一つといたしまして、都市計画税の導入を検討課題に位置づけております。

なお、各年度の歳入として現在のところは見込んでおりません。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　再質問します。

市長は、２月の記者発表において都市計画税の導入時期を令和12年度と明言されておりますが、中期財政計画では都市計画税の導入の検討との抽象的な年度が入ってない記載にとどまっております。

市長の発言内容との整合性が取れないように見受けられますけれども、この点について市の見解をお尋ねします。部長にお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　都市計画税につきましては、今、市として検討段階でございまして、はっきりと導入段階が定まった時期におきまして、こちら中期財政計画に反映させていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　市長に再々質問です。

市長自ら導入時期を明言している以上、今年３月策定の弥富市中期財政計画についてもその内容を盛り込んで修正する必要があるのではないでしょうか。この点について、市長の見解を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほども総務部長が答弁をいたしましたが、まだ検討段階でございまして、市民に説明すらしていないような事業でございます。税負担でございますものですから、それをこちらのほうで中期財政計画に盛り込むということは到底できないわけでございますものですから、しっかりと丁寧に説明をし、御理解をいただいてから、これは中期財政計画に盛り込んでまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今、市長言われましたけれども、今の答弁は矛盾していると思います。もう既に新聞紙上や新春交歓会で公表されている以上、検討をまだしていないから計画に盛り込めない。それは逆におかしいですよ。発言してみえるなら当然書かないかんですし、書けないってことであれば、それはそんな公の場で検討しているなんて言っちゃいかんですよ。

４番目の質問に入ります。

次に、都市計画税導入に係る庁内の意思決定過程においてお尋ねします。

導入方針がどのような検討、協議を経て示されたのか、その経過が明確に示されていないと考えます。

そこで、これまで正式な庁内会議や協議の場が設けられてきたのか、その有無についてお尋ねし、併せて開催されているのであれば、開催時期や協議内容についてお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　都市計画税の導入に関する庁内の意思決定過程についてのお尋ねでございますが、現時点におきましては、本件に特化した特別な会議体は設けておりません。

一方で、本市を取り巻く状況といたしましては、先ほども申し上げましたが、将来の市街化区域内の道路、公園、公共下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策など、多くの行政課題に継続的に対応していく必要があると認識をしております。

税負担の公平性という観点から都市計画税につきましても、これらの市街化区域内の施策を安定的に推進していくための財源の在り方として、その必要性について検討していくこと

が重要であると考えております。

今後におきましては、庁内における検討体制の在り方も含め、関係部局と十分協議を行いながら、丁寧に検討を進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今、企画部長から、これまでまだ検討していないということです。よくよく考えると、検討していないのに、どうして新春交歓会とか記者発表の場で、令和11年度に説明会を行い、12年度から課税するという発言ができたのか、ちょっと何か事務方と市長との綿密な打合せがされていないのかなと思いますので、再々質問いたします。

都市計画税に関する市の検討資料については、本年３月下旬の行政文書開示請求に対し、その都市計画税の検討についての文書が文書不存在との回答がありました。受け取りました。

そのような状況の中で、市長が令和12年度の導入と具体的な時期を示されたことについて、当時、当該時期はどのような根拠、どのような検討過程を踏まえて発言されたものか、市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税の今後の進め方につきましては、今年度におきましては、先進事例、蟹江町であるとかあま市さんがあるわけでございますけど、近くでは、そういったところの進め方を勉強し、来年度以降、担当の職員をつけ、都市計画税についての事務局として事業を進めていければと思っておりまして、またこのスケジュールですと、10年度、11年度ぐらいにはきちんと市民の皆様に御理解をいただいて、12年度にスタートできればということで今進めているような状況でございまして、現在は会議体等は持ってはおりません。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　いずれにしても、今の答弁から、市側として検討した会議を行っていないという部長の答弁と、私の行政文書開示請求に対してそういった検討をした資料がないということで、そういったことで、市長の発言が先になっている、こういう状態が明らかになったと思います。

次に、都市計画税は市民に新たな負担を求める極めて重要な制度であります。導入に当たっては、合理的な根拠と十分な説明が不可欠であります。

そこで、市長が都市計画税を導入すべきと判断された最大の理由は何か、市長の見解を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税の導入につきましては、市民の皆様に新たな御負担をお願いすることとなる極めて重要な制度であると認識をしており、その検討に当たっては、十分

な説明と理解の醸成が不可欠であると考えております。

その上で、本市といたしましては、繰り返しになりますが、将来の市街化区域内の道路、公園、下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策等の行政課題に継続的かつ安定的に対応していくためには、税負担の公平性の観点から、都市計画税の必要性や在り方について検討していくことが重要であると考えております。これが本件を検討すべき大きな理由でございます。

今後、都市計画税の必要性や在り方について具体的に検討する際には、丁寧で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民及び議会の皆様との対話を重ねながら、慎重かつ適切に対応をしてまいります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今、都市計画税の導入の話をされました。財政的に厳しいということですけど、これまで市側のこういった財政の答弁を聞いていますとこれまで行政改革大綱や実施計画に基づき行政改革を進めて財政の健全化を進めてきたという答弁をされてきました。

それで、急に都市計画税の導入が必要であるというようなことなんですけれども、これまでの行政改革のみでの必要な財源確保が実際に困難であるということの認識でよろしいのでしょうか、市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　行政改革をこれまで進めてきておりまして、その効果というものは毎年毎年数値でお示しをさせていただいているところでございますが、さらにさらにこれは進めていかなければならない行政改革でございます。

そういった中で、それにも増して施設の老朽化等、また道路、公園、公共下水等の整備がもう待ったなしの状況であるわけでございます。そのような中で、市民の皆様に市街化区域の都市計画税ということで御負担をお願いし、税の公平性の観点からも、その市街化区域の方々のために目的税として都市計画税を導入してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今、市長から、都市計画区域内の事業について、この当該都市計画税を充当していかなきゃいけないというようなお話でした。

それに関連して６番目の質問です。

都市計画税導入に至る経緯についてお尋ねします。

自由通路事業や下水道事業など、都市計画税の対象となる事業を進めるに当たり、当初は都市計画税を財源として想定していなかったにもかかわらず、現在は導入が必要とされていることについては、当初の財政見通しや事業計画の精査が十分でなかった、いわゆる見込みが甘かったのではないかと考えますけれども、この点について市の見解を伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　自由通路事業や下水道事業につきましては、事業着手に当たり、国庫補助金や地方債などによる財源確保を想定した事業を計画し、進捗させてきたところでございます。

一方で、その後の社会情勢等の変化により、当初計画時には想定が困難であった物価、建築資材価格の高騰、人件費上昇などにより財政需要全体が拡大し、現在の財政運営に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

加えて、近年は社会保障関係経費などの固定的な経費の増加やＤＸ推進など、新たな行政需要への対応も必要となっており、税収の大幅な伸びを見込むことを期待できないことから、本市の一般財源を取り巻く環境は、事業計画当初と比較して厳しさを増しているところでございます。

そのため、都市計画事業を将来にわたり安定的に推進していくためには、受益と負担の関係も踏まえながら、都市計画税を含む財源確保策について検討する必要が生じてきたものであります。必ずしも当初計画精査が不十分であったということではなく、その後の社会情勢や財政環境の変化による影響が大きいものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今の総務部長の答弁に対して、市長に再質問です。

以前の平野議員の一般質問において、自由通路事業の進め方についての一般質問において、市長や元建設部長、今の財政課長などは、自由通路事業について財政的に問題はないとそれぞれ個別に答弁されております。

しかし、現在は都市計画税の導入が必要であるとの考えを示されており当時の答弁との整合性について疑義が生じますけれども、この点について総括して市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税導入につきましては、自由通路事業に特化したものではございません。

先ほども申し上げましたように、道路、公園、下水道事業等、また老朽化施設等の修繕に充てるということでございますものですから、その一部が自由通路事業にも充たるかもしれませんが、特化した事業ではないということ、都市計画税ではないということを御理解いただきたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　特化したことはないと言われても、総事業費を考えれば、自由通路事業は今でいうと50億円を超えている。これから60億、70億に膨れ上がるかも分からないという状況であって、本来であればそういう都市整備、都市計画区域内の事業は、当初から都市

計画税導入を条件に事業を進めていかないと、今、総務部長言われたように、物価高騰だ、人件費だって、それはその当時にそういうことは最悪を想定して財政運営を市民に示して、また議会に示して運営していくのが本来なんですよ。

先ほどの総合計画にあったように、後から後から計画に載せておるんやけれども、事前にそういうことを想定して載せておいた上で議論していかないと、こういう行き当たりばったりの苦し紛れの答弁になっちゃうんですよ。そういうことがないように、もう最悪のシナリオ、自由通路やるときでさえ、安直に財政的に問題ないとしたら、あのときはそうですよ。だけど、最悪のことも想定して大丈夫ってことがあのときに言えないと、私は行政としてはちょっと無責任な部分があるのかというふうに思わざるを得ません。

というのは、やはりこれから、市長も言われるように財政が厳しいということは、結局、自由通路事業にしても、これから始まっていく車新田の事業にしても、あれが例えば20億円の事業であっても、蟹江町でもそうですけど、蟹江町は総事業費の３割の補助金を出しているんですよ。弥富市それ、さっき言うように投資ができないんじゃないかなと思うんですよ。西末広の工業団地の県議の企業庁のやつはいいんですけど、弥富市が独自で進める企業誘致というか、車新田の開発にしても、そういう投資が、例えば10億なら３億円出せるだけの本当に財源が確保されているのかなとすごい心配になります。中日ドラゴンズの話もそうですけど、中日ドラゴンズに投資ができないってことは、車新田にも同じことが私は言えると思うんですけれども、その辺り、また９月議会のときに質問していきたいと思いますけれども、再質問です。

令和５年、さっきの12月議会において、自由通路事業については、物価高騰とか人件費として約８億3,000万の事業費の増額が行われましたけれども、その時点では都市計画税の導入は、当然さっき言いましたように、くどいようですけれども示されておりません。にもかかわらず、現時点ではＪＲ・名鉄から新たな大幅増額は示されていない中、なぜ都市計画税の導入が必要となったのか。再度、くどいようですけど、市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどから申しておりますが、都市計画税導入の目的につきましては、市街化区域内のインフラ整備、また市街化区域内の施設の老朽化対策等々でございますものですから、令和５年度の自由通路事業の際のなぜ示されていなかったかという整合性につきましては、今申し上げましたように、目的税でございますものですから、駅に特化したものではないということで御理解いただきたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員に申し上げます。

まだ質問が残っておりますので、時間内に収めていただきますようお願い申し上げまして、横井議員。

**○５番（横井克典君）**　次に、７番目の質問です。

前の質問で示された自由通路事業についてお尋ねします。

自由通路事業におけるＪＲ分及び名鉄分それぞれの事業費について近年の物価高騰や資材費、人件費の上昇を踏まえ今後どの程度の増額を見込んでいるのか市の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業における事業費につきましては、鉄道事業者との協定額になりますが、総額48億7,427万円のうち、ＪＲ東海分は37億8,180万円、名鉄分は10億9,247万円でございます。

今後の増額見込みにつきましては、これまでの議会でも答弁しておりますとおり、近年の物価高騰や人件費の上昇などの要因による事業費の増額を前提とした協議を行う可能性は否定できないと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今の部長の答弁を踏まえて、市長に今度お尋ねします。

再質問です。

近年の建設工事費においては、部長言われたように、物価高騰等により事業費の増額が全国的に相次いでおります。自治体によっては、計画の見直しも迫られている事例も見受けられております。令和12年度末には財政調整基金残高が6,000万円程度まで減少する見込みがあることを、財政課から資料を請求して分かったところでありますけれども、今後の財政運営にも大きな影響が懸念されます。

そこでお尋ねします。

今後の事業費増額の見込みについて、本市として、ＪＲ・名鉄事業者側へ積極的に増額見込みを確認して、的確に市として把握すべきかと考えますが、市長はどのようにお考えですか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、多額の工事費が必要となってくるわけでございます。

そのような中、現在の社会情勢、世界情勢をかいま見ますと、上昇もやむを得ないのではないかと思っているところではございますが、できる限り工事費の抑制、ＪＲ側、また名鉄側と話合いを持ちまして、抑えてまいりたいと思っております。将来的な負担をできる限り少なくしてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　市長が直接金額を請求するというようなことはちょっと言われなかったもんで、再々質問ですけれども、こういう人件費の高騰、物価高騰、そういったもろもろ

社会情勢を踏まえると、今後の財政負担や事業費負担のリスクを考慮した場合、都市計画税の導入を前提とするのではなく、自由通路事業そのものについて事業規模の縮小なども含めた見直し、行政改革ですね、そういった併せて検討すべきではないかと考えますけれども、市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　都市計画税導入の予定、現在の本当に予定でございますけど、令和12年度からということでございまして、この自由通路事業につきましては、12年度末が完了予定としておるところでございます。

そういった中で、都市計画税を充てる充てないというのは、なかなか現在は申し上げることはできないわけでございますけど、いずれにしましても、昨今の情勢をかいま見ますと、人件費、また物価高騰ということで上がってくる可能性が高いものですから、そういった面ではしっかりとＪＲ、また名鉄とは協議をしながらこの事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　次に８番目、ここからは都市計画税の課税に関する具体的内容についてお尋ねします。

本市における市街化区域及び市街化調整区域について、現時点でそれぞれの面積と、そこに住んでみえる人の数、人口はどの程度と推計されているのか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本市の市街化区域の面積は約1,110ヘクタール、市街化調整区域の面積は約3,718ヘクタールでございます。

また、令和８年３月31日現在の市街化区域の人口は２万7,461人、市街化調整区域の人口は１万5,775人でございます。

なお、この人口につきましては、市民課のデータを基に計算しておりますので、地区によっては市街化区域と市街化調整区域が混在する地区もありますので、案分による概算の数値となりますので、御理解ください。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　また、近隣自治体では、蟹江町が令和７年度から、あま市が令和９年度から都市計画税を導入すると承知しております。

これを踏まえ、本市において市街化区域内の土地、家屋を対象に税率0.3％で課税した場合、年間どの程度の歳入が見込めるのか、市の試算額をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　本市の都市計画税につきましては、税率を地方税法で定められた

制限税率である0.3％とした場合、概算で年間約５億5,000万円と見込んでおります。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　ありがとございます。

次に、都市計画税の具体的な負担額について市民に分かりやすい形でお示しいただくため、個別具体の例を挙げてお尋ねいたします。

例えば、土地が小規模住宅用地2,000平方メートル以下で評価額600万円、特例により課税標準額が６分の１となる場合、また家屋が新築軽減のない住宅で評価額600万円、特例なしの場合、それぞれの固定資産税額及び都市計画税は年間幾らになるのか、具体的な数字をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　議員から提示されました具体的なモデルケースで、税率を0.3％として機械的に計算いたしますと、土地につきましては、固定資産税は１万4,000円、都市計画税は6,000円となります。

また、家屋につきましては、固定資産税は８万4,000円、都市計画税は１万8,000円となります。

なお、税額につきましては、土地や建物の規模、特例適用の有無などにより大きく左右されることとなりますので、標準的な税額をお示しすることは困難であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　先ほど言われたように、かなりの大きな市民の負担になるもんですから、やはりこれは早いうちに弥富市の財政状況を説明して、数年かけてきちんと市民に分かっていただくような進め方をしていただきたいと思います。

また、11番、本市は令和12年度からの課税開始を想定していますが、財政調整基金の減少見通しや今後の財政需要の増大を踏まえると導入時期については慎重に検討する必要があると考えます。

将来的な財政運営への影響を見据え、令和10年度からの課税開始を含め、導入時期の前倒しについて検討する考えはあるのか、市長の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　本市の財政運営につきましては、議員御指摘のとおり、今後、扶助費の増加や公共施設等の老朽化対策経費の増大などにより、厳しい状況が続くものと認識をしております。

そのような中、都市計画税につきましては、将来にわたり安定的に都市計画事業を推進していくための財源確保策の一つとして、令和10年度策定予定の第３次弥富市総合計画との整合性を図りつつ、令和12年度からの導入を想定しているところでございます。

一方で、都市計画税は新たな市民負担をお願いするものであることから、制度導入に当たりましては、課税の目的や必要性、使途、負担の在り方などについて、市民の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解を得ていくことが重要であると考えております。

また、周知期間の確保や課税システムの構築など、制度導入に向けた準備にも一定の期間を要するものと認識をしております。

そのため、現時点におきましては、令和12年度導入のスケジュールを基本としておりますが、今後の社会情勢の変化や財政需要の動向につきましては十分注視していく必要があると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　12番目の質問に入ります。

また、都市計画税導入に当たって、都市計画税に対する市民の理解を深めるためにも、令和９年度中に市民説明会を開催し、導入の必要性や市民負担、財政状況などについて市民との具体的な議論を進めていくべきであると考えますけれども、市の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　都市計画税の導入に当たりましては、市民の皆様の御理解を得ることが極めて重要であると認識をしております。

御質問の市民説明会の開催時期につきましては、現時点においては具体的な時期を定めているものではございませんが、まずは庁内において都市計画税に関する勉強会を立ち上げ、先行導入自治体の調査・研究を進めるとともに、本市における制度設計の在り方について検討を深めてまいりたいと考えております。その上で、一定の整理が図られた段階におきましては、市民の皆様に対し、制度の趣旨や必要性、内容等について丁寧に御説明し、御理解を得られるよう努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　そうしますと、今のところ都市計画説明会は未定だということですけれども、本市の財政状況について市民に正確に理解してもらうために本年度中、または令和９年度中に財政説明会をされる予定は、考えはあるのかお尋ねします。市長にお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　現時点では財政説明会の予定はございませんが、広報とかいろんな市民への伝達手段を使いまして、市の財政についてはお伝えしてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　最後行きます。

13番、仮に都市計画税の導入について市民及び議会の理解が得られず、導入が実現しなか

った場合でも、令和13年度以降の一般会計及び特別会計の当初予算について、必要な財源を確保し適正に編成することは可能なのか、市の見解をお尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　現状において、令和13年度以降の財政状況を見込むことは困難ではございますが、今後一層の少子高齢化の進展による扶助費の増加、物価高騰などによる投資的経費の増加が予想されることも踏まえますと、大変厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

このような状況は、本市に限らず全国共通のことであり、このため、県内38市のうち本市と愛西市を除く36市では都市計画税を導入し、安定的に都市計画事業が進められていると理解しております。

財政の悪化は市民生活に大きな影響を与えることになります。より一層の財政の健全性の確保に向けた財政運営が必要となりますので、行財政改革に取り組んでまいります。

あわせて、予測できる未来に向けて対応することが必要でありますので、都市計画税の導入については、まず内部でしっかりと検討を進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　最後、市長に……。

**○議長（高橋八重典君）**　時間ですので、まとめてください。

**○５番（横井克典君）**　はい。

令和12年度末に財政調整基金が6,000万円になる。通常予算を組むときって、一般会計の繰入れを5,000万ないと予算組めないんですよ。6,000万円で組めるのか、最後それだお答えください。予算編成ができるかどうか。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　全国の自治体の多くが、ただいま厳しい財政状況に置かれております。財政悪化により市民サービスが低下しないよう、しっかりと影響を踏まえ、これからの財政運営に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　以上、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩をします。再開は午前10時40分といたします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午前10時33分　休憩

午前10時40分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

**○６番（板倉克典君）**　６番　板倉克典です。

通告に従いまして一般質問いたします。

市内にある総合福祉センター内のサービスに関して強化を希望する質問をいたしてまいります。

３月議会での平居議員の一般質問にもありましたカラオケ設備に関して伺います。

高齢者の使用者が減っているという話でしたが、配信を更新しないので使用者が減っているという考えにはならないでしょうか。コストカットでしょうか。質問してまいります。

カラオケ設備のリース更新をせず、なぜ終了するのでしょうか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　カラオケの利用終了に至った理由につきましては、市内及び近隣市町の民間カラオケ施設の普及に伴い、公共施設におけるサービス提供の役割としては一つの区切りを迎えたものと判断し、サービス提供の終了に至ったものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　データは求めませんが、民間でカラオケ施設が増えていますでしょうか。総合福祉センターのサービスは民間と競い合うものではないと思いますが、続けます。

カラオケのリース代金は配信も含めておおよそ１年間幾らほどかかりますかお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和７年度分の金額でお示ししますと、総合福祉センターにおいては14万9,000円、いこいの里においては42万5,000円、十四山総合福祉センターにおいては11万3,000円でございました。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　市民個人で所有するには高価な娯楽です。

さて、４月１日以降、カラオケ専用の部屋２部屋が１部屋になっています。今使用している部屋もやがて使われなくなります。カラオケのための部屋を閉鎖後どのように使う予定でしょうか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　カラオケルームの今後の利活用について、現時点においては決まっておりませんが、高齢者の集いの場として有効活用を検討してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　後が決まっていないのにやめてしまうということです。まずコストカ

ットし、その後考えるということですが、それでよいのかなという思いです。

利用する高齢の方にとって、毎週の生きがいになっていたり、友人との交流に使われるなど、貴重な重要な施設であると思います。高齢者の集いの場として、防音されているカラオケ部屋を有効活用するということですがやはりそれがカラオケ施設が向いていると思います。

来年度、カラオケをリース更新し復活してください。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　カラオケにつきましては、高齢者同士の交流の場として意義のあるものと認識はしておりますが、民間のカラオケ施設の普及が進む中、民間で行えるサービスは民間へ移行していく考えに基づき、サービス提供の復活はしないものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　カラオケがあり、お風呂も喫茶店もあって、安く利用できるのが総合福祉センターのよいところです。復活はないという答弁ですが、復活を望みます。

続けます。

事務局の方、書画カメラ１をお願いします。

電位治療器というものがあります。体に電位を与えて治療する機械です。

鰯浦の総合福祉センターと十四山総合福祉センター内の電位治療器、名前はヘルストロンと言います。頭痛、肩凝り、慢性便秘、不眠症という４つの症状の緩解が認められ、医療機器として昭和時代に厚生省から承認された医療機器です。

そのヘルストロンが４月から市の方針で利用終了となっています。３月議会で、３月末で利用を終了すると説明がありました。故障したわけでもなく、期限を区切って終了したという印象です。５月中旬までは、電源は入っていないものの各福祉センター内にありましたが、現在ありません。廃棄されてしまっています。

鰯浦の総合福祉センターと十四山総合福祉センターにあった電位治療器ヘルストロンを終了した理由を答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　ヘルストロンの利用終了に至った理由につきましては、設置機器が販売終了から20年以上が経過し、部品等の調達が困難なことから、保守点検及び修理対応ができないことになりました。このため、令和７年度末をもって機器設置の終了に至ったものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　厚生省から医療電気機器の使用方法について詳細を定めた通知、医療電気機器による漏電事故等の防止についてというものが出ていまして、答弁にありますよう

に、保守点検は重要になっています。電位治療器ヘルストロンですが、当時、設置に関して株式会社中部ヘルストロンという会社が関わっていましたが、現在は存在しません。その会社は。保守点検もできなくて、機器として寿命が来たという答弁と捉えさせていただきますが、続けます。

総合福祉センターに４台と十四山総合福祉センターに６台あった電位治療器ヘルストロンですが、この電位治療器は設置当時幾らほどで購入しましたか、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　総合福祉センターにおいては、４台で142万3,000円、いこいの里においては、４台で142万3,800円、十四山総合福祉センターにおいては、６台で178万5,000円でそれぞれ購入いたしました。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　いこいの里にもあったんですね。割り算しますと、総合福祉センターの機器は１台約35万円、いこいの里の機器は１台約30万円です。個人が所有するには高価で、行政施設のサービスならではです。利用者にも愛された機械です。

瀬戸市では、スカイウェルという名前の同じ電位治療器が設置されています。１回20円、100円で、利用料金として集まったお金の一部が赤い羽根共同募金に寄附されるという仕組みで運営されています。各自治体の福祉施設に向け、保守点検業務をしっかりしてくれる専門業者があります。電位治療器が弥富市の高齢者の健康維持の手伝いをしてくれるという観点で再設置を望みます。

各総合福祉センターの利用者から声が届いています。恐らく各福祉センターの職員にも声は届いていると思います。各施設２台ほどで構いません。電位治療機スカイウェルなど、新たに設置してください。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　限られた財源において持続可能な市政運営を維持していくため、中長期的な維持管理コストの観点からも、将来的な設置も難しいものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　最初の設置台数が多いので撤去したときの喪失感が大き過ぎて、市民サービスが大変な勢いでなくなっていると市民が気がついています。

事務局の方、書画カメラ２をお願いします。

写真は鰯浦の総合福祉センターにあるマッサージ機です。シンプルなものです。十四山総合福祉センターにあったマッサージ機が老朽化で故障し、修理できないという理由で撤去されています。今年４月のことです。新たな機器を設置する予定がないと貼り紙がされていま

した。このマッサージ機に関しても、高齢者の健康維持の手伝いをしてくれる道具だと考えれば貴重なサービス機器です。

十四山総合福祉センターにマッサージ機の再設置をお願いします。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　十四山総合福祉センターのマッサージ機の再設置につきましては、考えてございません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　先ほどの写真は、鰯浦の総合福祉センターのものでした。現在稼働しています。故障したら撤去されるのがもう想像できてしまいますが、伺います。

稼働している総合福祉センターのマッサージ機、鰯浦のマッサージ機は故障したら撤去の予定でしょうか、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　総合福祉センターにおきましても、現行の機器が使用不能となった場合は撤去し、機器の再設置につきましては考えてございません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　私、３月議会で小学校の校庭にある遊具に関して一般質問いたしましたが、軒並み傷んだ遊具を撤去して終わらせてしまう印象を受けました。今も同じ印象でおります。新しいものに更新していただきたいという希望です。

続けます。

各総合福祉センターにあるデジタル自動血圧計は、故障したら撤去の予定でしょうか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　血圧計につきましては、入浴前後における利用者御自身の体調確認のために必要があることから、故障した場合には修理または機器の更新を行ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　仮の質問でしたが、答えていただいています。自動血圧計は娯楽ではなく現状把握をするものであり、楽しみにして使用するものではないですが残してください。

続けます。

新聞に関してです。

中日新聞と中日スポーツの２紙購入がされていましたが、中日スポーツの購入を市の方針ということで、４月以降購入をやめて利用者が読めなくなっています。市の方針という理由でした。

新聞、中日スポーツの購入をなぜやめましたか。市の方針とは何でしょうかお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　今後の施設の在り方を検討するに当たり、現在の入浴や娯楽に特化した施設から、健康づくりや多世代交流の場づくりなどの要素を取り入れた施設運営ということも考えていかなければならない中におきまして、中日新聞１紙の購読とさせていただいたものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　中日スポーツの月額購読料、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和７年度末時点では、消費税込みで月額3,000円でございました。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　先ほど横井議員の質問で、中日ドラゴンズのファーム拠点の移転先候補の話がありました。たくさんの自治体が手を挙げています。プロ野球ファン、特にドラゴンズファンが多い地域ですから、まちおこしを考える上で市民の追い風を受けやすいことにもなります。

さて、この新聞、中日スポーツですけれども、プロ野球ファン、ドラゴンズファンも多い弥富市の福祉施設で、この中日スポーツはスポーツや娯楽記事に特化していますし、市民に読んでもらうにも適していると思います。多世代交流の場づくりを考えるということならば、たくさんの利用者が読んでいた、コストカットとは言われていませんが、月3,000円の新聞をやめるのかと残念で仕方がないです。

質問です。

新聞、中日スポーツの再購入の考えはありますか、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　スポーツ新聞の再購読につきましては、考えておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　コストカットとは言われませんが、新聞１紙をやめたわけですね。ただ、私は思うんですが、これは御家庭レベルです。お父さんしか新聞を読まないから、借金もあるし、家計を考えて購読をやめるという話なら分かるんですが、４万3,000人ほどいる人口の弥富市が言いますかという話です。

これは、経費削減のためにカットする部分を考える職員の方たちを責めるものではありません。市長、副市長がとにかく経費を削減せよと各部、各課に指示し、職員の方が削減する

ものを絞り出している結果であると思っています。

カラオケを継続してほしいという質問の答弁で、民間にあるサービスはそちらに移行という理由でした。総合福祉センターの娯楽や健康的なサービスはほぼ民間にありますから、民間に任せて税金を使わないようにするとなるとサービスがなくなってしまいます。喫茶店もお風呂も民間にありますから、そういうことです。

民間に任せて税金を使わないようにコストカットするのは、総合福祉センター内の市民サービスではなく、ＪＲ・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業ではないでしょうか。40億円ですとか、莫大な弥富市の持ち出しがあります。24時間通行できる駅の上の市道、自由通路はやめて、夜中は閉門して、事業主体はＪＲ東海、民間ということですね。民間に任すのはカラオケではなく駅舎の工事ですよ。月3,000円の新聞代金の比ではないということです。

続けます。

なぜ総合福祉センター内の高齢者への住民サービスをそこまで削るんでしょうか。市長、答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　少子高齢化の急速な進行や継続する物価高騰などの厳しい社会経済情勢は、本市の財政運営においても大変重くのしかかってきております。

特に柔軟な行財政運営を行っていくために必要となる財政調整基金の著しい目減りを食い止めるために様々な視点から対応していく必要がございます。この対応として事務事業総点検を行い、必要性、公共性を基に全ての事務事業を見直した結果であり、高齢者への住民サービスに限った削減ではないことを御理解いただきたいと思います。

なお、電位治療機ヘルストロンは、現在は施設からないわけでございますが、この効力は、先ほども議員おっしゃられたとおり、肩凝りであったり慢性的な便秘の解消であったりというようなことでございます。

そういった中で、これまだ検討も何もしていない状況ではございますけど、そういったものに代わる、例えばストレッチマットであったりとかストレッチポールを置いて、高齢者御自身が柔軟性を持った体になっていただければ肩凝りも解消されますし、また慢性の便秘等も解消されるんではないかと思っているところでございますが、そういったことも今後は少し検討させていただきたいと思っております。

また、新聞につきまして、現在は中日新聞１紙ということでさせていただいておるところでございますが、中日ドラゴンズが多い弥富市民ということでございますものですから、中日新聞をスポーツ新聞に切り替えるということは、これ可能なことでございますものですから、皆様の御意見を聞いて、またこちらのほうも進めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　福祉や子育てでも他市町から一歩リードしていた時期が弥富市にはありました。簡潔に言ってしまうと、税金の使い方のバランスが崩れ出していると考えます。公共事業を何か１つ中止にすることを考えてもいいのではないでしょうか。今現在でも副市長、市長の強い指示で何かの予算をカットしなければならない苦しい職員がいます、きっと。

総合福祉センターの話に戻ります。

福祉センターの存在意義、今後の在り方をどう考えますか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場を総合的に提供することを目的として設置され、市民の皆様には長年にわたり施設を御利用いただいております。

しかしながら、近年では、全国の同様の施設においても施設及び設備の老朽化対策に多額の費用を要しており、施設の維持管理の観点において、従来と同様の施設運営を継続していくことが、施設の存在意義を問われる流れに変わってきております。

また、このような状況において老人福祉センターは従来の入浴や娯楽を提供する憩いの場から、高齢者の孤立防止、社会参加、介護予防を目的とした多機能な地域施設の役割、健康増進事業の強化や多世代交流を通じた地域コミュニティ施設への転換が求められております。

本市としましても、カラオケや娯楽中心の運営から、既存機能の拡大として高齢者を対象とした健康体操や体力測定を行う元気塾への参加の促進や、社会的孤立の防止として、福祉センターを定期的に利用する各種団体の活動へ、高齢者が気軽に集える地域の居場所機能としての働きかけを行い、新たな楽しみな日課づくりとセンターの利用促進につなげてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　各種団体の活動へ高齢者が気軽に集える地域の居場所機能といただきましたが、スマイル教室をこの春でやめてしまっています。第３次弥富市健康増進計画の中で、生き生き暮らせるまちづくり、健康寿命の延伸を基本理念とするとうたっています。ところが、高齢者が総合福祉センターを訪れた際の楽しみにしている日常の日課を物すごい勢いでなくしています。サービスをなくしたら別のサービスを追加して、高齢者の楽しみを確保してください。強く要望し、次に参ります。

校外で学ぶ児童・生徒の環境に関して質問してまいります。

学校を平日に休んで、保護者らとその日を体験・探求学習に活用するラーケーションに関してまず伺います。

校外での自主学習活動になりますから、子供は学校に登校しなくても欠席扱いにはなりま

せん。ラーケーションに関して、愛知県全体の休み方改革プロジェクトの中で４年前から始まったこのラーケーションに関してですが、市内小・中学校、小学生、市内中学校、中学生のラーケーションの平均取得日数を答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　ラーケーションは年間３日取得でき、小学校における平均取得日数は0.62日となっています。また、中学校における平均取得日数は0.26日でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　愛知県教育委員会のラーケーションの例では、保護者と大相撲観戦とか大学の講義に参加など、保護者としてもお金を使ったり、かなり下調べしないとできないものが例として記載されています。ですが、自宅でちらしずしを保護者と作るという例もあります。弥富市教育委員会のラーケーションの例では、そこまで大がかりな内容の記載はありません。このラーケーションは、子供の考えだけでは計画は難しく、保護者との話合いの中で保護者の考えや生活環境が大きく影響して計画が決まるようなものです。

ラーケーションの届出が児童・生徒から出た場合、担任教師が学習計画の内容によって受理しないということはあるのでしょうか、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市におけるラーケーション制度は、県の実施要綱に基づき、保護者と共に行う、体験的・探求的な学びの要素を含むことの２点を要件としております。

ラーケーションカードの提出に当たっては、御家族でよく話し合って計画を立てて、学級担任まで提出することとしております。提出された学習計画が上記制度の要件を明確に満たしていない場合には、要件を満たすよう計画内容の修正や具体化をお願いすることがございますが、受理しなかったことはございません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　先ほど、小学校では平均取得日数は0.62日、中学生の平均取得日数は0.26日と答弁いただいていますが、愛知県教育委員会発表の県の平均取得日数ですが、小学生平均取得日数1.8日、中学生平均取得日数1.7日です。

弥富では活用する児童・生徒が少ないと感じますが、教育委員会独自の分析はありますか、答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市では、ラーケーションを活用する児童・生徒が多いとは言えない状況にあります。

現時点では市独自で詳細な分析を行うまでには至っておりませんが、県の調査では、ラーケーションを取得しなかった理由として、家庭の予定が合わなかった、学習や部活動の影響

を心配した、制度の内容を十分に理解していなかったといった声が多く寄せられております。

こうした県全体の傾向は、本市の状況とも重なる部分があると考えております。そのため、制度の趣旨や活用方法がより伝わるよう、学校を通じた丁寧な周知に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　今年の秋に愛知県で開催されますアジア競技大会・アジアパラ競技大会を競技場で観戦するための特別ラーケーション、観戦特別ラーケーションが追加で２日増やされます。合計５日になります。校外にも学習する場がたくさんあり、欠席扱いにならないことなど、保護者や児童・生徒にしっかり趣旨を伝えて取得を促進してください。お願いします。

続けます。

不登校児童・生徒の状況と応援の覚悟に関して聞いてまいります。

令和７年度末の３月31日の時点の市内の小学校８校、中学校２校、各学校の児童・生徒の在籍人数を各校ごとに答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　令和８年４月１日現在における市内小・中学校の在籍人数は、弥生小学校503人、桜小学校338人、大藤小学校113人、栄南小学校78人、白鳥小学校251人、十四山東部小学校99人、十四山西部小学校74人、日の出小学校476人、弥富中学校656人、弥富北中学校399人でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　小学校８校、中学校２校、各学校の不登校児童・生徒の人数を各校ごとに答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　令和８年３月１日現在における市内小・中学校の欠席日数が30日を超える登校児童・生徒数は、小学校52人、中学校76人、全体で128人でございます。

学校別の状況につきましては、弥生小学校６人、桜小学校13人、白鳥小学校８人、日の出小学校20人、弥富中学校48人、弥富北中学校28人でございます。

一方で、これ以外の学校は不登校児童数が少なく、その数を公表することにより個人の特定につながる懸念があるため、人数の公表は控えさせていただきます。

本市といたしましても、引き続き児童・生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、関連機関と連携しながら不登校児童・生徒への支援に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　一部公表を控えるというところがありました。

私、２年前にも不登校児童・生徒の人数を各校ごとに一般質問で聞きました。全て答弁を

もらっています。児童数の少ない学校は不登校になる児童の数が少ないのはもちろんですが、弥生小や桜小のようなたくさんの児童がいる学校より割合、パーセントが少ないという数字を確認したいので質問しております。

再質問ちょっとさせていただきたいんですが、お願いします。

教育部長にお聞きします。

２年前に不登校児童の人数を各校ごとに聞いて答弁をもらいました。その頃、どちらかの保護者から子供が特定されて困ったという苦情が教育委員会にありましたか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　そのようなお声はいただいておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　ないということですね。

児童数と不登校児童数の割合を数字で確認するために聞いております。２年前もです。学校以外にも学ぶ場はある。教育委員会も不登校児童・生徒に寄り添っていきましょうという内容でした。個人の特定につながる懸念という理由ですと、不登校は問題行動で、保護者は隠すべきことと思っているという先手を打った懸念に聞こえます。そこで止まっていただきたくないと思っています。

仮に今回、人数を答えて特定されたではないかという苦情があったならば、趣旨がはっきりしているので教育委員会としては答えました、そう言っていただいたらよいと思っています。そして、不登校は問題行動ではなく、教育委員会としても校外で学ぶ場を設置したりと応援していると。もし特定して何か言ってくる他人がいたならば、教師や教育委員会が出ていって、それは違いますよと言いますよと言うということですね、それが教育関係者や教師の腕の見せどころではないんでしょうかと思っています。

続けます。

文科省は、2024年度で過去最多の不登校の児童・生徒となったと発表しています。

市内小・中学校で2024年３月時点と比べ、2026年３月時点の不登校児童・生徒の割合が、小学校、中学校ともに弥富市内減っております。私の調べです。

小学校合計が2.8％から2.6％、中学校合計が7.2％から6.8％へ、小学校では、弥生小が2024年度と2026年度で比較すると2.9％から1.2％に減っています。児童数が多い学校ですから、この数字が小学校全体の割合を押し下げています。

そして、中学校ですが、統合で生徒が増えた弥富中学校が7.9％から6.9％に減っています。生徒数が多い学校ですから、やはりこの数字が中学校全体の割合を押し下げています。

通告しております３つ目と４つ目を同時に質問します。

弥生小が２年前と比べ不登校児童数の割合が減った要因、そして弥富中学校が２年前と比べ不登校生徒の割合が減った要因をどう考えていますか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　不登校の状況は、児童・生徒一人一人の背景が異なることから、要因を特定することは難しく、また特定の取組と改善との因果関係を断定することもできないところでございます。

具体的な取組としましては、スクールカウンセラーや支援員との連携を生かした相談体制の充実、教室以外で過ごせる児童の状況に応じた学びの場所や居場所づくり、家庭との小まめな情報共有、幼保小連絡協議会を通しての情報共有といった学校の日々の積み重ねが上げられます。

その上で、弥富中学校では、毎週行う生徒指導部会に養護教諭やスクールカウンセラーも参加し、生徒の小さな変化を丁寧に受け止め、早い段階で関わる姿勢を大切にしてきたことが、結果として改善につながったものと受け止めております。

本市といたしましても、こうした学校の取組を大切にしながら、相談体制の充実等の環境づくりに引き続き努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　不登校になる理由ですが、児童・生徒の欠席理由の報告が各学校からあると思いますが、文部科学省の発表では、不登校児童・生徒の欠席理由、不登校の理由は、１番目に不安、無気力が上がっています。何に対して不安、無気力なのか理解したいのですが、不登校理由の不安、無気力に対してなぜそうなったか、弥富市教育委員会ではどう分析していますか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校からは、生徒一人一人には発達の特性が隠れており、適切な理解や支援が得られず不適応を起こしてしまうケース、思春期特有の人間関係への不安から心理的に疲弊し、登校が難しくなるケース、学業不振や家庭環境など複数の要素が重なり合うケースなど、様々な背景が複合的に影響していると聞いております。

本市といたしましても、様々な要因が複合的に絡んでいるからこそスクールカウンセラーをはじめとした相談体制を充実させ、一人一人に寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　総体的に見て、学級数の少ない学校より学級数の多い学校のほうが不登校児童・生徒が多い傾向がありますがどう分析していますか、お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　不登校の背景には一人一人異なるため、学校規模と不登校との因果関係を特定することは難しいと考えております。本市の総合教育会議でも、様々な家庭環境の子供が多く混在する地区では不登校が生じやすい傾向があるとの意見が示されましたが、あくまで傾向であり、学校の規模だけで説明できるものではないとの認識が共有されております。

学級数が多い学校では、人間関係が複雑になりやすい、集団が大きいことで個々の困り事が見えにくい場合があり、一方で、学級数の少ない学校であっても、人間関係が固定化して生きづらさを感じることも起こり得るため、学校規模だけでは不登校の傾向を説明することはできないと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　承知しました。

文部科学省の調査からですが、空いている教室を活用しての校内教育支援センターを設置している学校の調査が発表されています。愛知県の公立小・中学校は、設置率43.4％と発表されています。

市内小・中学校の一部に通級指導教室がありますが、これは文部科学省の調査対象となった校内教育支援センターでしょうか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市の通級指導教室は、校内教育支援センターとは別のものでございます。

通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら必要な時間だけ通級し、個々の特性に応じた学習支援やコミュニケーション支援を受けることを目的としております。現在、市内では弥生小学校、桜小学校、白鳥小学校、日の出小学校、弥富中学校、弥富北中学校の６校で開設しております。

一方で、校内教育支援センターは、不登校傾向の児童・生徒や教室での生活が不安定な児童・生徒を対象に、学校とのつながりを保ちながら安心して過ごせる場所を確保することを目的とした施設になります。学習支援や相談支援を行い、学校復帰につなげる役割を担うものでございます。

本市では、校内に教育支援センターを設置しておりませんが、校外に設置している教育支援センター「アクティブ」がその役割を担っております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　市内小・中学校内に６教室ある通級指導教室の利用者数を６校、各学校ごとに答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市では、小・中学校合わせて６校を拠点校として通級指導教室を設置しており児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導を行っております。

利用人数につきましては、令和８年４月末時点で、小学生52人、中学生11人でございます。児童・生徒の特性に関する情報が推測されるおそれがあることから、学校ごとの具体的な人数を公表することは差し控えさせていただいております。

小学校や中学校では、拠点校に配置された担当教員が、その他の小学校へ巡回指導を行っており、市内全ての児童・生徒が必要に応じて支援を受けられる体制となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　文部科学省で、令和５年３月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、ＣＯＣＯＬＯプランというものが取りまとめられていて、愛知県教育委員会を通じて弥富市教育委員会に通知が来ています。不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとして、校内教育支援センターの設置促進に関して速やかな推進に努めてほしいという通知です。登校できても教室に入れないという児童・生徒が割合で多い学校に校内教育支援センターを設置することが必要ではないかと思います。

質問します。

市内小・中学校いずれかに校内教育支援センターを設置する考えはありますか。答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　お答えいたします。

本市における教育支援センター「アクティブ」は学校の外にあり、学校に通いづらさを抱える児童・生徒には適していると考えています。

校内教育支援センターは、学校には行くことができますが、教室には入れない児童・生徒にとっては有効である一方で、アクティブのような専任の指導員を県費で配置する制度設計にはなっておらず、空き時間の先生がその指導に当たるという面での課題がございます。

今後は、児童・生徒の実態や活用できる部屋、指導員の確保等を総合的に考えていきたいと思っています。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　校内教育支援センターの設置率、全国平均ですと小学校は49.1％、中学校は77.5％で、愛知県は低いです。愛知県は、小・中学校で43.4％ですから、愛知県の教育予算が足らないと本当に実感します。

教育支援センター「アクティブ」に関して伺います。

令和８年度４月末現在のアクティブに体験入室中の児童・生徒を含んだ在籍数を御答弁お

願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　令和８年４月末時点では４人が在籍している状況でございます。体験中の児童・生徒はおりません。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　こどもまんなか児童福祉週間というものが、先月５月５日から１週間ありました。こども家庭庁などが唱えているものですが、その運動項目の４番目にこどもの居場所づくりに関する指針というものがあります。誰一人取り残さず、全てのこどもが自分の居場所を持ち、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態でいられる社会の実現を目指すとあります。学校や社会、家庭が不登校児童・生徒に共感的理解をし、受容の姿勢を持つことが重要であると思っています。

最後に、不登校の児童・生徒を支え、応援する覚悟を教育長に答弁お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市といたしましても、不登校は児童・生徒が抱える不安や困難のサインであり、まずはその気持ちに寄り添うことが重要であると考えております。

子供の声を丁寧に受け止めること、学校や社会とのつながりを保ち続けること、安心して過ごせる環境と学びの機会を確保すること、そして不登校となった児童・生徒の保護者の気持ちに寄り添い、そのケアを行うことを基本に、学校やアクティブ等と連携しながら、不登校の児童・生徒をしっかりと支えていく覚悟でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　板倉議員。

**○６番（板倉克典君）**　学校という場所に行けない子供たちがたくさんいます。アクティブの存在はますます重要になってくると思います。これからも運営に頑張っていただきたいとお願いし、私の一般質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午前11時25分とします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午前11時21分　休憩

午前11時25分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります小久保照枝議員から資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたのでよろしくお願いいたします。

次に、小久保照枝議員。

**○９番（小久保照枝君）**　９番　小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

本日は、病児・病後児保育の充実について、小・中学校の熱中症対策について、高齢者福祉センターに「マージャンで憩いのひろば」をの３点において質問させていただきます。

まず初めに、弥富市の子育てを支えるための病児・病後児保育についてお伺いいたします。

子供が急に体調を崩したとき安心して預けられる場所があるかどうかは、子育て家庭にとってとても切実な問題です。

本市では、ファミリー・サポート・センターが地域の支え合いとして機能し、利用会員500名、協力会員169名と体制が整いつつあります。私も協力会員の一人です。

病児・病後児保育を利用するには別途手続が必要です。子供の健康状況票、病児・病後児保育事前打合せ票、投薬依頼書、病児・病後児保育時用医療連絡票への細かい記載が必要になります。大変な手続でありますが、しかし病児・病後児保育を使わなければ、共働き家庭が増える中、体調が整っていない子供を無理に保育園へ預け、結果としてほかの園児へ感染が広がるケースも懸念されます。子供にとっても、保護者にとっても、そして保育現場にとっても、安心して利用しやすい病児・病後児保育の充実は、今まさに求められる課題ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

過去３年間の病児・病後児保育の利用状況をお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　ファミリー・サポート・センターの病児・病後児保育事業を利用した病児・病後児の延べ人数は、令和５年度は利用申込み69人に対し実際に利用したのは27人、令和６年度は利用申込み32人に対し実際に利用したのは16人、令和７年度は利用申込み29人に対し実際に利用したのは16人でございました。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　令和５年度から３年間聞かせていただきました。

年々申込人数も利用人数も減少しつつあることが分かりました。

次に、利用料についてお伺いいたします。

書画カメラ１をお願いいたします。

今回、病児・病後児保育の近隣市町の状況について調べました。項目を市町村名、下には実施類型、定員、利用料、対象児童、利用時間、場所となっています。

弥富市は、実施類型においては病児・病後児の類型になっています。

ここで違いを説明いたしますと、ファミ・サポ、ファミリー・サポートとは地域の住民同士が子育てを助け合う相互援助の仕組みであり、協力会員が１対１で子育てサポートする国の子育て支援制度であります。また、病児・病後児保育とは、施設等で看護師、保育士が常

駐し、専門的な体制の下で安全に預かれるよう国が整備した子育て支援と認識しております。

次に、本市の病児・病後児保育の利用料は１時間1,200円、上限3,600円という時間制です。一方、病児・病後児類型の近隣市町では日額1,000円から2,000円が一般的で、非課税世帯や生活保護世帯への減免も行われております。また、全国相場でも１日2,000円から3,000円が主流で、短時間利用でも負担が重くならない日額制が広く採用されています。

書画カメラ、ありがとうございます。

本市の料金は明確に高く短時間でもすぐ上限に達するため、利用負担があるのではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

本市の利用料金が近隣市町と比べて高い理由をお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　近隣の自治体におきましては、事業者ごとに認定こども園、病院、診療所、保育所などの運営施設で、その施設職員が病児・病後児保育事業を実施しているところが多く、料金につきましては、事業者による日額の設定となっております。

それに対しまして、本市の病児・病後児保育事業は、子育ての援助を受けたい人と援助できる人がそれぞれ利用会員と協力会員になり、子育てを助け合う有償ボランティア組織、いわゆるファミリー・サポート・センターを活用した事業でございます。その利用料は、協力会員への報酬として支払われるものであり、１時間当たり1,200円で上限額を3,600円としております。なお、上限額を超える利用分の報酬は利用会員の負担とはせず、本市が助成金として協力会員へ支払うこととしております。

県内では、施設等併設型で日額や、本市と同様なファミリー・サポート・センター活用型事業でも１時間当たりが低額の自治体もございますが、本市においては、市内医療機関に御協力いただき、医師連絡票の文書料を300円で発行していただくことで利用者の負担軽減を図っております。また、過去においては長時間利用がほとんどでありますので、他自治体のファミリー・サポート・センター事業との比較においては同等水準でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　ファミ・サポの区分であれば理解ができますが、本市においては看護師、保育士が常駐する体制の病児・病後児区分であれば、料金のほうも他自治体に合わせられるのではないかと思います。

子育て家庭の負担軽減は最優先の課題です。近隣市町の状況を踏まえ、日額制への移行、非課税世帯、生活保護者の減免、多子世帯への配慮など、利用しやすい料金体制への改善が必要と考えます。

そこでお伺いいたします。

これらの料金見直しを検討できないか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　先ほどの答弁でも申し上げましたが、本市においては、市内医療機関に低額で文書料の作成に御協力をいただいております。

また、事業の利用に当たりましては、長時間で利用料が上限に達する利用者がほとんどであり、利用料の上限を超えた分は本市が助成していることから、現時点での料金の見直しは考えておりません。利用者の皆様におかれましては、時間を気にせず御利用いただきたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　ぜひ病児・病後児区分料金を研究していただき、より利用料金の軽減を図り、子育て支援につなげていただきますよう要望しておきます。

次に、医療連絡票のＰＤＦ化、スマホ入力などについてお伺いいたします。

先ほどの資料１にも掲載しておりましたが、あま市や稲沢市は、予約システム電子申請が可能、大治はＬＩＮＥ予約が可能となっております。しかし、本市の病児・病後児保育を利用する際の手続は、保護者にとって非常に負担が大きいものとなっています。

というのも、現在の利用の流れは、まず１．事前にファミリー・サポート・センターの利用会員登録を行い、さらに子供の健康状況票を提出しておく必要があります。この時点で既に複数の書類を準備しなければなりません。次に、２．利用したい前日にはファミリー・サポート・センターへ電話で予約をいたします。さらに、３．かかりつけ医を受診し、医師連絡票を書いてもらう必要があります。これはどことも同じだと思います。医師連絡票は、一番最初に利用会員手続のときにお渡ししているそうですが、用紙がない場合はファミリー・サポート・センターに取りに行かなければならないそうです。体調が悪い子供を連れて受診し、書類作成、医師連絡票を受け取り、当日持ち物を確認し、書類を提出する、この一連の流れは保護者にとっても大変な負担かと思います。特に、書類が多いので申込みをしやすくしてほしいといったお声を伺っております。

一方、全国では、病児・病後児保育の予約システムあずかるこちゃん、現在ではテオテ病児保育が広く導入され、事前登録を行った後は市ホームページから利用連絡票を印刷し、医療機関に記入を依頼、空き状況の確認、予約、医師連絡票の事前入力がスマートフォンで完結します。予約を確認しましたら、当日は持ち物の確認、入室前問診入力を行い利用開始という流れになっております。稲沢市でも導入され、利用者の負担軽減につながっています。本市でも、まずは医師連絡票や問診票のＰＤＦ化、スマホ入力可能な様式の導入など、できるところから改善すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。

手続の簡素化を進める考えはないか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　病児・病後児保育事業を利用するには、初めにファミリー・サポート・センター利用会員の登録申込みを行っていただくことになりますが、利用する前であればいつでも手続は可能でございます。また、子供の健康状況票の記入につきましては、いざというときのために会員登録申込みと併せて行っていただいております。これらは、保護者にとって大切なお子様を責任を持って預かるために、お子様のふだんの健康状況やアレルギーの有無、予防接種の状況など詳細な情報を収集し、不測の事態に備えるために必要なものと認識しております。

このほか、医師連絡票につきましては、お子様の病状によっては預かることで病気が悪化したりすることは協力会員では判断しかねるため、当日利用までに医師の判断をいただいているものでございます。これらの書類は、他自治体のシステムでの手続によりましても必要な書類でありますので、まずは医師連絡票を市ホームページや手引に掲載してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　医師連絡票を市ホームページや手引に掲載して、様式を整理していただけるということでした。

それでは次に、駐車場、案内標示、併設などについてお伺いいたします。

書画カメラ２をお願いいたします。

現在の病児・病後児保育施設えがおには駐車場がないといいますか、スペースが狭く止めにくい、建物が分かりにくいといった課題があります。体調不良の子供を抱えながら迷ってしまう状況は保護者にとって大きな負担です。

書画カメラ、ありがとうございます。

一方、近隣市町では、書画カメラ３をお願いいたします。稲沢市は病院敷地内に新設し、環境整備が進んでいます。あま市や大治町は医療機関に併設され駐車場が完備されており、蟹江町は保育園に併設され、駐車場が利用可能となっています。

書画カメラ、ありがとうございます。

そこでお伺いいたします。

本市として利用しやすい環境整備をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　以前、海南病院の増改築の際、病児・病後児保育施設の併設ができないか検討いたしましたが、病院敷地に余裕がないことから断念いたしました。また、保育所では他の児童への病気の感染に配慮すべきと考えておりますので、

本市の病児・病後児保育施設キッズケアルームえがおは単独の施設となっております。

施設の建物が分かりにくいという声があるとのことでございますが、毎月子育て支援センターで行われる会員登録出張所、毎年３月に行われる利用会員入会説明会、保健センターでの事業などにおいても案内をしております。また、利用される方には、会員登録の申込み時にお渡しする手引やリーフレットに表示された略図でも案内し、利用予約申込みがあった際は改めて分かりやすく案内に努めております。今後は市ホームページに地図を掲載するなど、利用しやすくなるよう努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　利用会員さんにはしっかりお伝えしていただいている、また地図をホームページに掲載して利用しやすく努めてくださるとのことでした。

書画カメラ４をお願いいたします。

本市の病児・病後児ケアルームえがおは建物が中に入っていて、草木というんですかね、死角になり、注意深く運転しなければ分かりづらい場所です。通り過ごしてしまう可能性もあります。病児・病後児ケアルームえがおのアピールのためにも、運転手が分かるような立て看板や目印があるといいのではないでしょうか。これは要望しておきます。

書画カメラ、ありがとうございます。

２年前、当時大学生の方が卒業論文に病児・病後児保育をテーマにされ、弥富市の病児・病後児保育を調査されました。本市の病児・病後児保育えがおを私もそのとき一緒に見学させていただきました。外観は目立たず駐車場も利用しづらい敷地となっています。これは先ほども言いましたけれど、書画カメラ５をお願いいたします。

しかし、施設の中は、子供さんが喜ぶような雰囲気と感染予防対策など管理が行き届いており、病児・病後児が安心して過ごせる環境が整っておりました。

書画カメラ、ありがとうございます。

近隣市町では、医療機関への併設、駐車場完備、日額制、ＩＣＴ導入など利用しやすい環境整備が進んでいます。本市でもこれらの先進事例を参考にしながら総合的な制度の見直しを行うべきではないかと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　病児・病後児保育事業は、子供が病気の際に保護者が仕事等により自宅で看護できない場合に、専用スペース等において看護師と保育士が一時的に保育するもので、保護者の就労と子育ての両立には欠かせないものとなっております。

本市では、ファミリー・サポート・センターでの事業となっており、専用施設キッズケアルームえがおにて看護師と保育士が常駐する体制で病児・病後児をお預かりしております。また、御家庭での看護が困難な子供に対し、医療や看護の専門視点を持って体調変化を見守

ることで、子供の安全を担保しております。

利用しやすい環境整備につきましては、他自治体、先ほどから議員おっしゃられておりますが、そういった面を参考にし、できるところから改善に努め、引き続き病気等の子供を安心して預けられる場を提供してまいります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　病児・病後児保育は、子供の安全、保護者の就労継続、保育園の感染対策、全てに関わる重要な支援です。

誰一人取り残さない子育て支援の実現を目指し、引き続き改善をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、２つ目の質問は、小・中学校の水分補給体制を中心とした熱中症対策についてお伺いいたします。

近年、夏の気温上昇は顕著であり、40度を超える日が多くなっています。気象庁は、これまで暑い日を表す言葉として、最高気温25度以上は夏日、30度以上は真夏日、35度以上は猛暑日、この猛暑日しかありませんでしたが、今年から40度以上の日を酷暑日と言われるようになりました。

日本で一番高かった気温は、昨年８月に群馬県伊勢崎市で記録された41.8度でした。41度を上回る地域は埼玉県、静岡県や兵庫県などもあります。

以前は、日本では40度を超える危険な暑さになったことは数年に１度あるかどうかでした。しかし、近年では2018年から毎年記録されるほどに増えております。

特に、学校現場では子供たちが長期間を過ごす環境として、熱中症対策は命に関わる課題となっています。

本市でも、ＷＢＧＴ（暑さ指数）が31度を超えると運動は原則禁止という危険レベルに達する日を弥富市の全小・中学校で調べていただきましたところ、令和７年度は平均18日間、最大の学校で31日間危険レベルに達する日があったとお伺いいたしました。授業中、休み時間、部活動、登下校など、あらゆる場面での対策強化が求められています。

特に、水分補給の確保は最も基本であり、最も効果的な予防策です。しかし、現場では水筒を忘れた児童、水筒を飲み干してしまう児童、給水設備の不足、冷却グッズの保管場所の不足など、実務上の課題が多く存在しているのではないでしょうか。

そこで、以下、弥富市の現状と改善策についてお伺いいたします。

冷却グッズ用冷凍庫の整備についてお伺いいたします。

子供たちは通学時、日傘や水筒、冷却タオル、クールリングで熱中症対策をしながら登下校しています。朝の登校だけで水筒も半分ぐらい飲んでしまうお子さんもいるのではないでしょうか。冷却グッズも下校時にはぬるくなってしまっています。

近隣市町村では、熱中症対策として、保冷剤、冷却タオル、クールリングなどを保管するための冷凍庫を学校に設置し、下校時に冷たい状況で使えるように配備する動きが広がっております。本市小・中学校では冷却グッズをどのように保管しているのか、まずは状況をお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　登下校時の熱中症対策として、児童・生徒が個人で安全に使用できる冷却グッズとして、水でぬらして振ると冷えるタイプの冷却タオルや布製のネッククーラー、日傘などの持参を認めております。

持参した冷却グッズにつきましては、児童・生徒が自分の荷物としてかばんやロッカー等、通常の持ち物同様に自己管理しております。冷凍庫等の保管設備は備えていないため、学校側で冷却状況を維持して預かる運用にはなっておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　蟹江町では、令和６年７月に町内２つの小学校に冷凍庫を１学年につき１台試験的に導入され、登下校中に使う保冷グッズを冷凍し、効果を検証いたしました。児童、保護者や学校関係者から好評だったため、令和７年度に全ての小学校に導入されたそうです。また、町民の御寄附により町内全ての中学校にも冷凍庫を設置できたと伺いました。

本市でも近隣市町の事例を踏まえ、冷凍庫を教室に設置し、下校時に冷たい状況で子供たちに使えるように配備していただけないか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　冷凍庫の設置場所につきましては、廊下は避難経路であることから、近隣市町村においても廊下への設置により児童・生徒がぶつかる、つまずく、避難の妨げとなる、また扉の開閉時に接触するなどの危険性が指摘されているところでございます。本市におきましても、これら安全面での課題であると認識しております。当該課題の解決策を含め、より安全な設置方法や設置場所について検討を進め適切な対応を図ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　設置場所は特に問題視することではなく、安全な場所を確保していただき、まずは本市でも１小学校でモデルケースとして早急にやってみたらいかがでしょうか。ぜひ御検討ください。

それでは次に、水筒忘れ・飲み干し時の学校対応についてお伺いいたします。

夏場は水筒を忘れた児童が熱中症リスクを抱えることになります。水筒を忘れた児童に対して、また炎天下の登下校や体育の後、水筒を飲み干した場合の対応をお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　水筒を忘れてしまった場合や水筒の中身を早い段階で飲み切って

しまう場合は、学校が備えているペットボトル飲料を提供し、授業や休み時間においても水分補給ができるようにしております。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　ペットボトル飲料で水分補給の対応をしてもらえているということですが、次の日には新しいペットボトルを返す仕組みとなっていると思います。

教科書や水筒、ペットボトル飲料と次の日は持ち物が重く、もう水分補給はしないと思うようになるのではないでしょうか。ここの点、配慮をしてあげてください。

次に、学校の給水栓水質基準についてお伺いします。

水分補給の前提として、学校の給水栓が安全であることが必要です。定期的な検査をされてみえると伺いましたが、市内小・中学校の給水栓は水質基準、衛生基準を満たしているのかお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校における飲料水は、水道法に基づく水質基準を満たした水道水を使用しております。

また、学校保健安全法に基づき定期的に水質検査を実施し、衛生管理の徹底を図っております。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　安全な水ということで水分補給用に利用できるといいかと思いますが、とはいえ生水は心配です。

近年、多くの自治体で体育館、校舎の各階、運動場近くにウオータークーラー、冷水器ですが、設置し、児童がいつでも冷たい水を飲める環境を整えています。

そこでお伺いいたします。

本市小・中学校にウオータークーラーの設置を熱中症対策として優先的に整備できないか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　ウオータークーラーの整備につきましては、費用や衛生管理、運用面の課題が大きく、現時点で整備を進めることは難しい状況でございます。

そのため、当面は児童・生徒が水分補給に困らないよう飲物を多めに持参していただくお願いや、学校で備えているペットボトル飲料の提供など現在の対応を継続していく考えでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　水分補給は熱中症対策の中でも最も基本であり、最も効果が高い取組です。

過去にも、先輩議員の方たちがウオータークーラーの整備を提案されてこられました。それだけ御父兄や子供たちの声を伺っているのです。子供たちが安心して学べる環境づくりを進めていただくことを強く求めて、最後の質問に移ります。

３点目の質問は、高齢者福祉センターに「マージャンで憩いのひろば」を質問させていただきます。

先ほど板倉議員が質問されておりましたが、いろいろな器具が撤去されてしまう、そういった内容でしたが、少し私は違う角度から質問させていただきます。

本市では、高齢者の健康づくりや仲間づくりの場として、高齢者福祉センターが重要な役割を果たしています。一方で、全国的に高齢者の社会的孤立、フレイル、認知症予防が大きな課題となっており、自治体には交流の場づくりの強化が求められています。

その中で、全国で広がっているのが健康マージャンを活用した交流スペースです。賭け事をしない、賭けない、飲まない、吸わないを原則として、頭と指先を使い自然に会話が生まれることから、介護予防としても高い効果が報告されています。

本市でも高齢者福祉センターをより活発にし、誰もが気軽に立ち寄れる憩いの広場としての機能を高めるため、健康マージャンの導入を提案いたします。

市内で実施されている健康マージャンの取組について、先日、私は鎌島公民館で行われている健康マージャンの活動を見学させていただきました。参加されているのは70代から90代の御婦人の方で、毎週日曜日の13時から16時まで四、五名の方が集まり、穏やかな雰囲気の中でマージャンを楽しんでおられました。その様子は非常に印象的でした。皆さんが手も頭も使い、会話が弾み、笑顔が絶えない。まさに健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりが自然に生まれている集いの場でした。参加者の方からは、夜はぐっすり眠れるようになったとか、独り暮らしでもここに来れば誰かと話せる、日曜日が楽しみといった声が聞かれ、健康面、精神面の両方でよい影響があることを実感いたしました。

こうした地域の自主的な取組は、高齢者の孤立防止、フレイル予防、外出機会の確保に大きく寄与しており、本市の高齢者施策にとって非常に示唆に富むものです。

そこでお伺いいたします。

全国で健康マージャンが認知症予防、フレイル予防、孤立防止に効果があると報告されています。本市として、健康マージャンを高齢者の健康づくりに有効な取組としてどのように認識しているか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　健康マージャンは、脳の活性化や指先のトレーニングなどフレイル予防や認知機能の低下予防、高齢者の社会参加の促進などの効果が期待される健全な頭脳スポーツとして認識しております。

また、健康マージャンはねんりんピックの正式種目であるとともに国民文化祭で大会が開催されるなど、国が高齢者の社会参加や健康づくりの一環として推進しているものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　健全な頭脳スポーツとして認識されてみえるとのこと、またねんりんピックの正式な種目で国が高齢者の社会参加や健康づくりの一環として推進しているとのことでした。

市内で行われている自主的な健康マージャン活動の把握状況について伺います。

鎌島公民館での活動のように、地域の力で継続されている取組を市としてどのように把握しているか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　鎌島公民館で活動されている状況は把握しておりませんが、他の地域のふれあいサロンの活動の中で、能力トレーニングのゲームの一つとして健康マージャンを取り入れている団体があることは実績報告により把握しております。

また、十四山総合福祉センターの学習室において、１団体が毎週木曜日の午後と金曜日に健康マージャンの活動をされてみえます。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　私も先日、十四山総合福祉センターの学習室で行われている健康マージャン活動を見学させていただきました。

参加者の声や活動の様子から、健康マージャンが交流促進に大きな効果を持つことが確認できました。こうした市内の成功事例を高齢者福祉センターの事業にどのように反映していく考えか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市では、市の事業として健康マージャンの取組は行っておりませんが、認知機能の向上、社会的つながりの強化や生きがいづくりに効果があると考えており、認知症予防や介護予防のほか地域コミュニティの活性化も期待できること、また各種教室への参加の少ない男性の参加が期待できることなど、総合福祉センターなどの公共施設での健康マージャンの取組は、高齢者福祉施策を推進する上でも有効な手段であると考えております。

本市としましては、地域で根づいている活動は継続していただき、今後総合福祉センターにおいて認知症予防、フレイル対策、交流の場として健康マージャン教室を開催できればと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　できれば市の事業化として推進していただきたいと要望いたします。

高齢者福祉センターへの健康マージャンの試行導入について伺います。

少人数、低コストで始められ、交流の場づくりに効果がある健康マージャンを高齢者福祉センターで試行的に導入することについて、市の見解をお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　他自治体の状況を見ますと、市主催や社会福祉協議会主催で健康マージャン教室や交流大会が行われている事例もございます。

本市としましては、現在活動されてみえる団体の協力を得ながら今後総合福祉センターにおいてまずは初心者向けの健康マージャン教室を開催できるよう調査・研究してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　現在活動されてみえる団体の皆様の負担にならないよう、しっかりサポートしていただきたいと強く要望しておきます。

高齢者の憩いの広場づくりとして、今後の取組について伺います。

健康マージャンのように自然に会話が生まれ、外出のきっかけとなる活動を広げることで孤立防止や健康づくりにつながります。高齢者が、行けば誰かがいる、楽しめる憩いの広場づくりを今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市では、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じ籠もり防止を目的に、誰でも歩いていける集いの場としてふれあいサロンを開催しております。

ふれあいサロンは、各団体が講話や軽体操、茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に開催し、楽しく気軽に交流できる場としてそれぞれが特徴を持って活動されており、本年４月１日現在で20団体により開催されております。

本市としましては、既存のふれあいサロンへの健康マージャンの導入の提案や新たなふれあいサロンの開設を呼びかけるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携を図り公共施設での高齢者の集いの場、憩いの場づくりを推進していきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　小久保議員。

**○９番（小久保照枝君）**　前向きな御答弁ありがとうございます。

高齢者の集いの場、憩いの場づくりを推進していただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後１時15分とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後０時05分　休憩

午後１時15分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　それでは、通告に従いまして質問をしてまいります。

令和５年９月議会におきましても、共生社会の実現に向けてというテーマで一般質問を行いました。

近年、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、単身世帯の増加などを背景に、地域における孤立や生活課題は複雑化・複合化をしております。

当時、国では孤独・孤立対策が本格化をし、８０５０問題、ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケアなど、従来の制度だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題が全国的に顕在化しておりました。

その中で、私は支援を必要としていても相談ができない人、制度のはざまに置かれてしまう人、孤立し地域とのつながりを失っている人を行政としてどう支えていくのかを質問をいたしました。それに対し、市は２か年の準備期間を設け、地域福祉計画の策定と併せて重層的支援体制整備事業に取り組んでいく旨の答弁をされました。

そして、本年４月より第１期弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画がスタートをし、重層的支援体制整備事業も本格的に始動したところであります。

私は、この取組そのものが本市にとって大きな前進であると高く評価をしております。一方で、本事業は始まったばかりであり、今後の運用や実効性が極めて重要になると考えております。重要なのは制度をつくったことではなく、本当に支援が届く仕組みになっているのか、そして本当に誰一人取り残さない支援につながっているのかであります。

国の実施要綱では、重層的支援体制整備事業について、属性を問わない包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、多機関協働、アウトリーチ等による継続的支援を一体的に実施することが求められております。つまりこの事業は単なる福祉施策ではなく、どんな状況に置かれた人も取りこぼさない地域社会をどうつくっていくかという地域共生社会そのものを目指す取組であります。

また、この事業は行政だけで完結するものではありません。地域福祉計画にもあるとおり、地域住民、地域団体、民生委員、ボランティア、社会福祉協議会、関係機関など多くの方々の理解と協力、そして地域の支え合いがあって初めて成り立つものであります。

私は今回、批判を目的として質問するものではございません。むしろ、本市がスタートさせたこの重要な事業を今後さらに実効性のあるものへと発展をさせるため、国のガイドライン、他自治体の先進事例、本市の現状を比較しながら建設的な視点で確認と提案をしてまい

りたいと思います。

そこで、以下数点について伺います。

国は、重層的支援体制整備事業について、属性を問わない包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、多機関協働、アウトリーチを一体的に実施をする包括的支援体制と位置づけておりますが、本市としてもこの認識でよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の４第２項の規定に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として一体的に実施することを必須としております。

さらに、これら３つの支援を一層効果的、円滑に実施するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働による支援を強化し、これらの支援を一体的に実施することで市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的として実施するものであり、本市におきましてもそのような認識をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　御答弁の中では地域づくり支援に加えて、アウトリーチ、多機関協働も一体的に進める事業であると認識が、確認がすることができました。特に属性を問わず支援を受け止めるという視点は、従来の縦割り型の支援からの転換として非常に重要であります。

その上で、次に、本市において、地域共生社会の実現に向け、本事業をどのような役割を担う事業として位置づけているのか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　地域共生社会の実現に向けては、誰一人取り残さない包括的支援体制の整備が必要であり、本市におきましては、本年３月に策定した第１期弥富市地域福祉計画に包含しております重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、事業の円滑な実施を通じて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応してまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　地域福祉計画に包含する形で、本事業を地域共生社会の実現に向けた中核的な施策として位置づけているということは大変重要であると思います。特に、誰一人取り残さない包括的支援体制という考え方は、今後地域福祉行政の方向性そのものだと思います。

では、その理念を実際の現場でどう運用していくのか、相談体制について確認をしてまい

りたいと思います。

国の要綱では、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて多機関協働につなぐことが求められております。本市では現在どのような相談体制となっているのか、どの窓口でも相談を受け止める体制となっているのかを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　社会福祉法第106条の４第２項第１号に規定されている包括的相談支援事業につきましては、相談者の属性に関わらず既存の窓口を生かしながら相談を包括的に受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報を提供するとともに、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合は、適切な相談先や関係機関との連携を図りながら支援につなげることで、複雑化・複合化した支援ニーズに対応することとされております。

これを受け、本市としましては、既存の窓口である地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所、こども家庭センター、生活自立支援センターにおいては、これまでと同様に各支援対象者の相談に対応しつつ、相談者が複合的な課題を抱えているような場合は、本年度から常設しましたふくし総合相談窓口と既存の各窓口が連携を図ることで、課題の解決に向けた支援を実施していく体制となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　既存の窓口を生かしながら、ふくし総合相談窓口を中心に連携を図っていくということですね。

新たな窓口を単独で設けるのではなく、既存の支援機関同士をつなぐハブ機能として位置づけられている点は、本市の実情に即した形ではないかなとは思っております。

一方で、複雑化・複合化したケースは相談を受けるだけでは解決が難しく、実際の支援調整が重要になってまいります。複雑化・複合化した課題を抱えるケースについてどのように支援につないでいるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和７年度に試験的に運用を開始したふくし総合相談窓口では、複雑化・複合化した課題を把握した場合、相談者が抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行っております。また、制度のはざまや様々な分野にまたがるようなケースにつきましては、支援を必要とする方々に寄り添った伴走型支援を念頭に、本窓口が調整役となり、関係機関の役割分担や課題解決に向けた支援方法などについて協議を行っております。

なお、本年度から重層的支援体制整備事業の本格実施に合わせ、ふくし総合相談窓口の人員体制を拡充した上で、市役所の開庁時間中は常設としたところでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　伴走型支援を念頭にふくし総合相談窓口が調整役を担うとのことでありまして、支援をつなぐだけでは終わらず寄り添い続ける姿勢が示された点は大変重要だと思っております。また、人員体制を拡充し常設した点からも、市の本気度が一定程度以上に感じられるなと思っております。

その上で、複雑なケースに対応するには、庁内横断的な情報共有や支援会議の仕組みが不可欠となってまいります。

先進自治体では、支援会議を通じ、支援機関の役割分担や支援方針を整理しながら包括的支援を進めております。例えば、福井県坂井市では多機関連携による支援会議を通じ、支援機関の役割分担や支援方針を整理しながら包括的支援を進めております。本市では、庁内横断的なケース会議や情報共有体制をどのように構築しておられるのか伺いたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市では令和７年11月に市長、副市長をはじめ課長級以上の職員を対象に地域共生社会の実現に向けてと題し、制度、組織を越境する包括的な支援体制づくりについて、先進地でもありつつ厚生労働省の重層的支援に関する検討委員会委員を務められた経験もある春日井市地域共生推進課長を講師としてお招きし、研修を実施したところでございます。

また、第１期弥富市地域福祉計画の策定過程において立ち上げました庁内の関係課長及び関係機関の職員で構成する地域福祉計画策定に係る関係機関調整会議におきまして、社会福祉法第106条の６の規定に基づく弥富市支援会議の設置についての協議を行いました。協議の結果、この支援会議については、福祉事務所長をはじめ、健康福祉部福祉課、保険年金課、健康推進課、介護高齢課、児童課、教育部学校教育課の職員及びふくし総合相談窓口の相談員を中心的な構成員としつつ、ケースに応じて必要があれば、その他の関係課や関係機関の職員を構成員に加えることが可能な会議体として設置することといたしました。

重層的支援体制整備事業では、それぞれの所管課が開催しているケース会議等において、単独の支援関係機関では対応が難しいような複雑化・複合化したケースが生じた場合は、今後３か月に１回の開催を予定している当該支援会議を活用するなどし、庁内横断的に対応していく考えでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　市長、講習を受けられたと、質問すればよかったですね。

春日井市の先進事例を踏まえた庁内研修の実施や関係機関調整会議を通じた支援会議の設置など、準備段階から組織横断的な意識づくりを進めてきた点は大変評価に値するのではと思います。特に、制度、組織を越境する支援という考え方は重層支援の核心的な部分ですの

で、今後ともぜひ頑張っていただきたいなと思います。

一方で、実際の支援現場では緊急性の高いケースも想定をされます。

次に、多機関協働について伺ってまいります。

国の要綱では、多機関協働事業について複合化、複雑化した課題に対し、支援関係機関の役割分担を整理し、支援プランを作成する調整機能と位置づけております。本市では、多機関協働による支援体制、支援プランの作成、重層的支援会議などは現在どのように運用されているのか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　社会福祉法第106条の４第２項第５号に規定されている多機関協働事業につきましては、複雑化・複合化した事例に対して支援関係機関が抱える課題の把握や関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整機能の役割を持ち、また必要に応じて相談支援機関の専門職に助言を行うとともに、単独の支援関係機関では対応が難しいケースの調整役となり支援プランを策定することとされております。

これを受け、本市としましては、本年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、弥富市社会福祉協議会へ事業の一部を委託し、過去に相談支援業務の経験があるコミュニティソーシャルワーカー３名を配置した上で、包括的相談支援事業や多機関協働事業等の業務に当たっております。

当該業務を実施する中において、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースを把握し、本人及び家族の同意が得られた場合はアセスメントを実施の上、支援関係機関の役割分担や支援の目標、方向性を整理したプランを作成いたします。プラン作成後は３か月に１回開催する重層的支援会議において、プランの適切性やプラン終結時等の評価を実施することとしております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　社会福祉協議会の委託とコミュニティソーシャルワーカーさんの配置によって、多機関協働を具体的に運用していく体制が整備されつつあることは大変重要なのではないかなと思います。特に、支援プランを単なる書類ではなくて、支援会議、支援機関間の共通の目標として活用していく視点が重要じゃないかなと思います。だからこそ、会議運営については柔軟性も必要でないのかなと思います。

そこで再質問させていただくんですけれども、支援会議は３か月に１回ということですけれども、緊急性や複雑性の高いケースについては３か月ごとの会議以外でも柔軟な開催、対応が必要ではないかと思いますが、想定をされているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　現在のところ、３か月に１回の開催として運

用しておりますが、緊急性の高いケースが生じた場合は、臨機応変に随時開催することも必要であると考えます。また、将来的に取り扱う件数や困難事例が多くなってくるようであれば、必要に応じて定例の開催回数を増やすこともあり得ると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　現場の状況に応じて柔軟に運用を行うということで、その考えが示されたことは大変心強く思います。

重層的支援体制整備事業で扱うケースは一人一人状況が異なります。中には緊急性の高い案件も想定されますので、その意味で定例開催にとらわれることなく、必要なときに必要な支援会議を開催できる体制は大変重要ではないかなと思います。

それでは、実際に本格実施後どのような相談が寄せられ、どの程度支援につながっているのか、現時点で実績について確認をしてまいります。スタートして間がございませんが、多機関協働につながった件数、重層的支援会議の開催状況など、現時点で把握している実績があればお伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　ふくし総合相談窓口における本年４月の相談実績につきましては、延べ86件の相談がございました。

このうち、本人及び家族から同意が得られたことにより、支援プランの作成につながったケースは１件でございます。

先ほど答弁しましたとおり、今後は重層的支援会議においてプランの適切性等を協議していくこととなりますが、この会議につきましては、６月、９月、12月、３月の年４回開催を予定しております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　開始直後でありながら４月時点で86件の相談が寄せられているという点からも、潜在的ニーズは決して少なくないなということが見えてきます。

また、支援プラン作成が１件という数字だけを見るのではなくて、そこに至るまでの信頼関係づくりや継続支援のプロセスも重要であると感じております。

そこで再質問させていただきますが、86件中１件が支援プランの作成につながったとのことでございますが、他の85件の相談案件については、今後も違ったアプローチで支援を継続するという認識でよかったでしょうか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　相談があった案件の中には、何かしらの支援先につなぐことができたことで相談内容が解決するようなケースもございますので、全ての案件について継続性があるわけではございませんが、複雑化・複合化したケースにおいて支

援プランの作成が必要であると判断した場合は、本人及び家族の同意が得られるよう相談者に寄り添った伴走型支援を念頭にアプローチをしていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　支援プランの作成の有無だけで支援の成果をはかるのではなくて、相談内容によっては適切な支援先につながることで課題が解決するケースもあるという説明は理解をいたしました。また、複雑化・複合化した課題につきましては、本人や家族の同意を得ながら伴走支援を続けていくとの考え方も理解ができます。

重層支援は即効性を求める制度ではないですし、信頼関係を築きながら支援につなげていく取組であることを改めて認識をいたします。今後は件数だけではなく支援につながったか、孤立を防げたかなど、実効性をどう検証していくのかが重要になると思います。事業として継続していく以上、その実効性をどのように検証していくのかという視点も重要になります。

そこで、もう一つ再質問したいんですけど、今後、本事業の実効性をどのような指標で検証していくのか、お考えを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　支援プランにつきましては、対象者によって支援内容や終結に至るまでの目標の設定等は様々でございます。

なお、プラン終結時には重層的支援会議において評価を行うこととしており、プラン終結まで至ったケースや割合については、本事業の実効性において重要な指標になるものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　プランの終結件数や終結割合を重要な指標として考えているとの答弁でございます。

支援の成果を単なる相談件数だけで判断するのではなく、対象者が課題を整理し、社会とのつながりを回復しながら一定の目標に到達できたかという視点で評価しようとしている点は評価をしたいと思います。後でもまた事例も上げますけどね。今後は終結件数だけではなく再孤立の防止や地域参加の継続なども含めて、多角的な検証が行われることを期待したいと思います。

次に、支援につながっていない方々に対して、どのようにアプローチをしていくのか、アウトリーチと継続的支援について伺ってまいります。

重層的支援体制整備事業では、支援が届いていない人を把握し、時間をかけて信頼関係を築きながら継続的支援につなげていくことが重要とされております。私は、この相談を待つ福祉から支援につながっていない方へ出向く福祉への転換こそ、本事業の重要な視点であると考えております。本市としまして、孤立世帯、ひきこもり、支援拒否、制度につながって

いない方々に対し、どのような把握と継続支援を行っているのか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　社会福祉法第106条の４第２項第４号に規定されていますアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、支援関係機関等との連携や市民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていないケースを把握するとともに、潜在的なニーズを抱える事例に対して、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指すものとされております。

これを受け、本市としましては、３名のコミュニティソーシャルワーカーが福祉に関する既存の会議体へ構成員として参加していくほか、ふれあいサロン、認知症カフェ、フリースクール、子ども食堂、やとみっけベースなどの様々な地域資源へ積極的に関与していくことで、可能な限り支援につながっていないケースの情報把握に努めていく考えでございます。また、ささえあいセンターの生活支援コーディネーターと連携を密にすることも情報把握の有効な手段と考えております。

このような取組により、支援につながっていないケースを把握した場合は、その世帯や本人と直接かつ継続的に関わることが重要であるため、まずは信頼関係の構築やつながりづくりに努め、支援を必要とする方々に寄り添った伴走型支援を念頭に丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　相談を待つ福祉から地域に出向く福祉への転換を本市としても意識をされていることを確認させていただきました。

特に、やとみっけベースや子ども食堂、認知症カフェなど地域資源との接点を重視している点は非常に重要だと思っております。

重層支援は行政窓口だけでは完結をせず地域とのつながりそのものが支援基盤となります。

次に、地域づくりと参加支援について伺ってまいります。

国は、重層的支援体制整備事業において、世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり、多様な社会参加の機会づくりを重視しております。また、甲賀市ではご近所福祉推進協議会、地域の居場所づくり、地域参加支援など、地域住民主体の支え合いづくりが進められております。本市としてこうした先進事例も参考にしながら、本市に合った形で地域づくり、居場所づくり、社会参加支援を今後どのように発展をさせていく考えなのか伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　社会福祉法第106条の４第２項第３号に規定されている地域づくり事業につきましては、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を

超えて市民が交流できる多様な場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出すための活動や人のコーディネート、地域活動の活性化を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うこととされております。

次に、社会福祉法第106条の４第２項第２号に規定されている参加支援事業につきましては、既存の社会参加に向けた事業では対応できないはざまの個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行いつつ、マッチング後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行うことで、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うこととされております。

これらを受け、本市としましては、まずは地域の社会資源を幅広くアセスメントしつつ、地域住民が世代や属性の垣根を超えて住民同士が交流できる多様な居場所の把握や情報提供及び利用調整を行っていきたいと考えております。また、ひきこもり状態にある方やその世帯に対して定期的な訪問によりアセスメントを行い、社会参加に向けた支援プランを作成し、適切な支援につなげていく考えでございます。さらに、地域課題の洗い出しや情報交換を目的に、今後３か月に１回ささえあいセンター及びＮＰＯ法人ヤトミーティングと定期的に協議を行ってまいります。

なお、新たな資源づくりや居場所づくりにつきましては、事業開始後間もないこともあり、まずは既存の多様な地域資源とのつながりの強化を優先し、地域課題や地域ニーズの洗い出しが行える体制が整いましたら先進事例を参考にしつつ、本市の地域ニーズに沿った資源の開発に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　既存資源とのつながりをまず重視するという考え方は、本市の規模、地域性を踏まえると超現実的でありますし、重要な視点だと思います。

また、新しい箱をつくるのではなくて、今ある地域資源をどうつなぐかということを重視している点は、重層支援本来の方向性と合致をしていると私自身も感じております。その中でも、ヤトミーティングややとみっけベースの果たす役割は大きな期待が寄せられていると思います。

再質問をさせていただきますが、ヤトミーティングややとみっけベースには期待がかかるところです。市としてどのような地域資源として期待をされているのかお伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　多様化する市民のニーズを細やかに把握し、行政の対応しにくい案件や迅速な対応が必要な案件について、市民同士で連携し助け合うことで市民一人一人のニーズを満たし、市民や地域の課題を解決していくための拠点として設置されましたやとみっけベースは、他の自治体には見られない本市特有の地域資源と認識し

ております。

今般策定しました第１期弥富市地域福祉計画の策定委員として、ＮＰＯ法人ヤトミーティングの理事長に参画していただいたところでございますが、重層的支援体制整備事業におきましては、やとみっけベースは今後新たな資源づくりや居場所づくりにおいて欠かすことのできない重要な存在であると期待をしており、やとみっけベースの運営元であるＮＰＯ法人ヤトミーティングとは、これまで以上に連携を密にしていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　やとみっけベースを他自治体には見られない本市特有の地域資源と評価をされて、今後の地域づくりや居場所づくりに欠かせない存在として位置づけていることが確認ができました。

重層的支援体制整備事業では、行政だけでなく地域住民や地域団体との協働が不可欠であります。その意味で、ヤトミーティングややとみっけベースが市民主体の地域共生社会づくりの中核的な役割を果たしていくことを私も期待をしております。

そうした地域資源との連携をさらに広げていくためには、市民への周知と理解への促進が重要になってまいります。この事業は行政だけで完結するものではないということは冒頭から申し上げていますが、市民の理解と共感、地域の協力が不可欠であります。本市として市民の周知や地域との連携をどのように進めていく考えなのか、お伺いをさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　重層的支援体制整備事業の周知につきましては、一般市民向けと支援者向けのチラシの作成の上、市ホームページに掲載したほか、市役所１階の市民プラザ及び福祉課窓口並びに市内各公共施設へ配架したところでございます。

先ほど答弁しましたとおり、今後は事業の中心的な存在であるコミュニティソーシャルワーカー３名が、ふれあいサロン、認知症カフェ、フリースクール、子ども食堂などのまだつながりのできていない分野の地域資源へ積極的に関与し、まずは関係性の構築に努めていく考えでありますので、このたび作成しましたチラシも活用しながら、市民や地域資源を運営する団体に対して事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　質問としては以上なんですけど、重層的支援体制整備事業を行政だけで完結するものではないと先ほどから何遍も申し上げていますが、市民や地域との協働が不可欠である。その意味で、コミュニティソーシャルワーカーが地域へ積極的に関わっていくという御答弁は、単なる制度周知にとどまらず地域との信頼関係づくりを重視している点で大変重要であると感じております。

先ほど御紹介のあったチラシというのは、この間答申の段階でもらいました。こういった

ものですね、これはホームページでもう上がっているのかな。上がっているんですね。

見させていただきました。余すことなく書かれていて大変分かりやすいなと思うんですけれども、この市民への周知といいますか、今この重層的支援体制整備事業が必要な、なぜそういう環境なのかというところを市民と共有するということがまず大事かなと思います。

先ほどの質問の中で、市の包括的相談支援体制というのは、もう私の想像より右斜め上ぐらいまでしっかり取り組んでくださっておるなというのをすごく感じておりますが、相談を受けてようやく立ち直って、社会に出て、そのときに先ほど地域資源、これから把握をして広げていくということですけれども、なかなかその地域の人が受け入れてくれない。また、そこでまた元に戻ってしまうということがあってはなりませんので、いかにこういう状況なのかということを市民に伝えていく。この孤独・孤立化というのが問題になっているんだよという社会環境を市民にどう伝えていくかというので、いい好例がございますので、時間もありますことですし、若干だけちょっと紹介をさせていただきたいなと思います。

先ほど質問の中にも出させていただいた滋賀県甲賀市で、前にも一遍質問で御紹介させてもらったんですけど、あのときは詳しくは言っていませんでした。

懐かしい未来新聞という刊行物がありまして、その中にうまく行き過ぎた重層物語というのが小説として連載されているんですよ。これはいろんなパターンがあるんですけど、その一つをちょっと御紹介したいなと思います。

この物語は、滋賀県甲賀市が抱えるリアルな社会問題、ひきこもり、ヤングケアラー、認知症、孤立など凝縮した架空の家族を舞台に、これは架空と言っていますけど実際にあった話をつなげている。準フィクションみたいな感じです。など、凝縮した架空の家族を舞台に、重層的支援、相談、参加、まちづくりによって問題が解きほぐされていく様子を分かりやすく描いています。読み込めるんですよ。一遍読んでいただくと全部読みたくなりますから。

今回御紹介するお話の中で、登場人物は正子、曽祖母80歳、足腰は丈夫だが最近物忘れ、認知症の兆候があって出始めていると。昭一、祖父50歳、50歳で祖父といったらちょっと若いですけど。人間関係がうまくいかず仕事が長続きをしない、現在は無職でひきこもり。まさに８０５０問題の当事者。成実、母28歳、中学校卒業後に家出をし、最近になって子供を連れて実家に戻ってきたという、ちょっと割と破天荒な家族できたシングルマザーですよと。悠人、これは曽祖母さんからしたらひ孫７歳、小学校１年生、成実の連れ子だと、いろんなことがあって帰ってきたんですね。これは２世帯というか、その家族が一つのこの物語の中では主役になっています。

物語の幕開けでは一見どこにでもある、しかも一歩間違えれば社会から孤立して崩壊しかねない重層的な課題を抱えた家族の危ういバランスが描かれておりますと。ちょっと飛ばしまして、これは飛ばしてはいかんな。どういうことかというと、成実さんは、今見たら大体

働ける人がいませんよね、今の家族で。成実さんが一生懸命働いているんですよ。28歳のお母さんが一生懸命働いているんだけれども、じゃあ学校から帰った悠人君はどうなるのと。曽祖母さんはもうちょっとぼけが入っているんですね。お父さんは人間不信でひきこもりで子供の世話なんてできないんですよ。結局その子供さんが逆に気を使って世話しなきゃならない、要はヤングケアラー状態になっていると。そういうことがどんどんどんどん問題になっていくんですよ。

で、こう述べています。成実が外で働き、昭一が孤立し、正子の認知症が進む中、結果的に７歳の悠人が家族の世話や家事を手伝わなければならないというヤングケアラーのような状態に陥りかけていきますと。家族の誰もが悪気があるわけでもないのに、経済的困窮、ひきこもり、８０５０問題、育児負担、認知症、介護という複数の困難がミルフィーユのように重なり、重層化といいますけれども、社会との接点を失って家族だけでは限界を迎える寸前のリアルな姿が初め描かれている。ここで第１は終わっちゃうんですよ。次、読みたいと思うでしょう。思いませんかね、昭一はどうなってしまうのか。

ここで初めて転換していくわけです。これは曽祖母の正子さんと祖父の昭一さんが、もう生活に困り果ててやっと市役所に相談に行くわけです。相談に行ったところから、その解決の糸口がつかめていくんですけれども、でね、結果的に、ちょっと中飛ばして、母成実さんは、一時は成実が新しい人間関係に夢中になり、アルバイトを休んでしまうなどの波乱もあるんですけど、周囲のサポートが入り生活基盤を整えたと。ひ孫の悠人君も学校とか児童課とか、いろんなところの配慮があってヤングケアラーの解消がされたと。もちろん曽祖母の正子さんにもケアが入りましてね、悠人君にかかる負担はなくなってしまったと。

そして一番の劇的な展開というのは、昭一さんに１年以上かかって、その支援員さんが人間関係をつくっていくわけですよ。一遍表へ出ましょうよと。ある地域の団体の集まりに出向いて、初めてそこで出ることの楽しさというか、また新たな生きがいを感じていく。

この甲賀市が唱えるその重層支援の一番のポイントというのは、支援される側だった人が支援の支え手になっていくこれが一つの成果の基準じゃないかというのをうたわれています。

最後に、家族それぞれが適切な支援が重なって、それが相談支援です。まずは入り口がね。外の世界へ踏み出すきっかけが生まれ、これが参加支援ですね。最終的には彼らが暮らす地域そのものが温かく受け入れてくれるまちづくり支援、この３つが一体となって結実をしますよと。

何やら難しい質問をしましたけど、重層的支援体制というのはこういう流れのものなんだというのがすごく分かりやすく物語として描かれている。もちろんこれが絶対いかんと言うているんちゃいますよ。これはこれで必要なんです。だけど、どういうものなのか、自分の身に置き換えてやっぱりこういうものを読みますから。そうしたら、あの人ちょっと心配や

けど声をかけてみようかなとか、そこからつながりが広がって救いにもつながっていく。

困窮し、孤立して崩壊しかけていた４世代の同居の家族は、行政や地域の人々とつながることで、お互いに頼り頼られるいつもの暮らしを取り戻していきますと。かつての日本の地域社会にあったおせっかいなほどの支え合いを現代の制度と市民の優しさでアップデートをした、まさに懐かしい未来の理想の姿を描いて物語は締めくくられています。これは締めくくられている物語が幾つもあるわけです。シーズン何個まであるかな、懐かしい未来新聞で検索していただくと出てきます。みんなメモしていますね。もう一度言っておきます、大事なことですから。懐かしい未来新聞です。

この重層物語は、今皆さんが感じられたかどうかちょっと分からんですけど、職員さんが、地域福祉に携わる人たちも見るんですよ。見て、こんな理想的な支援を実現しようという成功のイメージを植え付ける。一番支援にとって大事なのは、相談者の方に要は成功のイメージを描いてもらう。ひょっとしたらこの苦境から逃れられるん違うだろうかと希望を持ってもらう。こう本人が思っていただくともう50％問題は解決します。前向きになりますからね。やっぱり問題があるときというのは皆さんも視野が狭くなって、一生懸命言っているんだけどなかなか刺さらん。こうやったほうがいいよといって第三者が言ってあげても、なかなかそんなもの無理ですわとかいってなかなか話が進まんのですけれども、こういう思いを伝えられて、そのイメージを相談者の人が自分の人生として描くことができれば、もう自立支援の一つの目的は果たされた。僕、何げなく話をしていますが結構深いでしょう。ねえ、部長。きっと多分ね、課長当たりもう作っているかもしれません。作っていない、そうですか。作っていただくよう、またこれも作っている課長さんもかなり文才があって仕掛けをいろいろ持っていらっしゃいますので、ぜひこの弥富市の重層的支援体制整備事業がかなり近隣の市町よりも深く体制整備も取られて、やとみっけともうまくいけば本当にコミュニティの再生とか、新たな今の弥富市に合った地域コミュニティがつくられるんじゃないか、そのように思いますので、ぜひまたこのことも参考に、懐かしい未来新聞ですから、皆さんで読んでいただいて、こういうことを実際にいい成功のイメージとして頭に植え付けていただければいいかなと思います。

今後本事業が制度として定着するだけでなく、地域に根づく支援へと発展していくことを期待したいと思います。

本事業は、今後の地域福祉行政の中核を担う取組であり、その実効性について継続的に検証していくことが重要であると考えております。

重層的支援体制整備事業は、単なる新しい福祉制度ではありません。支える人も支えられる人も地域の中で孤立することなく、自分らしく暮らしていける社会をどう築いていくのか。そのためには行政だけではなく、地域、市民、関係団体が地域共生社会の理念を共有し、そ

れぞれの立場で支え合うことが何より重要であると考えております。

本市の取組がより実効性あるものへ発展することを期待するとともに、議会といたしましても今後所管事務調査等を通じ、本事業の検証と提案を行っていくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後２時10分とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後１時58分　休憩

午後２時10分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、柴田英里議員。

**○２番（柴田英里君）**　２番　柴田英里でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

本日の議場には、弥富市花き組合の皆様から御提供いただきました美しいアジサイが飾られております。まずは、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

梅雨の季節を彩るアジサイには、和気あいあい、家族団らん、辛抱強い愛情といった花言葉があります。また、色によっても意味が異なり、青色には知的、冷静、紫色には謙虚といった意味が込められているとされています。

アジサイは雨に打たれながらも美しく咲き続ける花です。また、土壌の性質など環境に応じて花の色を変えることから、変化に柔軟に対応しながら成長をする姿が印象的です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

このたび、まちなか交流館において図書館がリニューアルされ、多くの市民の皆様から喜びの声や期待の声が寄せられております。図書館は市民共有の財産であり、子供から高齢者まで誰もが利用できる公共空間です。新しい図書館が完成した今こそ、施設整備だけでなく、その運営やサービスの充実を通じて、市民に愛され続ける図書館づくりを進めていくことが重要であると考えます。

弥富市図書館がリニューアルオープンして１か月が経過いたしました。この間には多くの市民の皆様に利用されており、入館者数は２年前の令和６年５月度8,314人、１年前の令和７年５月度8,955人、今年５月の利用者数は１万6,769人という結果で、約２倍となる利用者で大変好評と伺っております。

私もオープン初日に図書館を訪れ、館内を見学し、本を借りてまいりました。明るく開放的な空間や利用しやすい環境づくりが図られ、市民の皆様の学びや交流の拠点として大きな期待が寄せられていることを実感いたしました。そこで今回は、リニューアルされた図書館

の現状や今後の運営方針、さらなる利便性向上に向けた取組についてお伺いいたします。

どの業務が民間に委ねられたのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　お答えいたします。

本年１月から委託した業務内容につきましては、資料の貸出しや返却をはじめ、利用者の相談に応じて適切な資料や情報を提供するレファレンス対応、書架への配架等の窓口業務、資料整備業務やイベントの開催協力などを含めた図書館業務全般となります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　今回委託先の選定についてどのように決めたのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　委託先の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により応募いただいた４者の中から、契約の相手方となる候補者を選定いたしました。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　あわせて、図書館運営において重要である司書の専門性や長期的な知識、経験の蓄積をどのように担保するのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館窓口等運営業務委託は３年間の長期継続契約としており、司書資格を有する職員を常時配置することとなっているため、レファレンス対応や資料の選書について専門知識を有した職員による対応が可能となりました。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　では次に、サービスの質の確保についてお伺いいたします。

民間委託により具体的にどのようなサービス向上が見込まれているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館でのイベントや講習会などを開催する際に、豊富な経験と専門性の高い知識を持った委託業者のノウハウを活用することが見込めますので、市民の図書館利用の向上にもつながると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　委託業者の豊富な経験や専門性の高い知識、ノウハウの活用により市民の図書館利用の向上につながるとの答弁でしたが、図書館の本来の役割はイベントの実施だけでなく、資料の収集、提供やレファレンスサービスなどの根幹業務にあります。

そこでお伺いいたします。

民間委託によって貸出業務やレファレンスサービスの質が低下しないことをどのような基準で評価するのでしょうか。また、委託後にサービスの質の低下が確認された場合、どのような改善措置を講じる体制となっているのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　司書資格を有する職員を常時配置することで、レファレンス対応では専門的視点により利用者が必要としている資料の提供が可能となるほか、図書等資料を購入する際には、極端な偏りがなく購入することができると考えております。また、図書等資料の配架につきましては、利用者に分かりやすく手に取りやすいような工夫がなされ、より多くの方に様々な図書等資料を提供できると考えております。

評価体制としましては、毎月の図書館入館者数や図書資料貸出数により評価するとともに、年度内には利用者アンケートを実施してまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　利用者アンケートを実施する際には、満足度だけでなくレファレンスサービスの質や職員対応、本の探しやすさ、資料構成への評価など、図書館サービスの根幹に関わる項目を丁寧に把握する必要があると考えます。

本を検索するサービスは以前と違うのでしょうか、相違であれば詳細をお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書等資料の検索につきましては、リニューアル前と同様のサービスを行っております。

図書館ホームページからの検索のほか、図書館内にオンライン蔵書目録検索システムが入ったパソコン２台を配置しており、利用者自身が書誌情報や所蔵情報を検索することができます。また、機械操作が苦手な方には、図書館の窓口にて職員による検索サービスを行っております。

なお、図書等資料のラベル標記をアルファベットから仮名表記に変更し、配架につきましても仮名順に並べ替えるなど、利用者が求める図書等が探しやすくなるように改善をいたしております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　では次に、家具・空間整備についてお伺いいたします。

今回ＩＫＥＡ家具が導入されていますが、その導入コスト、耐久性、更新を含めた維持管理の考えはいかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館等に導入いたしましたＩＫＥＡ家具につきましては、市内に所在するイケア・ディストリビューションサービス株式会社様とイケア・ジャパン株

式会社様から、地域貢献の一環として無償で寄贈をしていただきました。

ＩＫＥＡ製品は、日本国内での法規制及び標準規格への適合が必須であり、外部規格よりも厳しい独自仕様となっているため耐久性については問題ないと考えております。また、破損した場合には修繕できるものは修繕をし、修繕が不可能なものは利用状況を勘案して更新の有無を検討してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　それでは、高齢者や子供など様々な利用者にとっての安全性や使いやすさについて、どのような検証が行われたのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館における安全性や使いやすさにつきましては、来館される方の年齢層や利用状況などを踏まえながら、計画段階より検討を進めてまいりました。特に、高齢者やお子様など様々な方に安心して御使用いただけるよう家具の固定や配置、利用者の目線や頭の位置といった点についても、市と関係者で協議を重ねながら調整を行ってまいりました。したがいまして、これまで以上に誰もが安心して御利用いただけるものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　利用者の年齢層や利用状況を踏まえ、家具の配置や安全性について検討を重ねてきたとのことでしたが、一方で、図書館の利用環境という観点では家具の配置やレイアウトの変更に伴い、利用者が実際に利用できる座席数も重要な要素であると考えます。

そこでお伺いいたします。

以前より座席数が多く感じますが、増加しましたでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館内の座席数につきましては、リニューアル前より増設しております。

特に児童コーナーにおきまして、幼児が使用できるサイズの机や椅子を設置するとともに、床に座っていただけるよう座布団やクッションも準備いたしました。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　リニューアルにより座席数を増やし、特に児童コーナーについても利用しやすい環境を整備されたとのことでした。

利用者が滞在しやすい空間づくりが進められていることは評価できます。その反面、図書館本来の機能である読書や調査・研究、学習のための静かな環境との両立をどのように図っていくのかが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。

次に、交流と図書館機能のバランスについてお伺いします。

交流機能の強化は評価する一方で、図書館として求められる静かな学習環境との両立が課題となります。どのように両立させていくのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　静かな学習環境としては、図書館と同じフロアに学習室を設けております。

学習室は34席設けており、常に扉を閉めて御利用いただいておりますので、フリースペースでの声や音が気にならない静かな環境で御利用いただける状況です。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　学習室が別に設けられていることは安心いたしました。

閲覧したときに本の数が減少したように思いましたが、現状はいかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館の蔵書数は約16万点で、リニューアル工事前と変わりございません。

閲覧室内の配架数は約５万点でリニューアル工事前より減っております。これは、図書館内が広い空間に感じられるよう書棚を低くしたり、おすすめ本が一目で分かるように本の表紙を見せる並べ方を行うなど工夫をしたことによるものです。

なお、閲覧室内にない図書等資料は閉架書庫に配架してありますので、利用者からリクエストがあった場合には職員がその都度対応をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　次に、オトナラウンジについてお伺いいたします。

このオトナラウンジは年齢制限は何歳から御利用できるのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　オトナラウンジは、静かに読書を楽しんでいただくためのスペースとして設けましたので、静かに御利用いただける方であれば特に年齢制限は設けておらず、誰でも御利用いただけます。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　では、パソコン、タブレット端末などの使用できる場所はありますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　図書館内のどの場所でも御自身のパソコンやタブレット端末を御利用いただけます。

館内にはＷｉ－Ｆｉ環境も整備しており、コンセントがついた机も配置しておりますので、

必要な場合には御利用いただければと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　次に、電子化辞書の活用についてお伺いいたします。

本市の図書館及び学校における電子辞書、オンライン辞書の導入状況についてお伺いいたします。また、その利用促進に向けた取組はいかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　本市の図書館では、電子辞書及びオンライン辞書は導入しておらず、現時点で導入する計画もございません。

個人で持参した電子辞書やオンライン辞書の館内での利用は制限をかけておりませんので、利用は可能となっております。

また、小・中学校では一斉指導での電子辞書やオンライン辞書の導入はしておりませんが、個別にタブレット端末で調べ学習をする中でウェブ上のオンライン辞書を使用しております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　紙辞書と電子辞書それぞれの特性を踏まえた活用方針について、今後も含めてどのように対応するのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　本市の図書館におきましては、国語辞典、英和辞典など紙の辞書を購入しており、閲覧室内に配架して御利用いただいております。

先ほども御答弁申し上げましたが、個人で持参した電子辞書やオンライン辞書を館内で御利用いただくことは可能ですので、電子辞書を活用したい場合は個人のものを持参していただきたいと考えております。

小学校におきましては、国語の学習過程で紙の辞書を活用して辞書の引き方を学んでおり、中学校につきましても国語辞典、英和辞典というように紙の辞書を活用しております。また、タブレット端末を活用しての個別の調べ学習でウェブ上のオンライン辞書を使用しております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　今回の質問を通じて、図書館リニューアルに伴う運営体制やサービスの充実、利用環境の整備、安全性への配慮などについて確認することができました。

リニューアル後の利用者数が大幅に増加していることからも、市民の皆様の期待の大きさがうかがえます。

一方で、図書館は単なる交流の場ではなく、市民の学びや図書活動を支える知の拠点でもあります。今後においてもレファレンスサービスの充実や蔵書の整備、静かな学習環境の確保など、図書館本来の機能とのバランスを大切にしながら、市民に長く愛される図書館運営

に努めていただくことを要望いたします。市民の皆様にとってより身近で利用しやすく、何度でも訪れたくなる図書館となることを願い、この質問を終わります。

図書館が市民の学びや交流を支える拠点であるように、学校部活動もまた子供たちの成長や地域とのつながりを支える重要な場であります。

そこで、学校部活動の地域展開については、昨年６月議会において伊藤議員が一般質問をされてちょうど１年が経過いたしました。この間、国や県の動きも進む中で本市における取組状況や課題について、市民や保護者の関心も高まっているものと認識しております。

今回は、これまでの進捗状況や今後の方向性の確認も含め、弥富市における学校部活動の地域展開についてお伺いいたします。

学校部活動は、これまで学校教育の一環として、生徒の自主的、主体的な学びや成長を支える重要な教育活動として大きな意義を果たしてきました。しかし近年、少子化の進行や教員の働き方改革への対応などにより、学校部活動の持続可能な運営が課題となっており、その改革が急務となっています。

文部科学省は、部活動の地域展開等をさらに推進するため、2025年12月に改訂ガイドラインを示し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保と教員の働き方改革の両立に向けた取組を進めるように努めています。

そこでお伺いいたします。

弥富市では、活動地域展開を担っていく運営団体として、ＮＰＯ法人やとみ放課後アカデミーが発足していると伺っております。このＮＰＯ法人はどのような組織でしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　国は、令和４年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを示し、地域の子供は地域で育てるという考えの下、学校部活動を学校と連携しながら地域全体で支える部活動地域展開を推進しています。これは、単に部活動を学校の外へ移すのではなく、学校、地域、行政、企業、保護者が連携しながら、子供たちの活動機会を守っていくという考え方でございます。

国の方針を受けて、部活動が本来持つ教育的意義を大切にしながら、放課後や休日の安心できる居場所づくりをし、ひいては新しいコミュニティ形成につなげていこうという趣旨で本年３月に設立されたのが特定非営利法人やとみ放課後アカデミーでございます。

本法人は、教育委員会の働きかけに呼応する形で設立されたものでございます。主な事業として、青少年の健全育成や居場所づくりに関する事業を掲げており、部活動の地域展開については、指導者確保、地域クラブの運営、会場調整、安全管理、広報活動等が上げられます。また、学校部活動の種目にとらわれないゴルフ、フライングディスク、囲碁等、新しい

活動の創設を想定し、生徒一人一人の興味や個性に合った居場所を設けてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　では、本市教育委員会とどのような関係性がある団体でしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市教育委員会は、やとみ放課後アカデミーと連携しながら部活動地域展開事業を実施してまいります。教育委員会が学校との調整や制度設計等を担い、やとみ放課後アカデミーが地域クラブの運営を担う体制を想定しております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　それでは、運営方針はいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　運営については、国の部活動ガイドラインに準拠し、活動時間や休養日の設定、研修等の事業を行います。参加費等についても廉価な金額を設定し、多くの子供たちが参加できるよう運営してまいります。

また、指導については、競技力向上のみを目的とするのではなく、生徒一人一人の興味・関心、発達段階に応じた多様な活動機会の提供を重視していくこととしております。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　運営方針については理解いたしました。

次に、地域展開の受皿となるやとみ放課後アカデミーそのものについて、法人格、団体の位置づけについてお伺いいたします。ごめんなさい、当法人の設立時期は。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　法人の設立の時期について申し上げます。

本年３月５日に登記が完了し、設立がされました。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　今後の活動予定はいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市は、国が定める令和８年度から令和13年度までの改革実行期間に基づき、令和９年９月にまず休日部活動を休止し、地域へと展開いたします。

それまでに、やとみ放課後アカデミーを広く知っていただくために、本年７月26日日曜日の弥富市夏祭りにおいてキックオフイベントを開催し、それ以降多様な機会に体験イベントなどを行ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　財政基盤、市として継続性、安全性をどのように確認されているので

しょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　やとみ放課後アカデミーは、会費収入、賛助会費、企業協賛を財源として運営してまいりますが、安定的な運営基盤の構築のために、本市としましても組織体制、会計管理体制、安全管理体制、指導者確保の状況、学校との連携状況等を確認しながら必要に応じて指導や支援をしてまいります。

さらに、安全面については、ハラスメント防止等の指導者研修、複数指導者体制、保険加入、緊急時対応等の体制づくりを確認、指導してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　それでは、中学校の部活動地域移行に特化したＮＰＯ法人でしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　やとみ放課後アカデミーは、中学校の部活動の地域展開を主な事業としておりますが、部活動種目のみに特化した団体ではございません。スポーツ、文化芸術活動、地域交流、子供の居場所づくり等、地域全体での学びと活動の充実を目的として設立された法人で、新しいコミュニティの形成を目指してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　次に、保護者、学校、地域への周知についてお伺いいたします。

学校部活動との違いはいかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校部活動は、学校教育活動の一環として学校管理下で行われる活動で、主に教員が指導してきました。

一方、地域クラブは地域が主体となって運営する活動であり、地域人材を活用しながら多様な活動を提供するものでございます。学校を超えた参加、多様な参加形態、自主性や継続性の重視など、より柔軟な活動となります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　対象生徒、活動場所、活動日、活動時間はいかがになるんでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　活動対象者の範囲は、弥富市内の中学生です。

活動場所については、学校施設、公共施設等を使用してまいります。

地域クラブによる活動日、活動時間については、まずは令和９年９月から休日の３時間程度ですが、地域展開が可能な体制が整った種目から平日の地域展開も進めていけたらと考え

ております。なお、活動時間については、国のガイドラインに基づき、適切な休養日を設定し、生徒の健康面へ十分配慮した運営を行ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　では、参加費、指導者要件、事故発生時の対応はいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　参加費については、現時点ではやとみ放課後アカデミーへの入会金1,000円、月会費2,000円を予定しています。

指導者については、面談をはじめ、ハラスメント等の指導者研修や安全管理研修等を実施し、適切な資質を有する人材を配置いたします。こども家庭庁が定める子供を性犯罪から守るための性犯罪歴確認制度、日本版ＤＢＳの対象団体となります。

また、事故発生時を想定して保険加入の徹底、緊急連絡体制、安全管理マニュアル作成、組織対応ができる体制等を整備し、適切に対応してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　今後どのように保護者や地域に周知するのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　保護者や地域に対しては、小・中学校での説明会の開催、チラシの配布、学校を通じた案内、市及びやとみ放課後アカデミーのホームページ等を通じて周知、説明を丁寧に行ってまいります。制度の趣旨や学校部活動との違い等についても継続的な情報発信に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　次に、今後の方向性についてお伺いいたします。

将来的にどのような地域クラブを目指すのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　誰もが参加しやすく安全で持続可能、多様な活動がしかも複数種目に参加が可能で、地域全体で支える地域クラブを目指しております。

また、競技力向上のみならず、子供の居場所づくり、地域交流、自己肯定感の向上や身体的、精神的、そして社会的に満たされて幸せに生きるウエルビーイングの向上を重視し、将来的に地域社会全体の活性化につながる活動を目指します。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　それでは市はどこまで関与、支援するのでしょうかお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市教育委員会は、制度設計、学校との調整、施設利用調整、必要な財政支援、安全管理確認・指導情報提供等を行いながら地域展開を支援してまいります。

一方、地域クラブ活動の実施主体はやとみ放課後アカデミーであり、自立かつ地域において持続可能な運営体制の構築をサポートしてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　学校と地域クラブの役割分担をどのように整理していくのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　国は、改革実行期間の前期が終わる令和10年に中間評価を求めています。本市教育委員会は、その前年に休日部活動の地域展開を完了する予定であり、一定の評価ができると考えています。

平日については改めて国が方針を策定するとしていますが、本市教育委員会としては中学校学習指導要領が改訂される令和13年度をめどに、平日部活動の地域展開を行っていきたいと考えております。学校も地域の子供たちの居場所の一つとして、その一翼を担いながら子供たちにとって魅力的な地域クラブへと展開できるよう協働してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　柴田議員。

**○２番（柴田英里君）**　本市が国の方針に沿いながら休日部活動の地域展開に向けて着実に準備を進めていること、またその受皿としてやとみ放課後アカデミーが設立され、教育委員会と連携しながら運営体制の構築を進めていることを確認することができました。

部活動は、単にスポーツや文化活動の技能向上だけでなく、生徒同士のつながりや自己肯定感の向上、仲間づくりなど子供たちの成長に大きな役割を果たしてきました。そのため地域展開を進めるに当たっては、これまで学校が担ってきた教育的な意義をしっかり継承していくことが重要であると考えます。また、保護者にとっては参加費の負担や送迎の問題、活動場所や指導体制への不安などもあります。地域クラブの運営においては子供たちが安心して活動できる環境づくりはもちろんのこと、経済的な事情によって参加機会が失われることのないよう十分な配慮をお願いしたいと思います。

さらに、地域展開は始まりがゴールではありません。実際に運用が始まってから見えてくる課題も少なくないと思われます。生徒、保護者、学校、地域、指導者それぞれの声を丁寧に聞き取りながら必要に応じて制度の見直しや改善を図り、本市の実情に合った持続可能な地域クラブ活動へと発展させていただくことを要望いたします。

子供たちの多様な学びと成長の機会を守り、地域全体で子供を育てる新しい仕組みが本市において着実に根づくことを期待し、私の質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩をします。再開は午後２時55分とします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後２時45分　休憩

午後２時55分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、伊藤千春議員。

**○１番（伊藤千春君）**　１番　伊藤千春でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

教育は、子供たちの未来をつくるとともに、将来の弥富市をつくる最も重要な投資であると考えます。人口減少や少子化が進む中、子育て世代から選ばれるまちとなるためには、教育環境の充実が欠かせないと考えます。

また、ＡＩの進展やＳＮＳの普及により社会が大きく変化する中、自ら考え判断し、子育てする力を育む教育が求められるのではないでしょうか。さらに、若年層を狙った投資詐欺や闇バイトなどの問題が深刻化する中、金融教育の重要性も高まっております。

加えて、子供の成長を長い視点で支える切れ目のない確かな教育の在り方についても考えていく必要があると考えます。

そこで私は、今回は、教育改革、金融教育、一貫教育、この３つの項目について本市の考えをお伺いしてまいります。

１つ目の項目として、次代を担う教育改革についてお伺いします。

不登校、長期欠席、教育格差等に対する本市の課題認識について、どのように認識されているか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市におきましても、不登校や長期欠席の増加、自己肯定感の低下、家庭環境による教育格差の拡大は、子供の健やかな成長に大きく影響する重要な課題であると認識しております。

弥富市教育大綱及び弥富市教育基本方針に基づき、全ての子供が安心して学び、自己肯定感を育み、将来への希望を持てる環境づくりが必要であると考えております。特に、不登校や長期欠席については、個々の背景に寄り添った支援体制の強化が求められており、誰一人取り残さない教育の実現が課題であると認識しております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　誰一人取り残さない教育の重要性でありますね。

ＡＩ時代、ＳＮＳ社会、情報過多社会を踏まえた現在の教育課題をどのように分析し、今後どのような教育を目指していく考えなのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　ＡＩの急速な進展、ＳＮＳの普及、情報過多社会の進行により、子供が情報を正しく理解し、主体的に判断する力を育むことが重要な教育課題であると認識しており、本市では、教育大綱や学校教育基本方針に基づき、情報を見極める力や他者と協働する力、そして自ら学び続ける教育を推進しております。

引き続き、情報活用能力を基盤とした学びを図りつつ、情報モラル教育や探究的な学びの強化を通じて、子供たちが多様な情報環境の中でも自分の考えを形成し、主体的に行動できる力を育んでまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　自ら考え判断する力は、これからの時代にますます重要になると考えます。

そこで、東京都渋谷区等の探究型教育を踏まえ、知識を教える教育から自ら考える力を育てる教育への転換を、今後どのように進めていく考えなのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、教育大綱に掲げる主体的に学び続ける子供の育成や、学校教育基本方針に示す思考力・判断力・表現力の育成を大切にしながら、知識を一方的に教えるだけの学びから、子供が自ら考え、学びを広げていける教育を進めており、子供が、なぜだろう、もっと知りたいと思える場面を増やし、友達との対話やＩＣＴの活用を通じて、自分の考えを深めたり広げたりできるよう取組を進めております。

また、こうした学びを支えるために、教員が互いに学び合い、探究的な授業づくりの力を高めていく研修にも力を入れております。

議員が例に示された東京都渋谷区の探究型教育は、通常の教科の学習を１割減らし、全てを午前中に行い、午後に探究型学習を行うシブヤ未来科というものですが、本市においては、まず従来の枠組みの中で自ら考える力を育てていく方針でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　探究的な学びを通じて、自ら課題を見つけ、自ら考える力を育むことは、これからの教育に欠かせない視点であると考えます。

そこで、教育を人口減少対策、定住促進、子育て支援を含めた本市の未来を左右する最重要政策としてどのように位置づけ、教育で選ばれるまちを目指していく考えか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、教育大綱において「生きる力を育む」を掲げ、学校教育基本方針においても、子供が安心して学び、成長できる環境づくりを施策として位置づけて

おり、人口減少が進む中、教育の充実は定住促進や子育て支援とつながる施策の一つであると考えております。

本市では、主体的・対話的で深い学びや探究的な学習を推進し、自ら考える力を育む教育を進め、予測不可能な社会をたくましく生きる力を育むことで、保護者から選ばれる学校づくりを進めてまいります。

また、安心して子育てできる環境を整備し、本市の特色の一つである自校式給食による食育の充実や、地域と連携した体験活動を通じ、子供の健やかな成長を支える環境を整えております。さらに、平和教育の推進により、命の大切さや他者を尊重する心を育み、豊かな人間性を備えた子供を育てることで、地域社会の持続的な発展につなげてまいります。

それらの施策を保護者の皆様に積極的に発信してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　教育は、子供たち一人一人の未来を支えるだけでなく、本市の未来を形づくる重要な基盤であります。また、教育の充実は、子育て世代から選ばれるまちづくりにもつながるものであると考えます。今回の答弁から、本市が教育改革の必要性を踏まえ、時代の変化に対応した教育を進めようとしている方向性を確認することができました。

一方で、これからの社会では、学力だけでなく、自ら考え、判断し、責任ある選択ができる力も求められております。

そこで、次に２つ目の項目として、生きる力を育む金融教育について伺ってまいります。

若年層を狙った消費者被害、ＳＮＳ型投資詐欺、オンラインカジノ、闇バイト問題等を踏まえた、本市の金融リテラシー不足に対する現状認識についてお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　近年、ＳＮＳを通じた投資詐欺やオンラインカジノ、いわゆる闇バイトなど若年層を標的とした消費者被害が全国的に増加しており、本市においても金融リテラシーの必要性を感じております。

特に、ＳＮＳ上の情報に流されやすい世代ほど詐欺的投資話や高額報酬をうたう違法行為に巻き込まれる危険性が高く、学校教育だけではなく、家庭・地域を含めた総合的な対策が必要であると認識しております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　金融リテラシーの重要性は、今後ますます高まっていくものと考えます。金融教育をお金の知識ではなく、人生設計力、判断力、自己防衛力、社会的自立を育む生きる力の教育としてどのように認識されているのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市では、生きる力を育む教育として考えております。ＳＮＳ型

投資詐欺や闇バイトなど若年層を取り巻くリスクが高まっている中、情報を見極め、自らの将来を主体的に選択できる力を育てることが不可欠であると認識しております。

そのため、学校教育においては、家庭科や社会科を中心に消費者教育やキャリア教育と連動した金融リテラシーの育成を進めております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　金融教育を、生きる力を育む教育として位置づけることは大変重要であります。

福岡市等の先進事例を踏まえた実社会に直結する金融教育を、本市としてどのように評価されているのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　先進自治体では、金融機関と連携し、実社会の仕組みに触れながら金融リテラシーを育成する取組が進められております。これらの事例は、子供がお金の知識にとどまらず、将来の人生設計や判断力、自己防衛力を身につける上で有効であると認識しております。

本市としましても、実社会とつながる学びは、若年層を狙った投資詐欺や闇バイトなどの被害防止にも資する教育であり、子供の社会的自立を支える観点からも有効であると考えております。

今後、本市の実情に応じ、地域金融機関等との連携も視野に入れながら、金融教育の在り方について検討してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　実社会と結びついた実践的な学びは、大切な取組であると考えます。ＳＮＳ型詐欺、ネットトラブル、オンライン課金問題等から、子供たちを守る教育を今後どのように進めていかれるか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　近年、全国的にＳＮＳを利用した投資詐欺や闇バイトなど、子供たちを取り巻くリスクが急速に拡大しており、本市としても危機感を感じております。これらを未然に防ぐためには、学校教育だけではなく、家庭、地域、関係機関が連携した総合的な対策が不可欠であります。

本市といたしましては、情報モラル教育について、警察や消費生活センター、専門機関との連携を強化し、最新の事例を踏まえた指導や啓発を継続的に実施し、ＳＮＳの危険性などから自らの身を守る生きる力を育んでまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　自ら身を守る力を育むことは重要であります。小・中学校段階から、

お金の価値、契約責任、消費者意識、資産形成基礎等を学ぶ体系的金融教育をどのように進めていく考えであるのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、金融教育を学習指導要領に基づき、小・中学校の発達段階に応じて体系的に進めていくことが重要であると認識しております。具体的には、小学校１・２年生の生活科におけるお店屋さんごっこから始まり、家庭科や社会科を中心に、お金の価値や契約の責任、消費者としての判断、資産形成の基礎などを段階的に学んでおります。

また、若年層を狙ったＳＮＳ型詐欺やオンライン課金トラブルが増加する中、警察等と連携した金融教育は、自分の身を守る力を育む教育でもあると考えております。

今後も情報との上手な付き合い方や、暮らしの中で賢く選ぶ力を育てる学びと併せて、子供の生活に役立つ形となるよう取組を進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　発達段階に応じた金融教育は、必要な取組であると考えます。

そこで、金融教育を、キャリア教育、主権者教育、消費者教育等と連携しながら進めていく考えがあるのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、金融教育を学習指導要領や教育大綱などの考えを大切にしながら、キャリア教育や子供の生活に役立つ学びと結びつけて、幅広く育んでいく学びとして位置づけております。また、単なるお金の扱いだけでなく、子供の生きる力を育む教育であると認識しております。

そのため、小・中学校においては、家庭科、社会科を中心にキャリア形成や契約、消費者トラブル防止、社会の仕組みの理解といった内容を関連づけながら指導を進め、子供が自ら考え、主体的に選択できる力を育んでまいります。

今後も学校と連携し、金融教育を他の学びともつながりを持たせながら進めることで、子供が将来、自らの力で人生設計を行い、人間らしく生きていく力を身につけられるよう支えてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　金融教育は、様々な学びと結びつくことにより、その効果がより高まるものと考えます。

金融教育、地域企業、外部専門人材等と連携した弥富市版実践型金融教育を研究・導入していく考えがあるのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　繰り返しになりますが、本市では金融教育を生きる力を育む教育の

一環であると認識をしており、金融機関や外部専門人材などとの連携による実践的な学びは有効であると考えております。

総合的な学習の時間や地域の大人や起業家の話を聞く「おかえり先輩」、弥富北中学校で行っておりますが、そういった取組、さらには実際に事業所に出向く職場体験学習など、既存の取組とも高い親和性があり、子供が実社会とつながりながら学ぶ機会を提供する貴重な学習となると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　金融教育は、お金に関する知識を学ぶだけではなく、自ら考えて判断し、社会の中で主体的に生きていく力を育む重要な教育であることを改めて認識させていただきました。

また、その力は一長一短で身につくものではなく、子供の成長段階に応じて継続的に育んでいくことが重要であります。子供たちの可能性を伸ばすためには、幼児期から小学校、中学校へと続く学びや成長を長い視点で支えることも欠かせないのではないでしょうか。

次に、３つ目の項目として、切れ目のない学びと成長を支える一貫教育についてお伺いさせていただきます。

広島県府中市等の先進事例を踏まえ、一貫教育についてどのような認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　広島県府中市をはじめとする義務教育一体型の取組につきましては、子供の成長を継続的に支えるという観点から一定の意義があるものと認識しております。

一方で本市といたしましては、幼児期から小学校、中学校へと進む中で入学や卒業といった節目が子供の成長に果たす役割も非常に重要であると考えており、府中市のような一体型の仕組みを直ちに導入することは容易ではなく慎重な検討が必要であると認識しております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　子供の成長を継続的に支える視点は大切であります。小学校入学時及び中学校進学時における環境の変化に対し、長期視点で子供たちの成長を支える教育をどのように進めていくとお考えでしょうか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　小学校への入学や中学校への進学、そして卒業といった節目は、子供の成長にとってとても大切な時期であると考えております。

一方で小１プロブレム、中１ギャップ、高１クライシスという言葉があるように節目はその環境が大きく変わるためにその対応に苦慮する児童・生徒がいることは承知しております。

本市といたしましては、こうした環境の変化に寄り添い、子供が安心して新しい一歩を踏

み出せるよう、学校間の連携を深め、学校生活のつながりを丁寧に支えることで、子供がそれぞれの節目を不安なく迎えられるよう取り組んでまいります。これからも一人一人の成長に寄り添いながら、安心して学び続けられるよう環境づくりを進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　節目を大切にしながら成長を支えることは、重要な考えであると思います。

一貫教育による不登校予防、非認知能力育成、自己肯定感向上、人間関係形成力向上等への効果をどのように認識されているのでしょうか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　一貫教育が、不登校の予防や人間関係形成力の発達などに一定の効果をもたらす可能性が指摘されていることは承知しております。しかし、それらは一貫教育でなければ実現できないものではないと考えております。

本市の教育大綱及び学校教育方針におきましても、子供の個性を尊重し、安心して学び続けられる環境づくりや豊かな人間性の育成を重要な柱として位置づけております。

一方で、幼児期から小学校へ、中学校へと進む中で、入学や卒業といった節目を経験し、それを受け止め、乗り越えていくこと自体が、子供の成長にとって大切な学びであるとも考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　安心して学び続けられる環境づくりは欠かせない視点でありますね。

幼保小連携、小中連携、長期視点カリキュラム、切れ目のない支援体制を含めた弥富市型一貫教育をどのように研究・推進していくお考えなのか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、保育所・幼稚園・こども園から小学校、そして中学校へと続く子供の学びの流れを大切にし、入学や進学といった節目でも安心して過ごせるよう、これまでの取り組んできた幼保小連携や小中連携を着実に進めてまいります。

加えて、全ての小学校において民生児童委員との学校との教育懇談会を実施しており、小さい頃から地域で地域の目で見守ってくださっている方々との連携もできております。

このように、子どもの成長を長い視点で支える切れ目のない連携を今後も丁寧に積み重ねていくことが重要であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　ただいまの答弁の、切れ目のない連携の重要な取組の御説明がございました。今後の教育改革の柱として、一貫教育をどのように位置づけていく考えか、お聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、幼保小連携や小中連携などこれまで積み重ねてきた取組を大切にし、子供の学びや生活が途切れることのないよう学校間のつながりを丁寧に進めております。本市の教育大綱や学校教育方針の理念を踏まえ、子供の成長を長い視点で支える切れ目のない連携を今後も教育を進める上での大切な方向性の一つとして考えております。

一貫教育の導入につきましては、予定はございませんが、まずは既存の連携をより確かなものにしていくことを重視してまいりたいと考えております。これからも子供一人一人が安心して学び続けられるよう、本市らしい連携の形を丁寧に育ててまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　本市らしい連携の方向性は、大切な考え方であると思います。また、人口減少や少子化が進む中で、教育は子育て世代から選ばれるまちづくりを進める上でも大きな役割を担っておると考えます。そのためには、これまでの取組を大切にしながらも、弥富市だからこそできる特色ある教育を発信していくことが重要であると考えます。

教育で選ばれるまちの実現に向けた、本市ならではの教育についてお伺いします。弥富市だからこそできる教育をどのように構築し、教育で選ばれるまちを目指していく考えなのか。また、一貫教育について今後どのような方向性で研究・整理を進めていくとお考えでしょうか、最後にお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　本市では、子供の成長をみんなで支えていくという考えを大切にし、また入学や卒業といった節目を大切にしながら、幼保小連携、小中連携を丁寧に進めております。学校同士がしっかりとつながり、子供の学びや生活を途切れなく支えていくことが本市らしい教育につながると考えております。

繰り返しになりますが、一貫教育につきましては、その考えに一定のよさがあることは理解しておりますが、本市として現時点では導入する予定はございません。まずは、これまでの連携などを確かなものにし、子供一人一人が安心して次のステップへ進める環境づくりを大切にしてまいります。

議員が言われる本市だからできる教育として、命の大切さを軸に教育活動を構築しております。本市は、昭和34年に伊勢湾台風により甚大な被害を受けました。全てを失った状況から先人が立ち上がり、一歩ずつ歩みを続けてきた歴史を決して忘れることなく、その経験を教育の中でも防災教育として位置づけております。

そうして守り抜いたかけがえのない命を戦争等によって再び失うことのないよう、中学２年生で平和教育を、広島に直接訪れることによって研修で深めております。また、子供がその自らの命、そして他者の命を大切にできるよう、相談体制の充実にも取り組んでおります。

これらの取組が本市の特色である教育だと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　伊藤議員。

**○１番（伊藤千春君）**　御答弁ありがとうございました。

教育は、将来の弥富市をつくる最も重要な投資であると考えます。教育改革、一貫教育、金融教育を通じて、次代を担う子供たちが希望を持って成長できる環境づくりと、教育で選ばれるまち弥富の実現を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後３時35分とします。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

午後３時26分　休憩

午後４時10分　再開

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

音響システムの不具合が発生したため、平居ゆかり議員の質問は最初から行いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、平居ゆかり議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　４番　平居ゆかりでございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

自治会ＤＸと新たな行政支援の可能性についてお伺いします。

地域の自治会では、３月の総会後、新たに自治会を抜けた人がいるという話を聞く一方で、他市では高校生の自治会長が誕生したというすてきなニュースもありました。今、自治会という存在は、市民の関心という意味でも、また行政としても、見て見ぬふりのできない状況になってきていると感じております。

前回３月定例会の一般質問では、今、行政ができることという意味で、市としての自治会に対する思いや姿勢をお示しいただき、ホームページ等の発信を見直していただくことを確認いたしました。それはとても大事なことであります。しかし、ホームページが充実すれば、自治会の問題が解決するかといったら、そういうわけではないので、さらなる対策を考えていく必要性はもちろんあるはずです。

私が今、取り急ぎ心配していることがあります。自治会を大切に思い、地域のために活動してくださっている方々が多くいる一方、自治会加入は強制ではないという権利もある中で、実際には脱退していく世帯も増えております。そのような中で、自治会費を負担している人としていない人、地域のために役員を担う人とそうでない人、地域の環境美化活動や清掃活動に参加する人とそうでない人の間で、なぜ一部の人だけが負担しているのかという不満が積み重なってきている現実もあると思います。

実際に、ごみ捨て場について、脱退した人たちは別の場所で管理してほしいとか、今あるごみの網は使わずに自分で用意してくださいというような大事な共同体が二項対立になっていくような発言もあったことを聞いております。気持ちは大変よく分かります。

また、そんな空気の中で、脱退した側も周囲から責められるのではないかとか、非難されるのではないかという不安を抱えるなど、地域住民同士の分断や対立につながっていく危険性があると感じております。怖いのは、自治会そのものが壊れていくことだけでなく、人と人との関係性が壊れ、地域の中でいがみ合いが生まれ、本来大切にされてきた温かい地域のつながりが失われていくことだと思っております。そこには早い段階で手を打っておく必要があると私は思っております。

では、本市として、現在の自治会をめぐる地域住民間の負担感や不公平感、さらには地域コミュニティの分断につながる可能性についてどのように認識しているのか、市の見解を伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　お答えいたします。

高齢化等社会構造の変化に伴い、自治会役員の担い手不足は全国的な課題となっていることを認識しております。この課題に対し、本市としては、従来より行政からの情報提供は、市広報紙及び市ホームページを活用することを原則とし、全戸配付・回覧の削減を徹底してまいりました。

令和６年度からは、市広報紙の全戸配付をポスティング方式に切り替え、その際、広報紙以外の、例えば日本赤十字社社資募集の封筒を同封してポスティングするなど、少しでも役員の負担軽減につながる工夫に努めております。

また、加入者の減少は、負担の偏りや地域のつながりの希薄化を招く懸念があると認識しており、この課題については、自治会役員向けに加入促進チラシ等のひな形を織り込んだ自治会・町内会加入促進ガイドブック、加入促進チラシを作成し、配付するなどの支援をしております。

本市といたしましては、今後とも、持続可能で誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治会活動を支援してまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　今おっしゃっていただきました負担の偏りや地域のつながりの希薄化を招く懸念があると認識しているというレベルより、私は地域によっては水面下で分断は進んでいると思っています。要するに、会費を払って地域を大切、大事にしている側と、会費を払わずに個人の自由を訴えている側です。もちろんそれだけではないですけれども、自治会という任意の団体に対して、どちらも間違いではないでしょう。だから問題と捉えられ

ないので、問題でなければ市も介入する必要がないと、そうなります。

ただ、この分断が支援の対象にはならなくとも、その結果として地域の公共機能が低下するなら行政課題です。要するに、分断が進むことで高齢者の見守りが機能しなかったり、防災訓練の参加者が減ったり、地域清掃の担い手がいなくなったり、ごみの管理が崩れるなどは行政課題であると言えます。

そこで、市はおっしゃるとおり、自治会運営を簡素化したり、加入促進を図ったりして支援しているわけであって地域の公共機能が失われないように環境整備をしているとは言えます。やっていないのではなく、やっています。つまり、手段は講じていただいているけれども、今後分断が進んでいくのであればその手段が悪いのか、手段が足りていないのかとなるはずです。施策を実施していることとその施策が実際に効果を上げていることは別問題です。

よって、今後も支援していくとおっしゃっていただいておりますので、お願いをしておきますが、ぜひ今後、自治会加入率の数字を見ていくだけでなく、自治会を脱退した方々がどのような理由や思いを抱えているのか、また自治会活動を支えている方々がどのような負担感や不公平感や不満を感じているのか、さらには今後の地域の在り方や行政に何を求めているのかといった声についても、可能な範囲で実態把握に努めていただきたいと思います。その上で、温かい地域のつながりを維持していくために、どんな支援ができるのか、今後の施策に生かしていただきたいと思っています。

次に行きますが、この自治会における担い手不足や活動負担への危機感は、日本全国共通の課題であります。他自治体においては、電子回覧板や安否確認機能等を備えた自治会活動支援アプリを活用し、業務の効率化や情報伝達の迅速化を図る取組が進められております。

例えば、令和７年３月の一般質問において、市からは、地域活動のデジタル化につきましては、モデル地区などを設定して自治会の活動の継続、役員の担い手不足の解消などの観点から実験をしている自治体等もありますので、注視してまいりたいと思っておりますとの答弁をいただいております。

そこで、私自身も調査を進める中で、小牧市や岡崎市などで導入あるいは実証実験が行われている「結ネット」などの自治会支援アプリについて確認してまいりました。「結ネット」とは、自治会や地域活動をスマートフォン等で支援する地域向けの連絡・運営アプリであります。

例えば、これまで紙で回していた回覧文書をデジタルで受け取り、あるいは写真を撮って投稿し、住民がスマートフォンですぐ確認できるようにしたり、行事の出欠確認やアンケート集計を自動化したりすることで、役員負担の軽減につなげることができます。また、既読確認や未回答者への再通知機能もあり、誰に伝わっているのか分からないという課題にも対応ができます。さらに、公民館や地域施設の予約管理、役員連絡、防災訓練の案内など、自

治会運営に必要な機能を一つにまとめて管理できる点も特徴であります。

災害時には、通常モードから災害モードへ切り替えることで、住民の安否確認を一斉に行うことができ、支援が必要な方の把握にも役立つとされております。オレンジファイルのような見守り情報との連携についても、将来的な可能性があると考えます。

また、役員間の連絡をはじめ、情報伝達には一般的なＬＩＮＥを利用している地域も多いかと思いますが、個人のＬＩＮＥアカウントを前提とするプライバシー面の課題も抱えていると相談がありました。他市町でもＬＩＮＥのオープンチャットでうまく利用しているところもあると聞きますが、しっかりとした管理ができるものではありません。それとは異なり、自治会支援アプリは自治会費の電子決済を連携させるところもあるなど、自治会運営に必要な管理機能が備わっていると言えます。加えて、個人の電話番号を参加者同士で公開しなくても運用ができるなど、プライバシー面に配慮した仕組みも特徴の一つであります。

ただし、あくまで「結ネット」は一例であり、どのアプリが本市に適しているのかについては、当然ながら十分な検証が必要ではあります。

一方で、実際に実験している岡崎市の55町内を対象としたアンケートでは、登録者数が伸び悩んでいるであるとか、導入初期の紙とアプリの二重運用が大変といった課題も上げられております。また、登録者数が伸び悩む理由として、デジタルに不慣れであること以外に、そもそも町内会の連絡に関心が薄いことなども上げられておりました。つまり、アプリを導入すれば自動的に自治会が活性化するわけではなく、デジタルだけで全てが解決するわけではないという現実もあるかとは思います。

しかし、だからといって何も手を打たなければ時代の流れにそぐわないものは衰退していきます。前回、市は自治会を高く評価している、また自治会しかないとまで答弁をされました。私もその考えには強く同感をしております。必要な存在であるならば、時代に合わせて進化していく必要があります。

例えば、図書館も単に本を貸す場所から知と交流の拠点へと進化し、市民にとってとても魅力的な居場所となりました。公園も単なる遊び場から、健康づくりや防災の機能を持つ場へと変化をしております。

つまり、従来の役割だけでなく、人が集まりつながる場へと変化しているということであります。自治会もそうした方向性を考えていく必要があると思っております。

現在、自治会が直面している課題は、義務感が強い、楽しさが感じられない、意味が見えにくい、昔から続いているからやっているだけという点にもあります。だからこそ、自治会をどう進化させるかは考える必要があります。形を変え、時代に合わせて進化することで、持続可能にしていかなければなりません。

もちろん、御近所の見守りや防犯、防災、地域環境美化などは非常に重要な役割であるに

もかかわらず、それだけでは参加したいと思われにくい時代になっているのも現実であります。そこにデジタルを活用して負担を軽減しながら新しいスタイルへ持っていくことは、必要最低限の更新ではないでしょうか。

確かに、令和７年３月の御答弁でもありましたように、デジタルツールは高齢者を中心とした利用格差への懸念もあります。しかし、議会においても年齢層が幅広い中で、紙とタブレットを併用しながら段階的に移行してまいりました。そして現在は、しっかりタブレット中心で動いております。よって、問題はそこではないのではないでしょうか。

まず、本市として他自治体における自治会支援アプリ等の導入事例について、どのような内容を確認し、またその導入による情報伝達の迅速化や回覧業務の効率化、役員負担の軽減、さらに防災時の安否確認、また地域参加の促進などのメリットや効果をどのように認識しているのか。また一方で、登録者数の伸び悩みやデジタル格差、紙との二重運用、自治会活動そのものへの関心の低下など、そういった課題やデメリットについてどのように評価しているのか、自治会支援アプリに対する本市の見解を伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　自治会支援アプリにつきましては、導入した自治会の検証結果等が公表されており、電子回覧板双方向の連絡機能、災害時の安否確認機能等を備えた様々なアプリが利用されております。

アプリ導入のメリットにつきましては、情報共有が迅速化すること、回覧物の印刷や回覧板を回す手間が不要となり、事務負担が低減すること、出欠確認等が容易になること、災害時の安否確認が容易になること、導入を契機に自治会のコミュニケーションの活性化が図られることなどが上げられます。

一方、デメリットにつきましては、未導入者向けに紙の周知を継続することが二重負担となること、高齢者に対する導入支援についての役員負担が増加すること、有料アプリの場合、導入経費や月額利用料の負担がかかること、登録率の伸び悩みが負担化すること、デジタル業務の引継ぎにおける役員の不安等が懸念されております。

アプリの導入により、自治会の担い手不足など地域の課題が全て解決するものではないため、前述したメリット・デメリットも踏まえながら検証する必要があると考えております。導入の際には、自治会役員の皆様の御理解とモチベーションが不可欠だと思われますので、まずは自治会で御検討いただきたいと思います。

その上で、本市の提案としましては、令和７年３月にも御答弁しましたとおり、自治会負担の心配のない無料のメッセージアプリ等を活用する議論から始めていただき、機能面等を検証の上、自治会支援アプリ等を御検討いただけたらと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　おっしゃるとおり、どのようなアプリであってもメリットとデメリットがあり、導入すれば全ての課題が解決するものではありません。また、私がお勧めしたからといって、それが本当に必要かどうかは、それぞれの地域住民の皆様のやる気も大きく、やる気がなければ、よく言うやらされ感で終わります。

私がお勧めしている理由としては、前回の一般質問でも言いましたが、認知症で行方不明になり、数日後に近所で発見されたという事故があったとき、地域の中で緊急時には一気に呼びかけができるツールがあったらなと思ったことも大きいです。

また、実際には、地域の中で何とかしたい、今のままではいけない、自分たちでできることから変えていきたいと少しずつ立ち上がろうとしている方々がおられることも、私は肌で感じております。そのような方々にとって、自治会支援アプリは万能な解決策ではありませんが、負担軽減や情報共有の円滑化につながる一つの手段であり、一つのきっかけになり得るのではないかと思っております。

例えば「結ネット」の場合、防犯カメラと同様、維持費の問題はありますが、自治会単位であれば初期費用が６万6,000円程度必要とのことでありますので、本当に地域側が一度活用してみたい、地域のためにチャレンジしてみたいと思った際に、その立ち上げ支援として、例えば地域づくり補助金などを活用しながらスタートしていくことは可能なのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　自治会支援アプリを導入するための経費について、地域づくり補助金を活用することは可能でございます。御提案の「結ネット」の場合、導入費用のほかに年間維持費が必要となりますので、自治会の費用負担の面からも、本市としましては、まずは無料のメッセージアプリ等を御検討いただきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　先ほどからおっしゃいます、その無料のメッセージアプリとは、さきにお伝えしましたＬＩＮＥのオープンチャットになるかと思いますが、検討いただきたいということであれば、私が確認できる範囲で紹介をしておきます。

オープンチャットは、自治会ごとにグループを立ち上げ、参加者用のＱＲコードや招待リンクを配付することで、住民が自由に参加できる仕組みです。参加者同士が個人のＬＩＮＥアカウントや電話番号を公開することなく利用できるため、プライバシー面に一定の配慮がなされているようです。また、回覧事項の周知やイベント案内、清掃活動の日程連絡、防災訓練の案内など、情報共有の手段としては十分活用ができると思います。

ただ一方で、オープンチャットはあくまでメッセージのやり取りを目的としたツールであり、自治会運営のためにつくられたものではありません。例えば、回覧板の既読管理、アンケート集計、出欠確認、施設予約、自治会費の管理、災害時の安否確認などを一元的に行う

機能は、基本的には備わっていないようです。

簡単に言うとこれぐらいかと思いますが、実際にある他市町の自治会でオープンチャットを利用し始めた町内会長さんの御意見によりますと、現在の登録者数は200名弱で、始めたきっかけは雨天により祭りばやしの巡行が時間変更になった旨を町内に伝える連絡方法に困ったことだそうです。よかった点は、そういった雨天時のスムーズな連絡手段と、行事のお知らせと回覧板の補足、また発信は町内会役員に限定しており、課題はこれから見えてくるだろうということです。

自治会支援アプリによって、自治会の問題が必ず解決するという保証はどこにもありません。結局のところ、住民の理解や参加意識、やる気がなければ成り立たないものであり、そこに自治会問題の根本的な難しさがあるのだと思っております。アプリについても同様で、どれだけ便利な機能やメリットがあったとしても、そもそも自治会を大切に思わなければ登録すらされないでしょう。住民自治は民主主義の基本ですから、個人主義に陥れば民主主義は終わります。

よって、そうなれば地域社会そのものが成り立たなくなっていくものと心底思います。だからこそ、多くの市民の皆様に、これからもこの地域に住んでいたいとか、この自治会なら参加していたいと思っていただけるような、魅力ある地域づくりや魅力ある自治会へと進化していく必要があります。

ただ、それは住民だけのやる気や善意だけに委ねていても、なかなか難しいのが現実です。ここには、やはり行政にももう少し踏み込んで関わっていただきたいという思いがあります。

前回の一般質問において、市民生活部長からは自治会しかないという趣旨のお考えも示され、そして市長からは、どんなに高度な行政システムよりも市民の安心感を高める大変重要な仕組みであると認識しておりますとの御答弁をいただき、自治会に対する本市の思いや方向性については一定の理解をすることができました。

しかし一方で、その自治会自体が魅力の低下や担い手不足などによって維持そのものが難しくなりつつある現状があります。自治会は本市にとって必要不可欠な存在であると位置づけるのであれば、その持続可能性についても時代に合わせ具体的に考え、市としても一緒になって手を打っていこうという姿勢が必要なのではないでしょうか。何も手を打たなければ、時代の流れに対応できないものは今後さらに維持が困難になっていくことが考えられます。

本市として進化というものを念頭に、自治会運営におけるＤＸや新たな仕組みづくりについて、今後どのような必要性を認識しているのか、また自治会は必要であると位置づける中で、その持続可能性について、まずは市民のやる気次第であると現場任せにするのか、それとも行政としても市民と一緒になって自治会問題の解決に向けた答えを調査し、検証しながら対策を取って、何らかの具体的な取組を進めていこうとする前向きな思いはあるのか、今

後の具体的な方向性について、市長の見解を伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　平井議員からは、持続可能な自治会運営、またよりよいコミュニティの形成についての質問を、今回もいただいたところでございます。今回は、特に自治会運営におけるＤＸの行政支援についてということでございます。

自治会において、人口減少、高齢化、定年後の就労人口増加、老老介護など、社会構造の変化や地域のつながりの希薄化を背景に、会員の脱会や役員の担い手不足などが課題となる一方で、ＤＸの導入により、活動の効率化や負担軽減、住民同士の新たな交流のきっかけとなるなど、デジタル活用への期待はより高まっていると感じております。

本市といたしましては、自治会ＤＸの推進は持続可能な自治会活動を維持するための一助になると捉えており、今後とも他自治体の事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。

また、自治会支援アプリにつきましては、自治会負担が伴うものでございますので、まずは先ほどから出ております無料のメッセージアプリ等の無料ツールの導入を御検討いただき、それぞれの自治会に合ったデジタル化を進めていただきたいと考えております。

その自治会それぞれ様々で大小ございますが、また課題も様々でございます。そういった中で、一度に一つの自治会で導入するのではなく、組単位等々で、まずはそこから始めていただくのもいいのではないかと思っているところでございます。

そういった際には、市民協働課が主な窓口になってくるわけでございますが、自治会の皆様の御意見等をしっかりとお聞きしながら、どんな支援が必要かを一緒に考えて支援してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　平居ゆかり議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　ありがとうございます。

今どんな支援が必要かを一緒に考え、支援してまいりたいとの御答弁をいただきました。私は、この言葉は大変重く前向きなものと受け止めます。であるならば、市民の皆様には前向きに市民協働課へ相談していただきたいと思います。

あわせて、私は、行政にも時代の変化に合わせて支援制度そのものを見直していく視点も持ってほしいと思います。例えば、本市には自主防災組織への事業費85％、限度額50万もの防災資材の補助制度や防犯カメラ設置へも補助があります。ありがたい補助があります。もちろん防災や防犯は大変重要です。

しかし、自治会の持続可能性を高めるには、自治会支援アプリも平時の情報共有だけでなく、災害時の安否確認や連絡手段として活用できるわけですから、今ある制度の枠組みにとらわれず、こういった使い方もできるよと時代に合わせて対象となる備品内容、知財内容も

柔軟に見直していく姿勢も必要になってくるのではないでしょうか。先ほど堀岡議員がおっしゃっていた重層の新しい取組もそうですが、そういったことも全て進化が必要です。

最後に、ある市民の方から伺った話を紹介させていただきます。

その方の地域では、班単位で自治会を脱退されたそうです。しかし、その方自身はこれまで自治会に支えられてきた恩があるからと隣の班に加わらせてもらい、自治会に残る選択をされました。私は、その方に全員が自治会をやめて解散してしまったらどうなると思いますかとお聞きしました。すると、その方は結局、税金がもっと必要になるだけで自分たちでできていたことを行政が担うことになればその負担は必ず市民に返ってくるのであって、自分の首を自分で絞めることになるのに、それに気づくことができないとおっしゃっていました。

私はこの言葉には大きな示唆があると思いましたので、ここでこれを言わない理由はないと思い、これを市民の皆様にお伝えいたしまして、１つ目の質問を終わりたいかと思います。

次に行きます。

次は、こどもまんなか社会と教育について質問をいたします。

近年、国においては、こども基本法が制定され、こども大綱に基づく施策が進められる中、こどもまんなか社会の実現が上げられております。

また、自治体においても、子供の権利に関する条例を制定する動きが広がっており、子供の権利を社会全体で守り育てていこうとする機運は、今後ますます重要になっていくものと考えております。

私は、この考え方そのものに強く賛同する立場であります。子供たちが、虐待やいじめ、貧困、孤立、自殺などの様々な困難から守られ、安心して成長できる環境を整えることは、大人の責任であり、行政をはじめ社会全体で取り組むべき重要な課題であるという考えを、まず大前提として質問をさせていただきます。

こども基本法では、子供を権利の主体と位置づけ、基本理念として差別されないこと、命や成長が守られ平等に教育が受けられること、最善の利益が優先されること、意見表明や社会参加ができること、家庭や社会全体で子供を育てること、そして子育てしやすい社会環境が整えられることなどが示されております。また、その背景には、国際連合の子ども権利条約における４原則の考え方も含まれております。

これらの理念は大変重要であり、子供の声を丁寧に受け止め、一人一人を大切にする姿勢は、これからの教育や子育てにおいて欠かせないものです。

一方で、学校現場においては、生徒指導やいじめの対応、不登校支援や保護者対応などの場面で、教職員には日々非常に多くの判断が求められております。その中で、子供の権利や尊重の理念が大切である一方、その受け止め方や運用のし方によっては、必要な指導まで教職員が萎縮してしまうこと、指導が直ちに権利侵害であるかのように受け止められること、

保護者対応が複雑化すること、また学級全体やほかの児童・生徒への配慮との調整が難しくなることなども現場の課題として指摘されております。

本来、子供は尊重される存在であると同時に、まだ成長の途中にあり、社会の中で生きていく力を身につけるために育てられるべき存在でもあります。つまり、子供の権利を守ることと、子供を社会の一員として育てていくことは、対立するものではなく、両方が必要であると考えます。

子供の最善の利益とは、その時々の本人の希望を全て受け止めるということであっても、全部受け入れるということではなく、将来の成長、社会性、他者との関わり、集団生活との調和も含めて総合的に考えるべきものではないでしょうか。

近年、国においては、社会全体で子供を育てるという方向性が示されております。しかし一方で、地域コミュニティの希薄化や自治会加入率の低下などにより、実際に子供を地域で見守り、支えていく土台は弱まりつつあります。子供は一人で大きくなるわけではありません。家庭に育てられ、学校に学び、地域に見守られ、多くの大人のとの関わりの中で成長していくものであり、私たちもそうであったはずです。

こどもまんなか社会の理念を大切にしながらも、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、子供を守ることと育てることのバランスをどのように保っていくのかについて伺います。

子ども基本法の理念は、法律上の理念として上げるだけでなく、実際の学校現場でどのように理解され、日々の教育活動に反映されているのかが重要であると考えます。学校現場では、先にお伝えしたとおりの様々な場面で判断がなされていきます。その中で、教職員が子供の権利をどのように理解し、どのように教育現場で実践していくかについては、一定の学びや共有が必要ではないかと思いますが、教育委員会として、子ども基本法の６つの基本理念を学校教育にどのように落とし込むかについて、教職員が学ぶ機会をどのような形で設けているのでしょうか。

具体的に教職員研修や管理職研修などがあるかと思いますが、またその内容では、子供の権利に関する理解や対応について、教職員個々の判断に委ねられている部分が大きいのか、それとも学校や教育委員会として一定の共通の理解の下で進められているのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　子ども基本法につきましては、子供を権利の主体として尊重し、その最善の利益を考慮することなどを基本理念としているものと認識しております。本市としましても、こうした理念を踏まえ、児童・生徒一人一人を尊重しながら教育活動を進めております。

一方で、学校は集団生活の場でもあり社会性や規範意識、他者への配慮などを育むことも

重要であることから児童・生徒の思いを丁寧に受け止め、必要な指導を適切に行っています。

また、教職員に対しましては、生徒指導研修、管理職研修、いじめ防止研修等を通じ、子供の権利に関する理解と学校としての組織的対応について学ぶ機会を設けております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　はい、分かりました。組織的対応ということで、一定の共通の理解の下進められていると理解いたします。

次に、子ども基本法の基本理念の一つに、全ての子供は年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、子供の今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられることと示されております。この理念が学校教育においても非常に重要である一方で、学校現場では、この理念の受け取り方によっては、誤解や、いわゆる履き違えが生じる可能性があるのではないかと感じております。

例えば、子供の意見を尊重するということが、子供のわがままも聞くかのような対応をしてしまうことはないでしょうか。その判断が、状況によって間違っているとは一概には言えないことは分かります。しかし、必要な生活指導や集団行動への指導に影響を与え、教職員が萎縮してしまうことはないとは言い切れません。指導が権利侵害であるように誤認され、保護者側が子供の主張のみを根拠に学校へ強い要求を行うケースが考えられます。

しかし、学校は１人の児童・生徒だけで成り立っているものではありません。ほかの児童・生徒の学ぶ権利や学級全体の教育環境、安全性、公平性も守らねばなりません。当然ながら、子供の最善の利益とは、短期的に本人の希望のみを優先することではなく、将来的な社会性や協調性など総合的に考えるものです。

そこで伺います。

本市教育委員会として、子ども基本法における子供の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることという理念について、現場の先生たちは具体的にどのような意味を共通認識としているのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　子供の意見を尊重することは重要でございますが、教育現場においては、子供の希望をそのまま受け入れるという意味ではないと認識しております。

最善の利益につきましては、短期的な希望のみではなく、将来的な成長や社会性、他者との関わり、集団生活への適応なども含め総合的に判断することが重要であると考えています。

そのため、学校におきましては、児童・生徒の話を丁寧に聞きながらも、必要な生活指導や学習指導については教育的配慮の下適切に実施しております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　おっしゃっていただいたことが全ての教職員に正しく伝わっていて、

その思いのまま現場で実践されることを願います。

また、教職員が日々子供たちのために悩みながら指導や支援に当たっていることについて、保護者側にも一定の理解や信頼関係がなければ、学校現場が疲弊してしまう懸念もあります。近年、学校現場においては保護者対応の負担が大きな課題の一つとなっていると言われております。そのため、問題が起きたときに対応するだけでなく、日頃からそういった理解や信頼、家庭と学校の適切な距離感、子供を長い目で見守る視点などについて、保護者と学校が共通認識を持てるような予防的な発信や関係づくりも重要ではないかと考えます。

よって、日頃より保護者に対し、学校教育としてどのように理解促進を図っていると言えるのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校教育への理解や信頼づくりにつきましては、学校だよりや懇談会、個別面談など、日頃の情報発信を通して丁寧に説明するよう取り組んでいます。

また、問題が発生した際のみならず、日頃から家庭と学校が情報共有を図り、子供の成長を共に支える関係づくりを大切にしております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　例えば中学校で言えば、部活動の顧問の先生は、学校との信頼関係において、私も含めてですが、大変大きな存在であるとおっしゃる保護者の方は多いはずです。今後の地域展開では大きなメリットがある一方、心配な面もありますので、関係づくりの部分はより一層大切にしていただきたいかと思います。

子供の権利尊重が進む一方で、学校現場において生活指導や学級運営における注意を、怒られた、あるいは否定されたなどと受け止められ、保護者から強い抗議が入ることや、トラブル回避を優先し、教師が踏み込んだ指導を控えること、規律やルールを守らせる指導が弱まり、集団生活の維持が難しくなること、子供同士のトラブルにおいても指導よりも調整が優先されること、以上のようなことを心配しております。

もちろん、威圧的な指導や子供の人格を否定するような指導があってはなりません。しかし、成長過程にある子供たちは、時には注意されること、叱られること、友達との衝突を通して学ぶこと、集団の中で自分の行動を振り返ることも必要であります。大切なのは、子供を傷つける指導ではなく、子どもを育てるための指導が学校現場で正しく行われることだと考えます。

本市として、こうした学校現場における教師が萎縮してしまうような望ましくない実態を、現場からの声や相談を含め確認したことがあるか、あるいは本市としては心配するほどのものはないと認識しているのか、現状として現場をどのように把握していますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校における指導は、一人一人の意見を大切にすると同時に、社会性や規範意識を育むために重要な教育活動であると考えております。

学校におきましては、児童・生徒理解に基づいた丁寧な指導を基本としつつ、組織的な対応や管理職による支援を行っております。本市といたしましても、現場の声を把握しながら、教職員が過度に萎縮することなく、安心して教育活動を行える環境づくりに努めております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　では、心配するほどのものはないということで理解いたしますが、私が確認していることで、具体的には言えませんが、先生が指導した内容を子供たちが少し違った意味で捉え、そのまま親の耳に入ったことで抗議の電話が入ったというような、そういったこともよくあることなのかもしれません。

先生が悪いとか悪くないとかではなくて、やはり現場ではその個別的な対応に難しさを感じている先生も少なくないと思いますので、その辺りは、先生たちが過度に萎縮することがない環境づくりに努めていただきたいと思います。

それに関連し、強い指導への苦情のリスク、保護者対応の難しさ、指導と権利侵害への線引きへの不安などについて、教職員が必要な指導を安心して行える環境づくりについて、教育委員会としてどのようにサポートができているかについて、学校が過度に保護者対応に追われないための支援体制や相談体制はしっかりあるとして大丈夫でしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　教職員が安心して教育活動を行うためには、１人で抱え込まず、組織的に対応することが重要であると考えております。

また、保護者対応につきましても、管理職を中心に学校全体で対応することを基本としており、状況に応じて教育委員会も連携しながら対応しております。

**○議長（高橋八重典君）**　質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　次、行きます。

子供自身が、自分の権利だけでなく他者の権利を尊重し、集団の中での責任や社会の一員としての在り方を学んでいくことも、同じように重要であると考えます。学校生活には、授業だけでなく多くの学びがあります。

例えば、みんなで掃除をすること、当番として役割を果たすこと、給食の準備を協力して行うこと、友達と意見が違っても話し合うこと、集団の中で時には我慢し、時には助け合うこと。こうした経験は日本では当たり前のように行われてきましたが、社会性や公共性、協調性を育てる上で大変大きな価値があると考えます。

先日、海外において自由や個人重視の教育を進めてきた結果、逆に日本型教育が持つ社会性を育てる力や協働性を学ぶ文化が再評価されたドキュメンタリー映画の「小学校～それは小さな社会～」というのを見ました。日本の学校教育には、学力だけでなく、集団の中で協力し合い、人を思いやり、自ら役割を果たしていく力を育てる文化があります。

さらに、これは市内の中学校の先生からのお話ですが、給食時、ランチルームでのいただきますやごちそうさまの挨拶をする生徒たちを見ていて、集団行動としてのそのめり張りある姿に感動するというお話を伺いました。私は自分の子供時代と変わらない歴史ある学校風景を懐かしく思い、胸が熱くなる思いがいたしました。

個人を尊重することは大切ですが、何でも自由にしてよいということではありません。自由や多様性の名の下に規律が否定されたり、必要な指導まで萎縮したりすることがあってはならないと考えます。何でも許されることが多様性ではありません。権利と責任は両方を学んでいくものという基本的な認識を子供たちに伝えていくことも、学校教育の重要な役割ではないでしょうか。

本市の教育行政は、子供自身に対し、日本型教育における協調性や協働性の価値についてどのように捉え、自由や多様性についてどのように伝えているのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校教育におきましては、個人を尊重することと併せて、他者を思いやる心や協調性、社会性を育むことも大切であり、掃除や当番活動、給食準備、学校行事などの集団活動は、責任感や協力する力を育てる貴重な学びの機会であると捉えています。

また、自由や多様性につきましても、互いを尊重し合いながら社会の一員として行動することの大切さと併せて指導しております。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　他人に迷惑をかける自由はないですし、身勝手な行為は個性ではありません。難しい部分かと思いますが、学校は、子供たちが社会に出て行くまでにしっかり練習できる場であってほしいと思っています。

次に、社会で子供を育てることについて伺います。

こどもまんなか社会は、学校だけで実現できるものではありません。家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしてこそ、子供を真ん中に置いた社会が実現できるものだと考えています。

登下校の見守りや地域行事、自治会やボランティア団体との関わりなどは、子供たちにとって地域社会を知る大切な機会でもあります。冒頭でも言いましたが、そのつながりの希薄化により、実際に子供を地域で見守り、支えていく土台はしっかりとしているとは言えません。しかし、だからこそ、行政が地域で子供を育てるという考え方を改めて発信し、地域の

担い手を支えていく必要があるのではないかと考えます。

ここで、令和６年６月の一般質問における交通指導員さんに関する答弁について伺います。

その際、市からは、学校と連携し、交通安全集会や学校だよりなどで紹介し、関係者の顔の見える関係づくりを通して、地域の方々に広くその存在や活動等について知ってもらうことで、より地域の住民にそれぞれの活動に対する理解と協力が広がっていくと考えておりますという趣旨の御答弁をいただきました。

そこで伺います。

その後、交通指導員さんの存在や活動について、学校だよりなどで紹介された実績はあるのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　交通指導員の皆様の活動につきまして、学校だより等で紹介した実績はございませんが、各学校において、入学式や卒業式、運動会などの学校行事にお招きし、教職員や児童、保護者への紹介とともに交流の機会を設けております。これらの取組を通じて、交通指導員の皆様との顔の見える関係づくりを進め、地域と学校が連携した安全教育の推進に努めているところでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　では、スクールガードや交通指導員をはじめ、地域で子供たちを見守ってくださっている方々の活動について、子供たちや保護者、地域に対して感謝や意義を伝える取組は何か行われているのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　学校では、交通指導員やスクールガード、地域ボランティアの皆様に対し、児童・生徒からの挨拶や感謝の言葉、給食会や学校行事等でのお礼などを通じ、感謝の気持ちを伝える取組を行っております。

また、昔遊びを教えていただくなどの交流活動を通じて、児童と地域との顔の見える関係づくりを進めているところでございます。さらに、入学式などの学校行事にお招きし、学校としても感謝を示すとともに、地域との連携を深める機会としております。

本市といたしましても、地域の皆様に支えられて学校教育が成り立っていることを大切にし、今後も地域との連携を推進してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　先ほど学校だより等で紹介した実績はないとおっしゃいましたが、例えば学校のホームページでは、その交流活動など子供たちの様子が紹介されて、保護者にとって大変ありがたい取組でして、結構お母さんたちが見ています。逆に、交通指導員の皆様による日々の見守り活動は当たり前になり過ぎていて、その大切さが見にくくなっていま

す。行事だけでなく、ゼロの日などの日常の支えにも１枚スポットを当てていただくことで、子供たちや保護者が地域に支えられていることに気づく機会になってほしいと思います。

それぞれの学校のやり方はあるかと思いますが、できる範囲でお願いしてほしいと思います。つまりは、地域で子供を育てるというのであれば、大切な部分ではないでしょうか。

では、社会で子供を育てるという考え方について、本市としての考え方を示していただけますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　子供は、家庭や学校だけではなく、地域社会の多くの方々との関わりの中で成長していくものだと考えております。

学校におきましても、地域の皆様との関わりを大切にし、スクールガードや見守り隊などによる登下校の安全確保や地域ボランティアによる読み聞かせ、また授業支援などで地域と連携した取組を進めているところでございます。

今後も、本市といたしましては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子供を地域全体で支える環境づくりに取り組んでまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　子供たちが多くの人に支えられていることを理解し、家庭だけでなく地域や社会からも大切にされていることが実感できる、そういうことを期待しています。

次の通告質問と最後の通告を重ねて教育長に質問をいたします。

教育現場における子供の権利に関わるこれまでの課題や反省点、また、こどもまんなかの理念を現場で無理なく実践していく上での現場の認識を踏まえ、行政として今後どのように教育現場を支えていくのか、また、子供を守ることと育てることとのバランスも含め、こどもまんなか社会とは、本市としてどのような社会を目指していくのかを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　高山教育長。

**○教育長（高山典彦君）**　子供の権利を尊重することはとても大切でございますが、学校現場では、子供の健やかな成長のため必要な指導を行うことも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、子供を守ることと子供を育てることの両方を大切にし、そのバランスを取りながら教育を進めてまいります。そのために、教職員が子供としっかり向き合える環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して子供を支える体制を整えてまいります。これらの取組が、こどもまんなかの理念を現場で無理なく実践する基盤になると考えております。

続いて、こどもまんなか社会についてでありますが、これは子供の意見をそのまま受け入れることではなく、子供の権利と人格を尊重し、社会全体で成長を支える社会であると思っております。

教育委員会といたしましても、守ると育てるの両方を両立し、子供が安心して学び、成長できる教育環境の充実に引き続き取り組んでまいります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　平居議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　自由や多様性が尊重される時代だからこそ、他者への配慮や責任、公共の精神を学ぶ教育の役割は、ますます重要になると感じています。

教育には、人と人とのつながりを育み、支え合いを生み出す力があります。私は、教育にこそ大きな希望を持っています。未来を担う子供たちのため、教育現場のさらなる御尽力を期待し、私の質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　本日の会議において、加藤明由議員より会議前に遅参の届出がありましたが、その後、同議員より改めて本日の会議を欠席する旨の届出がありました。つきまして、本日の取扱いを欠席とすることをお伝えしまして、御報告といたします。

本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後５時02分　散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長　　高　橋　八重典

同　　議員　　小久保　照　枝

同　　議員　　堀　岡　敏　喜

令和８年６月15日

午前９時30分開議

於　　議　　場

１　出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伊　藤　千　春 | ２番 | 柴　田　英　里 |
| ３番 | 鈴　木　りつか | ４番 | 平　居　ゆかり |
| ５番 | 横　井　克　典 | ６番 | 板　倉　克　典 |
| ７番 | 那　須　英　二 | ９番 | 小久保　照　枝 |
| 10番 | 堀　岡　敏　喜 | 11番 | 佐　藤　仁　志 |
| 12番 | 江　崎　貴　大 | 13番 | 加　藤　克　之 |
| 14番 | 高　橋　八重典 | 15番 | 早　川　公　二 |
| 16番 | 平　野　広　行 | | |

２　欠席議員は次のとおりである（１名）

８番　　加　藤　明　由

３　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 11番 | 佐　藤　仁　志 | 12番 | 江　崎　貴　大 |

４　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 安　藤　正　明 | 副市長 | 村　瀬　美　樹 |
| 教育長 | 高　山　典　彦 | 企画部長 | 佐　藤　文　彦 |
| 総務部長 | 横　江　兼　光 | 市民生活部長 | 飯　田　宏　基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安　井　幹　雄 | 建設部長 | 三　輪　秀　樹 |
| 教育部長 | 渡　邊　一　弘 | 監査委員<br>事務局長 | 水　谷　繁　樹 |
| 総務課長 | 加　藤　正　寛 | 財政課長 | 村　田　健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神　野　忠　昭 | 企画政策課長 | 太　田　高　士 |
| 防災課長 | 富　居　利　彦 | 税務課長 | 伊　藤　信　哉 |
| 収納課長 | 細　野　英　樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長 | 下　里　真理子 |
| 環境課長 | 梅　田　英　明 | 市民協働課長 | 岩　田　繁　樹 |
| 保険年金課長 | 中　野　　修 | 健康推進課長 | 木　村　仁　美 |
| 福祉課長 | 後　藤　浩　幸 | 介護高齢課長 | 鈴　木　京　子 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 児童課長 | 伊藤一幸 | 総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長兼いこいの里所長 | 中山義之 |
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 西尾一泰 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 梶浦智也 |
| 会計管理者兼会計課長 | 田口邦郎 | 学校教育課長 | 藤井清和 |
| 生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長 | 飯塚義子 | まちなか交流課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長 | 田畑由美子 |

5　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 伊藤淳人 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6　議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前９時30分　開議

**○議長（高橋八重典君）**　会議に先立ちまして、御報告申し上げます。

加藤明由議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

なお、同議員は本日の質問予定者でありますが、通告の全部を取り下げる旨の申出があり、これを認めましたので、併せて御報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第１、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と江崎貴大議員を指名いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第２　一般質問**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第２、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

質問者であります平野議員から資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたので、よろしくお願いいたします。

平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　おはようございます。16番　平野広行でございます。

通告に従って質問をいたします。

先日、映像のトラブルがありまして、大変議場がざわついたわけですけど、今日はそのようなことがないように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆さん御承知のように、今年は弥富市が誕生して20年という記念の年であります。

市政のほうに目を向けますと、令和11年度から令和20年度までの10年間の本市の施政方針を示す最上位計画であります弥富市第３次総合計画の策定業務が今年度から約２年をかけて行われます。

本年度予算においても、その策定業務委託料として約360万円が計上されておりますが、その事業の進め方について伺っていきます。

最初に、第３次弥富市総合計画とは何か、何のために策定するのか、市民の皆様によく分かるように説明してください。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　おはようございます。

総合計画は、自治体がこれからどのようなまちを目指すのかを示す最も基本となる計画で

あります。簡単に申し上げますと、まちづくりの設計図のようなものであり、福祉、教育、子育て、産業、道路、防災など市政の様々な分野を長期的な視点で、総合的に進めていくための方針を示すものであります。

また、総合計画には、将来のまちの姿を示す考え方と、その実現に向けて分野ごとに取り組む内容が整理されており、市の各種施策や事業はこの計画を基本として進められます。このため、総合計画は単なる個別事業の一覧ではなく、市の将来像を市民の皆様と共有しながら計画的にまちづくりを進めていくための大切な指針であると考えております。

現在は、平成31年度からスタートした第２次弥富市総合計画の最中にあり、令和10年度に終期を迎えます。本市では総合計画を最上位計画として位置づけておりますので、次期計画を引き続き策定することとなりますが、それが第３次総合計画となります。

総合計画では市の将来像を定めますが、その実現に向け、様々な施策や事業を展開してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　今年度から約２年間かけての作業となりますけど、公募委員の方２名を含む弥富市総合計画審議会は、市長からの諮問を受けて答申を行います。

また、市で構成する総合計画策定委員会では、部長職以上で構成する委員会と課長職から成る作業部会との協議を重ね、事業を推進していきますが、その策定に当たっては、市民アンケート調査、市民ワークショップ等の実施もあると思いますが、これらを含めた策定のスケジュールについて伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　第３次弥富市総合計画は、今年度の下期から令和10年度までの期間で策定をいたします。現時点で細かいスケジュールは組んでおりませんが、今年度中に策定方針案を定め、基礎調査実施のための準備等を進めていきたいと考えております。

市民アンケート調査や市民ワークショップ等につきましては、前回令和４年度に実施しておりますので、５年間の間隔を維持した形で令和９年度早々に実施し、経年比較等をしていきたいと考えております。

本計画の策定に当たっては、国や県の計画と連動性、整合性を保ちつつ、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に捉え、人口減少や少子高齢化に対する中長期的な視点の基本構想及び時代の変化に柔軟に対応した短期的な視点の基本計画が必要となりますので、計画的に進めていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　９年度に入って早々に行うと、こういうことと理解しておきます。

第３次総合計画策定に向け、第２次総合計画の基本計画に掲げた施策・事業等について、

その達成度や今後の課題等に関する評価・検証が求められるわけですが、今後それはどのようにして行うのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　現行計画であります第２次弥富市総合計画につきましては、毎年度、向こう３年間の実施計画を策定し、その施策・事業評価を行っております。また、その施策等を効果的、効率的に推進するため、弥富市総合計画総合戦略推進会議において、外部委員の皆様へお諮りをしております。

第３次弥富市総合計画策定に当たりましては、現行計画の施策等の進捗状況等を整理の上、継続して実施すべき取組や改善すべき課題等の洗い出しを行っていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　今、部長から総合計画について、基本構想、基本計画、実施計画から成っている、このような旨の説明がございました。

確認ですが、その中で基本構想については、策定・変更・廃止について、以前は議会の議決が必要でしたが、今でもそれは同じでしょうか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　策定においては、議会に上程し、お諮りいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　では、議決が必要ということですね。

ここまでは総合計画の内容、策定スケジュールについて伺いました。

次に、総合計画を支える様々な計画について伺います。

私は、第３次弥富市総合計画及び前期基本計画策定において、本市の現状を考えると、一番大事なのは財政の健全化であると思っております。このことに関係してくるのが、行政改革実施計画、公共施設再配置計画、そして中期財政計画でありまして、これらはお互いに関連しながら進んでいきますので、これらの計画について伺います。

第１次総合計画期間においては、新庁舎の改築、新火葬場の改築、日の出小学校の新築等が終了いたしました。また、第２次総合計画期間中には、まちなか交流館への改築が終了し、統合小学校としてよつば小学校の改築が行われます。また、大型事業としてのＪＲ・名鉄自由通路事業も第２次総合計画期間中にほぼ終了の予定であります。

最初に、現在進行中であります第５次弥富市行政改革実施計画の取組の中にも記載をされておりますが、公共施設再配置計画について伺います。

現在は、平成28年に策定された弥富市公共施設再配置計画に基づき、令和２年３月に改定され、そして令和３年３月に策定された個別施設計画によって、延べ床面積が100平方メートル以上の公共施設、68の施設を対象として長寿命化計画を立てて進んでおります。

第１期、2020年から2029年においては、南部コミュニティセンター、市民ホール、総合社会教育センターの大規模修繕、市民プール、歴史民俗資料館の解体、桜小学校、弥生小学校、弥富北中学校の長寿命化工事、図書館棟と歴史民俗資料館、商工会をまちなか交流館として統合していく改修工事をはじめ、様々な施設の統廃合が現在進められております。また、インフラ系の施設においては森芝橋をはじめ、７つの橋の長寿命化工事が行われております。

このほかにも、第１期再配置計画期間に予定されている事業はありますが、現在予定どおり進んでいるのか、まずお伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　お答えします。

本年３月議会の那須議員からの一般質問で答弁いたしましたように、現在の公共施設再配置計画に関する進捗状況につきましては、令和２年度から令和11年度までの第１期で予定いたしておりました公共施設の再配置は、おおむね計画どおり進んでおり、当初の計画との差異はないものと認識いたしております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　令和２年に策定され、計画期間の今半分ぐらい経過しましたけど、当初の計画との差異はなく、順調に進んでいると、こういうことで理解をしておきます。

第２期工事、2030年からになりますけど、弥富市第３次総合計画の期間に相当してきます。第２期においては、主にどのような施設の再配置を行っていく計画か伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　現行の公共施設再配置計画では、第２期において農村環境改善センター及び農村多目的センターの再配置について記載しております。

なお、他の施設につきましても、今後、市民ニーズだけでなく、公共施設の利用状況や総合計画をはじめとする各種計画との整合性、将来人口の推計などを踏まえ、物価高騰や人手不足といった社会情勢も考慮し、再配置を検討していく必要があると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　これらの事業は、公共施設等の全体状況を把握して、長期的な視点を持って事業を進めていく、こういった答弁ですが、ここで関係してくるのが中期財政計画であります。

現在、本市の公共施設の長寿命化に当たっては、建築物の管理方法として、事後保全型から予防保全型に変更して進めております。そして、弥富市公共施設個別施設計画に基づき長寿命化を進めておりますが、これらの事業費は投資的経費として計上をされてきます。

今後、弥富市において大型事業は予定されておりませんが、人件費、扶助費、公債費といった義務的な経費の増加が想定される中において、投資的経費は大きく削減を余儀なくされ

る、こういった場面も生じてきますけど、市民が公共施設を安全に利用するためには、それに見合った修繕が必要となりますので、投資的経費としての予算措置の確保は必要でありますので、よろしくお願いいたします。

そこで、中期財政計画において投資的経費の予算を計上するに当たり、長寿命化工事における毎年度の予算を平準化して進めるわけですが、この平準化する事業費は現在幾らを想定しているのか、公共建築物とインフラ系の事業についてそれぞれ予定する更新費を伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　公共施設再配置計画は、施設総量や施設配置の適正化を計画的に推進するために定めているもので、事業費の平準化につきましては、特定の年度に財政負担が集中することを避け、持続可能な財政運営を図る観点から取り組むため、公共施設個別施設計画において定めております。

公共建築物及びインフラ系施設の更新・改修につきましては、施設の劣化状況や利用状況、緊急性、事業の優先順位、国や県の補助制度の内容、一般財源の負担見込み、さらには資材価格や労務単価の動向などを踏まえて、実施時期や事業内容を判断していく必要がございます。したがいまして、現時点におきましては、公共建築物とインフラ系施設それぞれの平準化後の事業費を固定的な金額としてお示しすることは困難でございます。

今後につきましては、個別施設計画や財政見通しを踏まえ、毎年度の予算編成過程において、事業の優先順位や財政状況を十分に検証し、将来世代への過度な負担とならないよう事業費の平準化と施設総量や施設配置の適正化の両立に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　令和３年３月に改定された弥富市公共施設個別施設計画においては、建築物に9.2億円、インフラ系に5.9億円で合計15.1億円が事業費の平準化として示されておりました。現在では、平準化の事業費を示すことは困難であるとこういうことでありますね。

次に、中期財政計画における財政見通しについて伺います。

配付しました資料の１番を御覧いただきたいと思います。

令和８年３月策定の中期財政計画において、令和８年度から令和12年度までの５年間の財政見通しが示されておりますが、投資的経費は毎年度増加し、11年度においては39億円が計上されております。一方で、年度末の基金残高も示されております。この基金残高とは財政調整基金なのか、全ての基金の残高なのか、どのような基金であるか、はっきりと示されておりませんが11年度末においては11億8,000万円、12年度末５億2,900万円となっております。

本市において、災害時に最低限必要な財源として言われているのが、本市の標準財政規模120億円の10％に当たる12億円が財政調整基金として確保されるということを言われております。４年後の令和12年度において、基金残高が５億2,930万円で、12億円が確保できない

財政見通しであります。これでは災害時における市民への安全が担保されません。

そこで、中期財政見通しに示された令和８年度と12年度における年度末基金残高がどのような基金なのか、内容が分かりませんので、基金別の内訳を示していただきたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　令和８年度末の基金残高につきましては、財政調整基金が約15億6,000万円、減債基金が約３億1,000万円、公共施設整備基金などのその他特定目的基金が約４億円でございます。

令和12年度末の基金残高につきましては、財政調整基金が約6,000万円、減債基金が約１億5,000万円、その他特定目的基金が約３億2,000万円となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　これ、部長、びっくりしましたね。

財政調整基金が令和12年度末で約6,000万円が示されました。資料１の中期財政見通しを見ますと、令和11年度末の基金残高は11億8,000万円です。12年度に当初予算を行いますね。当初予算における一般会計への繰入金が約13億円が示されております。これでは、令和13年度の予算が組めるのか、単純に考えて非常に心配であります。

この点については、先日の横井議員も財政調整基金の残高の視点から質問されていましたが、副市長からは明確な答弁が示されていなかったと私は思っております。10年度から11年度、12年度にかけて、基金残高が約６億円ずつ減額の見通しですが、これは投資的経費との関連があると思います。

資料１の表の中の投資的経費の欄を御覧ください。

投資的経費が10年度、11年度は大幅に増額計上されていますが、どのような事業を予定してみえるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　令和10年度は、公共施設におきまして十四山中学校の解体、学校体育館の空調設置、保育所の長寿命化などにより約６億7,000万円、自由通路等整備事業で約18億円、県営事業負担金や道路整備、経常的な修繕工事費用などで約９億円を、令和11年度には、公共施設においては学校体育館の空調設置、学校や保育所の長寿命化などにより、約16億3,000万円、自由通路等整備事業で約14億5,000万円、県営事業や道路整備、経常的な修繕工事費用などで約８億円を想定いたしております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　それでは続いて、資料の２を御覧ください。

広報「やとみ」５月号に、令和８年度当初予算の概要の中で、歳入・歳出の円グラフが示され、最下段には基金残高見込み、市債の残高見込み、その中で令和８年度財政調整基金残

高９億8,000万円、基金合計16億9,000万円が記載されております。最低限必要と市民に説明されていた財政調整基金12億円を令和８年度末においても既に確保できない財政見通しの額の計上であり、これを見られた市民の方は大丈夫かと心配されて、私のところにメールにて問合せがありました。

また、市長の施政方針の中で、予算編成においては、扶助費などの固定費が増加する厳しい財政状況と示されておりますが、じゃあ、それでは扶助費とはどのようなものか、それが毎年度どれくらい増加しているのか、こういった説明がなくて、余計に市民の方は理解できない、こう言ってみえます。

これら２点について、市民に対してどのように説明されるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　扶助費につきましては、児童福祉、高齢福祉、障がい者福祉、生活保護など市民を支えるために支出する経費を指しております。具体的には、児童手当、障がい福祉サービス費、医療費助成、生活保護費などであり、市民生活に直結する重要な経費である一方、市の裁量では容易に削減することのできない、いわゆる固定的な経費の性格を持っております。

また、扶助費は少子高齢化の進行や福祉ニーズの多様化などを背景として、全国的にも増加傾向にあり、本市におきましても子育て支援の充実に伴う経費の増加、障がい福祉サービス利用者数の増加、高齢化の進展などにより毎年度増加している状況であり、令和５年度は約38億7,000万円、令和６年度では約44億6,000万円となっております。

扶助費は市民生活を支えるために必要不可欠な経費ではございますが、その割合が増加することで、市が独自に使える財源が少なくなり、道路整備や公共施設の更新、新たな業務サービスなどに充てる財源が制約されることとなります。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　部長の答弁ありましたけど、扶助費については、令和５年度38億7,000万、令和６年度44億6,000万円で、約６億円の増加でありますが、答弁にありませんでしたけど、私調べましたら、令和４年度は34億円でありました。つまり、３年間で10億円の増加であります。国からの補助金がありますので、全額が負担になるわけではありませんが、このように大きく増加しているということであります。

そこで、市民の方が心配される財政調整基金の残高について、私なりの考えを説明させていただきます。

資料２、令和８年度当初予算の概要を御覧ください。

一番下の欄に、令和８年度末基金残高見込みで財政調整基金９億8,122万1,000円、その他合計基金残高16億9,480万1,000円が記載されています。

これまでの財政調整基金の残高の推移を見ますと、財政調整基金の残高は、令和６年度決算において約16億9,000万円、令和７年度当初予算で約５億1,300万円を一般会計へ繰り入れていることによって、７年度末の残高見込みはこの時点で11億7,700万円となります。その後、令和７年度３月補正で、財政調整基金は約５億2,600万円減額されています。決算前ですから、この時点で見込額としては、令和７年度末残高は約17億円になります。

令和８年度当初予算で、財政調整基金から一般会計への繰入れは約７億2,000万円ですから、令和８年度末の残高見込額は約９億8,000万円となります。この金額が記載されております。今年度の９月議会、３月議会で減額補正をしないという最悪の事態を想定した金額でありますので、これはこれでいいと思います。

しかし、実際には、これまでの財政運営を見ていきますと、９月補正または年度末の３月補正で、ほぼ財調には当初予算額に近い金額が減額され、一般会計に戻されますので、財政調整基金の年度末残高はそれほど減少はしておりません。

私としては、これまでどおりの市政運営が行われ、実質収支比率が五、六％で財政運営が行えた場合、４億から５億ぐらいの減額補正を想定しておりますので、令和８年度末においても基金残高は大きく減らず、14から15億円ぐらいになると私は想定しておりますが、この点に関して課長、どうですか。

**○議長（高橋八重典君）**　村田財政課長。

**○財政課長（村田健太郎君）**　議員おっしゃいますように、これまでの財政運営を見ますと、当初予算では財政調整基金からの繰入金を計上しているものの、年度途中に減額補正を行うというようなケースがございまして、結果として基金の取崩しを行わなかったり、取り崩したとしても少額で済んだりというような状況があるというのは、議員のおっしゃるとおりかなというふうに思っておりまして、中期財政計画におきましても、そのような見立ての下、基金の残高に関しては計算をさせていただいております。

ただ、しかしながら、物価高騰でしたり社会保障の関係経費、そういったところが伸びているといったところと、あと公共施設の老朽化対策などにより財政需要の拡大が見込まれます。また、突発的な社会情勢の変化というものがいつ何どきあるかどうかというものも分かりません。

したがいまして、こういうことがあった場合には、本市の財政には多大な影響が与えられるということも考えておりまして、本年度末も含めまして、将来の基金残高を推定するというのは非常に困難なところかなというふうに思っております。

いずれにしましても、過去の実績のみを前提とするものではなく、将来見込まれる財政需要やリスクも十分考慮しながら、必要な基金残高の確保に努めて、引き続き慎重な財政運営をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　課長おっしゃるように、確かに一般会計の戻しができるかどうかというのは大変不透明でありますので、課長の考えとして私は伺っておきます。

それで次は、説明資料２番を御覧ください。

説明資料２の当初予算の概要で、歳入と歳出の円グラフにおいて本年度予算の内訳が示されていますが、各項目別の対前年度比、これが記載されておりませんので比較できません。

施政方針の中で、扶助費などの固定費が増加する厳しい財政状況であると市長は述べておりますが、この厳しい財政状況の説明がないから市民には分からないわけであります。先ほど部長のほうから説明がありましたので分かりましたが、この辺りの説明を記載すべきではないかと思っております。

例えば、この中で、企業会計では資本的支出において対前年度比が15.8%増加で一番大きな伸びでありますが、なぜそうなるのか、そういったことが説明されていない。現在は、令和３年度に策定した下水道事業経営戦略によって、令和12年度までのアクションプランによって事業を進めております。これぐらいの説明をお願いしたいなと思っております。

何が言いたいかといいますと、昨年市政報告会が行われましたが、その内容については議会が求めた報告内容ではなくて、財政状況に対しての説明不足のままでした。

厳しい財政状況であれば、どうしてそうなのか、説明すべきと思いますが、その点について今年度、再度、財政状況に絞った報告会を行う考えはあるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　おはようございます。

昨年度実施いたしました市政報告会につきましては、市政全体の取組状況を市民の皆様にお伝えすることを目的として開催したところでございますが、議員御指摘のとおり、財政状況に関する説明が伝わりにくかったとの御意見があったことにつきましては、真摯に受け止めております。

本市の財政状況につきましては、市広報紙や市ホームページなどで発信しているところではございますが、今後の行政サービスなどの在り方にも大きく関わる重要な課題であり、市民の皆様に丁寧に説明していくことが必要であると認識をしております。市の財政状況の説明に当たりましては、市の様々な事業について御理解いただく必要もあり、財政状況のみの説明としても不十分なものになるのではないかと考えております。

そのため、現時点におきましては新たに財政に絞った説明会を開催するというよりも、市政報告会の内容をさらに充実させる中で、財政状況に関する説明の時間や資料を拡充し、より分かりやすく本市の財政状況をお伝えできるようブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　財政に絞った説明会ではなくて、市政報告の中で、財政状況をより充実させた説明会を行うものと、このような回答と理解しております。

現在、本市は官製談合事件で市政が極めて混乱しており、市長の責任問題についても取り沙汰をされ、その去就が注目されておりますけど、新聞紙上において市長は２期目の任期を全うすると、このように発言をされております。

確認ですけど、11月15日、市長選挙の投開票となっておりますが、これ以前に説明会を行うということでよろしいですか。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この市政報告会につきましては、まだまだ内部でちょっと調整しなければならないことも多いものですから、また開催のときには議員の皆様にもお知らせをしてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　任期中に行わないと、先ほど答弁いただいたことにはかみ合わないと私は思うんですが、断言できないということでありますので、だけど今年度の予算は安藤市長が作成されておりますので、その辺りのことを十分御理解いただいて、説明をしていただきたいと私はお願いをしておきます。

それでは、この10年間で本市の財政状況がどのように変化したのか、市民に分かるように、10年間における歳入・歳出の推移を平成27年度と令和６年度決算値における比較を伺います。歳入においては市税収入、歳出においては義務的経費の総額と人件費、扶助費、交際費別にお願いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　平成27年度の決算額につきましては、市税収入が約79億3,000万円、義務的経費は、人件費が約29億4,000万円、扶助費が約28億6,000万円、公債費が約11億2,000万円でございます。総額といたしましては、約69億2,000万円です。

令和６年度の決算額につきましては、市税収入が約90億6,000万円、義務的経費は、人件費が約37億1,000万円、扶助費が約44億6,000万円、公債費が約12億1,000万円で、総額約93億8,000万円となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　市税が約11億円の増、それから人件費が約７億7,000万、扶助費は約16億円の増加ですが、扶助費の中には国、県からの補助金も含まれますので、全てが一般会計からの歳出増加金額になるものではありませんが、人件費と扶助費の増加が財政を非常に大きく圧迫しておるということが分かります。

一般会計に加えて、特別会計、企業会計、一部事務組合、広域連合を加えた弥富市全体の連結会計から積算される健全化判断比率においては、悪化が進むことが数値として示されております。健全化判断比率は、借金の総額が自治体の財政規模に対しての割合であって、その値が大きいほど借金が多いという目安の数値であります。

決算結果が出ている令和６年度と比較しますと、愛知県下において弥富市が95.4、常滑市が80.2、常滑市を抜いてワーストワンになりました。中期財政見通しでは、令和12年度140.4という数値が想定をされております。東海３県で見ても、100を超す自治体は三重県の名張市と本市だけであります。平成28年度、約10年前ですけど、私が行った一般質問において、当時は名古屋市が125.0で１位、常滑市が121.9で２位、本市は59.8で３位でした。ちなみに、そのとき名張市は185.9でありました。

これらから考えると、借金がどんどん増え続けており、今後もこのような状況が続くということが推察されます。

本市としては、これまでのように大きく市税の増加が見込めない、そして義務的経費はどんどん増えていって、先行きが不安な財政見通しに対して、市はどのようにこれを認識して、改善に向けて対策を取っていくのか、考えを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　本市の財政見通しにつきましては、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加に加え、公共施設等の老朽化対策経費の増大、物価高騰への対応などにより、多額の歳出が見込まれる一方で、税収の大幅な増加が期待できないことから、今後も厳しい状況が続くものと認識しております。現状の財政構造が継続した場合、基金残高の減少や将来負担の増加が懸念されるところでございます。

このため、財政健全性の維持に向けましては、事務事業の見直しや業務改善による経常経費の抑制をはじめ、事業の選択と集中、公共施設の適正配置、国や県の補助金等の積極的な活用、自主財源の確保など、歳入・歳出の両面から取組を進めてまいります。また、市債残高や各種財政指標にも十分留意しながら、中長期的な視点に立った持続可能な財政運営に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　今、部長から改善策を答弁していただきましたが、財政課長、予算査定のときにおいて各課から上がってきます。ただそれをカットしていく、それだけしか財政課長としてはできません。もっと市全体の財政を考え、今後の事業の進め方を決めるのは市長ですので、市長には財政負担が大きい事業の一時凍結なり、大幅な縮小を決断していただきたいと思います。

私は、今の財政状況を考えると、財政負担の軽減に向けて取り組むには、公共下水道事業

の一時凍結だと思っております。先日の横井議員の一般質問において、都市計画税の導入時期について質疑がありましたが、12年度導入を目指すのであれば、それまでの間、公共下水道事業を凍結すればよいと思います。

資料２の広報「やとみ」５月号の令和８年度予算概要説明にもありますが、下水道事業の資本的支出を見ると、対前年度比15.8%の増加をしております。これは公共下水道事業においては、現時点では、令和３年度に策定した下水道事業経営戦略によって令和12年度までの10年間のアクションプランに沿った整備計画に基づき整備が進められているからであります。

また、財政面においては、下水道事業では一般会計から毎年度約５億円ぐらいの補助金を出しておりますが、そのほとんどが借金の返済に回っており、大変厳しいものがあります。

もう一つの取組は、公共施設の長寿命化工事の先延ばしだと思います。

先ほど、公共施設再配置計画における事業費の平準化の質問において、財政状況を考え、事業の優先順位を検証し進めると、このように答弁されております。資材の高騰、人手不足による事業費の高騰が世間一般であります。民間企業においても、事業の一時凍結、縮小、計画の変更等を余儀なくされております。

何も無理する必要はありません。いま一度、何が本市にとってベターか選択する必要があると思います。それでも駄目なら身を切る改革、増加し続ける人件費の削減しかありません。もちろん議会、特別職も同じであります。市民から、まずはそれが一番という御意見も私の耳には入ってきます。

そして、私が以前から提案しておりますように、歳入面においては都市計画税の導入だと思います。この点については、先日の横井議員の質問で答弁されておりますが、市民に十分過ぎるぐらいの丁寧な説明を順序立てて行って、御理解をいただいた上で、導入に向けて、もちろん我々議会とも大いに議論し、議案として上程していただきたいと、そう思いますのでよろしくお願いいたします。

今、短期的な財政対策として私の考えを述べましたが、私の考えに対して市長はどのように捉えてみえるのか伺いたいと思いますが、その前に市長にお伺いをいたします。

２期目は任期満了まで務めると新聞紙上では報道をされております。しかし、その後の進退については発言をされておりません。

そこでお聞きします。市長選挙が11月15日投開票が予定されておりますが、３期目を目指す考えなのか、その辺りについてお伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先日の今回の事件に対しましての記者発表の席でも申し上げましたが、まずは今は市民への信頼回復に努めるのが一番であると私の考えでございます。そういった中で、次のということはなかなか今は考えることもできないですし、考えるべきでもないと

思っているところでございます。今は残された期間でございますが、市民の安全・安心、また幸せのために全力を尽くしてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　この時点では立候補の表明、明言されないということで、11月いっぱいしっかりと務めると、こういうことですが、どなたが今度市長さんになられるか分かりませんけど、12月議会で新しい市長さんにこの考えを伺います。

それでは次に、公共施設の再配置計画について、まずは身近な問題で、小学校の統廃合における財政面について伺います。

４小学校を統合することによる維持管理費の効果額について、交付税措置額、スクールバス運行経費等を考慮した場合、どれくらいの効果額が出るのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　４小学校の再編に伴い、普通交付税のうち小学校費に係る基準財政需要額は、学校数や学級数の減少により段階的に減少していく見込みです。基準財政需要額とは、自治体が行政サービスを行うために必要と国が算定する標準的な経費を示します。また、計測単位とは、需要額を計算する際の基礎となる数値、学校数、学級数、児童数などで、再編によりこの測定単位が縮小することで需要額が減少いたします。

小学校費の減額は、１年目約504万6,000円、２年目約841万円、３年目約1,474万8,000円、４年目約2,871万5,000円、５年目以降は5,160万4,000円となります。これは学級数の減少分を３年間、学校数の減少分を５年間かけて反映する緩和措置によるものでございます。

一方、再編により通学距離が伸びる児童・生徒への対応として、スクールバスを予備車両含め10台導入予定としており、１台約600万円、合計約6,000万円の普通交付税措置が見込まれます。これは、通学手段確保に必要な経費を国が需要額として認める仕組みであり、小学校費の減額分を大きく相殺します。５年目以降では減額約5,160万円に対し、スクールバス措置約6,000万円のほうが上回るため、約840万円の増となる見込みでございます。

さらに、今回の再編により、３校分の公共施設維持管理費が不要となります。施設維持管理費とは、光熱水費、修繕費、保守点検費など学校を維持するための固定経費であり、１校当たり3,000万円から4,000万円、３校分では年間9,000万円から１億2,000万円の支出削減が見込まれます。

以上、合わせて整理をすると、普通交付税の減額はスクールバス措置でほぼ相殺され、さらに３校分の維持管理費削減分が加わることで、財政全体としては再編による効果が大きいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　激減緩和措置が取られることによって、交付税措置についてはスク

ールバスの導入ということがあって、あまり変化はない。ただ、施設の維持費、これが3,000万、4,000万ということで、３校分で約１億2,000万円ぐらいかなと、ざっくり言うと１億円ぐらいは効果が出ている、こういうことで理解しておきます。

もう一つ大事なのが、学校跡地の利活用であります。

第３次総合計画期間中の課題となってくるのが小・中学校の跡地利用であります。市としての基本的な考え方は、弥富市公有地利活用基本方針との整合性を図って、地域の意向を踏まえた上での跡地利活用であったと思います。この件に関しましては、先回の一般質問において、今後の学校跡地利活用について、よりよい活用を実施していくために、弥富市学校跡地利活用基本方針、これを策定したと答弁をされ、市民に公表されました。

そこで、学校跡地利用の進め方について伺います。

基本方針に沿って跡地利用の検討を進めるに当たっては、法令による規制があります。建物による法規制、土地における法規制があります。これらの法的な課題解決に向けて、今後どのような形で進めていくのか、具体例を出して質問をしていきます。

栄南小学校においては、現在、栄南小学校跡地利活用協議会を設立し、跡地利活用のスケジュールを立てて進めております。昨年末に、地域住民の全世帯から跡地利用についてのアンケート調査を行い、この結果を基に３月27日に第７回の会議を開催して、住民の要望どおり活用が進められるのか、市側との意見交換を行う中で問題となったのが、校舎を改修しての利用、また新たに建築物を建てる場合の法的な問題でありました。

そこで、法規制について伺います。

まず、建物における法規制について伺います。学校以外の用途で利用する場合、どのような法令が関係してくるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　建物を建築する際の法規制といたしましては、建物そのものの安全性及び都市計画に基づく規制を扱う建築基準法と、火災時の人的・物的被害を最小限にとどめる消防法などの規制を受けます。すなわち、建物の内装仕様や防火設備等の建築設備は、建築基準法や消防法等により、建物の用途に応じて受ける規制が異なってまいります。現在の学校の建物を学校以外の用途で利活用する場合には、建物の用途変更手続のほかに、これらの法令に従う必要がございます。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　用途変更手続のほかにも、建築基準法、消防法の規制があると、こういうことでありますね。

次に、土地における法規制、都市計画法について伺います。

本市においては、統合される４小・中学校跡地は全て市街化調整区域内にあります。開発

行為や建物の新築・改築などを行う場合、都市計画法上の許可が必要となりますが、市街化調整区域の学校跡地を利活用するに当たっては、例外的に認められる立地基準があると思いますが、それはどのようなものか伺います。

栄南学区全世帯を対象に行ったアンケート調査の結果として要望が多かったのが、ドラッグストア、診療所、スポーツジム、老人福祉施設でありました。その中で具体例を出して質問をいたします。

ドラッグストアを新築する場合、どのような法規制があり、その結果どのような規模のドラッグストアを建てることができるのか伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本市の小・中学校の再編に伴う学校跡地は、市街化を抑制すべき市街化調整区域内にあり、開発行為や新築・改修などの建築行為を行うことが難しく、都市計画法や建築基準法による立地規制を受けます。この制度の趣旨は、良好な宅地基準の確保と市街化調整区域における適正な都市的土地利用を図ることにあります。

具体的には、市街化調整区域内において開発行為等を行う場合には、立地基準というものがあり、例えば市街化調整区域内の学校跡地にドラッグストアを建てる場合、都市計画法第34条第１項第14号における愛知県開発審査基準により、申請地面積は1,000平方メートル以下と規定されており、それに本市の市街化調整区域の建蔽率60％を掛けますと、建築面積600平方メートル以内のものしか建てることができません。

市内の一般的なドラッグストアの建築面積は約1,000平方メートルから1,400平方メートル程度であり、市街化調整区域内ではドラッグストアを建てることは難しいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　都市計画法第34条第１項第14号が関係して、栄南小学校跡地においては、建築はできるが、その建築面積は申請地面積が1,000平方メートル以下で、建蔽率60％であるから、600平米までしか建築できないので建てるのは難しい、こういった答弁ですが、600平方メートル以内なら建築は可能であると、こういうことでよろしいですね。

今、平島地区において多くのドラッグストアがありますが、いずれも1,000平米から1,400平方メートルであり、600平方メートルの建築面積で採算面を考えると、出店者があるかどうかということが課題となってきますが、財政面での優遇措置を市のほうが取れば、私は可能かなと思います。ただ、住民がその売り場面積で品ぞろえに対して満足していただけるかどうかというところが課題であると思っております。

いずれにしましても、地域住民と行政、そして事業者の３者が協力し、知恵を出し合い、三方よしの考えで進むことだと思っております。

ここまでは、第３次弥富市総合計画において中心となる公共施設再配置計画、中期財政計

画について伺ってきましたが、もう一点、重要な課題である土地利用計画、都市計画マスタープランについて伺います。

これまで、第１次、第２次弥富市都市計画マスタープランにおいて、末広地区及び八穂地区が新産業エリアとして開発地域に指定され、財源確保、雇用促進に向け企業誘致に取り組んできましたが、このたび、西末広地区において12ヘクタールが愛知県企業庁によって工業団地としての開発が決定されました。伊勢湾自動車道弥富インターから１キロ圏内、あるいは名古屋競馬場が市街化区域に編入された、こういったことによって開発が進みました。

第３次弥富市都市計画マスタープランを策定するに当たり、今度は北部地域においても開発地域を指定し、産業エリアとしての位置づけが必要であると考えます。特に、東名阪国道弥富インター周辺では、物流関連企業からの引き合いが多いと思います。

愛西市も本市と隣接する地域において、物流関連施設の誘致に向け、取り組んだ結果、県企業庁において工業団地の開発が決定して、今企業誘致を進めておりますし、さらに開発区域を拡大する計画もあると伺っております。本市としてその辺りについての考えを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　弥富市都市計画マスタープランで設定された北部エリアの開発につきましては、これまでに形成されてきた住宅を主体とする市街地開発を基本に、現在進めておりますＪＲ・名鉄弥富駅自由通路等整備事業を中心とした弥富駅周辺地区のまちづくりを進め、安全で利便性の高い空間を形成し、移住・定住等による人口増加を図り、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを実現していきたいと考えております。

また、弥富インターチェンジ周辺地域におきましては、産業の活性化、雇用促進を図るための物流交流拠点として位置づけており、周辺環境に配慮した土地利用を検討していきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　弥富インター付近は愛西市も検討しておりますので、隣接をしておりますので、歩調を合わせていただければと思っております。

議長、17番、ちょっと時間の関係で飛ばしますので、次18番のほうに移ります。

18番は、弥富市は鉄道の結節点という地の利があるわけですが、金魚のまち弥富市をイメージした駅前整備を目指すべきだと思っております。

この点について、第３次弥富市総合計画において、基本構想、基本計画をどのように進めていくのか、市の考えを伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　第３次弥富市総合計画策定に当たり、本市が将来をどのように見据えてまちづくりを行っていくのかは大変重要なポイントとなります。また、基本構想を踏

まえ、具体的にどのような施策を基本計画に盛り込み、展開していくのか、これから丁寧に検討していく必要があります。

第３次弥富市総合計画におきましても、市内の様々な拠点を中心に金魚のまちをＰＲしつつ、駅周辺のにぎわいがもたらされるような施策等を実施していきたいと考えており、引き続き駅前のポテンシャルを最大限に生かした利便性の高い住環境を整備し、人が行き交い、にぎわいをもたらす魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。また、ＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅は、本市の玄関口であり、金魚のまちをイメージした景観づくりは、来訪者を迎えるに当たり、本市をアピールする絶好の場になると考えております。

いずれにしましても、本市の強みを生かしつつ、課題を克服し、未来ある計画づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　時間迫っておりますので、19番も飛ばします。

本市にとって大きな汚点を残した官製談合事件については、市側は官製談合再発防止対策検討委員会、議会は公共工事入札問題調査特別委員会を設置して、再発防止に向けて取り組んでおります。

この問題については、行政側だけでなく、我々議会にもチェック機能が果たせなかったという大きな責任があります。特に議会選出の監査委員である私にとっては、責任を重く受け止めております。議会の責任については、市側だけではない、議会にも大きな責任があると市民の皆様からも言われております。市民の皆様からの忠告をしっかりと胸に刻み、議会運営を進めていかなければならないと思っております。

市政におきましては、第２次弥富市総合計画は安藤市長の下で策定され、事業が進んできました。その中で、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路事業の推進、新産業エリアへの工業団地事業の決定、小・中学校の統廃合、公共施設の統廃合及び長寿命化工事の推進等が計画どおり進められてきました。

一方において、就任早々の予算編成での予算の組替えを行うという前代未聞の異例の事態を招き、また後半においては、職員による不適切な公金取扱い事件、国からの補助金に対する不適切な会計処理、固定資産税の課税に対する訴訟、そして極めつけが官製談合事件であります。これらは行政だけの問題ではなく、チェック機能が果たせなかった議会にも責任があると思っております。

11月15日の市長選挙において、どなたが新しい市長さんになられるか分かりませんが、強いリーダーシップを発揮する市長さんの下、発展するポテンシャルが高い弥富市の未来に向けて、第３次総合計画がしっかりとしたものになるよう策定していただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午前10時45分とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前10時32分　休憩

午前10時45分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　７番　那須英二。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマは１つ、大きなテーマとしては１つ、少子化でも諦めない人口増加の政策についてということで大きなテーマとして、そして細部にわたって様々な角度から確認して、そして夢のある弥富市にするために建設的な考えを確認してまいりたいと思っています。

まず初めに、地方自治体の役割と人口ビジョンについてということで、地方自治体の役割について、まず市長の認識を確認したいと思っています。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　市長でよろしいですか。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　地方自治法第１条の２に規定されているとおり、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるということで認識をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　よかったです、本当に。住民福祉の増進を忘れられていなかったんですよね。

いや、先日から回答を聞いていると、福祉センターの電気マッサージ椅子とか、ああいうのをなくす、新聞もなくす、そういったものがオンパレード。そして学校の手当ても、体育館のエアコンもまだ導入されていないとか、ウオータークーラーもない。そしてネッククーラーの冷やす冷凍庫も設置しないみたいなことを言っていますから、ちょっと福祉増進を忘れ去られているんじゃないかなと冷や冷やしてちょっと聞いてみたんですが、一応それはちゃんと言葉としては理解してみえるということでございます。

そういう中で、行政の役割、単なる財政均衡ではなくて、先ほど市長言ったように、住民の福祉ということがやっぱり念頭にあると思うんですが、じゃあその住民の福祉は何なのかということを、市の基本的な見解を伺いたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　行政の役割につきましては、市民の生命や財産を守るため必要な

行政サービスを提供することでございます。

具体的には、防災・減災対策や防犯、交通安全対策の推進、消防・救急体制の整備、環境衛生や環境対策の推進、子育て・高齢者・障がい者への支援、健康づくりの推進や医療体制の整備、学校施設の整備、スポーツ・文化・芸術の振興、青少年の健全育成、農業水産・商工業・観光の振興、雇用対策、都市基盤整備事業の推進、市民協働・男女共同参画の推進やコミュニティ活動の支援などがございます。

このように、行政の役割は非常に多岐にわたり、市民生活のあらゆる場面に関わっているものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　様々、多岐にわたって述べていただきました。

私はやっぱり市民生活が、要は市民が満足して弥富市にいらっしゃることだということに思いますので、そういう観点で住民福祉の増進を進めていただきたいと思っています。

そういう中で、今なかなか人口が伸び悩んでいると。今は人口減少化社会でございまして、そういった時代においても、本当に弥富市としても人口は減るものというふうに諦めてしまっているんじゃないかというふうに感じるところはたくさんあるわけですが、やっぱりそうじゃなくて、住みたい、住み続けたいまちというのを目指すべきだと考えておりますが、市長の人口ビジョンはどのようなものでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　本市は人口減少が進行する中、令和６年度にスタートしました弥富市デジタル田園都市構想総合戦略において、新たな定住者を増やす取組を推進し、既存の市民の暮らしやすさを高め、今後もずっと住み続けたいと思えるまちづくりを目指しております。

したがいまして、今後も弥富市デジタル田園都市構想総合戦略に掲げる各重点戦略の施策、事業を着実に進めていくことが、住んでみたい、住み続けたいまちにつながると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　弥富市デジタル田園都市構想総合戦略ということが掲げられて、それどおりに進めるということで上げられております。

これも市民の方もホームページから見られると思うんですが、これを見てみますと、なかなか一般的な部分で書いてあるだけであって、そうじゃなくて、もっと具体的に、市長自身の人口を増やしていくぞというビジョンを語っていただきたいなと思っておったわけですが、本当に一般的な回答にとどめられているのかなと思っています。

例えばその弥富市デジタル田園都市構想の中で大きく書かれているのは、自由通路事業というふうに、整備の中で人口を増やしていくよというふうに書かれていますけど、じゃあ具

体的に自由通路、その後は何なのか。それで本当に人口が増えるのかというところまでは見えてこないんですよね。そういった部分をやっぱり明らかにしていただきたいというふうに思っています。

続けます。

今、人口が減少しているというのは皆さん御承知のとおりだと思うんですが、10年前と比較して人口推移としてはどのようになっているのか。特に総人口だけじゃなくて、年少人口の推移、生産年齢人口の推移、高齢化率や転入・転出、その変化等、どのように分析しているでしょうか。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市の人口推移は、10年前と比較して総人口は約2.6％の減となっております。

そのような中、年少人口については約20.6％と大幅な減となっておりますが、生産年齢人口は約1.6％の減にとどまっております。

その一方で、高齢化率は約1.9％の増となっており本市でも少子高齢化が進んでおります。

転入出につきましては、10年前と比較しますと、ともに人数は増加しており、令和７年中の異動は転入者数2,428人に対し、転出者数2,263人と165人の社会増となりました。

本市は、令和６年度より市民課窓口等において転入出者へのアンケート調査を実施しており、その調査結果から見ますと、転入、転出ともに就職、転職、退職等、仕事の都合に伴う理由が最も多くなっております。これは、港湾地域の企業や海南病院等への雇用関係が大きくウエートを占めていると考えております。

また、転入者数のうち半数近くは外国人が占めているのが現状です。

これらのことから、本市といたしましては、市内企業等への就職に伴う転入者をいかに定住に結びつけていくかが課題であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今、人口が2.6％、全体的には2.6％、ただ年少人口の減少が20％と顕著になっています。ただし、転入出に関しては、僕は逆に驚きましたが、増えているということです。

弥富市、先ほど10年間と比較したんですが、まずその前に、ピーク時はどれぐらいの人口で、それがいつだったかというのを確認できますでしょうか。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　ピーク時につきましては、令和２年になります。令和２年の総人口は４万4,491人になります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　ピークが今４万4,491人、４万3,000人ぐらいになっているかと思いますが、そういった人口の推移があるわけです。

先ほど転入者が逆に多かったというんですが、その半数が外国人ということでおっしゃっていました。

逆に転出者というのは、半数以上が外国人なんでしょうか。その辺確認できますか。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　詳細については分かりかねます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　転入される方の半分は外国人だけれども、ちょっと転出の方がまだつかめていないということなので、その辺はちょっと把握していただきたいと思います。

その後に続きますが、住みたい、住み続けたいと思える弥富市の魅力というのを市としてしっかりと認識した上で、今後のまちづくりに生かしていかなければならないと思いますが、市はどのように認識されているでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市は、金魚に代表される特産物をはじめ、交通条件による名古屋への好アクセスや産業拠点なども有する、誰もが便利で安心して暮らせる魅力あるまちであると認識しております。

全国的に人口減少が進行する中ではありますが、今後も地域特性、資源を最大限に生かした魅力的で誰もが便利で快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指していきたいと考えております。

先ほどの那須議員の転入者の半数、外国人のウエートなんですけど、半数近くになりますので、よろしくお願いします。

すみません、失礼しました。転出者ですね。

**○議長（高橋八重典君）**　先ほどの答弁の中で、転出者が半数ということでよろしいですか。

佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　すみません、転出者は、すみません、先ほど申したとおり、ちょっと分かりかねます。

転入者は半数近くですので、その辺が影響しているかなとは思います、同じように。

**○議長（高橋八重典君）**　転入者が半数以上が外国人ということでよろしかったですね。

那須議員。

**○７番（那須英二君）**　私の認識がちょっと間違っていたんでしょうか。

僕は転入される方が半数、外国人の方。じゃあ、逆に転出される方が半分以上外国人ならそれでバランス取れていると思うんですけど、逆にそうじゃなければバランス取れていない

ので、その辺はちょっと調べておいてくださいということです。

じゃあ、先に続けます。

先ほどおっしゃったように、弥富市というのは高速道路が２本あります。鉄道が３路線ある。道路網としては東西には１号線、23号線という主幹道路があるわけです。南北にも155号線と西尾張中央道というのがあるわけで、交通条件、すごくいいと思うんですよね。

それにもかかわらず、人口増加につながっていない。その原因というのは、市はどのように分析されているんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　人口減少は本市だけの問題ではなく、全国的に多くの市町村で共通して生じている課題であります。その主な要因としては、全国的に少子化の進行、未婚化、晩婚化、出生数の減少、若年層の都市部への流出などが上げられます。

また、人口の増減は道路交通網の整備状況のみで左右されるものではなく、雇用機会、住環境、子育て環境、教育、医療、商業などの生活利便性、さらには地域としての総合的な魅力が大きく影響するものと認識をしております。

先ほども申し上げましたが、本市の令和７年中の転入出者の人数は165人の社会増となっておりますので、総人口の減少の主な要因は自然減によるものと考えております。

そういった中、本市は人口増加に向けて、地域でつくる人・自然・文化の調和、輝く未来へつなぐまちを目指し、地域とともに魅力あるまちづくりを着実に進めております。

先ほども申し上げましたとおり、今後も弥富市デジタル田園都市構想総合戦略に掲げる各重点戦略の施策、事業を着実に実施し、人口減少の中でも多様な暮らしを支える人中心の持続可能なまちを目指すことで、人口増加につなげてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　先ほど、転入出で考えれば自然増になっていると。だから、今の総人口の減少は社会全体的に少子化が進んでいるから仕方ないよというふうに、私としては諦めちゃっているように聞こえるわけですよ。

そうじゃなくて、やっぱりもっと人口を増やしていく、そして活性化していくということを念頭に置いて、今後のまちづくりとして希望を持って考えていただきたいなというふうに思っています。

その上で、弥富市として、先ほど交通アクセスの話をしましたが、それはすごくいいと思うんです。さらに恵まれているのが、住宅、地価の価格が、家賃とか、それの乗った土地の料金とかが比較的安い。名古屋圏へのアクセスもすごくいい中で、そういう好条件がありながらも、やっぱり人口としては伸び悩んでいる。総人口としては減っている。そういう中では、やっぱり選ばれるまちになっていないというふうに感じるわけですが、その選ばれるま

ちになれていないその課題というのは何だと考えていますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市の直近３年間の社会増減につきましては、３年とも転入者数が転出者数を上回る社会増の状態となっております。この結果をもって本市が選ばれるまちになっているとは言い切れませんが、市内には多くの雇用を生み出す企業等が立地することや、名古屋への交通アクセスのよさなどから、本市に魅力を感じて住んでいただける方も多く見えるかと思います。

先ほども申し上げましたが本市の総人口の減少の主な要因は自然減によるものと考えております。よって、選ばれるまちになれていないということには当たらないと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　選ばれていないと思っていないということなんですが、ただ、やっぱり先ほど答弁にあったように、子育て世代というか年少人口の割合でいうと20％減ですよ。転入者の多くが外国人ということで、確かに弥富市の立地条件のプラスとしては、雇用に関しては、臨海部に工場がたくさんあったり、あるいは病院もたくさんあったり、特に海南病院なんかがある。そういうおかげで、そういった労働者としては入ってきてみえると思うんですが、じゃあここで子育てして育っていくということを本当に考えられるまちに僕はしていかなきゃいけないと思うんですよね。

そういう中では、今までの全体的な視点で質問させていただきましたが、次からは世代的な問題や課題ごとに確認していきたいと思っています。

その中では、まず先ほど、やっぱり年少人口という中では、子育て世代に選ばれるまちという観点で、じゃあ現在の弱点というのはどのように認識しておられるんでしょうか。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　他の自治体が実施している施策で、本市が実施していないものがあることが弱点と見られることがございますが、児童福祉の視点としましては、公立保育所をはじめ保育環境の整備や一時保育受入れ定員の拡充、児童クラブの開所時間の延長など、幅広く子育て環境の整備に注力してまいりました。

また、令和７年４月に設置しましたこども家庭センターでは、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て世代が孤立することがないよう、健康推進課と児童課、関係部署、関係機関とが協働連携することで、全ての妊産婦や子育て世帯、子供への切れ目のない一体的な相談支援に努めるとともに、市内３か所の子育て支援センターにおいても、未就学児とその保護者を対象に育児不安や悩みについての相談支援を行っており、このような既存施策の取組は充実していると考えております。

学校教育の視点としましては、学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、日頃から相談しやすい体制を整えております。

また、学校ではない場所で、月２回の土曜日に加え、月１回、平日に相談できる場所として、カラフルにおいて必要に応じて発達検査にも対応できる体制を整えるなど、子育てや家庭での関わり方など、気軽に相談できる環境づくりを進めております。

さらに、自校給食によりできたての温かい給食を提供し、食育にも力を入れております。

平和教育では、広島研修を通して、子供たちが命の大切さや平和への思いを深める機会を大切にしております。

これらの取組を通じて、子供たちが健やかに育ち、保護者の皆様が安心して子育てができるまちづくりを今後も進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　聞いていますと、子育てインフラは整っている、確かに整っています。スクールカウンセラー等、すごく手厚く配備して、心のケアにも優れた部分が僕はあると思います。

給食に関しても自校方式を貫いて、おいしい給食、食べられていますよ。これは本当に感謝しかありません。残食率0.5なんていうのは全国的にも少ないわけですから、これはすごいすばらしい点だと思います。

ただね、残念ながら、例えば給食でいえば、まだ無償化になっていない。全国的にはもう無償化がほとんど、小学校でいうとほとんど無償化になっている。中学校でいえば、負担というのはかなり大きなものがあるわけです。

今後、児童クラブも値上げしようとしている。さらにはプールはどんどんなくしていく。体育館にエアコンもまだない。熱中症対策の冷凍庫やウオータークーラーも考えない。こういう状況で、じゃあそんなことを聞いた人たちが弥富に住居を構えて、ここで子供を育てていこうというふうになるかというところが、やっぱり弱点として認識しないといけないと思うんです。

やってきたことはいいですよ。やっていることは僕はいいと思うんです。今ＰＲされたことは弥富のいいところだと思います。そこはもう十分ＰＲしていただく必要があると思うんですが、その上で、じゃあ現状としては子供たちの人口、年少人口は20％減ですよ。これはやっぱり驚異的な数字なので、ここをじゃあどうするかということを考えていかないといけないと思うんですよ。

今までの現行どおり、今あるやつで満足していたら、それは増えないですよ。これ以上の部分を、ではどうやって捻出していくか。だから、やっぱりそういう中では、じゃあ弥富には何が足りていないというところをしっかりと捕まえていく必要があると思うんです。

そういう上で、じゃあこういうふうに弥富市としてはやっていこうというビジョンを示していく。それがやっぱり、じゃあ弥富市って今後もこういうことがやれるんだってというふうになれば、それはやっぱり、じゃあここで住んでみようかということにつながっていきますから、そういうビジョンをやっぱり発信していただきたいというふうに思っています。

続けます。

そして、子育て、公園、若者定住について、例えば公園整備について、じゃあ数、魅力、大型遊具、日陰、水遊びなど、様々近隣自治体はやっていますけれども、その近隣自治体と比較した現状の弥富市の評価はどのように感じておりますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本市には、都市公園、児童公園、児童遊園、その他の公園緑地を含めますと全部で61か所ございます。

また、魅力という点では、複合遊具、インクルーシブ遊具、カフェ併設、公園一体型広場など、滞在型、体験型の公園がありますが、本市では複合遊具が合計15基設置してあり、海部津島管内では一番多い設置数となっております。

日陰につきましては、既存樹木による木陰に加え、あずまややパーゴラ等を整備している公園もあり、暑熱対策として御利用いただけるものと考えております。

最後に水遊びにつきましては、噴水やミスト、池等を整備した公園はございませんが、本市にあります県営施設の海南こどもの国では砦広場にジャブジャブ池が整備されており、夏場の遊び場として利用されております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今言われたことも確かにそうですよ。そうですが、ただやっぱり本当に私はやっぱり弱点として感じないと、それは改善につながらないと思っていますから、そこはしっかりと見詰め直す必要があるかと思います。

言われたのが、うちは全部で61か所ありますよと。よそと比べてもそんなに少なくないですよと言うんですけど、今の若い人たちがどういうふうに、じゃあ休みの時間、子供たちをどうやって遊ばせているかという現状をあんまり分かっていないのかなと感じるわけです。

というのは、例えば今、様々なＳＮＳがあるわけですよ。旧ツイッター、今はエックスですよね。エックスとかインスタグラムとか、そういったものがツールとしてあるわけです。そういう中で、様々ないろんな施設が紹介されています。でも、弥富市で紹介されているのは、唯一見かけるのは先ほど述べられた海南こどもの国ぐらいですよ。

そういう中で、やっぱり訪れるまちになっていない。そして、じゃあそこに住みたいなと思うような魅力が感じられていない。そこがやっぱり年少人口の減少につながっているんじゃないかというふうに感じるわけですよ。

若い世代からは、いろいろ聞いてみますと、やっぱり弥富市ってどうと聞くと、遊ぶ場所が少ないよね、魅力が少ないよねという声があるんです、実際。

だから、若者定住のための特に子育て世代定住のための魅力創出というのをどのように考えていくかが大事になると思いますが市としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　一般的に定住には暮らし続けたいと思える条件がそろえば、人はその地域に定着しやすくなるものであり、定住に必要なものとしては安定した仕事と収入、安心して暮らせる住環境、人間関係とコミュニティ、地元への愛着などが考えられます。

若者の定住につながる取組といたしましては、本年３月議会で江崎議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、弥富市商工会の会員である若手経営者と愛知大学の学生とが交流の場を設けるといった活動をしており、このような場で若者が働きやすい環境整備や学生が就職活動で重点を置いている点などについての意見交換を本年６月30日に開催することを弥富市商工会からは聞いております。このような意見交換は、若者が働き続けられる環境整備に向けて大変有意義な取組であり、若者の定住につながるものだと考えております。

さらには、本市の施策として、創業に対する支援策である創業支援等事業計画や信用保証制度、飲食店等創業支援金交付事業などを活用してもらうことで、地元企業としての開業や雇用促進につながれば、若者が職を求めて市外へ流出する必要がなくなり、意欲ある若者を地域にとどめる動機づけにもなると考えております。

また、定住促進施策の一環として、本年度より三世代同居・近居住宅支援補助金を創設いたしました。本補助金は、新たな居住の場を御計画の子育て世代が親世代の住居に同居または近居することにより、世代間で支え合い、子育て支援、介護負担軽減等を図ることを目的とする補助事業でございます。本補助事業により、親世代から独立した子育て世代が本市にＵターンするなど、本市に移住及び定住するきっかけになればと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　そういった補助金等の一定の工夫は見られます。

雇用については、先ほど言ったように恵まれていると正直思います。そういう中では、若者としては確かに定住しやすい環境があるとは思うんです。

ただ、じゃあなぜ年少人口が減っているか。自然減だけで終わっていたら、やっぱりそれ以上の見通しが立たないわけですよ。やっぱりここについてしっかりと考えていく必要があると思います。

そういう中では、例えば今、弥富市内に市民プールはありません。学校のプールについても老朽化、故障のために廃止していきます。そして、ほかの自治体に移動して授業を行うという方針が進められようとしています。

しかし、移動時間によって他の授業時間が削られる。子供たちの教育環境、じゃあどうなんだということで、保護者としてはやっぱり不安を抱えるわけですよ。うちもそういった子供いますから。そういう中では、やっぱりこの子育て世代に選ばれるまち、人を呼び込めるまちとして、そのような方向性で本当に魅力のある弥富市になると考えているかどうかというのを確認したいと思いますが、いかがですか。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　本市の小学校プール施設は老朽化が進んでおります。今後は維持管理費や教職員負担を総合的に判断し、民間プール施設の利用を進めていくこととしております。

民間プール施設を利用する場合は、施設への移動時間が生じますが、移動に伴う負担が最小限となるよう可能な限り近隣の施設を選択し、移動時間が短縮されるよう配慮いたします。

また、各小学校においては、学習指導要領で定められた授業時間数を十分確保しており、教育課程上支障がないよう対応しております。

引き続き、子供たちが安心して学び、健やかに成長できる教育環境の充実に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　そういう民間委託を考えているということで、市内にプールがないもんだから、他市町村にスクールバス等で送っていくという方針が立てられているんです。

その上で、やっぱりプール時間というのが確保できないものだから、この間確認したら、何と前とか後の授業の時間を削って、それを削ってまでやるということをおっしゃいました。

今でも、さっき授業時間はきちんと確保できていると言うんですが、今、私小学２年生の娘を抱えておりますが、授業時間を見てみますと、時計の時間がありました。時計の理解しないままにどんどん先に進んでいるんですね、今。これ、じゃあうちの子だけちょっと覚えが悪いのかな、ちょっとうちの子、申し訳ないのかなと感じたんですが、でもほかの子も聞いてみると、やっぱりほかの子も全然できていないんですよ。何でかといったら、時間がないんですよ。

学校の先生にも聞きました。今の授業スケジュールの中では、時間がやっぱりなかなか取れないから、時計というのは自然に身につくから、本当に授業時間少なくても大丈夫ですみたいなことを説明されたんですが、保護者としては不安ですよ。

そういうことじゃなくて、やっぱりこのタイトな授業時間の中で今授業が行われているんですから、学力としても心配になってくるので、そうした他に影響させないように考えていただく必要があるかと思います。

そういう中では、やはり市内にプールを構えて、本当に弥富市の中で完結できるような方

向を考えていただきたいなというふうに思っています。

続けます。今、子育ての分野から考えてみました。

さっきの福祉増進から考えると、じゃあ今後の福祉センターがあるわけですが、福祉センターや憩いの場所など、高齢者、多世代交流施設などを今後どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市の２つの福祉センター及びいこいの里につきましては、近年、施設及び設備の老朽化対策において多額の費用を要しており、施設の維持管理の観点から、従来と同様の施設運営を継続していくことが困難な状況となってきております。

このような状況を改善していくための一つの考えとしまして、これまでの入浴や娯楽を提供する憩いの場に特化した施設運営から、高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加、孤立防止などを目的とした施設運営として、健康体操や体力測定を行う元気塾への参加の促進や、多世代交流を通じた地域コミュニティ拠点として、併設する児童施設に通う児童と高齢者の交流の場の創出などの施設運営への転換を視野に入れて、需要に合わせた機能の見直しを検討していかなければならないと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　ちょっと不安な言葉が出てきましたけれども、今までは入浴や娯楽を提供する憩いの場、そこから今後、健康づくりや介護予防、社会参加、孤立防止、これももちろん重要なんですけれども、転換していくような方針ということは、ちょっと先行き不安が残るわけですが、そういう中で、やっぱり今の厳しい財政状況というのは理解しています。

とはいえ、使えなくなれば廃止を繰り返す。そうしていけば、弥富市としても何も残らず、魅力もなくなって、ますます人口が減っちゃうんじゃないか、衰退、滅亡の一途をたどることになっちゃうんじゃないかということがあるわけですよ。

だから、そうじゃなくて、やっぱり集約でコストを抑えつつ、それでも今の機能より高機能にして魅力アップを図っていく必要があるんじゃないでしょうか。そのためにも、やはり場当たり的なことで考えてやっていくんじゃなくて、総合的に今ある公共施設をいかに集約・高機能化できるか、あるいは複合していくか、中長期的な視点に立った計画が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　老朽化施設につきましては、ただ廃止を前提としているものではなく、本市の規模に見合った施設総量という観点や、中長期的な維持管理コストの観点を踏まえて、公共施設再配置計画で方向性を定めております。

また、公共施設の再配置につきましては、先ほどの平野議員の一般質問でも答弁いたしましたように、市民ニーズだけではなく、公共施設の利用状況や総合計画をはじめとする各種計画との整合性、将来人口の推計などを踏まえ、物価高騰や人手不足といった社会情勢も考慮しながら、持続可能なものとなるよう検討していくものであると考えております。

その中で、本年７月にリニューアルオープン予定のみなともまちなか交流館は、既存施設の魅力アップをするとともに、本市の施設の集約化、高機能化等のモデルケースになるものと認識しており、こうした取組の成果を他の既存施設にも生かしてまいりたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　公共施設再配置計画にも確かに書いてあるんですよ。サービス向上とコスト縮減を基本方針で行っていくということで書いてあるんです。集約が書いてあるんですよね。

ところが、現状の弥富市の政策を見ていると、なかなか集約という考え方が少ないんじゃないかと。先ほど図書館リニューアルということで、みなとも交流館のことをお話しされていましたけど、もっと大きな視点で集約を正直考えるべきだった。あれだけじゃもったいないというのが正直な感想です。

だからこそ、もっと広い視野で計画的に、じゃあそろそろここやばいというのはもう公共施設再配置計画で分かっているわけですよ。だからこそ、もっと大きな規模で集約を考えていく、そして高機能化していくということを考えるべきだというふうに思います。

そこで、今、目の前にある課題としては、学校跡地の活用、そして車新田地区の市街化計画、先ほど平野議員の質問にもありましたけど、これをいかに魅力的なものにしていくかが重要な鍵となると考えています。人を呼び込んで市民の満足度を上げることを考え、弥富市として、ではどのような活用を考えているんでしょうか。具体的にお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　学校跡地の利活用につきましては、行政需要についても検討するとともに、地域の皆様の御意見や御要望を丁寧に伺い、できる限りそれらに沿う形で計画を進めていくことが市民の満足度の向上につながるものと考えております。そのため、地元の皆様と協議を重ねながら、利活用の方向性を検討してまいります。

学校跡地は市街化調整区域内にあるため、都市計画や財産処分に関する法令、制度上の制約が存在し、いただいた御要望を必ずしも実現できるものとは限らないことも事実であります。こうした点につきましては、事前に丁寧に説明し、理解を得ながら進めていく必要があると考えております。

また、車新田地区の土地区画整理事業につきましては、弥富駅から徒歩圏内にあり、市街化を進めることで利便性の高い空間を形成し、にぎわいと魅力あふれるまちづくりを実現し、

移住、定住等による人口増加につながる事業であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今説明されましたけれども、やっぱり具体的なものが出てこないんですよね。

もちろん市民の意見を聞いて取り組んでいく、これも重要な視点だと思います。そういう中では、先ほど平野議員がおっしゃったように、栄南地区はドラッグストアや老人福祉施設などが求められているというふうに言われておりました。そういう中では、やっぱり１店舗規模では面積基準が合わないからできないかもしれない。だけど、総合的に考えれば、もしかしたら可能性が出てくるかもしれない。

例えば、学校跡地に全部をドラッグストアにしようとしたら、それは面積基準に引っかかりますから、その一部ということで考えていくとか、そういった形で複合することによって、その可能性は広がっていくというふうに思っていますので、そういった視点はやっぱり考えていく必要があるかと思っています。

その上で、今、本当に第３次総合計画をつくっているので、今後のテーマとしては集約・高機能化、これを念頭に考えていただきたい。そして、コストを抑えつつ、魅力アップできるように考えていただきたいなというふうに思っています。

そして、今、公園も少ない状況を踏まえて、市内、温水プールもなく、他市町からも足を運びたくなるようなものも少ない現状の中から考えると、やっぱり今後、全天候型で子供からお年寄りまで幅広く利用でき、いざというときには防災機能として役割を果たす、そのような施設を検討すべきだというふうに感じています。

イメージとしては、公園プラス防災拠点プラス道の駅プラス水辺空間プラス屋内子供施設プラス福祉センタープラススポーツセンタープラス屋内温水プール、それを複合する形。今言いましたけど、夢のような話ですよね。でも、夢のような話なんだけど、それが夢じゃないんですよ。ほかの全国事例ということで見ていくと、やられているところあるんですよ。

例えば、岩手県にある二戸にある、カダルテラス金田一という施設があります。今、資料を皆さんにお配りしていると思うので、資料の１を見ていただければなと思っています。

これ、カダルテラス金田一のホームページから取ったものでございますけれども、ここの岩手県二戸というところは、人口何人ぐらいだと思います。２万3,000人ですよ。弥富市より少ないんです。半分ぐらいしかないんですよ。でも、地元の企業が中心となってＰＦＩで行ったんですが、それの成功事例です。人口が少ないから失敗するんじゃなくて、そこで成功していたんですよ。

この課題の最初は何かといったら、温浴施設、これをどうするかと。赤字になっているからこの負担をどうするかと。このままでは自治体はもたない。そういう状況から出発したそ

うです。最初からＰＦＩをどうのこうのじゃなくて、本当にじゃあ今ある施設をどうするのかということを考えて、突き詰めた上で、よりよいものに市民と一緒になって、地元の企業と一緒になってそういう形で誕生したのがこのカダルテラス金田一というところだそうです。

そして、次の２枚目をめくっていただくと、東海市のしあわせ村を紹介させていただきました。

２枚目、３枚目と、この東海市のしあわせ村のパンフレットを写したものが紹介させていただいておりますが、ここはプールと温浴施設、お風呂を一体化して行っている施設、そして健康センターとかも近くにあって、公園とかレストランとか、そういった形もあります。そういった形で複合して集約して建てられている施設です。

さらに次に進み、４ページ目かな、４ページ目に進みますと、４ページ目、５ページ目は豊明市にあるカラット、何回も登場してきますけれども、カラットという学校跡地をうまく有効活用されている活用例だというふうに思っています。

ここには、本当に児童館であったり、歴史民俗資料館であったり、そして貸館、貸レンタルスペースだったり、そういったところが集約されている。もちろん水辺空間もあったり、そういった形で複合して、いろんな自治体、工夫をされて行っているんです。

ごめんなさい、これ３枚ありますよね。だから、４、５、６とこのカラットのものになりますが、イベント時にも使えるように活用されています。といったところがあるわけです。

そして、三重県のいなべ市というところに、次のページ、７ページ、８ページが、体育館を利用した廃校の体育館を利用した、ういこっちゃねという施設です。ここは体育館を利用して室内遊び場としてリニューアルして、ここも地元の人たちが有志で運営されている。そういうところを立ち上げて運営されている施設になるわけですよ。そういった形で有効活用されている。

９番目を見ていただくとこれは防災の一例として倉敷市のホームページから紹介させていただきますが、かまどベンチ、弥富市もちょっと近しいものがあるかと思いますが、こういった形で、ただの公園じゃなくて、防災機能も考えた上での取組もされているということでそれらを一緒くたにひっくるめて総合的に考えるということが視点として必要だと思います。

それで、10枚目を見ていただくと、これはそういった施設をＡＩによってイメージ図として登場させたらどうなるかということで、ＡＩさんに聞いてみましたら、こんな立派なものを作ってくれました。様々な施設が融合しています。

そういった中で、こういう施設が実は全国にはあるんですよ。こういう施設に限ると、何かすごくでっかい都市のところなのかなと思ったりすると、実はそうでもなかったりするんですよ。だから、弥富市でもやれないことはないんです。

というのは、今の新しくこれから新しくどんと造ろうとすると、それはやっぱり大変だと

思うんです。じゃなくて、また学校跡地を利用したり、今後計画されている車新田の計画に盛り込んだり、その辺りも含めて、あとは今ある既存施設の老朽化が進んでいる中で、修繕費を今後考えていかなければいけない。一個一個建て替えていったら、それはもちませんよ。だから、複合して集約して、そしてよりよいものに変えていくと、こういう視点が私は弥富市に今一番欠けている視点だと思っています。

だからこそ、そういう中で研究を重ねて、弥富市のシンボルとしても、よそから来たくなる、弥富市といえばあれみたいな。ちょっと勝手に仮称で名前をつけていませんけど、仮称弥富ランドとしておきましょうか。例えば弥富ランドみたいな、そういった形で、ぱっと見、弥富市といったらあれだよねみたいな、あそこ行きたいよねみたいな、そういう夢が持てるような、そういった発信というか計画性が必要だと思います。

それこそ、私は市長の求めるにぎわいなんじゃないかと。わくわくどきどきする弥富市、今20周年ということでやっていますよ。そういう中にも、このような全天候型の複合施設、これは具体的に言いましたけど、もちろんこれ全部じゃないですよ。それはやっぱりいろんな方面から考えていく必要があると思います。

特に、コミュニティセンターとか、やっぱり各地区に残すものは必要です。だから、各地区に残すものと集約していけるものと、やっぱりこれをすみ分けて今後検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　本市には既に多くの公共施設があり、それらの既存施設を有効活用することが前提となります。

また、先ほど答弁いたしましたように、みなともまちなか交流館の魅力アップのためリニューアルを行っており、今後も公共施設再配置計画の中で集約化、高機能化に取り組んでいく方向性を持っていることから、御提案のような全天候型の施設を新たに建設することは検討いたしておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　聞いていましたかなと思うんですが、さっきの図書館リニューアルしたものは、それだけじゃやっぱり足らなかったというところは分かるんです。だって、今までの施設とあんまり変わっていないんですよ、実際問題。

そうじゃなくて、集約というのはもっと大胆に夢のあるような発想で取り組んでいただけないと、あんまり効果がないと思うんですよね。

そういう中でのもっと大きな部分での、視野での、視点での考え方が必要だと思います。もちろん、先ほど言ったように、地域に残すものは地域に残すものとして、ここは核として絶対残してほしいんですが、それ以外の集約できるものについては集約していく。

特に今、チョイソコやとみができて、足の確保がしやすくなったんです。ただ、これはもう改善点必要ですよ。今、午前中予約全然取れないとかいうことがありますから、そこはやっぱり改善していく必要があるんですが、その上で足の確保をしっかりした上で、そうするとやっぱり集約化も可能になってくる、現実的になってくるということなので、そこも含めて総合的に考えていく必要があると思います。

ここまでは、ちょっと時間がないんでどんどん先に進みますけど、集約をして各地区に残すもの、そして何より災害への不安の解消がなければ安心して住み続けられませんから、その姿勢が問われるかなというふうに思います。

ここまでは集約した部分でしたが、今後ちょっと安心・安全の部分で、防災、命を守るまちづくりについて確認していきたいと思います。

安心・安全というのは自治体の当然の基本責務であります。しかし、海抜ゼロメートル地帯にあるにもかかわらず、屋上避難による野ざらし避難が多いこと、避難所の備蓄も十分とは言い難いことなど、防災環境には大きな課題があると考えています。

この現状で市は十分だと考えているんでしょうか。市の認識を確認します。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　緊急時避難場所の学校の屋上などに雨風をしのぐために屋根を設置することにつきましては、荷重や床面積が増えることとなるので、建築基準法上、大変困難であります。

緊急時避難場所は、長期間避難する避難所とは異なり、あくまで一時的に命を守ることを目的とした場所であるため、避難者一人一人が自助の観点で、季節や気象状況に応じて防寒着や懐炉、雨具などの非常持ち出し品を準備し、避難することが重要であります。

また、避難所の備蓄につきましては、施設ごとで各備蓄品や数量等は異なりますが、大規模災害の発生当初において必要不可欠と見込まれる食料や飲料水、簡易トイレ、段ボールベッドやパーティションなど、被災者の命と生活環境に直結する必需品は、国が調達し、被災地に緊急輸送するプッシュ型支援にて物資が供給される仕組みが構築をされております。

しかしながら、大規模災害時は被害状況によって物資供給が困難な状況に陥る場合もありますので、市民の皆様におかれましては、各自が家族構成を考えて、最低３日分以上の非常食や飲料水をはじめ、避難生活に必要な物資を用意し、すぐ持ち出せる場所に保管していただきたいと考えております。

本市といたしましては、緊急時避難場所や避難所に避難する際の自助による準備につきまして、市広報紙、市ホームページ、防災出前講座等で啓発をしてまいります。

今後も、国、県の各種方針などを取り入れ、本市の防災対策に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今るる説明されましたが、これも既に出ている回答、以前から聞いている回答と全く同じなんですよね。そこから一歩も進んでいないんですよ。

だから、現状はそうですよ。だけど、じゃあ今後どうするかという視点に立って、一歩でも二歩でも前に進めていく、そういう姿勢が私は大切だと思います。

だから、今できないから、じゃあどうするかと。さっき国からプッシュ支援がある。でも、能登の現状を見てみれば、そこに届くかどうかは分からない。そういう中で、じゃあ家から持ってこいと言うんだけど、実際には持ってこられない現状があるから、そこに対してじゃどうするかということを一歩でも二歩でも考える必要があるでしょうということを再三言っているんですが、そこから何も進んでいないんですよ。

だから、やっぱりそういう中では、そういう姿勢をせめて、今財政厳しい、それは分かります。だけど、じゃあその中でどう進めていくのかというのを考え直す必要があるでしょう。

だから、学校のロッカーに僕は災害用の備蓄避難セットを置いたらどうかという提案だってしましたけど、ロッカーが狭いからできませんみたいな訳の分からん答弁で終わってしまって、そこから進んでないわけですよ。じゃあどうするかというのをやっぱり考えていく必要があると思うんです。

その上で、市としてしっかりとした発信をしていただかないと安心して住めないですから、そういう中では人口流出につながってしまうと思うんです。

ちょっと時間がないから進めますが、今、どの地域も海抜マイナス地域だから同じとして、４校を統合する新しい学校、よつば小学校についても海抜マイナス1.9メートルの場所で整備を進めようとしていますけれども、しかし、それでは命を守るまち、安心して子育てできるまちとして人を呼び込めるとは考えにくいです。

防災、浸水対策を公共施設の整備最優先事項として考えるべきではないでしょうか。いかがですか。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　公共施設における防災、浸水対策につきましては、本市において非常に重要な課題であると認識しております。

再編小学校においても地盤の嵩上げを施すこととといたしております。

一方で、市内の多くの地域が海抜ゼロメートル以下である本市にとって、既存施設については、特に浸水対策には限界があり、施設の日常的な利用目的に支障を来すおそれがございます。したがいまして、既存の公共施設を改修する際には、浸水対策が現状以上に必要かどうかも含めて慎重に検討していく必要があります。

なお、浸水対策につきましては、施設の屋上などの高いところに避難する垂直避難も推奨されていることから、対象地域の施設について、このような避難方法の周知啓発を行ってお

ります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員に申し上げます。時間も迫っておりますので、まだ質問が残っておりますので、簡潔にお願いいたします。

那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今、できるところとできないところを考えていくみたいなことを言っていましたけど、名古屋市では条例として0.5メートル以上の、標高でいうと0.5メートル以上のものについて浸水しないような対策を条例としてやっていますから、そういったことも考えながらやっていただきたいと思います。

続けます。

命を守るまちという視点で、今後の公共施設整備、避難所、避難場所の整備を今後どのように進めていくのか、お答えください。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市といたしましては、民間の建物を利用した災害協定を進めるなどし、避難所や緊急時避難場所の収容率の向上に努めるとともに、公共施設整備の際にも、災害時の避難を念頭に置き進めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　結構、他力本願な部分がありますけど、やっぱり今後造る施設については、本当に海抜ゼロにならないような対応をしていただきたいと思います。

そして続けます。

じゃあ、観光交流人口、将来ビジョンについてはどうかと。

観光分野については、先ほど出てきた金魚ということと、あと金魚と芝桜のまちということで弥富インターのところに書いてあるわけですよね。うたってあるわけですよ。

資料11を見ていただければ分かるとおり、これ、昨年の植樹祭で植えたばっかりのところになりますけれども、見ていただければ分かるように、今年の芝桜まつり、今の青空市の前日に撮った写真ですが、植えたばっかりのところは毎年結構見事に咲いているんですけど、それすらも今回、今年度は危うかったんですよ。そういう現状があるわけです。

今の芝桜の現状については惨たんたるものというふうに感じるわけですが、今後このまま漫然と同じようにただ続けていくだけなのか、その辺の見解をお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　三ツ又池公園の芝桜は、本市及び三ツ又池管理協議会の予算並びにあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を活用し、試行錯誤を繰り返し、現場状況が良好になるよう、産業振興課職員及び会計年度任用職員による補植や草刈り並びに弥富市シルバー人材センターの草刈り業務委託等によって良好な維持管理に努めております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、植樹箇所の一部が次期の成果につながらないことにつきましては、以前より把握をしており、現場改善のために土壌改良や肥料の散布、四季に通ずる花や樹木の植樹等を行っております。

また、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を活用して実施しております芝桜の植樹祭につきましては、毎年多くのボランティアの方に参加していただいており、ボランティア活動を通した様々な効果があるものだと考えておりますので引き続き実施してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　やっぱり現状として、なかなか咲かない時期、分かっているわけですから、そこは土壌改良じゃなくて、もう諦めて、やっぱり拠点として拠点広場に集中するとか、そういった工夫をしてください。

ちょっと時間がないので先に進みますが、ただ漫然と今までどおり続けていくんじゃ僕は駄目だというふうに感じていますので、その辺考えていただきたいと思います。

その上で、じゃあ弥富市の地域資源としては、金魚以外に何か考えられるものがありますか。金魚以外というとあれか、回答に困るかもしれませんけど、何か弥富市としての地域資源は何かということをお答えいただければと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　本市を代表する地域資源としましては、観光分野における弥富金魚であり、150年以上の歴史を持つ全国有数の金魚ブランドとなっております。

市内には養殖場や市場、販売店があり、みなともまちなか交流館内のYaToMi AQUAと歴史民俗資料館において、市内で養殖されている20種類以上の金魚展示を行うなど、市内外に弥富金魚の情報を発信しております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　そういう中で、やっぱり通過されるまちから立ち寄るまち、住みたくなるようなまちの転換が必要だと思いますが、市の戦略をお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　本市は金魚と文鳥のまちとしての知名度が高く、市外、県外からも多くの方々が訪れております。

本年７月には、その金魚と文鳥を展示しているみなともまちなか交流館が、誰もが気軽に立ち寄れるわくわくする空間として全館リニューアルオープンいたします。

みなともまちなか交流館は、近鉄、ＪＲ・名鉄弥富駅から徒歩約10分、東名阪弥富インターチェンジからも10分ほどという交通アクセスのよい場所にあり、図書館や歴史民俗資料館、観光協会及び市民活動センターやとみっけベースを併設しております。

様々な機能が複合する施設ではありますが、各部門が民間の協力を得て来場者増加への相

乗効果が生まれるよう連携を図り、それぞれの特色を生かし工夫をしながらイベント等の事業を実施しております。

これら、みなともまちなか交流館での事業をはじめ、各種の施策を通して本市の魅力を情報発信することで、本市に興味を持っていただき、立ち寄っていただいた際に、また来たい、住んでみたいと思っていただけるようなまちづくりに努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員、まとめてください。

**○７番（那須英二君）**　時間になりましたので終わろうと思いますけど、やっぱりもっと大胆に、今のみなとも交流館だけじゃなくて、もっと大きな形で集約できるようなことを考えていただきたいと思っています。

もし、最後よければ、10年後、20年後に向けて市長の発展的未来を語っていただけると助かりますが、議長、時間がなければ終わりますけれども。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長、簡潔に答えられますようお願いします。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　自治体間の競争が避けられない中、大幅な人口減少を食い止める中心市街地の土地を有効活用し、この先整備されますリニアインパクトの波に乗り本市の強みであります利便性の高い鉄道と高速道路の相乗効果を高め、魅力アップにつなげてまいります。

また、デジタル社会と暮らしやすさの調和が取れたまちを目指すとともに、人と人とがつながり、お互いが支え合い、地域で安心して暮らし、住み続けることができる、人が主役となる便利で持続可能なまちづくりを推進してまいります。

なお、愛知県下で人口が増えているまちとして有名なのが、やはり長久手市というところがございますよね。あそこと弥富市を比べると、もう雲泥の差ぐらいあって、魅力あふれるまちということで私も認識しているところでございます。そのようなまちを少しでも見習って、弥富にフィードバックしながら、弥富の魅力あるまちづくりを進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　ありがとうございました。

本当にいろいろ見て、回って、感じて政策に生かしていただきたいと思います。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後１時ちょうどとします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午前11時47分　休憩

午後１時00分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木りつか議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　３番　鈴木りつかです。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私からは大きく２点。１点目に、衛生用品の防災備蓄の進捗と平時の活用について、２点目に麻疹の感染拡大を踏まえた予防接種の周知と感染症対策について質問をいたします。

まず１点目、衛生用品の防災備蓄の進捗と平時の活用についてお伺いいたします。

この件につきましては、令和６年６月の一般質問でも質問をさせていただきました。防災時の備蓄といいますと、水や食料、毛布などがまず思い浮かびますが、避難生活においては、生理用品、子供用おむつ、大人用おむつといった衛生用品も尊厳や健康を守るために極めて重要であると考えます。

能登半島の地震をはじめ近年の災害では、避難所生活が長期化する中で、食料や水だけでなく、トイレ、衛生やプライバシーなど、そして女性や子供、高齢者への配慮が大きな課題となっています。特に生理用品やおむつは、必要とすることを周囲に言い出しにくい物資でもあり、行政側があらかじめ備え、使いやすい形で届ける必要があると考えます。

前回の質問から２年が経過いたしまして、備蓄数量や活用方法にどのような進捗があったのか確認をさせていただきます。

１つ目の質問です。

前回、令和６年６月の一般質問以降、生理用品、子供用おむつ、大人用おむつのような、いわゆるエチケット用品の防災備蓄について、どのような検討・対応を行ったのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　エチケット用品などの防災備蓄につきましては、備蓄計画を作成して、毎年度配備を行っております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　続いて、具体的な備蓄数についてお伺いいたします。

現在の生理用品、子供用おむつ、大人用おむつといったエチケット用品の備蓄数量はどのようになっているでしょうか。令和６年の前回の答弁から増減はあるでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　令和６年６月議会で鈴木議員に答弁いたしました備蓄数は、エチケット用品が約１万枚、子供用おむつが約1,000枚、大人用おむつが約140枚です。

令和７年度末時点におきましては、エチケット用品が約３万6,000枚、子供用おむつが約1,000枚、大人用おむつが約2,400枚であり、いずれも増加しております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　エチケット用品、生理用品が約１万枚から約３万6,000枚、大人用おむつも140枚から約2,400枚ということで、前回の質問以降、一定の改善が図られていることは確認できました。衛生用品の備蓄が大きく増えたことは、市としても重要性・必要性を受け止めて、備蓄の充実に取り組んでいただいたものと受け止めております。

備蓄には、単にあるかないかではなく、災害時にどれだけの人数に何日分対応できるかという視点も必要かと考えます。現在の備蓄数量は何人分、何日分を想定しているのでしょうか。その算定根拠についてもお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　備蓄品の必要数につきましては、避難所における想定最大避難者数３万7,000人のうち、備蓄品目ごとに必要な対象者の３日分を想定しております。

算定根拠につきましては、災害対策基本法第49条第２項に基づき、国が示す市町村長が備蓄すべき品目と必要な備蓄量の算定式の例により算定をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　とりわけ生理用品は必要であっても声を上げにくい物資であり、災害時にはさらに申し出にくいことも想定されます。

今後も十分な数量の確保と併せて、必要な方に届きやすい体制づくりを進めていただきますように要望いたします。

続いての質問です。

特に大人のおむつについては、高齢化や在宅介護の増加を考えますと、今後ますます需要が高まる分野であると思います。災害時には本人や家族が十分な量を持ち出せないことも想定されます。

大人用おむつについて、現在の備蓄数量は十分と考えていますでしょうか。災害時に持ち出せない方や備蓄できない方への対応をどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　大人用おむつにつきましては、想定する必要数4,440枚に対して、備蓄数量は約2,400枚であり、必要数を満たしていない状況にありますが、備蓄計画に基づき配備を進めていくとともに、自助の観点から非常持ち出し袋に入れて準備をしていただくよう啓発をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　必要枚数に対して、まだ不足しているということの認識は共有できたことは大切だと思います。自助の啓発はもちろん重要ですが、おむつが必要な方ほど日常の管理だけで精いっぱいという場合もあります。引き続き計画的な配備をお願いしたいと思

います。

再質問なんですが、先ほどおむつの備蓄については、前回、２年前のと数量がほとんど変わっていないということですが、子供のおむつについては想定する必要枚数については何枚になるんでしょうか、教えてください。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　子供用おむつの想定する必要枚数は約１万6,000枚です。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　１万6,000枚ということで、大分不足しているかなというふうに考えますが、再度質問ですが、子供のおむつの備蓄についても今後追加する考えはあるのでしょうか、お願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　子供用のおむつにつきましても、今後の備蓄計画に基づいて配備を進めてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員に申し上げます。

再質問は、質問の後に再質問を行っていただくようお願い申し上げます。

鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　まだまだ不足しているということで、引き続き計画的な配備をお願いしまして、次の質問に入ります。

次に、生理用品のサイズについてお伺いいたします。

前回、夜用サイズの生理用品についても検討するとの回答をいただいておりました。避難所生活では、トイレが、配管が流れなくなって、トイレが流れなかったり、混雑したりなど、すぐに交換できない状況や就寝時の不安などもあります。昼用サイズだけでなく、夜用サイズも必要な備蓄だと考えます。

前回の答弁で、導入に向けて検討すると回答いただきました、夜用サイズの生理用品の検討状況はどのようになっているでしょうか。また、具体的な導入時期や備蓄数量についての考えもお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　夜用サイズのエチケット用品につきましては、現時点での導入はございませんが、6,000枚程度の導入が必要と考えて備蓄計画を立てております。

今後につきましては、こちらも先ほどの子供用おむつと同様に、備蓄計画の中で整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　前回は、検討いただけるということでしたが、まだ進んでいないと

いうことですので、ぜひとも、できるだけ早い段階での導入の実施をお願いしたいと強く要望いたします。

次に、備蓄品の点検と入替えについてお伺いいたします。

衛生用品は、食品のように明確な消費期限があるものではありませんが、保管状況によっては劣化や衛生面での課題も出てまいります。生理用品やおむつ等について、定期的な点検・入替え計画を作成する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　エチケット用品やおむつ等につきましては、法令で使用期限が定めておりませんので、劣化具合を確認しながら入替えを行ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　いざというときに使えないということがないように、十分な管理をお願いしたいと思います。

次に、入替え時期を迎えた備蓄品の活用についてお伺いいたします。

防災備蓄品は、災害時のために保管するだけでなく、入替え時期を迎えたものを平時に必要な場所へつなぐことで、無駄なく活用することができると考えます。入替え時期を迎えた生理用品とエチケット用品を中学校や保育所等へ配付した実績はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市におきましては、令和３年度からエチケット用品とおむつの備蓄を開始しておりますが、その全てが現時点において使用が可能であり、入替え時期を迎えた備蓄品がないため、中学校等への配付実績はありません。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　まだ配付実績がないということですが、今後、入替えが発生した際には学校、保育所、また独り親家庭など、必要なところへつなげる仕組みをあらかじめ整理しておくことが大切だと思います。

関連して、福祉的な支援としての活用についてお伺いいたします。

令和３年７月から実施されておりました無償配布事業終了後、生理用品を必要とする方への支援をどのように位置づけているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市では、令和３年７月22日から８月31日までの間、新型コロナウイルスの影響により、経済的理由や家庭的背景等の理由のためエチケット用品の購入が困難な女性市民を対象に、福祉課窓口においてエチケット用品の無償配布を実施いたしました。また、令和５年度以降、児童扶養手当の現況届提出のため児童館窓口

に来庁された独り親家庭を対象に毎年配布を行っております。

なお、令和７年度末時点での在庫数は68パックとなっており、令和８年度の配布をもって在庫がなくなる見込みでございますが、本市といたしましては、令和６年６月議会において鈴木議員に答弁しましたとおり、今後、災害用備蓄の入替え時に再利用可能なエチケット用品が生じた場合は、独り親家庭に対して配布してまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　独り親家庭へ配布を継続してきたこと、また今後、災害用備蓄の入替え時に再利用可能なものが生じた場合には、独り親家庭へ配布していく考えであることを確認いたしました。

このような支援は、生活困窮という言葉だけでは拾い切れない日常の困り事への支援でもあります。ぜひ福祉部門と防災部門が連携をしていただきまして、無駄なく必要な方に届く仕組みにしていただきたいと思います。

次に、市役所での配布の取組についてお伺いいたします。

前回の一般質問の後、市役所内にて女子トイレに生理用品の配布の掲示をしていただきました。急な生理でお困りの方へ、１階の総合窓口へお声かけくださいというふうに貼り紙をしていただきました。質問後、速やかに対応していただいたことについては感謝をいたします。急に必要になる場合がある一方で、声かけがしにくいものでもあります。この取組が必要な方にとって、相談や利用につながるきっかけにもなっているのではないかと感じます。

そこで、この取組の目的、相談件数、利用状況についてお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　市役所では、来庁時、急にエチケット用品を必要となられた方にエチケット用品を配布いたしております。令和６年６月中旬から本年５月末までの約２年間で16件の御利用がございました。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　約２年間で16件ということで、決して多くはないかとは思うのですが、数多い少ないというよりも、必要な方が実際にいたということが重要だと思います。急なことでお困りの方への応急対応として一歩進んだ取組であると受け取っております。

一方で、１階総合窓口へ申し出る方法は、どうしても心理的なハードルを感じる方もいるのではないかと感じます。本当に困っているときほど、声をかけづらい場合もあります。

続いての質問です。

急な生理への応急対応としては一歩前進である一方、心理的ハードルがあると感じますが、必要な方が職員に申し出なくても利用できるように、市役所の、例えば女子トイレの個室、一部公共施設または学校の保健室等に生理用品をどなたでも手に取れるように試行的に設置

をしてみるというのはいかがでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　市役所女子トイレの個室内にエチケット用品を設置することにつきましては、持ち去りの懸念があるなど管理上での課題があると認識しており、今のところ設置する考えはございません。その場でお困りの方につきましては、市役所１階総合案内に女性職員を配置しておりますので、お申し出いただければエチケット用品を配布いたしております。

また、本市の小・中学校におけるエチケット用品の取扱いにつきましては、小学校では４年生の保健学習や宿泊行事前に保健室にエチケット用品が備えてあることを児童に伝えております。また、中学生におきましても、保健室にエチケット用品を常時備えてあることを生徒に伝えております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　例えばトイレットペーパーなんかも、いたずらや持ち去りの可能性もあるけれども、今当たり前にトイレに置いてある現状がありますので、そういうふうな感じで手に取りやすい試みをぜひ今後、検討いただきたいと強く要望いたしまして、最後の質問になります。

衛生用品の備蓄は、単なる物資の確保にとどまらず、市民の健康・安心に関わる重要な取組であると考えます。特に生理用品などは必要としていても声が上げにくいものであり、行政側から利用しやすい仕組みを整える必要があると考えます。

今後の衛生用品の備蓄や活用について、市長の考えをお聞かせください。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　エチケット用品などの衛生用品の備蓄につきましては、各自が自助の観点で、災害時に備えて非常持ち出し品として御用意をしていただくことを啓発するとともに、本市におきましては、計画的に配備・備蓄を行ってまいります。

また、先ほど企画部長、また健康福祉部長も答弁いたしましたが、備蓄品の入替え時に再利用可能なエチケット用品等につきましては、本市の小・中学校、保育所、独り親家族等に対しまして配布をしてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　衛生用品は水や食料と比べると後回しにされがちな分野かもしれませんが、避難生活においては、市民の皆さんの健康や尊厳を守るために欠かせないものと考えます。特にエチケット用品、とりわけ生理用品などは、必要としていても公の場で声を上げにくい物資です。

今回質問をさせていただく際に、私は生理用品と申し上げておりましたが、答弁はエチケ

ット用品と言い換えさせていただきますということで、やはり公の場で言いにくいものなんだなというふうに感じました。なので、私はあえて生理用品と言わせていただきましたが、やはりこれからも見られるように、本当に声に上げづらい、言いづらいものなんだなというふうに今回特に感じました。なので行政側は、声を出しづらさということを、後回しにすることなく、しっかりと備えていただきまして、必要な方に届きやすい仕組みをしっかりと整えていただきたいと強く要望いたします。

衛生用品の備蓄は、災害対策であると同時に、誰もが安心して生活できるまちづくりの一部でもあると考えます。平時においても、入替え時期を迎えた備蓄品を学校、保育所、独り親家庭などへつなげていくことで、災害防災と福祉、教育が連携した取組にもなると思います。今後も数量の確保はもちろん、それだけにとどまらず、管理方法、配布方法、平時活用まで含めた継続的な取組を再度強くお願いいたしまして、１問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして２点目、麻疹、いわゆるはしかの感染拡大を踏まえた予防接種の周知と感染症対策についてお伺いいたします。

麻疹は感染力が非常に強く、空気感染もするため、手洗いやマスクだけでは十分に防ぐことができません。だからこそ、個人の予防というだけでなく、地域全体で高い接種率を維持することが感染拡大を防ぐ上で重要になると考えます。また、最近はＳＮＳ等でワクチンに関する不確かな情報も広がりやすく、市として正確で分かりやすい情報を届ける役割は以前より大きくなっていると感じます。

近年、国内でも麻疹の感染が確認されており、愛知県内でも患者が確認されています。感染が広がった場合、乳幼児、妊婦、免疫の弱い方への影響や、また医療や保育、教育現場などへの影響も大きく、市としても予防接種の周知と感染発生時の連絡体制を整理しておくことが必要であると考えます。

１つ目の質問です。

近年の麻疹の感染拡大について、愛知県内でも麻疹患者が確認されておりますが、国や愛知県の情報をどのように認識されているでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　厚生労働省や愛知県からの文書やメール、ホームページから感染症情報の把握をしております。愛知県内では、本年５月27日現在で28例の麻疹の感染が確認されております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　再質問ですが、近年、国内でも麻疹の感染例が急激に増えているように感じますが、その背景にはどのような要因が考えられますでしょうか、お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　平成27年にＷＨＯにより日本は麻疹の排除を達成したとの認定を受けており、近年の麻疹の発生は海外から持ち込まれたものと考えられております。コロナ禍の時期は感染者数が減っておりましたが、その後、海外渡航者の増加とともに麻疹の感染者数も増加しているようでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　愛知県でも麻疹患者の報告がありまして、決して遠い地域の話ではなく、身近なリスクとして警戒感を持って受け止める必要があると感じています。

次に、定期接種の状況についてお伺いいたします。

本市におけるＭＲワクチンの第１期、第２期の直近の接種率は、国が目標とする95％以上を達成しているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和７年度のＭＲワクチンの接種率は、第１期は96.7％、第２期が90.2％であり、第１期は目標を達成しておりますが、第２期は国の目標を下回っております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　麻疹は感染力が非常に強く、地域全体で免疫を維持するためには高い接種率が必要だと思います。特に第２期が目標を下回っている点については、未接種の方への丁寧な勧奨が重要であると考えます。

次の質問です。

第１期、第２期の未接種者に対し、個別通知、再通知、電話勧奨等の接種勧奨をどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　第１期につきましては、１歳６か月児健康診査で来所された際に、母子健康手帳に記載された接種記録を確認し、未接種の場合は２歳までに接種するように勧奨しております。第２期につきましては、毎年12月頃に未接種者へ個別勧奨はがきを送付しております。

また、就学時健康診断における予防接種歴調査を通して、未接種がある場合は接種するよう案内しております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　次にワクチン供給不足による接種機会の逸失についてお伺いします。

2024年度のＭＲワクチン供給不足、偏在等により接種機会を逃した方への接種期間延長について、本市では対象者をどのように把握しているでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和６年度のＭＲワクチンの供給が不足していた際は、市内の医療機関と連携して未接種者の把握に努めてまいりました。医療機関から御相談を受けていた方につきましては、接種を完了されております。ただし、市外で接種された方や転入された方の状況は把握できておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　市外接種や転入者の状況を把握できていないということですので、制度上の限界もあるかとは思いますが、市としても周知によって広げていくことが重要であると考えます。

次の質問です。

接種期間延長の対象者に対し、周知はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　令和６年度にワクチン不足により接種できなかった方に対しまして、接種期間が令和９年３月31日まで延長になったことを市広報紙、本年３月号にて周知いたしました。今後は、市ホームページ、市公式ＬＩＮＥやＸなどを活用して広く周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　対象者が気づかないまま期限を過ぎてしまうことがないよう、複数の媒体で繰り返し周知していただきたいと思います。

次に、成人の接種状況についてお伺いいたします。

成人のＭＲワクチン接種状況について、市として把握できる状況はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　任意接種の場合は把握ができませんが、市の補助でＭＲワクチンを接種されました風疹第５期に該当する男性383人と、大人の風疹に該当する女性28人は把握しております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　成人については接種歴が分からない方も多く、本人がリスクに気づいていない場合もあるかと思います。特に過去の制度変更により２回接種が完了していない可能性がある世代については周知が必要であると考えます。

次の質問です。

2000年４月１日以前に生まれた方など、２回の定期接種が行われていない可能性がある世

代に対して、接種歴確認や医療機関への相談を促す周知等を行う考えはございますでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　平成18年４月からＭＲワクチンの定期接種の回数が１回から２回に変更され、第２期として就学１年前に当たる時期の接種が開始されました。そのため、平成12年４月１日以前生まれの方は、接種が２回完了していない場合もございます。

母子健康手帳で接種歴の確認などが必要となりますので、市ホームページ、市公式ＬＩＮＥやＸなどを活用して広く周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　麻疹は子供だけが注意すればよい感染症ではなく、成人が感染した場合でも、高熱や発疹だけでなく、肺炎や脳炎などの重い合併症につながることがあり、妊娠中の方が感染した場合には、早産や低出生体重など母体や胎児への影響も心配されます。だからこそ、成人に対しても接種歴の確認や必要に応じた抗体検査、ワクチン接種の相談を促していくことが重要だと考えます。特に、接種歴が分からない方や、２回接種が完了していない可能性がある世代に向けて、引き続き丁寧な周知をお願いいたします。

次に、感染拡大に影響が大きい方々への注意喚起についてお伺いいたします。

海外渡航予定者、医療従事者、また保育士、教職員、福祉施設職員等、感染拡大に影響が大きい方への注意喚起を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　保育所や学校職員、医療機関職員など、小さいお子さんや患者さんと接触する機会が多い方、空港職員や観光業スタッフなど、渡航者と接触する機会の多い方、海外渡航を計画している方につきましては、御自身の予防接種歴を確認されて、接種が不十分な場合は、ワクチンの接種を御検討いただきますよう、市ホームページに加え、市公式ＬＩＮＥやＸなどを活用して広く周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　特に保育や教育、医療や福祉の現場では、１人の感染が広範囲に影響する可能性がありますので、関係部署とも連携をしていただきまして、周知をお願いしたいと思います。

次に、市民から相談があった場合の案内についてお伺いいたします。

成人の任意接種や抗体検査について市民から相談があった場合、どのように案内をしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　かかりつけの医療機関へ相談していただくように御案内をしております。なお、かかりつけの医療機関がない方へは、個別に状況をお聞きし、複数の医療機関を御案内しております。

また、愛知県が海外渡航者などを対象に抗体検査を実施しておりますので、対象となるような方には案内をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　次に、麻疹が疑われる症状がある場合の注意喚起についてお伺いいたします。

麻疹が疑われる症状がある場合、受診前に医療機関へ電話連絡することや公共交通機関の利用を避けることなどについて市民へ注意喚起をしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　麻疹の感染が疑われる場合は、外出を控えていただくとともに、事前に医療機関へ連絡の上、医療機関の指示に従って受診していただくようにお願いします。また、受診の際は、周囲に感染を広げないように、可能な限り公共交通機関の利用は避けていただきますように御協力をお願いします。

市民の皆様への注意喚起につきましては、市ホームページに加え、市公式ＬＩＮＥやＸなどを活用して広く周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　感染を広げないために、この初動の周知が非常に重要であると考えます。引き続き、注意喚起と周知の徹底をお願いいたします。

次に公共施設等で患者または疑い例が発生した場合の連絡体制についてお伺いいたします。

保育所や学校、児童クラブ、公共施設等で麻疹患者が、または疑い例が発生した場合の連絡体制は整理されているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　保育所につきましては、保護者との相互連絡アプリ「すぐーる」での連絡体制、児童クラブにつきましては、各施設職員との電話やファクシミリによる密な連絡体制を整えております。また、お子さんの送迎時に直接保護者と話す機会にお伝えすることも可能と考えております。

学校につきましては、学校における麻疹対策ガイドラインに基づき、学校で麻疹患者または疑い例が確認された際は、連絡アプリを活用するなど連絡体制を整えております。

また、公共施設で発生した場合につきましては、関係課や市ホームページや施設に掲示するなどの方法で周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　感染症の対応は、情報の早さと正確さが重要ですので、実際に発生した際に迷わず動けるよう、関係部署間での確認もお願いしたいと思います。

最後の質問です。

麻疹については、感染力の強さや主な症状だけでなく、ワクチン接種歴の確認、接種に関する連絡先、また感染が疑われる場合の受診方法など、市民の皆様が実際に行動につなげられる情報を分かりやすく周知することが重要であると考えます。

そこで、麻疹に関する正確な情報を市民に分かりやすく周知する考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　麻疹ウイルスの感染経路は空気・飛沫・接触感染で、非常に感染力が強いのが特徴でございます。感染すると、発熱、せき、鼻水、目の充血、全身の発疹などの症状が出た後、２日から４日間ほど39度前後の高熱と発疹が現れます。重症化すると肺炎や脳炎を引き起こすケースもございます。治療は対症療法のみで、予防にはワクチン接種が有効とされております。

麻疹の感染に係る注意喚起につきましては、市ホームページに加え、市公式ＬＩＮＥやＸなどを活用して広く周知してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　鈴木議員。

**○３番（鈴木りつか君）**　麻疹（はしか）は、感染力が非常に強く、重症化する場合もある一方で、予防にはワクチン接種が有効であると言われております。市民の中には、子供の定期接種だけでなく、成人の接種歴確認や接種期間延長の対象であるかどうかを知らない方もいると思います。ホームページや公式ＬＩＮＥ、Ｘなどを活用するとのことでしたので、単に情報を掲載するだけでなく、自分は対象なのか、何を確認すればよいのか、どこに相談すればよいのかが分かるような周知をお願いしたいと思います。

感染対策は特定の誰かだけの問題ではなく、地域全体で守り合う取組が必要であると考えます。市民の皆さんが過度に不安になることなく、正しい情報に基づいて適切な行動が取れるよう、今後も丁寧な情報発信の徹底をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後１時45分とします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後１時35分　休憩

午後１時45分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

通告に従って一般質問します。

大きく２つ分けてありまして、１つ目は、安藤市長の安藤市政８年の総括と本市の行政哲学について、市制20周年の節目と次期総合計画への展望として、まず大きな１問に入りたいと思います。

安藤市政８年間の総括なんですが、この８年間で最も大きな事件といえば、言うまでもなく今回の官製談合事件ではないでしょうか。安藤市長は２月の記者会見で、第三者委員会による客観的な事実の解明や、自らを含む組織的な原因究明を約束していたはずです。しかし、実際には、それよりも先に元建設部長の早急な懲戒免職と業者への違約金請求で、あたかも市民から見ると幕引きが起きたように見えてしまっています。

さらに、市長御自身については、ごく僅かな、ごくごく僅かな減給を申し出ることで、あたかも反省しているかのようなポーズを見せていらっしゃいます。しかし、安藤市長が自らの不祥事や組織の不手際で減給案を提出するのは、これで何回目でしょうか。

１回目は就任早々の給与３割カット、２回目は生涯学習課の金庫から現金紛失問題、３回目は730万円もの国庫補助金をもらい損ねた事務手続の組織的な欠陥、そして今回の談合事件で実に４回目です。

仏の顔も三度までと言いますが、もはや言及して反省のポーズを示せば済むという段階はとうに過ぎております。本来であれば、客観的な原因究明と抜本的な改善策を提示した上で処分を科すべきであり、今回の対応は単なるパフォーマンスとしか映りません。市長と副市長によるガバナンスと組織統制、それから改善策ですね、全く機能していないことは、これまでの不祥事３回、３回で露呈しています。

現在進めているのは、内部での委員会で外部の先生の意見を参考として聞く、ある種の自己調査です。これでは市民の誰も信用していません。本気で組織を立て直す覚悟があるのなら、身内に意見を聞くのではなく、独立した第三者委員会によって客観的に断罪してもらうしかないはずです。

こういったことを含めて本題に入ります。

安藤市政の８年間で執行された一般会計予算は、ざっと推計して総額1,200億円以上にも上るんじゃないですか。市役所を一つの経営体と捉えた場合、市長はこの莫大な血税を、つまり投資しているわけです。本市に対して、本市の住民に対して具体的にどのような新たな価値を創造したと自己評価されているのでしょうか。

ただ単に事業を羅列するのではなく、このような度重なる組織的問題を抱えながら、市長就任前と現在とで本市をどう変化させ、この1,200億円の効果的な運用をどう図ってきたのか。例によって担当課長が作成した無難な答弁書を読み上げるのでなく、市長御自身の政治

的な志と８年間の組織マネジメントに対する率直な自己評価について、市民に伝わる市長御自身の言葉で簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　私が申し上げる答弁につきましては、私も入り、職員等と十分に打合せした結果でございますので、全て私の言葉でございます。

　各事業の実施内容や成果につきましては、毎年度作成しております主要施策成果報告書において個別具体的にお示しをしております。市長就任前と現在を比較した場合、各施策の積み重ねにより、市民サービスの向上、地域課題の改善などが図られており、金額には表せないような価値創造の成果であると認識をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　多分、想定された答弁なんですが、ですから、市長就任前と現在とで本市がどう変化したのか、させようとしたのか、市長の政治的な志とこれまでの総括を聞いているんです。

　先ほど、金額では表せないような価値創造があったとおっしゃいました。市長の言葉で、これをもっと市民に分かるような言葉で、簡単で結構です。何なんですか、それは。市長の価値創造、答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　再質問ですね。

**○１１番（佐藤仁志君）**　はい、そうです。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどお答えしたとおりでございますものですから、金額では表せません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　市民の皆さんに分かるような言葉で言ってほしいんですよ。今の答弁でしか言いようがないということだったら、市民には語る言葉がないということになっちゃうんですよ。僕はそれで終わらせたくないので、再々質問になっちゃうんですけれども、もう一度聞きますけれども、ただ単に言葉で表せないということで、市民の方に御納得いただきたいということでしょうか。再々質問です。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　私が就任してから間もなくコロナがございました。コロナでは、国からの支援金が市のほうへ下りてきたわけでございますが、そういった活用に際しましても、例えばワクチン接種ですが、弥富市は他市に比べまして、私の判断ではないですけど、十分早く接種ができた、ワクチン接種ができたと。これは職員の頑張りもあり、やってきたところでございますし、また今工事中の駅につきましても、積年の課題であった交通が錯綜して

いる踏切等の解消がこれでできるのではないかと大きく期待しているところでございます。そういった面で、市民の皆様には大きく弥富市の発展に寄与できたと私は思っております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　市長のお言葉で答弁していただいたと思うんですが、もう再質問２回やっちゃいましたので答弁は求めませんけれども、コロナのときに本当に現場は大変だったと。増員とか、そういったことがしてもらえなかったみたいな話も実際には聞いております。これは再質問しませんけれども、もっと市長自らの言葉で本当に語ってください。

次の問題に行きます。(2)ですね。

新規・拡充事業の投資効果と廃止事業、いわゆるスクラップの削減実績についてです。

新たな政策を打ち出す一方で、時代に合わなくなった事業を終わらせるスクラップ・アンド・ビルドの決断こそが、これこそが組織トップの重要な役割です。

市長はこのトップとして、この８年間、本市の事業のスクラップ・アンド・ビルドをどのように断行してきたのでしょうか。具体的に新規・拡充事業に対して総額で幾ら投資し、このような効果を得たとか、また同時に事業の廃止や見直しによってどれだけの経費削減実績を生み出したのか、具体的な実績額を明らかにした上で、市長のこれまでの取組に対する総括について、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　今後も事業の成果や費用対効果を十分に検証しながら、必要な見直しを行い、優先度の高い施策へ資源を重点配分することで、持続可能な行財政運営に努めてまいります。本市では、限られた財源を有効に活用するため、毎年度の予算編成や事業評価を通じて、事業の必要性や効果、優先順位を検証し、見直しを継続的に行ってまいります。

私が市長就任して以来でございますが、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、既存事業の縮小・廃止・統合・改善を含めた見直しを進める一方で、真に必要性の高い施策や新たな行政課題について重点的に対応してまいりました。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問します。

いや、だからそれは課長レベルの答弁なんです。市長自らが指示した新規・拡充事業、市長自らが指示した事業の廃止や見直しについて、市長の言葉で簡潔にお答えください。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどから申し上げておりますとおり、今の答弁は、私を含めた、課長を含めた、部長を含めたみんなで考えましたというか、答弁でございますものですから、私の言葉でございます。

そしてまた、細かい事業の金額等につきましては通告をいただいておりませんので、本日

は資料を持ち合わせておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　通告があったとかなかったとか、もちろん私も知っていますよ、みんなで答弁書を読み合わせるのは。それは当然のことなんですよ。市長が自らの言葉で、この場は僕のためにあるんじゃないです。市民のためにあるんです。市民が、市長がこの８年間、何をスクラップ・アンド・ビルドしたかというのを聞きたいんです。下から上がってきてスクラップ・アンド・ビルドを聞いているんじゃないんですよ。市長自らが何をスクラップ・アンド・ビルドを指示されたんですかということを聞いているんです。

だから、それは簡潔で結構ですので、市長はこの８年間に何をスクラップ・アンド・ビルドされたんですか。再質問です。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　全ての事業でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　全ての事業は、これだけの優秀なスタッフをたくさん抱えてやっているわけですから、それは全ての事業については組織全体でやっているんですよ。いわゆるトップとして何を指示されたんですかということを聞いたんだから、それは全て指示しているはずないんですよ。

答弁されますか。答弁されないんだったら次へ行きますけど。安藤市長自らが。

**○市長（安藤正明君）**　全てです。

**○１１番（佐藤仁志君）**　全てですという今安藤市長の答弁でしたので、次へ行きます。

次です。予算編成プロセスにおける市長のトップの査定方針と積み残された課題について。

毎年の予算編成において限られた財源を配分する際、安藤市長はトップとして何を最も重視し、どのような基準で査定を行ってきたのでしょうか。また、この８年間の予算編成を振り返り、現時点でいまだに解決していない積み残しの課題や、市長御自身の率直な反省点があれば、どこにあると認識しているか、今後の教訓とする意味も含め簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　予算編成に当たっては、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう判断をしてまいりました。

この８年間を振り返りますと、人口減少、少子高齢化の進行、公共施設やインフラの老朽化への対応、専門知識を有する人材確保など、本市を取り巻く課題は年々複雑化しており、行政だけで直ちに解決することが困難な課題も増えてきております。

このような行政課題が一層多様化・高度化する中、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰への対応など、これまでには予想されなかった課題もあり、これからの市政運営におき

ましては、こうした課題に対して迅速かつ的確に対応していくことが求められていると考えております。

市政運営に終わりはなく、常に改善の余地があるものと認識しております。これまでの取組の成果と課題を真摯に検証しながら、市民の皆様の期待に応えられるよう、引き続き持続可能な行財政運営と市民サービスの向上に取り組んでまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問です。

今のお話をお伺いすると、少子高齢化していく中で、公共施設やインフラの老朽化にどう対応していくか、それから専門知識を有する人材の確保については、恐らく積み残しの課題だという答弁だと理解しました。

そこで、市長として、それについてどうすればよかったとお考えか、再質問です。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　公共施設やインフラの老朽化への対応、また人材確保等々につきましては、現在も進めております再配置計画等により計画的に事業を進めているところでございまして、また人材の確保などにつきましても、職員採用において採用していく、いっているというような状況でございます。

そのようなことで、これまでの取組の成果、課題を検証しながら、また先に向けた持続可能な行財政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再々質問ということになるんですが、という公共施設でお金がかかるんですよね。人材についても現実には十分には確保できない。それは、その２点についてはできなかったという今の答弁を私は理解したんですが、それでよろしいでしょうか。再々質問です。確認の質問です。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　できなかったと一言も私申し上げておりません。今現在やっているということでお答えをさせていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　だから、やっているポーズというふうに市民の人は言っているんですよ。だから、ゲームオーバーしていないから、まだやっているから、やれていなかったとは言っていないでしょうとおっしゃるんですよね。

先ほどの別の議員の質問で、次回はともかくとして、今期中は信頼の回復に努めるとおっしゃいました。普通でいえば、４年ごとの任期中に結果を出すのが経営者としての市長の仕

事でしょう。

２回質問したから３回目駄目なのか。

**○議長（高橋八重典君）**　はい。

**○１１番（佐藤仁志君）**　じゃあ、また後でどこかで混ぜて言います。

次です。本市の財政状況（市債と基金）の推移と見解について。

一般会計における市債と基金の推移及び財政運営の評価についてです。

自治体の財政の健全性を図る上で、借金と貯金の推移は極めて重要な指標です。安藤市長が就任してからの過去８年間において、一般会計における市債、つまり借金の新規発行総額と返済、償還ですけれども、総額はそれぞれトータルで幾らに上るのでしょうか。また、いわゆる市の貯金である基金について、市長就任当時の残高と現在の残高はどのように推移しているのでしょうか。

これらの具体的な増減の数字をお答えいただいた後、将来世代への負担の先送りになっていないかという観点を含め、御自身のこれまでの財政運営に対する率直な評価と見解について、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　一般会計における平成30年度から令和７年度までの市債の新規発行額は約130億8,000万円、返済額は約87億1,000万円となっております。また、基金の残高は、就任前の平成29年度末は財政調整基金が約15億9,000万円、減債基金が約１億7,000万円、その他特定目的基金が約５億円、令和７年度末には財政調整基金が約16億9,000万円、減債基金が約４億2,000万円、その他特定目的基金が約４億3,000万円となっております。市債残高や基金残高は、財政状況を把握する上で重要な指標の一つであると認識をしております。

一方で、市債は、世代間の負担の公平性を図る観点から、将来にわたり利用される公共施設や社会基盤の整備に要する経費について、その受益が及ぶ将来世代にも一定の負担を求めるための制度であり、市債残高は増減のみをもって財政運営の良否を判断することは適切ではないと考えております。

私としましては、市民サービスの維持・向上や必要な公共投資を進める一方で、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政健全化判断比率などの各種財政指標にも十分留意しながら財政運営に努めてまいりました。一方で、人口減少や少子高齢化の進行、公共施設等の老朽化対策など、将来に向けた財政需要は依然として大きく、持続可能な財政運営に向けて不断の見直しが必要であると認識をしております。

今後も、市債や基金の状況だけではなく、資産形成の状況や将来負担の見通し、各種財政指標などを総合的に勘案しながら、将来世代に過度な負担を先送りすることのないよう、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問です。

いわゆる貯金、基金の部分に関して言うと、平成12年、ちょっと意外でしたが、前の市長が基金をほとんど崩してしまって、15億九千何がしというのに対して、現在またそこに戻ってきています。これは置いておいて、借金返済と新たな借入れです。民間企業の、聞いていらっしゃる市民の皆さんに想像してほしいんですけど、要はバランスシートですよね。要は、安藤市長は返済をこの間87億ですか、87億1,000万円しましたと。それに対して新たな借入れを130億8,000万円しましたと。ざっくり言うと40億円。だから、誰が考えたって、この弥富市役所という企業のバランスシートでいえば、負債が40億円増やしたということです。それが安藤市長の結果ということです。この件について素直に、借金増やしましたよね。それについての安藤市長はそれ、何て言うのかな、再質問としては、この答弁書はもう十分前から見ていらっしゃいますので、この答弁書を庁内で議論したときに、この40億増やしたということを聞いてきたと。このことについて安藤市長はどのように、ここで質問していますけど、自身のこれまでの財政運営に関する率直な評価と見解を改めてお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　私が就任してからこれまで市政を進めてきた結果でありますものですから、庁舎建設もそうですし、ＪＲの駅のこともそうです。それからまた、学校等の長寿命化対策もそうでございますけれども、いろんな事業を進めてきた結果でございますものですから、御理解いただきたいと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再々質問します。

結果ですからと言われて市民は納得できないんですよ。経営者ですから、ずぶの市民がこういう結果になりましたというのは、それだけの話ですよ、素人だから。だけど、市長は政治のプロとして、行政のプロとしてかじ取りをしてきたんですよ。だから、結果と言われても市民が納得できないんですよ。

だから、40億増やしたんでしょう。そうとしか言えないんですよ。だから、再々質問です。今の私の言い方は間違っていますか。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この40億につきましては、議会の皆様にも御承認をいただいて進めてきた事業でございますものですから、これに対しましては監査もいただいております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　３回目の質問はしませんけれども、だから、そこでまた議会に何でかずけるんですか。市民の人がっかりしていますよ。

次へ行きます。

下水道事業の起債残高の推移と今後の見通し・課題について。

〔発言する者あり〕

**○１１番（佐藤仁志君）**　巨額のインフラ投資を行う、何か誰かぼそぼそ言っていた。静かにしてくださいね。僕の一般質問の時間ですから、雑音入れないでください。

巨額のインフラ投資を行う下水道事業は、下水の将来財政において重い負担となりかねない極めて重要な分野です。

安藤市長の就任当時と現在とで、本市の下水道事業における起債残高は具体的にどのような推移で増減しているのでしょうか。また、この起債残高の現状に対する市長の客観的な評価とともに、今後の施設の老朽化対策、つまり償還が終われば次は更新が始まるわけですよ。人口減少に伴う使用料収入の減少、要するに利用者が減るということです。リスクを踏まえた上で、当事業の今後の見通しと本市が抱える深刻な課題について、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　下水道事業の起債残高の推移といたしましては、就任前の平成29年度末と令和７年度末を比較しますと、平成29年度末は71億5,600万円、令和７年度末は91億6,700万円であり、約20億1,100万円増加しております。

今後の見通しといたしましては、令和12年度の概成に向け、引き続き計画的・効率的に公共下水道整備を進めてまいります。また、支出抑制の取組として、広域化・共同化の取組、具体的にはコミュニティプラント及び農業集落排水の公共下水道への接続に取り組んでまいります。

課題といたしましては、接続率向上及び使用料収入の増加のために接続促進に努める必要があると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　課題といたしましては、接続率向上、使用料の使用料収入増ということなんですが、仮に100％接続したら、この建設費というのは賄えるんでしょうか。答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この下水道事業につきましては、公共事業でございますものですから、全て収入で賄えるというべきものではございません。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　確認の再質問ですけど、私の質問は単純に、マスタープランがあってやっているんですね、長期計画で。賄えるんですか、賄えないんですかと聞いているんです。答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどから申し上げておりますとおり、公共事業につきましては、市民サービスの面も往々にしてあるわけでございますものですから、費用としては賄えません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　ですから、この下水道事業は、利用料収入で毎年の維持管理費が賄えるかどうかという事業なんです。だからそれを、今日もほかの議員が質問していましたけれども、これを公共事業としてやった、８年間やったというのは、あくまで安藤市長が公共事業としてやったということです。20億の借金をつくったということです。答弁してもらえませんので次へ行きます。

３．総合計画の評価と第３次総合計画の策定に向けた方針についてです。

まず、(1)として本市の最上位計画である総合計画について伺います。

まず、安藤市長は就任当時、前市政の下で策定された第２次総合計画を引き継ぐに当たり、当時の内容をどのように評価し、具体的にどのような点を見直すべき問題点として就任当時認識されていたのでしょうか。その上で、当時の問題意識を踏まえて、今度、次の５年目は市長自らが主導して、安藤市長が名実ともにつくった第２次総合計画後期基本計画について伺います。

現在までの具体的な目標達成度はどうなっているでしょうか。計画期間の終了が近づいています。現時点において達成できた成果と、いまだ残されている課題について、曖昧な表現でなく、まだ期間は厳密には終わっていませんけどね。だけど、あくまで管理者として、トップリーダーとして、客観的な指標等を交えた市長の率直な総括と簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　平成31年度からスタートしました第２次弥富市総合計画の前期基本計画では、市民の参画と行政との協働による市民主体を基本としたものとなっており、人口減少が進む中において持続可能なまちづくりには欠かせない考え方であると認識しております。

計画には、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへの対応など、本市を取り巻く環境の変化を捉えつつ、市民ワークショップや市民アンケート、大学生からの政策提言などが反映され、将来像「地域でつくる人・自然・文化の調和、輝く未来へ繋ぐまち・弥富」の実現に向けた市の最上位計画にふさわしいものとなっております。

後期基本計画策定に当たりましては、前期基本計画に掲げる施策・事業等の達成度や今後の課題等に関する評価を実施した上で、時代の潮流、審議会委員の意見等、様々な観点から課題等を抽出し、今後、本市が重点的に取り組むべき方向性を取りまとめました。

また、その進捗につきましては、おおむね計画どおりに進んでいると思っております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問です。

すみません、僕よく聞いていて、何が市民に伝えたかったのかよく分からないので、再質問で、約５年前というのか、前回の市長選挙の後に、５年前じゃない、４年前か。安藤市長が肝煎りで総合計画に新たな政策を追加されましたよね。ちょっと忘れちゃったんで、あれ、市長、どういう意図で、どういう政策を総合計画に位置づけられたんでしょうか。答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　市民のにぎわい創出であったりとか、また子育て支援ということで政策に盛り込ませていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再々質問ということになるんですが、さっきから全部大事とか言っていらっしゃるんですけど、現実には前回の総合計画のときに、市長選挙直後ということで、私は議事録も全部見ましたし、具体的に２つ、政策２つか３つかな、たしかそれが中学生に５万円だったのか、ちょっと忘れましたが、幾つかの市長公約が盛り込まれました。だから、そこははっきり答弁しましょうよ。市長として、私はこういうことをやりました。そのことについて、僕がここで聞いているのは、その達成状況はどうですかということを聞いているんですから。

この大きい１問目のところも最後の再質問になりますので、先ほども市長は任期を全うし、市民の信頼を回復したいと御答弁されています。なので、私もこうやって真剣に市長と向き合って、残りの任期のうちに、市長も繰り返し人口減少のことをおっしゃっています。あるいは公共施設の老朽化のこともおっしゃっています。そのとおりです。なおかつ、いろいろな大きな公共事業も、下水含めていろいろそれをハンドリングされているわけです。市長の下でやっているんです。市長が120億やってきたわけです。

真のリーダーの仕事は、後世にツケを残さないために、きちんと耳の痛い、さっき言う公共施設の再配置についてきちんとやるということです。残された、別に、ちょっと当初想定してなかったんですが、今日の質問で残された任期を全うされるということなので、結構ですよ。残りの任期で必ず終わらせる弥富市にとっての負の遺産、あるいは市役所の内部、あるいは議会、あるいは市役所の外からどんな反発を受けてでも必ずやり遂げる、痛みを伴う改革とは何でしょうか。

これについては、一人の政治家として、本市の未来に対する最後の覚悟として、市民に向けて御自身の言葉でお答えください。答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　大きな反発を受けてまでやるべき市役所の事業というのはございませ

んものですからまた議員の皆様と御相談しながら事業は進めてまいりたいと思っております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。

不確定な内容での質問は、一般質問ですのでやめていただくようにお願いいたします。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　次の２番とも絡んでくるんですが、次の大きな２番が、将来を見据えた財政運営について。補助金のサンセット方式導入と大型開発事業の検証として、本市の財政運営の適正化という観点から、大きく２項目について質問いたします。

大きな反対のあるものをやりませんよと言われちゃうと、市民として市長を選挙で選んだ意味ないんですよ。だったら、もうＡＩにやらせたらいいじゃないという話で、あるいは議会だけで何でもかんでもやります、やりますなんて、そうじゃないんですよ。

それが、この大きな２番です。大きな反対か小さな反対か知りませんが、市の補助金についてです。

まず１番目、市が支出する補助金の現状と基本的な考え方について。

市が支出する補助金の総額とその詳細な内訳について。名称のいかんによらず、実質的な補助金、助成金、交付金と名称は様々ですが、市内の個人・法人あるいは各種団体等に対して支出された経費の総額、仮に令和６年度決算額ですね、幾らでしょうか。

また、それらを目的や性質、対象事業等によって分類した場合、事業費別ごとにそれぞれ何件あり、総額幾らを支出されているのでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　ちょっとその前にすみません。

佐藤議員、１問抜かされていますがよろしいですか。飛ばされていますけど。

**○１１番（佐藤仁志君）**　飛ばした。ごめんなさい。

**○議長（高橋八重典君）**　よろしいですか。次の２番に行っていますけど。

**○１１番（佐藤仁志君）**　②、あれ。多分、原稿のところで……。

**○議長（高橋八重典君）**　よければいいです。分かりました。

横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　臨時的に実施された価格高騰重点支援給付金や実績のないものを除外いたしまして、予算上の款で区分いたしますと、総務費で11件、約3,100万円、民生費で16件、約１億4,900万円、衛生費で７件、約8,200万円、労働費で１件、約２万5,000円、農林水産業費で23件、約４億5,400万円、商工費で７件、約6,800万円、土木費で５件、約２億6,300万円、消防費で５件、約800万円、教育費で25件、約4,500万円となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　市長に再確認します。

この答弁書については庁内でよく議論されたそうですので、今聞いていると、１億円を超

えるのが民生費で１億4,900万円、農林水産業費で４億5,400万円、土木費で２億6,300万円ということですが、このことについて、市長として多いなと思われたのか、少ないなと思われたのか、ちょっと、せっかく出た数字ですので市長の御認識を答弁求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この補助金、助成金、交付金等につきましては、現在、市ができ得る限りのものでございますものですから、これは適当と考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　何か市長の答弁を聞いていると人ごとなんですよ。だから、この助成金を出しているのは全て市長、安藤正明の名前で判こを押して決定して、１円たりとも出しているわけですよ。もちろん、全ての補助金について一件一件市長が見ろとは言いませんよ。それは優秀なる部下がみんな分担して出していますから。でも、こういうふうに総額として見たときに、何億円というお金が何十件で出されているということなんですよ。だから、やっぱりここで市長として補助金についてはきちんと見なきゃいけないと思われませんでしたか。簡単に答弁を求めます。再々質問です。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　この金額につきましては、それぞれの事業の積み上げでございますものですから、これが一概に農林水産業費の４億5,400万円が多いという、そんなことはございませんで、まだまだ少ないかもしれません、これは。一概に判断できませんけど、この事業に対しましてはこの金額が適当であると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　ですからね、僕も一個一個について多い少ない、聞いているわけじゃないんですよ。市長として、部下に調べるなり報告を求めるなりして、今後の指揮を執っていただきたいから聞いているんですよ。

僕は数字を聞いて、自分が市長だったらのけぞるような数字でしたね。こんなにあったのかと。それがさっき市長がおっしゃったように、必要だから出しているというのが一応立てつけです。だけれども、それをどうするかということですよ。

次の(2)へ行きます。

補助金の在り方に関する指針（ガイドライン）の有無と、庁内における意義の共有状況について。

現在、本市においては、全庁的な補助金の在り方、適正化に関する明確な指針、いわゆるガイドラインは存在しているのでしょうか。本来、行政課題を改善・解決するための手段であるべき補助金について、市は現状どのような基準で分類しているのか、また各補助金の目的・存在意義を庁内でどのように評価し、共有しているのか、具体的な指針の有無と併せて

簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　補助金につきましては、平成24年10月に補助金等の見直しに関する指針を策定し、補助金の見直しを図っておりました。また、令和７年10月に指針に代わる補助金の全面的なガイドラインといたしまして、新たに弥富市補助金制度に関する基本方針を策定いたしました。

基本方針では、補助金を大きく義務的補助金、政策的補助金と分類し、さらに政策的補助金を事業費補助、団体運営費補助、その他補助と分類いたしております。また、方針の中では、全ての補助金に対して５年以内の終期を設定することとし、終期到来などを機に効果検証を行い、今後の方向性を判断することといたしております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問です。

正直、令和７年10月にできていて、５年以内の終期を設定していると。私の感覚から言えば遅いです。これって、どこか参考にされたと思うんですけど、どういったところを参考にされたんでしょうか。遅いと言うと、ちょっと皆さんに失礼かもしれませんけど、もう20年ぐらいの予算が厳しかった頃に各年つくっているんです。というのは、補助金を切っていくときにただ単に場当たり的に切っていくとすごく猛反発を受けるものだから、庁内で一律基準をつくってこの基準に当てはめると、こうやって切っていきますよねと。切れないんです。

だから、僕の知る限り二、三十年前からつくっているんですが、再質問です。どこの都市を参考にされたんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　村田財政課長。

**○財政課長（村田健太郎君）**　今の件について御答弁いたします。

今、議員は令和７年10月につくったというふうにおっしゃっておりますが、先ほど部長の答弁にもございましたように、平成24年10月に一度、補助金に関する指針というものをつくらせていただいております。それに基づいて、補助金の見直しというのは平成24年から28年頃にかけて行っていたところでございます。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　大変失礼しました。聞き漏らしました。

いずれにしても、これはやはり一律にきちっと基準を決めないと皆さん納得できないので、市役所の皆さん頑張ってください。

次へ行きます。

(3)目的達成のための手段（金銭支給と現物支給等）の比較検討と市の基本哲学についてです。

補助金といっても、所得の再分配やハンディキャップの解消などを目的とする施策について、金銭を直接支給する補助金と、サービスや物品を提供する現物支給などのほかの手法とでは、もたらす政策効果が大きく異なります。これは言うまでもないですね。

本市では、事業の実施に当たり、安易な現金給付に頼るのではなく、これらほかの手法の費用対効果や波及効果の比較検討を事前に行っているのでしょうか。最適な手段の選択を含め、行政課題の解決に向けた市の基本的な哲学について、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　補助金につきましては、政策目的を達成するための手段の一つであると認識しており、基本方針の中で、補助金による現金給付以外にも委託など他の手法による対応はできないかを検討するなど、補助金として給付する必要性の検証を行うことといたしております。その上で、事業目的や費用対効果などを総合的に勘案し、最も効果的かつ効率的な手法を選択するものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　次へ行きます。

次の補助金の見直し機能と効果測定について。

(1)終期の設定（サンセット方式）に関する市の見解と適用例ですが、先ほど５年間のサンセットとおっしゃっていますので、通告の文章を多少上のほうを飛ばしますが、例えば年間約2,000万円規模の予算を計上している中学生の入学祝金１人５万円を例とした場合、市は単なる支給実績ではなく、政策目的に対する客観的な効果測定をこれまでどのように行ってきたのでしょうか。

こうした事業において、制度設計の段階から一定期間で段階的に補助金額を減らし、最終的にゼロにする逓減方式のサンセットプログラムを導入する必要があると考えますということで通告してありますので、サンセットプログラムの適用の有無について、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　補助金につきましては、行政課題への対応や民間活動の立ち上げ支援などに一定の政策効果を有する一方で、一度創設すると長期化・固定化されやすく、受給主体の自立的な経営努力や事業改善を阻害するおそれもあることと認識しております。このため、本市では、毎年度の施策評価・事務事業評価を行っており、ＰＤＣＡサイクルを通じて事務の不断の見直しに取り組んでいるところでございます。

逓減型のサンセットプログラムにつきましては、補助開始当初から一定期間ごとに補助率や補助額を段階的に縮減し、最終的には補助を終了する仕組みであり、補助対象者の自立を促すとともに、財政負担の抑制や制度の固定化防止の観点から有効な手段の一つであると考

えます。

その一方で、補助事業の中には、福祉、子育て支援など市民生活を支える継続的な行政需要に対するものもあり、逓減や廃止とすることが適当でない場合もあることから、制度目的や事業特性を十分に踏まえる必要があると考えます。

今後におきましては、引き続き事務事業評価等を通じて効果検証を行うとともに、補助金制度の新設や見直しに際し、必要に応じて逓減型の手法も含めた制度設計について検討を行い、限られた財源の重点的・効果的な活用に努めてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。

残り時間から考えまして、多数の質問が残っておりますので、時間内に収めて質問をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　教育長に再質問します。

簡潔に答えていただければいいんですが、この通告であえて中学生入学金５万円が総額で2,000万円。2,000万円直接給付するというのも、僕は無意味だとは言いませんけれども、ほかの何て言うのかな、中学生のための政策というものもあり得るんじゃないかなと思います。簡潔に、そういう私の意見について簡潔に答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　中学校の入学祝金のように、対象者が団体ではなく、個人がそれぞれ変わっていく対象であるもの、こういうものについて、議員が言うように逓減をするなんていうことは市としては考えておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　急ぎます。

僕は逓減で通告したんですが、トータルで言ったときに、ほかの使い方があるんじゃないんですかと。必ずしも直接配布したわけじゃないでしょうと。次へ行きます。

(2)現在の補助金や事業の評価は、実施する所管課の自己評価にとどまりがちであり、どうしても身内に甘く、厳しい見直しが行われにくい構造にあります。所管課のみの評価にとどまらず、財政課等の中立的な別部署による厳正な査定や、市民、行財政改革推進審議会等に対して客観的な効果測定資料を提示して外部の目を入れるなど、独立した第三者による評価・チェック体制を早期に導入すべきではないでしょうか。市の明確な見解と簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　補助金や各事業の評価につきましては、事業内容や執行状況を最も把握している所管課による自己評価が基本となる一方で、客観性や中立性を確保した評価

体制が重要であることは認識いたしております。

このため、本市におきましても、行政評価による評価のほか、補助金の終期の到来等による効果検証の際、所管課の自己評価に加え、財政課でのチェック体制を整え、予算編成につなげる仕組みを構築しているところでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　ちょっと答弁が思ったより丁寧なので時間が食っているんですが、財政課というのが予算編成で見るのはそれは分かっているんですよ。そうじゃなくて、部の中でほかの課とか、市長、何かありました。

**○議長（高橋八重典君）**　続けてください。

安藤市長。

**○１１番（佐藤仁志君）**　丁寧に答弁して何が悪いんですかって、私に対する抗議ですか。

**○議長（高橋八重典君）**　私が認めておりません。佐藤議員、認めておりませんので質問を続けてください。

**○１１番（佐藤仁志君）**　抗議をするんだったら挙手して言ってください。不規則発言ですよ、今のは。違いますか。だって、議長の許可を得ずに聞こえる、独り言に……。だって私に聞こえましたよ。

〔発言する者あり〕

**○１１番（佐藤仁志君）**　だから、それは不規則発言ですって。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員、続けてください。

**○１１番（佐藤仁志君）**　違いますか。不規則発言ですよ、今のは。市長の。

そういう答弁をいただきました。

今、なぜ４時に庁舎の入場を止めているんですか。私が質問して聞いた範囲内では、各課がしっかりと内部の業務を総点検するということでした。だから、ぜひ部長さんたちにお願いしたいんですが、部の中で１つの課の１つのラインで、自己評価だけじゃなくて、部の中で違う課が見て、お互いにどうなんだと、それぞれの補助金が。それをきちんとやってほしいと思います。これはうなずいていらっしゃいますので、答弁を求めません。

次に行きます。

市内大型開発事業の進捗と地域住民への説明、費用対効果についてです。

西末広地区における工業用地開発について。この後、３つ同じことを聞きますので、通告はしてありますので、１発目で同じで理解してくださいね。

１問目が本調査事業について伺いますと。当該事業は何年度から着手し、これまでに執行した委託料や工事費及び市職員の人件費を含めた経費の総額は幾らのものでしょうか。あわせて、多額の税金が投入される事業としての費用対効果の観点から、現在の進捗状況と今後

の具体的なスケジュールはどうなっているか、簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本事業は、平成30年度から土地所有者を対象にまちづくり勉強会を開催し、事業を進めてまいりました。それまでに執行した経費の総額は、令和７年度末時点で3,500万円ほどになります。なお、事業ごとの人件費につきましては算出することができませんので、経費の総額には含めておりません。

現在の進捗状況といたしましては、愛知県企業庁と共同で開発協議を進め、本年３月25日に開発決定が公表されたところであります。また、併せて地区計画の策定作業を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、用地契約、造成工事の詳細設計などを進め、令和10年度に造成工事の着工予定となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　その②として通告してあるのが、本事業について地権者への周知が十分に図られておらず、地域住民から、市から何も説明がないと不満や不安の声が上がってきています。

地権者との個別交渉を優先するだけでなく、そもそもなぜこれまで広く地域住民を対象とした地元説明会を実施してこなかったのでしょうか。その明確な理由について簡潔な答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　地権者以外への周知につきましては、本地区は市街化調整区域内の地区計画を定めますので、説明会を本年２月10日に南部コミュニティセンターで開催し、計画案の縦覧を本年２月10日から２月24日まで行いました。

そのほかに、愛知県企業庁による内陸用地造成事業について、開発検討地区に位置づけられた際には、ホームページで公表いたしました。また、開発決定された際には、ホームページでの公表に加え、広報にも掲載いたしました。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　次に、車新田地区土地区画整理事業について、①②全く同じ文書で通告してありますので、①②まとめて御答弁願います。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本事業は、平成27年度から地権者によるまちづくりに関する勉強会等で検討されてきた土地利用計画図を基に協議を進めてまいりました。

これまでに執行した経費の総額は、令和７年度末時点で１億3,000万円ほどになります。なお、先ほど申し上げましたとおり、事業ごとの人件費につきましては算出することができ

ませんので、経費の総額には含めておりません。

現在の進捗状況といたしましては、建設事業費の高騰とそれに伴う減歩率の増加、また住宅地が過大であることなどの理由から、当初計画から区域を縮小した土地利用計画案を基に事業化の検討を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、減歩率や事業費高騰リスクについて、発起人会及び地権者の御意見を確認しながら、事業化検討パートナーと事業化に向けた検討を進めております。

また、本事業に係る説明会につきましては、本事業はまだ事業化されておりませんので開催しておりません。今後、事業が進捗しましたら、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業計画等の説明会を開催いたします。

また、地権者以外への周知につきましては、本事業における地権者への全体説明会の内容や事業の進捗について、まちづくりニュースを作成し、ホームページで公開しております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　最後に弥富駅周辺事業について、以下同文で答弁願います。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。

そういうような質問の仕方はございませんので、きちっと質問してください。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　①番の事業費について、②番については周知について答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げますが、通告どおり質問するということがルールになっておりますので、そのような質問の仕方は認めておりませんので、であれば、先ほどの質問を、２問をそれぞれ質問して、次の３番と同じですので質問をしてくださいというふうにされれば認められますが、今のような質問としては、聞く側がどんな質問か分かりませんので、きちっと質問をしてください。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　先ほどの末広と車新田と同じ趣旨で、①、②を弥富駅について答弁を求めますので、答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本事業は、令和元年度から地権者を対象にまちづくりに関する説明会を実施してまいりました。

これまでに執行した経費の総額は、令和７年度末時点で3,500万円ほどになります。なお、先ほどの質問と同様に、人件費につきましては経費の総額に含めておりません。

現在の進捗状況といたしましては、ＪＲ・名鉄弥富駅から近鉄弥富駅までの区域は、弥富

駅周辺地区のまちづくりとして、地権者や民間事業者の方々から御意見を伺いながら検討してまいりました。

当地区は、鉄道に挟まれた非常に狭い区域で、新たに中央駅前広場や都市計画道路弥富名古屋線を整備するため、広場の形状や道路の線形、踏切との離隔など多方面の関係機関との協議をしており、引き続き関係機関との協議を進めてまいります。

また、本事業の説明につきましては、本事業はまだ事業化されておりませんので、開催はしておりません。今後、事業が進捗しましたら、都市計画法に基づく説明会等を開催いたします。

また、地権者以外への周知につきましては、本事業における地権者への全体説明会の内容や事業の進捗について、まちづくりニュースを作成し、ホームページで公開しております。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　再質問は時間切れですのでしませんが、最後、まとめさせてください。

補助金の適正化も大型事業の不透明さも、根底にある問題は共通しています。それは、市長が厳しい現実から目を背け、決断を先送りする体質です。

人口減少と少子高齢化、そして急激な物価高、物価高騰が容赦なく本市を襲う中、もはやあれもこれもと総花的に税金をつぎ込む余裕はどこにもありません。今、市政に求められているのは、痛みを伴う選択と集中です。

市長は任期いっぱいまでやられるそうですので、市長並びに執行部の皆様には、これから過去のしがらみや惰性を断ち切り、次世代に重いツケを回さないための強いリーダーシップと、事業から撤退する勇気を発揮されることを強く要望し、私の一般質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　暫時休憩します。再開は午後２時55分とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後２時48分　休憩

午後２時55分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　12番　江崎貴大でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

大きく２題、質問をしていきます。

まず初めに、管理が行き届いていない空き地や土地への対策と鳥獣被害対策について伺っていきます。

近年、人口減少や高齢化、相続未整理などを背景として、全国的に空き家、空き地の問題が深刻化しております。本市においても、適切な管理が行われていない空き家や土地に対し、市民から不安の声が寄せられております。

管理不全の状態は、景観悪化だけでなく、防災、防犯、衛生環境、さらには鳥獣のすみつきによる鳥獣被害の発生源など、市民生活へ多面的な影響を及ぼします。近頃は全国的に熊が出没するというニュースがにぎやかですが、本市内においては今までもハクビシン、アライグマ、イタチ、ヌートリア、カラス等に悩まされる方もおり、昨年には猿も現れ、あらゆる場面で注意喚起をする事態にもなりました。

実際、私の家の庭にも猿が現れ、畑の落花生が食べられてしまいました。私の近所でも同様の被害に遭ったのを聞いております。

また、本市では農地や金魚養殖池など地域特有の土地利用も多く、管理が行き届いていない土地や金魚養殖を辞めた池の増加は、地域環境とも密接に関わる課題であると考えます。

そこで、まず本市の現状認識について伺ってまいります。

管理が行き届いていない空き家及び土地に関する相談件数と主な相談内容をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　昨年度１年間に寄せられた相談件数は全部で33件で、内訳は環境衛生に関するものは31件、建築物に関するものは２件ございました。

主な相談内容といたしましては、草木の繁茂や導水路等への越境、建物の劣化などがございました。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　昨年度は全部で33件あったとのことです。

相談があった場合、どのように対応しているのかお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　相談を受けた場合には、現地の状況を確認するとともに、所有者を特定し、適切な管理をお願いする通知文書を送付しております。

また、草木の管理や建物解体、不動産売買や賃貸、相続等の相談につきましては、弥富市における空き家等対策に関する協定書を締結しております愛知県宅地建物取引業協会を案内し、空き家に関する相談の対応をしております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　弥富市における空き家等対策に関する協定書というものを御紹介いただきました。

そちらは再質問ですが、どのようなもので、相談後どういった解決策が図られているのか、一例があれば御紹介ください。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　愛知県建物取引業協会と締結しております協定書の内容につきましては、相互に連携協力し、空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通活用等の空き家に関する対策を推進することを目的とするために協定を締結しておりまして、具体例としては、空き家バンクの運営ですとか、先ほど御紹介いたしました空き家に関する相談を受け付けていただいております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　そちらの宅地建物協会と相談して、空き家バンクであったり、そちらを相談することで解決策解決が図られたという事例はございますでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　件数は特に把握はしておりませんが、空き家バンクの活用により空き家の利活用につながったということは聞いております。

また、相談件数につきましても、先ほど申しましたとおり、通知文書を送った際にこちらのほうに連絡があった場合に、愛知県宅地建物取引業協会のほうに相談をして解決したという事例は聞いております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　続きまして、管理が行き届いていない状態となる背景について、本市ではどのように分析をしているのか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　管理が行き届いていない状態となる背景には、少子高齢化や都市部への人口集中などの社会構造の変化により、高齢の一人暮らし世帯の増加や、空き家、空き地の所有者が遠方に住んでいるなどの理由により、それらの維持管理が難しくなってきていることが背景にあるのではないかと考えております。

また、空き家、空き地が相続されず利用されないまま放置されるケースも見受けられます。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　少子高齢化や都市部への流出などの社会情勢による影響は、今後ますます進んでいく懸念があります。

相続に関しても、今後は義務化の流れの中で相続が進むものと期待はしておりますが、現状では整理できていないものも残っています。

高齢化や人口減少、相続未整理等により、今後さらに管理が行き届いていない空き家や土地が増加する可能性について、本市ではどのように認識をしているのかお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　今後、管理が行き届いていない空き家、空き地が増加する可能性

があることは本市も予測しており、早期の対応が重要であると考えております。

空き家が長期にわたり放置される前に、所有者と連絡を取り合いながら、適正な管理についての文書を通知するなど、指導・助言をしていく必要があると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　現状の対策、そして今後増えていかないように抑制する対策を取っていかなければなりません。早期の適切な対応をお願いいたします。

管理が行き届いていない空き家や土地の問題は、防災、防犯、衛生環境など市民生活全体へ影響を及ぼします。さらに近年は野生鳥獣のすみつきや害虫発生など、生活環境問題としての側面も強まっております。

そこで、環境面への影響について伺います。

通告番号の５番と６番を合わせて、倒壊危険、火災リスク、台風時の飛散等、防災面への影響や、不法侵入、不法投棄等、防犯面での影響について、本市の認識をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　管理が行き届いていない空き家、空き地は、火災などの防災面や不法投棄などの防犯面に悪影響を与えることは認識しております。

本市といたしましては、早期の対応が重要であると考えており、所有者と連絡を取り合いながら指導・助言をしてまいります。

その上で、必要があれば関係部署、関係機関と連携を図りながら対応をしていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　近隣の住民に不安を与えないよう対応をお願いいたします。

次に、雑草繁茂、悪臭、害虫発生など衛生環境への影響について、本市の認識をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　雑草の繁茂につきましては相談件数も多く、相談を受けましたら、現地の状況を確認するとともに、所有者を特定し、適切な管理をお願いする通知文書を送付しております。

また、雑草の繁茂は、周辺の住環境や景観の悪化にもつながることを認識しております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　雑草繁茂の相談が多いということでしたので、適切に対応のほうをお願いいたします。

また、以前草木が生い茂っているところにすみついたカメムシが越冬して、水稲にも影響を与えているのではないかとも言われておりました。草木が生い茂っているところに野生の

動物が潜んでいるのもよく見かけますし、空き家が生息場所になるという話も聞きます。

管理が行き届いていない空き家や雑草の繁茂している土地が、野生鳥獣や害虫等のすみつきにつながっている実態について、本市の認識をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　管理が行き届いていない空き家や雑草繁茂地につきましては、早期の対応が重要であると考えております。

本市といたしましては、空き家が長期にわたり放置される前に、所有者と連絡を取り合いながら指導・助言に努めております。その上で、必要があれば関係部署、関係機関と連絡を取りながら対応してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　本市では、農地や金魚養殖池が多く存在しており、鳥獣被害は地域特有の課題でもあります。また、管理が行き届いていない空き家や空き地が野生生物の隠れ場所や繁殖環境となることも懸念されます。

そこで、鳥獣被害対策について伺っていきます。

農地や金魚池周辺におけるハクビシン、アライグマ、イタチ、ヌートリア、カラス等、鳥獣による被害の実態をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本市の有害鳥獣による農業被害としては、毎年水稲作物に対する被害が非常に多く、常に農業生産者から捕獲おりを貸してほしいとの相談を受け付けている状況にございます。

捕獲された有害鳥獣の処理は有害鳥獣駆除業務として海部南部猟友会に委託しております。

本市では、特にヌートリアによる水稲作物の被害が多く、令和７年度の捕獲おりにより捕獲したヌートリアの駆除数は40匹になります。そのほか、ハクビシンが２匹、アライグマが４匹、イタチが９匹、タヌキが６匹になります。

また、カラスの駆除についても、有害鳥獣駆除業務として海部南部猟友会に委託しており、令和７年度の駆除数といたしましては120羽になります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　おりを貸しているということでしたが、おりが順番待ちでなかなか借りられないという実態があるとも聞いております。必要な時期に提供して対策が取れるような状況となるよう御対応をお願いしたいと思います。

これらの被害と空き家、空き地の管理不全との関連性をどのように分析をしているのか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　管理が行き届いていない空き家等が有害鳥獣等のすみかとなり、そこから農地や金魚池に被害をもたらすことは想定できますが、そのような事例は把握しておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　続きまして、空き地対策及び環境対策として、金魚養殖をやめた池、こちらが市内に多数出てきていると思いますが、こちら金魚養殖をやめた池の再利用や有効活用について、本市の考えをお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　金魚養殖をやめた養殖池の再利用や有効活用につきまして、把握している限りでは、市街化区域におきましては養殖池のまま放置されることはあまりなく、建物を建てるなどの利活用をしている事例が多く見られます。

一方、市街化調整区域におきましては、再利用や有効活用が進まず、そのまま放置されることは考えられますが、本市といたしましては現状、特に対策を講じてはおりません。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　農地ということもあって難しさがあるとは聞いておりますが、有効な活用がなされるように研究を続けていただきますようお願いをいたします。

次に、農地や畑において鳥獣による被害を受けているところは少なくありません。どういった鳥獣がどういった経路で侵入し、実際どのような被害を与えているのか確認することが有効だと言われております。

農地及び金魚池への鳥獣侵入対策として、監視カメラや侵入防止用ネット等への支援について、本市の考えをお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　本市は、監視カメラや侵入防止用ネット等の設置費用への支援は考えておりませんが、先ほど答弁いたしましたとおり、農業被害に対する有害鳥獣駆除について引き続き行ってまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　今では留守中の家の中を監視できるような簡易的なカメラも出てきており、そういったものを備えるのでも対策になるのではないかと言われております。そういった対策も研究していただけたらと思います。

続いて、弥富市では現在、防鳥ネットを貸与し、ごみ出しの際には多くの自治会で利用していることと思います。効果はあるものの、カラス等によりつつかれてごみが散乱し、近所の方々や衛生委員の方々が清掃をしている現状もあります。

一方で、地区によってはネットなどのごみボックスを採用しているところもあり、地域の

方からごみボックスのようなものを置けないのかという声もあります。

ごみ集積所におけるカラス等の鳥獣被害対策として、ボックス型ごみ集積設備等への支援について、本市の考えをお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　飯田市民生活部長。

**○市民生活部長（飯田宏基君）**　ボックス型ごみ集積設備につきましては、ごみ集積所によって設置ができない場所があることや、市内で約1,800か所あるごみ集積所を対象としなくてはならず、多額な財政負担が伴うため、設置補助等の支援は考えておりません。

議員御指摘のとおり、カラス等の鳥獣被害対策としましては、本市では区長及び区長補助員からの申請により防鳥ネットをお渡ししておりますので、御必要でございましたら環境課まで御相談をお願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　カラス等への対策として悩んでいる住民も多いと思っています。

現在は防鳥ネットでの対応とのことでありますが、住民相談があった際には御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

空き家問題に関しては、今後は問題発生後の対応だけではなく、予防、早期対応、地域連携という視点が重要になると考えています。また、国においても空き家法改正など、制度整備が進められております。

そこで、今後の対策について伺います。

2023年改正の空家等対策特別措置法における管理不全空家の制度について、本市の活用方針をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　令和５年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、特定空家等の前段階に当たる管理不全空家等が新たに定義されました。管理不全空家等とは、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあると認められる空き家等と定義されております。このことにより、管理不全空家等の所有者に対しても指導や勧告を行うことができるようになり、特定空家等になることを未然に防ぐことが期待できます。

本市におきましても、これまで弥富市空家等対策協議会で協議を重ねており、本年度、新たに管理不全空家等の認定基準を策定してまいります。この認定基準を定めることで、特定空家になる前段階から法に基づいた指導が可能となり、所有者に対し早期に適切な維持管理を促していくことが可能となります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　本年度中に新たに管理不全空家等の基準を策定していくとのことで

した。特定空家になることを防ぐ早期の対応、適切な対応が行われることを期待します。

管理不全空家、管理が行き届いていない土地に対する所有者調査、助言、指導等をどのように行っているのかお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　空き家が長期にわたり放置され管理不全となる前に、現地の状況を確認するとともに所有者を特定し適切な管理をお願いする通知文書を送付しております。

また、草木の管理や建物解体、不動産売買や賃貸、相続等の相談につきましては、弥富市における空き家等対策に関する協定書を締結しております愛知県宅地建物取引業協会を案内し、空き家に関する相談の対応をしてまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　最後に、令和６年度に実施した空き家等実態調査の分析結果及びその結果を踏まえた今後の空き家施策をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　三輪建設部長。

**○建設部長（三輪秀樹君）**　令和６年度の調査結果では、全体の空き家件数は357件で、そのうち市街化区域内は162件、市街化調整区域内は195件ありました。

過去との比較では、平成28年度から令和２年度で空き家件数は117件増加しましたが、令和２年度から令和６年度では75件の減少となりました。

減少した理由といたしましては、空き家の建て替えやリフォームにより利用されたもの、駐車場や分譲住宅として利用されたもの、空き店舗が新たな事業者により利活用されたものなどの理由で空き家件数が減少したと分析しております。

また、令和６年度の調査結果から、空き家の適切な管理を促すチラシを送付し、空き家の所有者への啓発活動を行いました。

今後の空き家施策といたしましては、これまでの施策を引き続き実施するとともに、管理不全空家等の認定基準を定め、特定空家等になる前段階から早期に所有者に対し適切な維持管理の指導・助言を行い、空き家件数の減少や適正管理の維持につなげてまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　空き家の件数が減少傾向にあるのはいいことかと思います。

一方、特定空家となってしまうと、防災、防犯、また環境面で住民の不安となります。鳥獣のすみかとなり、他の被害につながる可能性もあります。ぜひ、空き家件数自体の減少や空き家、空き地、営業をやめた土地などの利活用を進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

続いて２題目として、多様な主体が参画し、みんなで祝う20周年について伺っていきます。

弥富市は、本年４月に市制施行20周年という大きな節目を迎えました。20年という年月は単なる数字ではありません。合併を経て、一つの弥富市として歩みを重ね、市民、地域、企業、各種団体など多くの方々がこのまちを支えてこられた歴史そのものであります。

このような節目を契機に、自分自身も弥富市の20年に少なからず関わってきた一人なんだなと実感し、それぞれがそれぞれの思いをお持ちになっていることかと思います。

この節目に、先人たちの功績をたたえるとともに、市民がこのまちに誇りと愛着を持ち、弥富市の自然、歴史、文化等を次世代に継承し、未来へと思いをつなげられるよう、また弥富市の魅力を市内外へ積極的に発信し、さらなる発展・飛躍を目指していくことを念頭に、20周年記念事業も盛り上げていっているさなかだと思います。

基本方針の中でも、20年の歩みを振り返り、市の発展に貢献された先人たちをたたえる。まちの魅力を再認識し、市への愛着や誇りを醸成する。次世代を担う子どもの夢や希望を育む取組を推進する。市の魅力を広く発信し、シティプロモーションを推進する。市民、団体等の多様な主体が参画し、楽しみながらみんなで祝う１年とするとあります。

現在も20周年記念事業は催されており、イベント自体は楽しくわくわくしたものばかりで、この新しい企画は特別事業なのかなとも思いながら参加しています。

しかし、冠事業が主にそうですが、20周年感を感じないのも正直なところあります。市民、地域、企業、各種団体など、多くの主体が関わりながら、市全体で機運を高めていくことが重要であります。

市民と行政とが共同になって活発に動いている好事例もあるでしょうから、そのようなことも参考に、今後ますます盛り上げていく、機運を高めていく、さらにはもっと盛り上げていきたいと潜在的に思っている方への後押しのためにも、整理をして質問をしていきたいと考えております。

その観点から、まずは市制施行20周年事業の位置づけや運営について伺ってまいります。

20周年記念事業において、特別事業と冠事業の位置づけ、概要をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　本市は、平成18年４月１日に誕生し、本年で市制施行20周年となります。このため、本年４月１日から令和９年３月31日までの１年間、市制施行20周年記念事業といたしまして、記念式典事業、特別事業、冠事業の３事業に分けて、この記念すべき年をお祝いすることとしております。

その中で、特別事業につきましては、この１年間の実施期間中に、新たに市制施行20周年事業として特別に実施する事業のことを指します。

冠事業につきましては、例年本市が実施している事業に、実施期間中も同様、または拡充して実施する事業と、市民や団体等が主催し冠称等をつけて20周年のＰＲにふさわしいイベ

ント等を実施する事業であります。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　特別事業は、この１年間で新たに特別に実施する事業で、冠事業は例年に行っている事業や市民や団体が主催する事業とのことでした。

それでは、特別事業はどのように提案、決定をされたのか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　特別事業につきましては、全庁的に市制施行20周年記念事業にふさわしい事業を幅広く募り、提案された事業について、市制施行20周年記念事業庁内連絡会議において採択を行いました。

また、若手職員の目線で、所属部署の枠にとらわれず、柔軟な発想による事業提案も募集いたしました。こちらにつきましても同様に、庁内連絡会議において採択を行っております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　全庁的に新たな事業を募集し、それを庁内の連絡会議において採択をしたとのことでした。

それでは、特別事業には具体的に何があるのか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　採択されました特別事業につきましては、全10事業ございます。

具体的な事業としましては、各課提案事業で「こどものまち」による地域若手人材育成事業、平和記念事業、2026金魚サミットｉｎやとみ、弥富市広報大使深堀隆介氏による「金魚水墨館」ワークショップイベント、特別展「弥富市の文化人」、弥富市防災消防展、市制20周年記念スポーツイベント事業の７事業を実施いたします。

また、若手提案事業としましては、４月のやとみ桜まつりで実施しました「出張給食！懐かしの味をもう一度」、５月23日に開催しました「文鳥ぶんちゃん退官記念イベント」、市公式Ｘによる通年で実施の「きんちゃん大好き職員の推し事日記」の３事業がございます。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　全10事業を御紹介いただきました。

「きんちゃん大好き職員の推し事日記」は、私も楽しく拝読をしております。きんちゃんの家族が出てくるのがとてもいいと思って見ています。

また、既に実施されている事業は、どれも好評であります。これから実施される事業にも期待をしています。

また、先ほど御紹介をいただきました、長年歴史民俗資料館の館長として活躍していたぶんちゃんの退官式が５月23日開催され、約300人の来場者が歴史民俗資料館に集まったと聞いております。また、先ほど市民生活部長より、そのぶんちゃんが亡くなったとの報告がご

ざいました。最後に多くの来場者やぶんちゃんのファンの皆様と挨拶する機会があり、そのような挨拶ができて、皆さんに愛された幸せな人生といいますか、鳥生といいますかを過ごすことができたのではないかと思っております。御冥福をお祈りします。

それでは、特別事業に対しての市の支援はどのようになっているのか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　特別事業は本市が主催する事業となりますので、各担当課において予算措置し、事業を実施しております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　特別事業は市が主催の事業とのことでした。

３月定例会の予算決算委員会において、令和８年度予算に関して審査をいたしました。その際、夏祭り事業委託料が８年度予算で計上されており、市の説明によりますと生涯学習課から特別事業として提案をされ、実行委員会に委託をした、それとは別に現在協賛なども集めていると認識をしております。

ポスターを見て楽しみにされている市内外の方の様子もうかがえますし、市民の方に喜ばれるお祭りになることを期待しています。

そこで、この弥富市夏祭りは、どこまでが委託の事業で、どこが自主事業になるのかお伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　弥富市夏祭り事業は、当初は業務委託として検討しておりましたが、市民が主体となり、様々な方々が参画し、地域を盛り上げていくものとなるよう実行委員会の形式に見直し、実行委員会の主催事業となりました。

なお、実行委員会の構成員として本市は事務局を務めております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　夏祭りが特別事業であり、委託事業であると過去に説明を受けておりましたが、団体主催の冠事業となり、補助事業となったということでしょうか。いつそのような変更がなされたのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　庁内連絡会議の中でそのように決めさせていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　20周年記念事業一覧をホームページで確認すると、確かに最初は上の段、市主催事業にあった夏祭りが、下の段ですね、市民主催事業のほうにいつからか移動していることを確認しました。

そこで再質問ですが、夏祭りに対しては市の支援であったり、関わりというものはどのよ

うになっているのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　今回のこの夏祭りにつきましては、事業主体である実行委員会には本市のほうも事務局として参加しており、市広報紙による支援や、また関係者との連絡調整などを務めております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　はい、分かりました。

次の質問に移ります。

記念式典事業、特別事業のほかに冠事業も記念事業として実施されています。

例年、市が実施している事業で、実施期間中も同様、または拡充して実施する20周年のＰＲにふさわしい事業や、期間中に市民や団体等が実施するイベント等で、20周年のＰＲにふさわしい冠称等をつけて実施する事業をいうと先ほども答弁がございました。

それでは、この冠事業はいつどのように申請を受け、誰がどのように決定をされるのか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　冠事業につきましては、令和７年10月１日に募集を開始し、本市が示す要件を満たす場合に、指定の申請書へ必要書類を添付し、企画政策課窓口へ申請いただくこととしております。

その後、弥富市制施行20周年記念冠事業取扱要綱に基づき、決裁権者を市長とし、内容を審査の上、承認または不承認を決定しております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　それでは、この市民等による冠事業には具体的にどのようなものがあるのか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　市民等主催の冠事業につきましては、本年６月４日現在で10件ございます。

現在、市ホームページにも掲載してございますが、４月25日土曜日、26日日曜日に名古屋港緑地保全協会による弥富市の花キンギョソウのプレゼント、５月17日日曜日に弥富市スポーツ協会によるスポーツ講演会ラジオ体操で体づくり・心づくり・地域づくりが実施されました。

また、今後の予定といたしまして、７月18日土曜日に愛知自動車整備専門学校による（学校開放）車の体験イベント、７月26日日曜日に弥富市夏祭り実行委員会による弥富市夏祭り2026、８月29日土曜日に弥富ドンチキチン祭り実行委員会による第24回弥富ドンチキチン祭、

１月24日日曜日に株式会社川村楽器による第13回クリスタルコンサート、２月20日土曜日、21日日曜日にヤトミウインドアンサンブルによる弥富市冬の演奏会が行われます。

そのほかに、通年事業としてザ・クラシック・ケア・レジデンス・ヤトミによるカラオケ大会と、弥富の金魚ラーメン、エミスタイルによるファッションコーディネートの弥富市制施行20周年記念特別コースがございます。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　市民等主催の冠事業を10件御紹介いただきました。

この中で、通年の冠の主催事業というものがいまいちピンとこないんですけれども、この通年の冠の主催事業というものはどういう位置づけになるのか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　年間を通して複数回、同様の事業が開催される場合に通年の事業として位置づけております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　複数回、同様の事業が開催されるということですね。

それでは、記念事業一覧を確認させていただいたところ、最近も少しずつ、今御紹介いただいたみたいに、最近少しずつ増えている感じは受けますが、まだまだ寂しいなと思いながら見ておりました。

これからも増えていくことを期待しまして、市民等による冠事業を多くの団体に活用いただくなど、盛り上げていく策をお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　これまで２度、市広報紙で募集を呼びかけておりますが、件数として多くないのが現状でございます。

全庁的に冠事業について周知しており、市民等から相談等があれば、所管課の企画政策課へつなぐようを体制は整えております。

さらなる情報発信に努め、多くの個人、団体等に活用いただけるよう、工夫を凝らしていきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　市民活動団体の中には、行政手続が難しそう、自分たちでも対象になるのか分からないと感じる団体も少なくないと思われます。だからこそ、待ちの姿勢ではなく、ぜひ一緒に盛り上げましょうという姿勢が重要であると考えます。

市民等による冠事業に対して、市としての支援はどのようになっているのでしょうか。また、広報「やとみ」、プレスリリース、学校へのチラシ配布などの周知面での支援を行う考えはあるのでしょうか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　冠事業として承認を受けた市民等主催の事業に対する本市の支援といたしましては、弥富市制施行20周年記念冠事業取扱要綱第５条に、市ホームページ等による冠事業のＰＲ及び市制施行20周年を記念したのぼり旗の貸与と規定しております。

今後につきましては、ＳＮＳを効果的に活用し、広く広報していきたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　これまでも後援をいただいていたり、地域づくり補助金の採択がされれば、様々な周知面での支援があったかと思います。20周年の冠事業としてふさわしい周知面での支援をお願いいたします。

また、先ほどの答弁では、弥富市夏祭りに対しては広報のお手伝いというか、そういった支援もしているということでしたので、こちらも冠事業ではございますので、同じく周知面での御支援のほうをしていただくようにお願いをいたします。

続いて、令和８年４月９日開催の教育委員会の会議録を確認しますと、生涯学習課がこの夏祭りに対して事務局を担うとの説明がなされていました。

市民等主催事業に市が事務局等として関わることはあるのでしょうか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　弥富市夏祭り事業を除き、他には市民等主催事業に市が事務局として関わる事業はございません。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　繰り返しの質問になるかもしれないんですけど、再質問として、こちら事務局としてはどのような役割を果たしているのでしょうか、お伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　先ほども御答弁申し上げておりますが、事務局として市は参画している中で、市の広報紙による支援や、あるいは関係者、また市の他の課との調整などの事務を担っております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　次に、20周年を機に事業を行いたいと考える団体や、これを機に20周年として冠をつけて大きく事業を行いたいと考える団体もあるかと思います。

市民等による冠事業に対して、公共施設使用申請、関係機関との調整など、必要となる行政手続について、市として相談、仲介、助言等を行う考えをお伺いします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　市民等による冠事業のうち、市または市教育委員会が後援等する事業につきましては、関係課が間に入り、支援等を行うよう周知済みでございます。また、

これまでにも複数回、関係課より主管課の企画政策課へ話をつなぐなど、必要に応じて対応をしてまいりました。

引き続き、市民や団体の皆様からの御相談等がございましたら、冠を御使用いただけるよう支援してまいりたいと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　可能な限り相談に乗っていただいたり、より盛り上がるように、また事業が成功するように、市内の資源が活発に活用されるように有効な助言をしていただけたらと思います。

また、先ほどの夏祭りの事務局機能の中での答弁でもありましたとおり、庁内での連絡調整などもしているということですので、同じく冠事業に対しては同じように関係機関との調整など、連絡調整という支援の仕方も続けてというか、同じようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、市民等主催事業に対して、財政的な支援や会場の減免などを行う考えはあるのでしょうか、お伺いをします。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　市民等が主催する冠事業に対して、本市の財政的な支援や会場の減免につきましては、先ほども申し上げました弥富市夏祭り事業に対し、主催する弥富市夏祭り実行委員会へ市補助金100万円を補助しますが、会場使用料につきましては減免はございません。

なお、その他の市民等の主催する冠事業につきましては、財政的な支援及び会場の減免はございません。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　20周年事業について、ここまで様々お伺いをしてまいりました。

周年事業は単なるイベントの積み重ねではなく、市民、地域、企業、各種団体など多くの方々が関わりながら、自分たちのまちをみんなで盛り上げる、そうした空気をつくっていくことに大きな意味があると考えます。

また、この20周年をきっかけに生まれたつながりや挑戦が、今後のまちづくりへつながっていくことも重要であります。

だからこそ、最後に、この市制施行20周年をどのような節目として捉え、今後どのように盛り上げていきたいと考えておられるのか、市長の思いやお考えをお伺いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほどから何度も出ておりますが、令和８年４月１日に本市が市制施行20周年という大きな節目を迎えました。これまで本市の発展に御尽力いただきました先人

の皆様、そして日々まちづくりに関わっていただいている市民の皆様の御努力のたまものであり、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本市は、田畑が広がる自然豊かな環境を有する一方、名古屋市に近接するという恵まれた立地条件や高速道路、鉄道、港湾など交通の利便性を背景に着実な発展を遂げてまいりました。このような地域特性は本市の大きな強みであり、今後のまちづくりにおいても重要な基盤であると認識をしております。

こうした中、市制施行20周年という節目を単なる通過点とするのではなく、本市のこれまでの歩みを振り返り、改めてまちの魅力や価値を見詰め直す契機とするとともに、市民の皆様がこのまちに対する誇りと愛着をより一層深めていただけるような機会としてまいりたいと考えております。

また、豊かな自然環境やこれまで育まれてきた歴史、文化といった本市固有の財産を次世代へしっかりと継承し、未来へとつなげていくことが、今を生きる私たちの重要な使命であると考えております。

そのような中、市制施行20周年記念事業につきましては、本年４月１日に始まり、約２か月が経過しましたが、今後さらに多くの皆様にわくわくどきどきを感じていただけるような、また皆様と共に盛り上げていけるような、市を挙げて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　例年行っている事業に関しては、20周年を機に再度盛り上がりをつくるきっかけにしたり、新たに関心を持って参加したり、また参画したり、関わってくれる人が増えるような機会として活用していただきたいとの思いであります。

特別事業や市民、団体による新規の事業に関しては、今後定期的に開催されるものにつなげていただくものもありだと思っておりますし、またこの事業をつくっていく中で、市民や団体のつながりを強くしていく、そしてそのつながりが今後の30年、40年へと続くまちづくりの礎となることを期待しています。

そのためにも、この20周年という契機を生かしていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後３時43分　散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長　　高　橋　八重典

同　　議員　　佐　藤　仁　志

同　　議員　　江　崎　貴　大

令和８年６月16日

午前10時00分開議

弥富市役所議場→協議会室

１　出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伊　藤　千　春 | ２番 | 柴　田　英　里 |
| ３番 | 鈴　木　りつか | ４番 | 平　居　ゆかり |
| ５番 | 横　井　克　典 | ６番 | 板　倉　克　典 |
| ７番 | 那　須　英　二 | ９番 | 小久保　照　枝 |
| 10番 | 堀　岡　敏　喜 | 11番 | 佐　藤　仁　志 |
| 12番 | 江　崎　貴　大 | 13番 | 加　藤　克　之 |
| 14番 | 高　橋　八重典 | 15番 | 早　川　公　二 |
| 16番 | 平　野　広　行 | | |

２　欠席議員は次のとおりである（１名）

８番　　加　藤　明　由

３　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 13番 | 加　藤　克　之 | 15番 | 早　川　公　二 |

４　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教育長 | 高山典彦 | 企画部長 | 佐藤文彦 |
| 総務部長 | 横江兼光 | 市民生活部長 | 飯田宏基 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 安井幹雄 | 建設部長 | 三輪秀樹 |
| 教育部長 | 渡邊一弘 | 監査委員事務局長 | 水谷繁樹 |
| 総務課長 | 加藤正寛 | 財政課長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 太田高士 |
| 防災課長 | 富居利彦 | 税務課長 | 伊藤信哉 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼十四山支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 岩田繁樹 |
| 保険年金課長 | 中野　修 | 健康推進課長 | 木村仁美 |
| 福祉課長 | 後藤浩幸 | 介護高齢課長 | 鈴木京子 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 児童課長 | 伊藤一幸 | 総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長兼いこいの里所長 | 中山義之 |
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 西尾一泰 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 梶浦智也 |
| 会計管理者兼会計課長 | 田口邦郎 | 学校教育課長 | 藤井清和 |
| 生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長 | 飯塚義子 | まちなか交流課長兼歴史民俗資料館長兼図書館長 | 田畑由美子 |

5　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 伊藤淳人 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6　議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第28号　物品の買入れについて

日程第３　議案第29号　弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第４　議案第30号　弥富市税条例の一部改正について

日程第５　議案第31号　弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第６　議案第32号　弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第７　議案第33号　弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第８　議案第34号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）

日程第９　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）

（追加日程）

日程第10　議案第36号　弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第11　議案第37号　弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分　開議

**○議長（高橋八重典君）**　おはようございます。

会議に先立ちまして御報告申し上げます。

加藤明由議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたことを御報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

ここで会場移動のため暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分　休憩

午前10時05分　再開

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

**日程第２　議案第28号　物品の買入れについて**

**日程第３　議案第29号　弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

**日程第４　議案第30号　弥富市税条例の一部改正について**

**日程第５　議案第31号　弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について**

**日程第６　議案第32号　弥富市国民健康保険税条例の一部改正について**

**日程第７　議案第33号　弥富市介護保険条例の一部改正について**

**日程第８　議案第34号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）**

**日程第９　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第２、議案第28号から日程第９、議案第35号まで、以上８件を一括議題といたします。

本案８件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

それでは、那須議員。

**○７番（那須英二君）**　７番　那須英二。

まず、議案第28号物品の買入れについて質疑させていただきます。

これは、ＧＩＧＡスクール構想の中でのタブレット端末の買入れということでございまし

た。これが第２期ということで、買換え時期ということで説明を受けております。そういう中では、この間タブレットを使っていて、児童・生徒のタブレットに対して不具合等はあったんでしょうか。もしあれば、その頻度、そして１台当たりの本体、附属品等の単価はどれぐらいだったんでしょうか。お願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　お答えさせていただきます。

第１期ＧＩＧＡスクール構想により導入しましたタブレット端末につきましては、導入当初から不具合は確認されておりません。一方で、導入後３年を経過した頃より経年劣化に伴うバッテリー持続時間の低下が見られましたが、児童・生徒の学習に支障を及ぼすものではございませんでした。

次に、端末本体及び附属品等の単価につきましては、端末本体３万7,500円、ハードウエアキーボードとスタンド、そして端末のカバーで8,100円、画面の保護フィルム650円、タッチペン600円、あと端末管理機能ソフト2,750円、端末等の運搬費500円でございます。以上、合計しますと５万100円、税込みで５万5,110円となっております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　これにかかる予算というのが、補助があるかと思いますが、これは全額国費なのか、たしか前回借り入れたときに全てじゃなくて一部負担が残ったかと思います。その負担割合、補助率と以前実際予定していた補助金額と実際の補助金額がずれている可能性もたしかあるというようなお話も伺っておりましたので、その辺りについて、実際金額の詳細を教えてください。

**○議長（高橋八重典君）**　渡邊教育部長。

**○教育部長（渡邊一弘君）**　第２期ＧＩＧＡスクール端末の購入につきましては、愛知県が全額国庫補助金により設立した基金を財源とする愛知県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しており、補助率は３分の２、実質負担率は61.8％となっております。

補助対象となる事業費は、補助基準額１台当たり５万5,000円より算出し、生徒用端末2,990台に加え、予備機448台、合計3,438台を補助対象としております。これに補助率３分の２を乗じ、補助金額は１億2,606万円となるものでございます。なお、教員端末262台につきましては補助対象外となります。

次に、補助対象経費以外につきましては、総事業費２億390万7,000円から補助金額１億2,606万円を差し引いた7,784万7,000円であり、この額の９割をデジタル活用推進債により賄うものであります。なお、当該地方債には交付税措置はございません。残りの経費につきましては、一般財源として784万7,000円を充当するものでございます。

あと、第１期について御説明差し上げます。

第１期ＧＩＧＡスクール構想におけるタブレット端末の整備につきましては、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しており、児童・生徒数3,534人のうち、３分の２に相当する2,356台を補助対象としておりました。この台数に１台当たり補助基準額４万5,000円を乗じ１億602万円が国庫補助額となります。

一方、補助対象外となる831台分、端末単価４万5,000円を超える部分、設定費、保守費、ケース、キーボードなどの周辺機器などの7,878万円が市の負担となりました。以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今回も同様な補助が出るということでよかったですよね一応確認です。

では続いて、議案第31号に移ります。

議案第31号は児童クラブの値上げということになろうかと思います。今回、受益者負担の適正ということで、今5,000円のものを6,000円にしていく。夏季等はそれに準じて1,500円だったり2,000円だったりということで値上げしていくということでございますが、そもそも受益者負担の適正というのは何が適正なのか、その基準は何を根拠にしているのか、お答えください。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　こども家庭庁が示す国の放課後児童健全育成事業の運営費に関する費用負担の考え方は、保護者負担が２分の１、公費負担が２分の１とされており、公費負担のうち国・県・市はそれぞれ３分の１と示されております。直近３年間の保護者が負担した割合は、令和５年度決算では23.5％、令和６年度決算では19.9％、令和７年度執行状況では19.3％であり、国の想定とは大きな開きがあるため、利用者による応益負担の原則から利用料を引き上げることとしたものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今、そもそもが２分の１ですよと。今までも20％切っていたということです。ただ、それを仮に6,000円に上げたところで２分１には届かないというふうに思います。その中で、逆に稲沢市やあま市など、今5,000円以下で行っているところがあります。

また、ほかの子育てに係る給食費などを無償化等しているわけですが、そういう状況が違う中で、やっぱり児童クラブだけでの金額で判断することは難しいかと、特に保護者の理解が得られるのは難しいかと思います。小学生１人当たりに係る保護者負担全体の比較をすべきだと考えておりますが、その近隣市と児童１人当たりの保護者負担の比較というのはされているんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　近隣自治体の児童クラブの利用料につきまし

ては調査しておりますが、児童クラブに加えて、小学生に係るほかの費用を合わせた保護者負担につきましては、児童それぞれが利用する制度や負担額が自治体によって異なることから、一概に比較はできないものと考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　やっぱり何でも単純に比較して、例えば児童クラブの値段だけを見て、それを比較して値上げするということではなくて、まずある意味子育てしやすい弥富市としてＰＲしていくという方向で考えていかなきゃいけなかったと思うんですが、そういう中では、やっぱり現状維持をするという考え方は、子育て支援という観点からはなかったんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　本市では、平成12年の児童クラブ事業開始以来、26年間利用料を据え置いてまいりました。しかしながら、昨今の物価上昇に伴う物件費の高騰や最低賃金上昇に伴い人件費が上昇する中においても支援員等を確保し、また児童の生活に必要な備品等の充実、利用者の利便性向上のためのＩＣＴの活用など、諸課題に対応する必要がございまして、児童クラブを安定的に継続していくため、このたび利用料の改定を提案させていただいたところでございます。

今後も、児童クラブ事業の質の向上や受入れ人数の改善、ＩＣＴの活用等についても研究し、子育て支援の厚みを増すことで子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　取りあえず議案質疑としては３問までということなので、ここで終了しますが、やはり子育て支援として考えていただきたいと思って、特に福祉の増進ということで考えていただきたいと思います。

続きます。議案第32号に移ります。

議案第32号は国民健康保険税に対しての措置だと思います。特にあらましの中で書かれている３つ目、低所得者及び出産被保険者の減額基準の適用先に18歳以上被保険者均等割を追加し、18歳未満被保険者における被保険者均等割額の減額基準（10割減額）を新たに創設するということで、読み取ると、低所得者の方あるいは出産を控えた方に対して、18歳未満の子供がいる場合は均等割の負担はありませんよというふうに改善の方向での説明かと思いますが、この３にある18歳未満の10割軽減の対象者、低所得者の基準は減免対象の方を指しているんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましの３について御説明させていただきます。

こちらは、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の均等割に関する内容でございます。その子ども・子育て支援金分の均等割には、被保険者全員に係る均等割1,200円と18歳以上の被保険者に係る均等割100円の２種類がございます。

このたびの改正内容は、所得に関係なく18歳未満の被保険者は1,200円の均等割が10割軽減となるものでございます。そのほか、18歳以上の被保険者に係る100円の均等割について、低所得者の被保険者には、所得に応じた軽減、妊婦の被保険者には出産前後一定期間免除するといった内容でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　そうしますと、私の理解が大きく違っていたかと思いますが、まずそもそも対象が今回の追加になった子ども・子育て支援金納付金分の均等割額のみということで、一般のほかの均等割額ではないと。そして、低所得者だけに限らず、全18歳未満の方を対象にしているということでよかったかと思います。間違っていたら後で訂正ください。

そういう中で、もう一個は限度額引上げが第１項の項目のところに書かれておりますが、この限度額引上げの対象者並びに減免措置の対象者の人数と金額の見込みは、これによってどのように変化していくでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安井健康福祉部長。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君）**　所得を令和７年度、税率を令和８年度で試算した見込みでお答えさせていただきます。

課税限度額引上げに伴う対象者数と保険税算定額の影響額につきましては、基礎課税分では148世帯405人で146万円の増加、子ども・子育て支援金分で上限に達する世帯は106世帯287人となります。減額措置に係る軽減判定所得の拡大に伴う対象者数につきましては５割軽減は13世帯、17人の増加、２割軽減は13世帯、18人の増加となります。また、保険税算定額としましては70万円の減少を見込んでおります。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　分かりました。数字的にちょっと追いつけなかったので、また後で確認させてください。質疑としては以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

本案８件は、配付した議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第36号及び議案第37号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第37号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第10　議案第36号　弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について**

**日程第11　議案第37号　弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第10、議案第36号及び日程第11、議案第37号、以上２件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　本日追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案２件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、副市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　議案の説明を関係部長に求めます。

佐藤企画部長。

**○企画部長（佐藤文彦君）**　議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．市長の給料月額について、令和８年７月１日から同年８月31日までの間において、94万4,000円から30％減額し、66万800円とすることとした。

２．この条例は、令和８年７月１日から施行することとした。

続きまして、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

１枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

１．副市長の給料月額について、令和８年７月１日から同年８月31日までの間において、78万円から20％減額し、62万4,000円とすることとした。

２．この条例は、令和８年７月１日から施行することとした。

議案の説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　１点だけですね、委員会のほうで詳しいことはお伺いします。１点だけ伺っていきます。

まずこの談合事件ですけど、当事者、元建設部長が起訴されたのが３月４日ということで、３月議会中であります。ですから、こういった市長、副市長の責任の取り方という形で給与の減額の上程をされてきたわけですが、これ６月議会に入って今日上程されたということの意味、３月議会でしなかったということは、その辺の違い、考え方について伺います。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　議員言われますように、３月４日に起訴されたわけでございまして、そのときにはまだ前建設部長の認否というものは明らかにされていなかったということで、今回６月２日に初公判があり、そこで全てを認めたということで即日結審をしております。そのような中、確定したに近いものですから、そういった意味で今回６月議会に私たちの給与の減額を上げさせていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　これ公判がいつであるかということは分からないわけですよね、事前に。６月に第１回の公判があると分からない状況にあって、分かっていれば６月のこれでもいいんですけど、そういった中において、責任の取り方としては、やっぱり３月議会中にやるべきじゃなかったかな、そういったお考えはなかったでしょうか。

あくまでも公判を聞いて判決、結審ですけど、判決は出ておりませんが、結審を聞いて想定された判決において、６月議会での提案ということでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　本件では、職員が関与する事実関係が３月議会では分からない状況でございました。先ほど市長が申しましたとおり、６月２日の名古屋地方裁判所での初公判において、前建設部長が起訴事実を認め、即日結審をいたしましたので、私どもとしましては速やかに責任の所在を明らかにするため提案をさせていただいたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　仮に、この公判が７月にずれ込んだということであれば、当然のことながら７月、９月、臨時会が開かれるかどうかは分かりませんけど、公判後ということで理解してよろしいんですね。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　議員のおっしゃるとおりでございます。

**○１６番（平野広行君）**　３点です。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他にありますか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　今、平野議員が言われたように、３月４日に起訴されたということですけど、３月のそれ以降、指名停止処分を業者にされているんですけれども、片や業者にはそういう処分をして、執行部側の責任が６月にずれているということは、やっぱり３月に私もやるべきだと思うんです。その辺りの見解って、業者側には先に処分しておいて、市側の対応が遅いというのはどういう理由なのか、もう一度再度確認します。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　業者の方につきましては、自らその罪を認められまして、略式起訴ということで結審をしておりますので、業者の方々については、罪が確定した段階において、速やかに市としては処分をさせていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　とはいえ、業者側は元建設部長から金額を聞いて談合したということを認めている以上、それはもう速やかにやっぱり責任を取られるべきではなかったんでしょうか、もう一度お尋ねします。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　先ほども平野議員の御質問に答弁させていただきましたけども、３月の時点においては、本市の職員の関与に関する事実関係が分からない状態、報道的にはありましたし、そのような検察が入ったりしながら事実関係はございましたけれども、まだまだ本人についての事実が確定した状況ではございませんので、市としましては、その事実が確定してから処分を私と市長についてしたものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　３点目です。

これは、７月・８月分、２か月分、市長、副市長の給料の減額ということなんですけど、大体どういった処分をするにも、一般的に１月とか３月とか６月とか１年とかとあるんですけど、あえてこれは２か月にされた理由というのは何かあるんでしょうかね。

**○議長（高橋八重典君）**　村瀬副市長。

**○副市長（村瀬美樹君）**　地方公務員の懲戒処分に関する減給の上限は、地方公務員法に基づき各自治体の条例で定められております。本市では、弥富市職員の懲戒の手続及び効果に関

する条例第３条で減給の効果を規定しており、職員の減給の上限額を給料及び地域手当の10分の１以下としております。

また、労働基準法第91条においても、減給の制裁は、一つの賃金の支払期における賃金総額の10分の１を超えてはならない規定があります。しかし、市長、副市長は、組織の統括者として管理監督責任を明らかにするため、市長は給料月額の30％を２か月減額は相当であると市長が判断されたものであります。私、副市長においても、給料の月額の20％、２か月減額は相当であると判断したものでございます。他市の事例や関係法令の規定から鑑みて、処分が相応であると考え、判断し、提案したものでございます。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　ありがとうございます。

いずれにしても、委員会のほうでしっかり審議していただこうと思いますので、ありがとうございました。

**○議長（高橋八重典君）**　他にありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今、先にあれでしたけど、２か月30％ということで判断されたというんですが、この判断はどなたがされたんですか。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　自らが判断をしております。先ほども副市長が申し上げましたが、他市の自治体の事例等もかいま見ながら、自ら30％を２か月、20％を２か月ということで判断をさせていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　そもそも２か月という基準がちょっと僕には理解ができないんですが、例えば任期満了までということは考えられなかったんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　先ほども申し上げましたが、他の自治体の事例を見まして、それで判断を２か月ということで判断をさせていただきました。

**○７番（那須英二君）**　分かりました。

**○議長（高橋八重典君）**　他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

本案２件は、お手元の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて

散会いたします。お疲れさまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前10時33分　散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長　　高　橋　八重典

同　　議員　　加　藤　克　之

同　　議員　　早　川　公　二

令和８年６月26日

午後２時00分開議

於　　議　　場

１　出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 伊　藤　千　春 | ２番 | 柴　田　英　里 |
| ３番 | 鈴　木　りつか | ４番 | 平　居　ゆかり |
| ５番 | 横　井　克　典 | ６番 | 板　倉　克　典 |
| ７番 | 那　須　英　二 | ８番 | 加　藤　明　由 |
| ９番 | 小久保　照　枝 | 10番 | 堀　岡　敏　喜 |
| 11番 | 佐　藤　仁　志 | 12番 | 江　崎　貴　大 |
| 13番 | 加　藤　克　之 | 14番 | 高　橋　八重典 |
| 15番 | 早　川　公　二 | 16番 | 平　野　広　行 |

２　欠席議員は次のとおりである（なし）

３　会議録署名議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 16番 | 平　野　広　行 | １番 | 伊　藤　千　春 |

４　地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 安藤正明 | 副市長 | 村瀬美樹 |
| 教育長 | 高山典彦 | 企画部長 | 佐藤文彦 |
| 総務部長 | 横江兼光 | 市民生活部長 | 飯田宏基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安井幹雄 | 建設部長 | 三輪秀樹 |
| 教育部長 | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長 | 水谷繁樹 |
| 総務課長 | 加藤正寛 | 財政課長 | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長 | 神野忠昭 | 企画政策課長 | 太田高士 |
| 防災課長 | 富居利彦 | 税務課長 | 伊藤信哉 |
| 収納課長 | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長 | 梅田英明 | 市民協働課長 | 岩田繁樹 |
| 保険年金課長 | 中野　修 | 健康推進課長 | 木村仁美 |
| 福祉課長 | 後藤浩幸 | 介護高齢課長 | 鈴木京子 |
| 児童課長 | 伊藤一幸 | 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 産業振興課長 | 上田忠次 | 土木課長 | 西尾一泰 |
| 都市整備課長 | 三輪秀樹 | 下水道課長 | 梶浦智也 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 田口邦郎 | 学校教育課長 | 藤井清和 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 飯塚義子 | まちなか交流課長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |

5　本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 伊藤淳人 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記 | 鈴木悦子 | | |

6　議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名

（追加日程）

日程第２　発議第３号　安藤正明市長に対する辞職勧告決議について

（追加日程）

日程第３　発議第４号　村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について

日程第４　議案第28号　物品の買入れについて

日程第５　議案第29号　弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第６　議案第30号　弥富市税条例の一部改正について

日程第７　議案第31号　弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第８　議案第32号　弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第９　議案第33号　弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第10　議案第34号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）

日程第11　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第36号　弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

（追加日程）

追加日程第１　　議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

日程第13　議案第37号　弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

（追加日程）

追加日程第２　　議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議

（追加日程）

日程第14　議案第38号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第４号）

日程第15　　議員派遣の件

日程第16　　閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後２時00分　開議

**○議長（高橋八重典君）**　ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名いたします。

ただいま、佐藤仁志議員ほか２名より発議第３号安藤正明市長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りいたします。

これを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第２　発議第３号　安藤正明市長に対する辞職勧告決議について**

**○議長（高橋八重典君）**　これより、日程第２、発議第３号安藤正明市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者であります佐藤仁志議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

発議第３号安藤正明市長に対する辞職勧告決議の提案の説明、そして理由を申し上げます。

本決議の主文並びに提案理由の骨子は、既にお配りしてあるとおりでございます。

本議会が安藤市長に対し即時の辞職を勧告するに至った理由は、市政トップの決定的な能力の欠如と度重なる不祥事に対する隠蔽体質により、市役所組織の自浄作用が完全に失われたためであります。その責任は、第１に、官製談合事件における独立した第三者委員会の設置拒否と組織的隠蔽、第２に、公金紛失や違法な課税など度重なる不祥事とマネジメント能力の欠如、第３に、市民を欺く形ばかりの給与減額と当事者意識の欠如、第４に、自浄作用の完全な喪失と村瀬副市長と共に適切な指導・監督を怠った重大な責任の以上の４点に集約されます。

よって、本市議会は一刻も早く新しい体制へ移行するため、安藤正明市長に対し即時の辞職を強く求めるものであります。

私が本日、安藤市長に対して直ちにその職を辞することを求めるのは、決して市長個人の好き嫌いや一生懸命やっているかどうかといった感情論、精神論を問題にしているのではありません。あくまで客観的な事実、そしてあまりにも悪過ぎる結果を前にこれ以上安藤市長の体制をこのままでは弥富市役所の立て直しは不可能であると断言せざるを得ないからです。

このたび本市で発生した官製談合事件、事の性質を分かりやすく野球に例えるならば、安藤市長はチームの監督であり、逮捕・起訴された元建設部長はマウンドを任されたエースピッチャーです。本来であれば１円でも市民の血税を無駄にしないようベストな試合をしなければならない。しかし、このピッチャーは相手チームである建設業界側に予定価格や参加業者という絶対の秘密を教えるという八百長を働きました。なぜか。建設業界側に嫌われれば、監督である市長からピッチャーを降ろされてしまうと恐れたからです。

市長は、じゃあ自分でその球を投げたわけじゃない、私は監督なんで何も手を下していないとおっしゃるでしょう。しかし、客観的に見ても極めて異例の抜てき人事、これによって建設部長を据え、マウンドに送ったのは安藤市長以外いません。結果として、あなたが大抜てきしたピッチャーが八百長を働き、有罪判決を受けた。何より恐ろしいのは、これがこの３件の入札だけの話ではないということです。

安藤市長が就任されてからの８年間、本市の入札結果というスコアブックを客観的に見れば、落札率は常に限りなく100％に近い数字という異常な数字が出ています。客観的に。弥富市だけが市民の血税を無駄に流出させる負け試合を長年続けてきた。監督就任以来、これほど無残な結果を出し続けてきたトップとしての責任はもはや免れません。

さらに、直視すべき結果は入札問題だけにとどまりません。これは氷山の一角です。この官製談合を頂点として、本市では現場レベルでは信じられないような不祥事が蔓延しています。現金の紛失、不適切な会計処理、国からの交付金をもらい損ねる。違法で不適切な課税処分を行い、まだ確定していませんが、国家賠償法で10万円の賠償金を税金から払う。何度も言いますが、私は市長個人を責めているのではなく、市役所の職務上起きている組織的な異常を申し上げています。

近隣市町村はおろか全国を見渡しても、市役所の事務管理においてこれほどまでひどい結果を出し続けている市長はいません。異例の抜てきをした選手が八百長を働き、チームは長年負け続け、組織は規律を失い崩壊している。このような状態で、反省しました、次は頑張りますという言葉に一体誰が耳を貸すのでしょうか。即刻辞任し、新しい市長にその座を譲り、新体制の下でチームを根本から立て直す。これこそが安藤市長が取るべき唯一の責任の取り方です。

議員各位の御賛同を強くお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑なしを認め、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　10番　堀岡でございます。

私は、ただいま議題となっております安藤正明市長に対する辞職勧告決議案に反対の立場から討論を行います。

まず初めに申し上げます。今回の官製談合事件は、市民の市政に対する信頼を大きく損なう極めて重大な事案であります。元建設部長は刑事責任を問われ、市は懲戒免職処分を行い、関係事業者に対しても契約に基づく違約金請求を行いました。さらに、市長は本件に対する道義的責任を認め、自ら給料減額条例を提出しております。

私は、市長の道義的責任を否定するものではありません。しかしながら、本決議案には賛成することはできません。その理由は、本議会が既に公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、現在も調査を継続しているからであります。本特別委員会は、単に個人の責任を論ずるためではなく、制度の運用、内部統制、組織運営、コンプライアンス体制などを客観的に検証し、再発防止につなげるために設置をされたものであります。本決議案では、官製談合事件のみならず、過去の様々な事案も含め市長の辞職を求める理由として掲げております。しかし、それらについて議会として十分な検証を終えたとは言えません。議会自ら設置した調査機関が調査を継続している中で、その結論を待たず辞職という最終的な政治判断を示すことは、議会として意思形成の順序として適切ではないと考えます。

議会の役割は、感情や推測によって結論を急ぐことではなく、事実を確認し、責任を明らかにし、その上で市民に対して責任ある判断を示すことであります。本件につきましても、特別委員会の調査結果及び提言を踏まえた上で必要な判断を行うべきであります。以上の理由により本決議案には反対をするものであります。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　７番　那須英二。

発議第３号安藤正明市長に対する辞職勧告決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この間の調査の中で私が再三求めてきたのは、高落札が続いているということで、この間、談合におけるような調査、これを求めてきたわけです。これは何年にもわたって求めてきました。しかしながら、その調査を結局行うこともせずに、このまま来てしまったおかげで今回のような談合事件が発覚してしまったという状況になっています。

その上で、その後、この事件を受けても再度調査を求めたんですが、その後もすぐに調査する気がないということで答えられていました。今はちょっと少し調査するということですけれども、やはりそういう認識の甘さ、ピントのずれがありまして、危機意識がなく、その本人の自覚がありません。そうした中では、やはりこの市長としての責務を全うするにはふさわしくないという判断を下さざるを得ないという状況です。

また、この高落札に対して物価高騰を理由にされておりますけれども、そもそも予定価格を算出するときに、その物価高騰も含めてそれを行っているわけですから、それはやっぱり99％近い状況が続いているということは、物価高騰のせいにするべきではないと思うんですよね。そうしたことも客観的に見て判断できなかったということから考えましても、やはり今の市長の下では、本当に今後しっかりと過去に遡っての調査が行われるかどうか大変不透明であり、信用できないという状況になりますので、やはり今、安藤市長に対しては辞めていただいて、その責任を全うしていただくほかないかというふうに判断しますので、この辞職勧告決議については賛成とさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○５番（横井克典君）**　５番　横井克典です。

ただいま上程されました発議第３号、安藤正明市長辞職勧告決議について、私は賛成の立場から討論いたします。

先ほど、まずこの市長の提案した内容につきましては、政治的、道義的責任を負う立場にあることを前提として、議会として一定の判断を示さなくてはなりません。つまり、今さら責任の有無を議論するというよりも、問題は、その責任をどのような形で果たし、市民の皆様から失われた信頼をどのように回復していくかという点であります。

一連の報道や名古屋地方裁判所における公判では、長年にわたって秘匿性の高い情報を漏えいし続けるうちに今回の犯行に及んだとの指摘がなされております。私は、この指摘を極めて重く受け止めております。仮にそのような事態があったとすれば、本件は単なる一職員の不祥事ではなく、市政全体の統治や組織風土にも関わる深刻な問題であったと言わざるを得ません。

市は、元建設部長を懲戒処分とし、談合に関係した４業者を指名停止処分とするとともに、

そのうち３業者に対して約２億4,000万円の契約違約金を請求しております。しかし、市民が被った損失は金銭的なものだけではありません。市政は本当に公平・公正に運営されているのか、市役所を信用してよいのかという不安や失望こそが最も深刻な損失であると私は考えております。

また、本市ではこの４年間の間に、今回の官製談合事件だけではなく、新庁舎建設工事に伴う残土処理をめぐる法令遵守上の問題、国民健康保険特別会計における繰越処理の誤り、議会の議決を経るべき契約手続に関する事務ミス、さらには国への実績報告の誤りにより、本来交付されるべき国庫補助金約730万円を受け取ることができなかった事案など、行政運営上の問題は相次いで発生している状態であります。もちろん、これはそれぞれの性質の異なる個別の事案であり、一律に論ずるべきものではありません。しかし、市民の行政に対する信頼を揺るがしかねない出来事が続いていることも事実であります。

地方自治において、首長には法令上の権限とともに市民の負託に応える政治的、道義的責任が求められております。その責任の重大性と信頼回復の必要性を考えるならば、上程されている給料の減額措置のみをもって十分であるとは言えません。市長自らがその責任の重さを真摯に受け止めて、進退について判断されることこそが市民の信頼回復と新たな市政運営への第一歩になるものと私は考えております。

議員各位におかれましては、市民の負託を受けた良識ある御判断の下、本決議案に御賛同いただきますようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第３号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立少数と認め、よって本案は否決されました。

次に、ただいま佐藤仁志議員ほか２名より発議第４号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案を日程に追加し、議題することに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第３　発議第４号　村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について**

**○議長（高橋八重典君）**　これより、日程第３、発議第４号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者である佐藤仁志議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

発議第４号村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議について、提案の説明、そして理由を申し上げます。

お手元にあります本決議案の主文並びに提案理由の骨子は以下のとおりであります。

本市議会が村瀬副市長に対し即時の辞職を勧告するに至った理由は、行政実務を統括する立場でありながら、職責をないがしろにし、本市におけるガバナンスの崩壊と隠蔽体質を主導したためであります。その責任は、第１に、官製談合事件における形骸化した調査と隠蔽であり、実務トップとしての真相解明を阻み、幕引きを図っていることです。第２に、公金の紛失や違法な課税など度重なる重大不祥事に対して適切なる処理の放棄と議会への隠蔽体質、第３は、組織体質を改善できない行政能力の欠如と在任中の信頼回復が到底不可能であることの以上３点に集約されます。

よって、本市議会は一刻も早く新体制の下で真の第三者委員会を設置し、事件の全容解明と正常な規律がある市役所組織を取り戻すため、村瀬美樹副市長に対し即時の辞任を強く求めるものであります。

先ほどの安藤市長に対する辞職勧告決議案の提案理由でも申し上げたとおり、我が弥富市は今、市政史上最大にして最悪の信頼失墜の危機に瀕しています。この危機において事務方の最高責任者である副市長の責任もまた免れ得ないものであり、直ちにその職を辞することを求めるべく、本決議案を提出しました。

理由は大きく以下に集約されます。

先ほども申し上げたように市役所というチームが業者と申し合わせて最初から勝ち負けを決めていた八百長試合であることは先ほど述べたとおりです。野球は、ピッチャー１人では試合になりません。この八百長事案において、まさにヘッドコーチ兼キャッチャーとしてミットを構え全体をコントロールする要の立場に至るのは、ほかならぬ村瀬副市長であります。

副市長は、指名審査会の委員長という業者の選定や入札案件に関する最終決定権限を持つ組織の要の中の要でした。自分は部下から上がってきた報告を承認しただけだと言い訳されるのかもしれません。しかし、業者選定に関する客観的な比較資料は提出されず、何を審議したかという議事録すら存在していない。これは情報開示請求で、ないということですので確定しております。委員会が始まるまでに既に裏で全てが決まっていたという結果的には反

射的な証拠であります。これを委員長として追認し続けた責任は極めて重大です。

本市の入札結果がほとんど100％に張りついた90％台後半という極めて高い異常な落札率で高止まりしていること、また全国的なルールでは、既に一般競争入札を行っているような金額でも、何と建築工事で１億、土木工事5,000万まで指名競争入札を行うと。そして謎の地域要件、地域というのは極めて一般競争入札と言いながら極めて狭く縛っています。つまり、不公正な試合運びが行われていた客観的な事実です。事務方のトップである副市長が、私は直接指示をしていないと言い張ったところで、結果としてずうっと負け試合を続けてきた。分かりやすく言うと、市民に不利益を与え続けてきたという事実があります。副市長としての監督責任、審査委員長としての管理責任は、この数字だけで完全にアウトなんです。

さらに、市役所のＯＢの方々から極めて深刻な声が漏れ聞こえてきています。村瀬副市長の体制になってから、部下からの市長への報告や建設的な提案が上がっていない、市長まで上がっていない。副市長のところでいい情報も悪い情報もブロックされ止まってしまっているという話なんです。事の真偽について私が直接あれしたわけじゃないんですが、結果的にはそういうふうにしか思えません。都合の悪い情報は隠蔽する一方で、現場の若手や中堅職員が考えた新しいチャレンジや提案も全て副市長の段階で握り潰されてしまう。これでは一般職員のモチベーションは地に落ち、組織の自浄作用も完全に失われています。

弥富市の行政を正常化し、市民の信頼を根本から取り戻すために、市長の交代とともに事務方のトップである村瀬副市長にも一刻も早くその座を引いていただくこと以外に道はありません。

議員各位におかれましては、本辞職勧告決議案に満場一致で御賛同賜りますよう心からお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のなしと認め、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　10番　堀岡でございます。

私は、ただいま議題となっております村瀬美樹副市長に対する辞職勧告決議案に反対の立場から討論を行います。

先ほども申し上げましたが、今回の官製談合事件は、本市行政に対する市民の信頼を大き

く損なう重大な事案であり、副市長を含めた執行部には重い道義責任があることは否定できません。また、副市長につきましても自ら給料減額条例を提出し、その責任を明らかにしております。しかしながら、本決議案には賛成することはできません。理由は、市長に対する決議案と同様であります。

本議会は、本件の真相を明らかにし、制度上及び組織運営上の課題を検証するため公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、現在も調査を継続しております。特別委員会の目的は、個人の責任を先に決めることではなく、事実関係を整理し、組織として課題を明らかにし、再発防止策を導き出すことであります。

本決議案では副市長に対し辞職を勧告しておりますが、現時点では特別委員会による調査及び検証は終了しておりません。その段階で議会として最終的な政治判断を行うことは、調査を継続している特別委員会の存在意義にも関わる問題であります。

議会は、自ら設置した調査機関の結論を尊重し、その結果を踏まえて責任の在り方を判断すべきであります。拙速に結論を示すことは、議会自らの調査機能を損なうことにもつながりかねません。

以上の理由により、本決議案には反対するものであります。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第４号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立少数と認め、よって本案は否決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第４　議案第28号　物品の買入れについて**

**日程第５　議案第29号　弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

**日程第６　議案第30号　弥富市税条例の一部改正について**

**日程第７　議案第31号　弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について**

**日程第８　議案第32号　弥富市国民健康保険税条例の一部改正について**

**日程第９　議案第33号　弥富市介護保険条例の一部改正について**

**日程第10　議案第34号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）**

**日程第11　議案第35号　令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）**

**日程第12　議案第36号　弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について**

**日程第13　議案第37号　弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第４、議案第28号から日程第13、議案第37号まで、以上10件を一括議題といたします。

本案10件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、横井克典総務建設委員長。

**○総務建設委員長（横井克典君）**　総務建設委員会に付託されました案件は、議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてはじめ４件です。

本委員会は、去る６月18日に委員全員と委員外議員１名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第29号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員からは質疑、討論なく、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第30号弥富市税条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、固定資産税の免税点引上げによる本市への影響はどのくらいかとの質問に市側より、令和８年度で試算すると、納税者は172件、固定資産税額は約190万円の減額となるが、減収分については地方交付税の算定において４分の３が補填されるとの答弁がありました。

さらに、軽自動車税のグリーン化特例延長による本市への影響はどの程度かとの質問に、市側より、グリーン化特例の対象となる車両は毎年10台前後で推移しており、軽自動車税への影響は大きくないと考えていますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてを審査いたしました。

委員より、今回の責任は職員の情報漏えいに対する管理監督責任なのか、それとも談合を放置してきた責任なのか、あるいはその両方なのかとの質問に、市側より、今回の談合事件に対する責任は重く受け止めており、その本質は職員に対する管理監督責任であるとの答弁がありました。

さらに、長年にわたり落札率が高い状態が続いていたのにもかかわらず調査を行わなかったことに対して責任をどのように認識しているのかとの質問に、各事業者が積算の上、応札した結果であると認識しており、特段の不信感は抱いていなかったとの答弁がありました。

他の委員から、給料30％２か月の減額とした判断根拠は何かとの質問に、他市事例を参考に管理監督責任の戒めとして提案したとの答弁がありました。

また、他の委員から、給料減額以外の責任の取り方や任期満了まで減額することは検討しなかったのかとの質問に、任期満了まで市政運営に当たり、市民への説明責任を果たしなが

ら信頼回復に努めることが自身の責任の取り方であると考え、２か月の減額としたとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員より、談合問題による市民への損害や組織的課題への認識が不十分であり、個人の問題として整理されている点も問題であるので反対する。他の委員からは、官製談合は不名誉な事件であり、管理監督責任は重いとする一方、過去に30％任期中約３年６か月の減額事例と比較すると、今回の30％２か月は軽いと考え反対する。さらに、他の委員から、海部地域ではまれな条例であり、８年弱で３から４回の不祥事減額が続き、水路問題も含め戒めが利かず、信頼回復は困難として反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第36号は、賛成少数で原案を否認いたしました。

最後に、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について審査いたしました。

委員より、副市長の減額案は20％２か月で市長より10％低いが、副市長は指名審査委員会の最高責任者であり、官製談合においては市長と同等の責任があると考える。なぜ同額の30％としなかったのかとの質問に、市側より、私も組織の責任者として管理監督責任を果たす立場から自らを戒めたものであり理由は市長と同様である。市長との金額10％の違いについては、組織の責任者としての立場の違いによるものと認識しているとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て、討論に入り、委員より、長年放置されてきた談合問題に対する認識は甘く、今後の調査対応にも不安があるため反対とする。他の委員から、副市長は指名審査委員会の委員長であり、実務上の最高責任者であることから、その責任は市長と同程度であると考え、今回の減額案には反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第37号は、賛成少数で原案を否認いたしました。

最後に、閉会中の所管事務調査として、市街化調整区域の活用についてを調査するため、特定事件継続調査申出を議長に提出することについて協議した結果、全員賛成で了承したことを御報告申し上げ、総務建設委員会の報告を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　委員長、１点確認をさせていただきます。

委員長報告では、議案第36号、第37号について、それぞれ様々な反対理由が報告をされました。一方で、委員会として修正案や附帯意見を付すことについて議論はされたのでしょうか。また、その結果、どのような整理となったのか、お伺いをいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○総務建設委員長（横井克典君）**　慎重審議各委員から意見をもらったわけなんですけれども、反対討論のほうが多く、賛成討論は全くありませんでした。採決の結果、賛成１名、反対６名ということです。

そういったことから、この委員会の審査を真摯に市側に受け取っていただくための結果は出たと思っております。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　確認したいのは、修正案や附帯意見を付すことについて議論はされたのかということを確認させていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　横井議員。

**○総務建設委員長（横井克典君）**　委員会として、そこまでの議論はする必要はないということで議論はしておりません。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　以上で質疑を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結いたします。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

**○厚生文教委員長（江崎貴大君）**　厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第28号物品の買入れについてをはじめ４件です。

本委員会は、去る６月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第28号物品の買入れについてを審査いたしました。

委員より、タブレット購入金額２億390万7,000円のうち、国・県の補助はどの程度で導入はいつからの予定かとの質問に、市側より、3,438台を補助対象と考え、補助率３分の２を乗じ、補助金額は１億2,606万円です。導入の時期は、ネットワークの設定などを行い、令和９年２月に各学校での使用開始を予定していますとの答弁に続き、タブレットの切替えによる授業や生徒への影響はないかとの質問には、WindowsからｉＰａｄに変わることにより多少の影響等があることを想定しており、教員等への操作説明会の実施やサポートデスクとの連携などにより影響を最小限にとどめていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてを審査いたしました。

委員より、これまで利用料を改正してこなかった理由は。また、今回利用料の引上げを行

うに至った考え方及び根拠はとの質問に、市側より、昨今の物価高騰などにより事業費が増大する中であっても、支援員等を確保し、児童の生活に必要な備品等の充実、利用者の利便性向上のためのＩＣＴの活用など諸課題に対応し、児童クラブを安定的に継続していく必要があるという考え方の下、利用者による応益負担の原則から利用料を引き上げることとしましたとの答弁があり、続いて、今後の利用料の見直しをどのような方針で進めていくのかとの質問に、数年ごとに利用料の見直しを検討していくこととしていますが、利用者の負担が急激に変化することのないよう配慮し、受益者負担の適正化を図っていきますとの答弁がありました。

討論では、保護者の収入が1.2倍になっていない中での1.2倍の料金改定は、子育て世帯の負担が大きく増えることになる。他市町村と比べた料金改定とせず、逆に子育て支援を頑張る弥富をＰＲしていただきたいと反対討論があり、一方、周知期間を十分に設け、経過措置にも配慮された適切な制度設計となっている。保護者の方に一定の負担をお願いするからこそ、これまで以上に安全で質の高い放課後の居場所を提供する重い責任を負う、未来への投資であるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第32号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第33号弥富市介護保険条例の一部改正についてを審査いたしました。

いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号及び議案第33号を全員賛成で原案を了承しました。

続いて、閉会中の所管事務の調査を議題とし、私から、地域共生社会の実現に向けた自立支援施策の総点検の調査を継続する必要があるため、議長に特定事件継続調査申出することを委員に諮り、全員賛成で了承を得ましたので、本日付で議長に申出することを報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、横井克典予算決算委員長。

**○予算決算委員長（横井克典君）**　予算決算委員会に付託されました案件は、議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）をはじめ２件です。

本委員会は、去る６月22日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）では、委員より、官製談合再発防止対策検討委員会委員報償費25万8,000円の積算根拠はとの質問に、市側より、

委員３名に対し１人当たり２万円を４回分見込んでいますとの答弁に対し、なぜ１回当たり２万円に設定したのかとの再質問があり、市側より、官製談合再発防止対策検討委員会は専門性が非常に高い委員会であることから、本市のいじめ問題調査特別委員会と同水準の１回当たり２万円に設定しましたとの答弁がありました。

他の委員より、３名の外部委員の構成はとの質問に、市側より、弁護士２名及び愛知大学法学部准教授１名で構成していますとの答弁がありました。

委員から、生活保護事業について、最高裁判決の内容はどのようなものかとの質問に、市側より、最高裁が平成25年の生活扶助基準改定について、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲を逸脱等あり、違法と判断されたものですとの答弁がありました。

また、追加給付の支給額はどの程度になるのかとの質問に、市側より、対象世帯数は447世帯を想定しており、支給額は数百円程度から26万5,000円程度まで世帯の状況により異なりますとの答弁がありました。

委員から、市街地整備費について、自由通路事業の補助金減額による市財政への影響と財源確保策はとの質問に、市側から、補助金不足分については交付税措置のある有利な地方債で対応するとともに、国に対して補助金確保を継続して要望していくとの答弁がありました。

続いて、補助金不足を補う地方債の種類と交付税措置率はとの質問に、市側より、公共事業等債及び公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、いずれも充当率は90％である。また、交付税措置は公共事業等債が約22.2％、公共施設等適正管理推進事業債が30％ですとの答弁がありました。

他の委員から、自由通路等整備事業における補助金予定額と実際の補助金内示額、その割合はとの質問に、市側より、補助対象事業費３億6,000万円を要望したが、内示額は２億900万円であり、内示率は58％ですとの答弁がありました。

委員より、学校施設事業費について、小学校再編事業に充当する地方債の種類、充当率及び交付税措置率はとの質問に、市側から、学校教育施設整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債を活用しており、いずれも充当率は90％です。また、交付税措置率は、学校教育施設整備事業債が約66.7％、公共施設等適正管理推進事業債が約50％ですとの答弁がありました。

委員より、継続費についてとして、前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出見込額の表における財源内訳のその他4,000万円とは何かとの質問に、市側より、公共施設整備基金繰入金ですとの答弁がありました。

このような質疑を経て討論に入り、自由通路事業は補助金不足や物価高騰による将来的な財政負担の増大が懸念されるにもかかわらず、資金計画の資料が示されていないとの反対討論があり、採決の結果、議案第34号は、賛成多数で原案を了承しました。

最後に、議案第35号令和８年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第１号）を審査いたしました。

質疑や討論もなく、採決の結果、議案第35号は、全会一致で原案を了承いたしました。

以上について原案を了承しましたことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わらせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

会議規則第53条の規定により、最初に反対者、次に賛成者と反対者をなるべく交互になるよう指名してまいります。

また、会議規則第57条第１項の規定により、発言時間は１議案３分までとします。ただし、複数議案に対し討論を行う場合は５分までといたします。

順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

**○５番（横井克典君）**　５番　横井克典です。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての２件について、反対の立場から討論を行います。

両議案は同趣旨でありますので、併せて申し上げます。

まず今回の事件について、６月23日の判決において名古屋地方裁判所の梅澤裁判官は、長年にわたって秘匿性の高い情報を漏えいし続けるうちに今回の犯行に及んだと指摘しました。この指摘は今回提起された３件の工事にとどまらず、長年にわたり情報漏えいが継続していた可能性を示す極めて重いものであります。本件は、単なる一過性の不祥事ではなく、市政全体の統治や組織風土にも関わる深刻な問題であることを示唆するものであり、今回提案されている処分内容が、その重要性に見合うものであるのかが厳しく問われています。

私がこの２つの議案に反対する理由は、次の５点であります。

１点目は、落札率99％という状況について、これまで議会から繰り返し指摘がなされていたにもかかわらず、十分な対応が取られないまま今回の重大事件に至ったこと、行政トップとしての政治的、道義的責任は極めて重いものと考えます。

２点目は、長年にわたり情報漏えいが続いていたのであれば、市に経済的損害を与えた可能性は否定できず、本来市民サービスの充実に活用できた財源が失われていた可能性もあり

ます。また、一職員が長期にわたり行為を継続していたこと自体、内部統制や組織管理上の課題を示すものであります。だからこそ第三者委員会などの設置が必要であります。

３点目は、法廷における元建設部長の供述からは、入札不調による人事評価の低下への懸念など、組織運営や組織風土が疑われる背景があったと言えます。また、長年にわたり秘匿性の高い情報漏えいが続いていたと裁判官から指摘されたこと自体、内部統制やチェック機能の不備を示すものであります。

４点目は、６月18日の委員会において、委員からの質問に対し、市長は、減額率や減額期間の具体的な根拠を明示することができず、十分な説明責任を果たしていたとは言えません。また、他自治体の事例と比較しても、本件に対する処分は軽い水準にとどまっています。事案の内容や背景はそれぞれ異なりますけれども、茨城県龍ケ崎市では市長が給料の30％６か月半、青森県五所川原市では30％６か月、北海道北見市では50％３か月など、首長自らがより重い割合や長期間の減額措置を講じている例も見受けられます。

さらに、８年前の市長就任直後の不適正な当初予算編成に際し、市長自らが30％３年６か月の減給措置を行ったことに対して比較しても、今回の市長の30％２か月、副市長20％２か月という処分は、市民の理解を得ることができないと考えます。

５点目に、６月18日の委員会において、本議案は賛成少数により否認されました。そのような状況の中で、市側において処分内容の見直しや条例案の修正、再提出が行われなかったことは誠に残念に思うものであります。一部には、この２つの議案を否決すれば市長や副市長の責任を問えなくなるとの意見もありますが、私はそのように考えません。両議案を否決したとしても、市長や副市長の責任追及ができなくなるわけでは決してありません。

ここが重要な点ですけれども、弥富市議会会議規則第19条１項に基づく議案の取下げは、議会の承認を得て行うことができるものであり、法令上、取下げに当たって特定の条件や前提が課されるものではありません。したがって、一旦議案を取り下げたとしても、処分内容を見直した上で改めて再提出することや、必要に応じて臨時会を招集し、再度議論を行うことは制度上可能でした。

以上が私の２つの議案に対する反対理由であります。なお、委員会の審査結果と異なる判断をされる議員各位におかれましては、その判断は尊重いたします。しかし、僅か１週間前の結論を覆す以上、新たな事情や合理的根拠について、賛成討論を通じて市民に明確に説明されることを要望します。

以上、申し上げましたように、この２つの議案は本件の重大性と市長及び副市長の政治的、道義的責任の重さの均衡を欠くものであり、反対するものであります。議員各位におかれましては、委員会における審査結果を真摯に受け止め、良識ある御判断を賜りますよう申し上げ、私の反対討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、小久保照枝議員。

**○９番（小久保照枝君）**　９番　小久保照枝です。

私は、議案第36号及び第37号、市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

まず委員会審査において、私は減俸処分の内容が十分とは言えないという観点から、個人として否決の立場を取りました。市民感覚に照らし、より踏み込んだ減額や説明責任の強化が必要であると考えたためです。しかしながら、本議案を本会議で否決した場合、市長、副市長の給与に対する減俸処分そのものが実施されないという結果となります。つまり、減俸の水準を課題があるとはいえ、否決すれば減俸ゼロになり、市民の理解を得られない状況を生むことになります。

私は、行政トップが自らの給与を減俸するという姿勢は、市民への説明責任、行財政改革への覚悟、市政運営に対する信頼回復において一定の意義を持つものと考えています。ここで強調したいのは、本議案への賛否と市長、副市長の政治責任の最終的な評価は全く別の問題であるという点です。現在、特別委員会において事実関係の調査が進められております。今後、その調査結果を踏まえ、議会として市長、副市長の責任の在り方を改めて議論し、必要な対応を検討していくことが不可欠であると考えます。

今回の議案は、あくまで減俸処分を行うか否かという一点に関する判断であり、政治責任の最終評価を決めるものではありません。よって、私は委員会での個人判断とは異なりますが、本会議においては減俸処分を確実に実施するため賛成いたします。

今後も、より透明性の高い市政運営、そして市民に寄り添った説明責任の徹底を求めてまいります。

以上で、議案第36号、第37号に対する賛成討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　ただいまベルが鳴りますが、これは一般質問の５分のベルに合わせてございますので、次に登壇される方は、ベルが鳴ってから名前をこちらのほうで言っていただけるとよろしいかと思います。

次に、平野広行議員。

**○１６番（平野広行君）**　16番　平野広行でございます。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

最初に、この議案を審査する総務建設委員会において、反対６名、賛成１名で否認されたことは先ほどの委員長報告のとおりであります。この結果を見れば、ほとんどの議員が反対したということは、市長は言及しなくてもよいということかと判断される市民の方がほとんどであると思います。そうではありません。賛成議員、反対議員、全ての議員が給料の減給

条例に対しては反対ではありません。減給はしなければならないという考えは同じであります。反対された多くの議員は、給料減額条例の提案理由の説明に対して、納得できる説明がなかったから反対したわけであります。

誤解のないように最初に断っておきますが、私は決して減給をしなくてもいいという反対討論ではありません。私はその逆で、30％という重い減給額に対しては反対はしませんが、その減給期間がなぜ２か月としたのか、任期中６か月間にするのが妥当であると考え質疑しましたが、答弁内容がとても理解できるものではありませんので反対するものであります。

今回の官製談合事件は弥富市始まって以来の不名誉な事件であり、行政が発注する公共工事においてあってはならない事件であります。事件に関して市長の直接の関わりはありませんが、管理監督責任においては非常に重いものがあります。

市長はこれまで何度か給与減額の条例改正案を上程されておりますが、一番重い減額は30％任期中約３年６か月であったと記憶をしております。このときの給与減額は、市長自らが犯した全国自治体において前代未聞の事件に対する責任の取り方でありました。減給額は30％任期中３年６か月であったと記憶しておりますが、この責任の取り方においても前代未聞であり、非常に重い責任の取り方でありました。これを実行されたのは立派であったと記憶しております。

それと比べれば、今回の事件は市長自らが直接関わってはおりません。しかし、官製談合というあってはならない事件に対して、管理監督責任者である市長としての責任は免れません。そして、自分が信頼し大抜てきした有能な職員を懲戒免職処分という非常に重い処分を下さなければならなかった。非常につらかったと思います。であれば、これらを総合的に考えたとき、その責任の取り方として両者を比較した場合、今回の給料減額案は、その根拠の説明において納得できるものではありませんでした。私としては、決して非常に重い30％の減額については反対しませんが、その実施期間においては残任期間である６か月間が妥当であると思います。

この事件の関係者全ての方に対してそれぞれの処分内容については、市民感情として多くの方から疑問の声が上がっております。推察ではありますが、元建設部長が逮捕され、起訴された３月４日の時点において、市長は辞任を考えられたと思います。そして、第１回公判で立石元建設部長が起訴事実を認めた時点で、６月23日に判決が出ることを踏まえ、６月議会終了後に辞任する気持ちを関係者に伝えたところ、慰留され、任期中12月１日まで続けると公表をされました。

責任の取り方はいろいろあります。６月辞任を決断されれば、それは称賛に値する決断だと私は思いました。しかしながら、市長はもう一つの責任の取り方を選択いたしました。６月辞任の決断をほごにして任期を全うするのであれば、当然のことながら任期中６か月間の

減給をすべきと私は考えます。減額する割合については異論はありませんが、その執行期間においては、何度も言いますが、任期中６か月が不可欠であると私は考えます。

他市の事例等を参考にして決断したとの答弁でしたが、他市を参考にするまでもなく、７年前に30％任期中３年６か月という全国でも例がない最も重い責任の取り方を御自身で示された身近な例があります。他市を参考にするまでもありません。７年前と比較して、今回起きた官製談合事件に対する責任の重さを任命責任者として、また政治的に様々な面から考えて出された上での減給案であるならば非常に残念であります。給料２か月間の減給案の提案理由の説明を聞きましたが、明確な説明もなく納得できませんので反対といたします。

議案第37号については、減給額20％については異論ありませんが、減給期間については市長と同じく６か月間とすべきと考え、反対といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、平居ゆかり議員。

**○４番（平居ゆかり君）**　４番、やとみ志政会、平居ゆかりでございます。

議案第36号及び議案第37号について、会派を代表し、賛成の立場で討論いたします。

今回の官製談合事件は、本市にとって信頼を大きく損なう過去にない極めて重大な事件であります。公共工事の入札は、公平性、公正性、透明性が確保されてこそ市民の信頼を得ることができるものであり、その根幹を揺るがす事件が発生したことに対し、私たちは重く受け止めなければなりません。

また、私たちは行政を監視する機関である議会として、その役割を十分に果たせていたのか真摯に受け止め、このような事件を未然に防ぐことができなかったということについて重く責任を感じております。その上で、市長及び副市長から提案されている給与の減額議案は、政治的、道義的責任を示す一つの手段であり、管理監督責任の履行は、原因究明と再発防止策によって果たされるべきと考え、現段階で本議案を反対し、市長及び副市長に何も政治的責任も求めないという結論を改めて会派として検討した結果、政治的、道義的責任は果たすべきであり、反対は適切ではないという結論に至り、本議案に賛成するものです。しかしながら、この賛成は決して官製談合事件全ての責任問題に終止符を打つものではなく、市長、副市長に対する免罪符となるものでもありません。今後、公共工事入札問題調査特別委員会並びに再発防止検討委員会の結論を踏まえ市民に対し管理監督責任の履行を求めるものです。

結びに、私たち議会もまたチェック機関としての責任を果たすべく、最後まで真相解明と再発防止に全力で取り組むことをお誓い申し上げますとともに、今回の給与減額措置は終着点ではなく、市民への信頼回復に向けた第一歩であることを申し添え賛成討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、加藤明由議員。

**○８番（加藤明由君）**　８番　加藤明由でございます。

議案第36号及び37号、反対の立場で討論させていただきます。

安藤市長就任後、７年半の間に４度目となる市長給料減額条例の提案であります。平成30年12月、市長就任後の翌年３月議会には、発議第２号として安藤市長に対する辞職勧告決議案が提出され、全会一致で可決されております。この中にも６名の方が議員が賛成しております。

時代は平成から令和、第１回目の減額条例案は令和元年６月議会、さきの予算関連で、議案第35号として弥富市長の給料の特例に関する条例が出ております。30％３年５か月、つまり41か月分の給料と期末手当が減額されております。２回目の減額条例、これは令和４年６月議会、公金紛失によるもの、議案46号、47号で副市長と共に提案されております。３回目、令和６年12月議会、730万円の損失、議案43号、44号、45号、これは金庫からお金が消えた件ですね、これは市長、副市長、教育長と共に３件の議案が出ております。今回で４度目の市長給料特例に関する条例を提出されてきました。前回、令和６年12月議会で私の反対討論でも、この時点で既に辞職レベルであると反対討論をさせていただきました。４回も同様な給料減額条例が提出されることなど到底あり得ないことと思います。

全国には1,718市町村があります。同数の市町村長がお見えになりますが、恐らく４回もの給料減額条例案を提出される首長は安藤市長だけであると思います。そもそも今回の事件は、適材適所として市長自らが抜てきして選んだ前建設部長が不祥事を起こしたものであります。結果として、当該人物は懲戒免職となり、退職金を棒に振るという極めて重大な事態に至っています。それにもかかわらず、組織の長である市長、そして次順位にある副市長は、これをあたかも建設部長の個人的な犯罪であるかのように矮小化をし、僅かばかりのささやかな給料減額でお茶を濁そうとしています。本来であれば前建設部長に対する厳しい処遇に匹敵するような、自らの出処進退を明らかにしてしかるべきであります。

今回の給料減額は適正を欠くものと言わざるを得ません。事件の深刻さを本当に受け止めているのであれば、市長、副市長は即刻辞任し、新体制へ移行することこそ唯一の道であります。昨年11月に事件が発覚し、公になり、逮捕者が出るという市長の辞任が問われてもおかしくないような異常事態の中で、前回３月議会にあって、あろうことかベースアップという名目で特別職の給与値上げを提案しました。一般職の給与改定は当然であっても、特別職がそれに便乗して値上げを求めるずうずうしさ、自分たちの金に対する執念にはあきれるほかありません。居座って残り５か月も給料を支払い続けることなど到底納得できるものではありません。

その上で、本議案に対して賛成討論をされた議員並びに賛成をしようとしている議員の皆様に申し上げます。３月に自らの報酬値上げに賛成しておきながら、今回のような生ぬるい対応を容認するあなた方も根本的な姿勢は同じではないでしょうか。この事件が本当に深刻であり、ペナルティーが必要だとおっしゃるのであれば、ただ単に市長、副市長の給与案に

賛成するだけではなく、自分たち自身の議員報酬も減給して身を切るのが筋というものです。そうでなければ全く筋が通りません。

市民の血税を軽視し、自らの保身と利益のみを優先し、トカゲの尻尾切りのような、部下にのみ厳罰を押しつけるような姿勢は断じて許されません。以上の理由から、本条例案に対する私の反対討論とさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、柴田英里議員。

**○２番（柴田英里君）**　２番　柴田英里。

私は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての賛成の立場から討論いたします。

今回、本市において現職職員が逮捕されるという極めて重大な官製談合事件が発生しました。このことは市民の行政に対する信頼を著しく損ない、市政運営に大きな影響を及ぼす重大な事態であり、私たちは重く受け止めなければなりません。市長及び副市長から提案された給料減額議案については、委員会審査において、今回の官製談合事件に関する責任をこの給料減額によって問うことが適切なのかという観点から慎重に検討した結果、私は反対の立場を取りました。しかし、その後、改めて議案の趣旨を検討した結果、本議案は官製談合事件そのものの責任を完結させるものではなく、市長及び副市長が組織のトップとして政治的、道義的責任を示すためのものであると判断いたしました。

組織において不祥事が発生した以上、その責任を全く問わないということは、市民の理解を得られないものと考えます。その意味において、本議案による一定の責任の明確化は必要であると判断し、賛成するものであります。ただし、本議案の可決によって今回の問題が終わるわけではありません。市長、副市長におかれましては事件の原因究明と再発防止策の徹底に全力で取り組まれるとともに、議会の公共工事入札問題調査特別委員会での調査結果や市民の声を真摯に受け止め、信頼回復に向けた具体的な行動を示していただきたいと思います。市民の信頼を取り戻すことこそが最も重要な責務であることを申し上げ、私の賛成討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

議案第34号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第３号）について反対の立場で討論します。

本議案は、ＪＲ弥富駅自由通路に関する補助金が当初見込んだ補助金の半額にとどまり、巨額の不足分は将来の借金である市債で穴埋めされます。事業方法が間違っています。両側改札等の簡易なバリアフリー化で十分対応可能でした。

今後についてなんですが、今後も引き続き国の予算不足、予算枠の不足について満額交付

が困難なことは明白です。この間、希望すれば増える、陳情に行けば増えるという市長の根拠なき精神論は無責任です。さらに言うならばＪＲと名鉄への丸投げです。事業をＪＲと名鉄に丸投げして市側のチェックが全然できていません。将来世代を付け回す本事業の予算編成には到底同意できません。まず、これについて一旦終わります。

次、議案第36号、市長の給料の特例に関する条例並びに議案第37号、副市長の給料の特例に関する条例に対して、一括して反対の立場から討論を行います。

両議案とも、この一連の８年ないし７年弱の一連の不祥事に対する責任を給与の一部カットで済ませようとするものですが、このような形ばかりの責任の取り方は到底認められません。市長は政治トップとしての真相解明を放棄しています。副市長は、事務方トップとしての組織マネジメントの崩壊というそれぞれ異なる重大な責任から逃げています。

まず市長のほうからですが、市長に関して言えば、既に給与減額の申出は実に４回目です。本来であれば即刻辞任すべき事態ですが、市長は独立した真の第三者委員会の設置を先延ばしにし、議会でもまともな答弁をしていません。真相究明を放棄してきました。

さらに、逮捕されたのは２月なんですが、実際には11月の段階で市長、副市長には警察から内定が入っているということがもう既にあったんです。ですから、７か月間問題を放置したまま毎月の給与と12月、６月、期末手当を平然と満額受給しています。ちなみに、期末手当というのは成績が優秀ということで出すんですからね。

このまま任期満了まで居座り多額の退職金を手にする計算であり、市民感情を大きく逆なでしています。真相究明から逃げたまま一部カットで済ませようとするのは、自らの延命を図る単なる免罪符です。

次に副市長です。この方もこの任期中で３回目という前代未聞の異常事態です。副市長の責任の核心は、事務方トップとしてのマネジメントが完全に崩壊しているという点です。談合事件だけでなく、生涯学習課での公金紛失、重大案件での議会同意の欠如、さらには違法な固定資産税の増額による国家賠償、まだ確定していませんが10万円の国家賠償金です。これは全国でも類を見ない異常事態です。これらは氷山の一角であり、全て副市長の足元で起きた客観的な結果です。反省して改善するという不毛な精神論はもう通用しません。

７年弱もこの惨状を悪化させてきた副市長の下では組織刷新など絶対に不可能です。給与減額の状態をこれ以上議会は許してはなりません。市長、副市長がそれぞれ取るべき真の責任の取り方は、給与を削って職にしがみつくことではなく、両名とも直ちに辞職することです。この欺瞞に満ちた両議案には断固反対すると申し上げ、私の一括討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　次に、那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　７番　那須英二。

議案第34号、36号、37号について反対討論とさせていただきます。

まず、第34号弥富市一般会計補正予算（第３号）についてですが、その中には西部小学校のプールの解体費が入っております。このプール、西部小学校の位置は、将来的にはよつば小学校の敷地となるわけで、よつば小学校のプールは廃止する、最初からないという状況がつくられます。そして、市の方針を聞いてみると、今後プールに対して使えなくなったら廃止という方針で民間委託が示唆されています。しかし、民間委託とはいっても、弥富市内にそのプールは事業者として入っておりません。とすると、他自治体によってプールに移動して授業を行うことになるとかなりの移動時間が失われ、そして、ほかの授業に対しても圧迫するというような状況になります。そうなりますと子供の学習面が大変不安があります。そういう中では、やはりプールの解体ではなく、存続を目指して、より複合的に考えるべきだったと思います。そのような中、今回プールの解体費が入っておりますので、それは賛同できません。

また、自由通路事業については先ほど佐藤議員もおっしゃいましたので割愛させていただきますが、市の持ち出し分が大きく増大します。このまま増大していけば、ほかの一般事業にも多大な影響を及ぼしていく。現に子育て支援に対するものであったり、高齢者福祉に関するものであったりするところが大きく削られている状況があります。そのような中で、この予算を賛成することはできません。

そして、議案第36号、37号、市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定、要は報酬減額についてですが、報酬30％、20％の２か月減額ということが他の自治体例を参考にし自ら判断したと言いますが、あくまで元部長の管理監督責任という認識であり、事の重大性が理解されていないように感じます。管理監督責任で矮小化される、談合を長年放置してきたことを全く反省がなく、認識がない状況でございます。

裁判では長年にわたる談合についても示唆されており、私は以前より指摘してきたこの高落札状況について調査を行ってほしいということで再三求めてまいりました。しかし、それには調査を行わず今回のような惨事を起こしてきました。少なくとも市長就任の７年間、８年間で99％近い高落札率の入札工事が200億円以上に上ることを考えれば、入札におけるコスト抑制効果を考えるならば20億円規模の損失の可能性もはらんでいる状況です。その認識に立たなければ、幾ら任期中しっかりとした調査を行うと言っても、どこか他人事で、本当に誠意を持って調査できるのか不信感が残ります。そのような認識の下で報酬減額で謝罪する姿勢を見せ、留飲を下げようとするのでは、信用に値するものではありません。

また、一部議員には、この議案に反対すると何も求めないことではないかということで討論されていた方もいらっしゃいますが、この議案は、この30％２か月、あるいは副市長に至っては20％２か月、この甘い認識の中でこの議案を認めるかどうかであります。そういう中では、もしそれ以上の求めに応じるのであれば辞職勧告決議に賛成するべきではなかったで

しょうか。それを反対しておいて、この議案に、このお茶を濁したような議案に対して甘い認識で認めていく。これこそが罰なんだということであれば、それはやはり認識から改めるべきであり、基本的には平野議員のおっしゃったような形で求めるとか、ほかの立場でもできたのではないでしょうか。そういう中では、やはり今でもまだ採決を取っておりませんので、今からでも意見をひっくり返して、やっぱりおかしいなということができるかと思いますので、その認識の上で慎重審議の御判断を考えていただければというふうに思っておりますので、そのことも含めて今回の３件について反対討論とさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　議案第31号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

この議案は児童クラブの値上げということでございます。国の示す保護者負担の基準が経費の２分の１、50％という説明がありました。その采配は各自治体の自由であり、現に稲沢市やあま市など、現在でも5,000円以下で行っている自治体もございます。

厚生文教委員会にては今後もだんだん値上げしていくような方向性の示唆があったと思いますが、仮に50％を目指すとしたら、今の2.5倍、月額１万2,500円も負担することになります。そもそも地方自治体として住民の福祉の増進を掲げておきながら、何でも受益者負担に押しつけるというのは矛盾しております。

また、子育て応援を掲げながら県内ほとんどの自治体が行っている小学校給食費の無償化を行わず、愛知県で一番高い給食費になっているのに近隣市町と児童クラブの料金だけを見て判断するのもおかしな状況でございます。全体的な小学生１人当たりに係る負担を考慮すべきですが、その調査も行われてはおりませんでした。そして、体育館のエアコン整備も遅れ、熱中症対策も不十分であり、学校プールすら廃止の方向で、授業時間まで減らし、学習環境も不安に残ります。

また、もう一つには、職員や会計年度職員の給料を持ち出し、説明するところにも大変遺憾な思いがございます。児童クラブのスタッフの給料と利用者の負担はイコールの関係ではなく、対立をあおるようなものではありません。弥富市が子育てに予算を充てるかどうかということであって、保護者負担が少ないからスタッフの待遇改善ができないという構図を持ち込むこと自体が健全な児童クラブ運営に支障を来しかねないという状況です。スタッフさんのモチベーションを損なう結果になりかねません。

弥富市が予算をどこに振り分けるのか、子育てよりも自由通路などにお金を回したという結果であり、子育てに力を入れていないという現状から目を背けるための言い訳にすぎない

ことを自覚すべきだと思います。そうした中では、今回この負担の増ということは、やはり子育て支援にも大変逆行するという観点から、この議案に対して賛同することはできません。

ぜひ議員の皆さん、特にマニフェストとして子育て支援と掲げているのであれば、慎重審議をしていただいて、今でも採決に対して判断可能かと思いますので、そこも含めて検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第28号から議案第30号、以上３件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第30号、以上３件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について採決をいたします。

議案第31号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号及び議案第33号、以上２件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号、以上２件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　12番　江崎貴大。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、附帯決議を提出したいので許可を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　ただいま江崎議員より、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議事整理のため暫時休憩といたします。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後３時26分　休憩

午後３時45分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**追加日程第１　議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　12番　江崎貴大でございます。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を提出いたしましたので、その決議案の内容を申し上げます。

本議会は、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例を可決しました。今回の官製談合事件は、市民の市政に対する信頼を大きく損なう重大な事案であり、本議会は、市長がその道義的責任に対する措置として提出した本議案を可決したところでございます。しかしながら、本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、現在、公共工事入札問題調査特別委員会において調査が継続されているところであります。

よって、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め必要な改善措置を講じるとともに、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものであります。

以上、御賛同よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して質問させていただきます。

まず、文章を通して読ませていただきましたが、この件については、ここで附帯決議として上がっている文章、例えば本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、公共工事入札問題調査特別委員会にて調査が継続されており、そして、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずるというふうに書いてあります。

そういう中では、委員会を通して総務委員会の中では、市長自らがこの議案に対して説明の中でこのことを述べておりました。議会としてあえて附帯決議として出す理由は何なのか。そしてまた、この理由をもって、逆に委員会で反対してきた人が賛成にひっくり返るというようなことにはならないかと思うんですが、その辺の認識をお願いします。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　２つ質問されました。２つ目については、その議員に聞いていただけたらと思います。私が答えられることではありません。

１つ目につきましては、市長が述べたこともそれも重要ではありますが、議会として決議という形で意思を表明する必要があると判断したため、このような決議案を出させていただきました。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　質疑としては以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。質問させてもらいます。

これ３回までですか。

**○議長（高橋八重典君）**　はい。

**○１１番（佐藤仁志君）**　今これ決議案を今日見させていただいたんですが、一番最後ですよね、「よって、市においては」。それで、この減額案って、まずは市長の任命責任、道義的責任だというふうに先ほどから皆さん賛成、反対討論されていますから、ここの部分、「市においては」じゃなくて「市長においては」じゃないんでしょうか。というのは、その次です。「再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずる」。再発防止検討委員会の委員長は市長です。あるいは市長、副市長、市の幹部でつくった会議です。これは全く意味をなしていないっていうか、自分たちでつくった再発防止検討委員会で都合のいい提言をつくって、それを真摯に受け止め、しかも、市長においてはじゃなくて市においてはと。これは全く国語的にも意味がないと思います。なので、この点について不備があるというふうに私は思いますので、その点についての釈明を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　釈明ではなくて答弁ですので。

**○１１番（佐藤仁志君）**　質問です。だから、このままでは駄目です。

**○議長（高橋八重典君）**　今の質問でよろしいんですね。

江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　不備があるとは考えておりません。

**○議長（高橋八重典君）**　不備があるとは考えておりませんという答弁でございました。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　２回目です。要は市長を守りたいということですよね、市長とここにあえて書かずに。

**○１２番（江崎貴大君）**　今質問ですよね。

**○１１番（佐藤仁志君）**　次はですね……。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。

**○１１番（佐藤仁志君）**　意見があったら挙手して言ってください、どうぞ。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げますが、質疑ですので、議案第36号、この附帯決議について江崎議員が先ほど趣旨を述べられました。それについての質問を簡潔にお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　質疑は、議員は意見を述べることができません、本会議のときは。その旨を議長にお諮りをお願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　その旨踏まえて、佐藤議員、質疑をお願いします。

佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　先ほどの質問について言うならば、国語的に全く理解できないので再説明を求めたものです。確かに市長を守るんでしょという話についていえば、意見と言われれば意見かもしれません。その点については真摯に反省してもいいと思います。

２点目です。

じゃあ議会として、この特別委員会の提言、それからこの市長がトップとなっている再発検討委員会の提言を、必要な改善措置を講ずるとともに、ここから先です。必要な改善措置を講じたかどうか、市民の信頼回復ができたかどうかというのは誰がどう検証するんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　そちらを検証する必要があるという前提の下、この附帯決議を行っております。この附帯決議を議会から出すことによって、そちらも検証する必要が出てくるというものになっています。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員、最後です。

**○１１番（佐藤仁志君）**　はい、最後です。

今の答弁は、だからそれを誰がやるんですかと聞いているんですよ。それをもっと具体的に言ってください。その議会がとかそういう抽象的な話じゃなくて。誰がこれをやったかどうか検証するんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　こちらの附帯決議を議会として出すことによって議会が行うというものになります。

**○１１番（佐藤仁志君）**　質問を終わります。

**○議長（高橋八重典君）**　他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　平野議員。

**○１６番（平野広行君）**　16番　平野広行でございます。

反対の立場で討論させていただきます。

議案の審査は各常任委員会に付託し、本会議からの制約を受けず、独立性をもって公正、自由に審査され、その審議の経過と結果を委員長報告として行い、それに対して本会議において質疑・討論が行われ、採決となっております。今まさにそれを行っております。

あくまでも委員会の決定は委員会としての結論であり、本会議での採決に当たり判断材料であることは十分承知しております。しかしながら、委員会での圧倒的多数により反対した結果に対して、それを覆すように本会議においては賛成多数という結果で可決をただいまされました。市民からすると、この議案に対するこの取組方、取扱いについて、議会運営はどうなっているんだという議会不信にもつながりかねない発議議案であり、反対をいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　賛成討論の方は見えますか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　では、反対討論の方、他にございますか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑させていただきましたが、この附帯決議の内容は、総務建設委員会にて既に市長がそのように行うということを述べたものでございます。それの内容と全く同意義のものが附帯決議として発議されていますが、そういう中では議会が出すことに効果があると言っておりましたが、この附帯決議の文言が効果があるとは思えません。

また、それに追随して、今、市長でいえば30％２か月の減額で認める理由にされても困りますし、それはやっぱりこの36号の議案自体を反対した私の立場からしても認めるわけにはいかないということで反対させていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場から討論を行います。

こんな希望的観測に基づくお願いで事態が動くのなら、とっくの昔に動いています。市長にこの提言を真摯に受け止める姿勢があり、自浄作用を発揮できるのであれば、議会からわざわざ求められるまでもなく、とっくに独立した第三者委員会を立ち上げ聖域なき原因究明を進めているはずです。それがいまだにできない、真に客観的に独立した第三者委員会すらつくらない、だからこそ今の危機的な状況を招いているのではありませんか。

僕は質疑のところで市長に一回申し上げたことがあるんですけど、自分は大して悪くないと思うんだったら第三者委員会をつくって、第三者委員会に市長、大して悪くないねと言ってもらえばいいじゃないですか。これまで自らに統合できなかったトップに対して、今さら議会が全力で取組を求めるとか文言を突きつけたところで全く無意味です。これは厳しい態度を示しているように見せかけるだけの市民に対するポーズにすぎません。

今回の官製談合事件は、一部の給与をカットしたり耳障りのよい決議でお茶を濁して済むような次元の話ではありません。市政に対する市民の信頼を根底から破壊した極めて重大な事件です。自ら真っ当な改善措置すら講ずることができないのであれば、市長に取っていただくべき道義的責任はただ一つ、辞職しかありません。辞職していただく以外にこの市政を立て直す道はないのです。よって、現状を追認し、本質的な責任追及を先送りするだけの無意味な本附帯決議案には断固反対いたします。

今後も市政の浄化が図れないようであれば、来る９月定例会において改善が見られればいいんですけど、見られなければ、いよいよ市長に対する不信任決議を堂々と問うべきであると宣言し、私の反対討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　堀岡敏喜議員。

**○１０番（堀岡敏喜君）**　10番　堀岡でございます。

議案第36号に対しての附帯決議に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本来、議会といいますのは、委員会で、先ほど36号、また37号は否決をされた。否決をされた。否決をされたんであれば、委員会の責務として修正動議または附帯決議を出すべき、そして行政側に修正を求めるべきです。委員会として、また議会として。それを個人が幾ら主張をされたところで我々は議会、市民の代表としての議会ですから、そこでしっかり意見をまとめて行政に持っていく、伝える、それが議会の在り方、また委員会の在り方。何のた

めに委員会で審査をしたのか、やはりそういう結論を行政に伝えるためだと私は思います。

ですので、委員会でできなかったことを今回、公共工事入札問題調査特別委員会の委員長が附帯決議としてされたということで私は理解しておりますので、賛成の立場で討論といたします。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　横井克典議員。

**○５番（横井克典君）**　５番　横井克典です。

私は、この議案第36号について反対の立場で討論します。

先ほど議会の委員長がということです。これは実際、議会の総務建設委員会の審査の上で否認という結果がそもそももう出ているわけです。それが議会の仕組みであります。それが議会運営上、委員長が市側にどうこうってことではなくて、この市側が自主的に総務建設委員会の審査の結果、否認されたということを真摯に受け止めて、自主的に議案を取り下げ、または修正をし、そういうことが本来の委員会の採決、それが委員会の重みなんですよ。委員長は市に働きかけるということ自体は、そんな権限はありません。そのために委員会で審議しているもんですから、それを本来は市がしっかり受け止める、そういった謙虚な姿勢がない以上、この附帯決議、これ内容を見させていただくと、この附帯決議は当然行政側がやらなくてはいけない、別に附帯決議しなくてもやらなくてはいけないことなんですよ。また、議会も特別委員会として市側をチェックしていく、それをごく当たり前のことを書いて附帯決議、こんな附帯決議しなくても当たり前のことなんですよ。それをわざわざここで議論することすら私は間違っていると思います。

ということで、反対の討論をさせていただきました。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、追加日程第１、議案第36号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は可決されました。

次に、議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　江崎貴大議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　12番　江崎貴大。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、附帯決議を提出したいので許可を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　ただいま江崎議員より、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

お諮りします。

この際、本動議を直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで、議事整理のため暫時休憩します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

午後４時07分　休憩

午後４時09分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**○議長（高橋八重典君）**　休憩前に引き続き会議を再開します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

**追加日程第２　議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、追加日程第２、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　12番　江崎貴大でございます。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議を提出いたしましたので、その決議案の内容を申し上げます。

本議会は、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例を可決しました。今回の官製談合事件は市民の市政に対する信頼を大きく損なう重大な事案であり、本議会は副市長がその道義的責任に対する措置として提出した本議案を可決したものでございます。しかしながら、本件に係る組織的課題の検証及び再発防止策については、現在、公共工事入札問題調査特別委員会において調査が継続されているところでございます。

よって、市においては特別委員会の調査及び提言並びに外部有識者を含む再発防止検討委員会の提言を真摯に受け止め、必要な改善措置を講ずるとともに、市民の信頼回復に全力で取り組むことを強く求めるものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。質問します。

これの先ほどから討論を聞いていると、やっぱりここはひとつ議会としてきちんと見ていかなきゃいけないという意見が非常に多うございました。それを前提としておいて、今後、市では現在、公共工事入札問題特別委員会があります。この文言を読んでいると、提言を真摯に受け止め、提言を出したら、もう再発防止委員会は終わりなんでしょうか。やはりここはほかの方の討論を聞いていても、提言を出して、それが実行されたかどうかをきちんと委員会として確実に確認する必要があるのかないのか、もちろんそれが質問です。もちろんほかの常任委員会で行うとか……。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員に申し上げます。質問は１個ずつお願いします。

続けてどうぞ。

**○１１番（佐藤仁志君）**　じゃあ、以上質問です。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　再発防止検討委員会を続けるかどうかという質問が最初にありました。そちらは市側に確認していただけたらと思います。私の立場で答えられることではございません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　答えられないということでいうと、出口のないイメージの提言であ

って、あとは議会全体で何とかなるんでしょうという、そういうつもりで出したんでしょうか。答弁を求めます。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　再発防止検討委員会は市が設置しているものでございますので、私の立場で答えられることではございません。

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　俺、今、再発防止委員会と言ったんでしたっけ、ごめんなさい、そうやって言ってくれやいいのに。

要は、議会として公共工事特別委員会としてきちんと最後見届ける必要があるし、それから私、ちょっと想定していなかったので、じゃあ質問としては、その２つともきちんと検証するまでやるべきなんじゃないでしょうか。これは２回目でしたよね。

**○議長（高橋八重典君）**　３回目です。

**○１１番（佐藤仁志君）**　もしそれで駄目だったら、きちんと百条委員会をつくるべきだと思いますが、提案者の答弁を……。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　百条委員会の設置については、議会のほうで皆さんで議論していただけたらと思います。私の一存で決められることではございません。

**○１１番（佐藤仁志君）**　答弁漏れ。だから、最初のこの市の委員会と議会の委員会はどうされるんですか。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　市の委員会に関しては市が設置したものでございますので、そちらで確認していただけたらと思います。特別委員会に関しては、協議事項というか、特別委員会に協議事項として付託されたというか、協議案件に関して事件が終了したら終了するということになっておりますので、そちらが終われば終わるし、終わってなければ終わらないということになります。

**○議長（高橋八重典君）**　終わりましたよ。

**○１１番（佐藤仁志君）**　まとめます。

**○議長（高橋八重典君）**　質問にまとめは要りませんので。質疑にまとめ入りませんので終わってください。

**○１１番（佐藤仁志君）**　じゃあ、また討論で言います。

**○議長（高橋八重典君）**　終わってください。

他に質疑の方はございますか。

あくまでも質疑について、この議案についての質疑でお願いします。個人的な意見は要り

ませんので質疑にまとめてください。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　この議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議の中で、副市長の道義的責任に対する措置としてということで文言として書かれておりますが、この道義的責任というのは、今回の談合問題に対して部下が行ってしまったことに対しての管理監督責任なのか、それとも長年にわたっての談合を放置してきたこの責任なのか、どのような見解でこの文言としては書かれているんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　提出理由として最初に説明したものだと管理監督の責任という説明がなされていたし、委員会の質疑の中でもそういうふうにあったので、そういう意味だと思います。こちらの附帯決議に関しては、そことはまた関係ないというか、また別の次元の話で、こちらの道義的責任に対する措置というのは、こちらの37号の自体の議案のことになると思いますので、そちらをどういうふうに考えているのかは各議員の賛否状況がありますので、各議員に確認していただければと思います。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　今、発議されているのは江崎特別委員長です。その上で、この道義的責任の文言に対して各議員の判断というのだと、やっぱりこの発議としておかしくなるんじゃないかなと思うので、そこをはっきりしていただかないと審議できないと思いますが。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　私の意見は一番最初に言いました。委員会の説明であったり提案理由の中で、管理監督責任というところをもってこちらの責任の取り方をしているというふうに説明をされていたと思いますので、そちらが私の思いであります。可決されたということは、僕自身の可決じゃなくて、私自身は賛成をする一議員の立場でありますので、可決したという結論自体は、議会あるいは議員全員の総意というか、それぞれの意見の集まりでありますので、各議員に確認していただきたいというふうに申し上げたところです。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　総務委員会の中では、やはり道義的責任の今、市長や副市長が感じているその責任の所在というんですかね、やっぱりそのところが私としては一つの焦点になっていると思うんです。そういう中では、やはりこの道義的責任が仮に管理監督責任という答えであるのであれば、やっぱりそこはもっと具体的に、それと同時に、やっぱり長年にわたる談合問題に対してということをぜひ入れてほしいと思いますが、その修正を行う見解はありませんでしょうか。

**○議長（高橋八重典君）**　江崎議員。

**○１２番（江崎貴大君）**　長年に続いていたと言われる談合の組織風土みたいなところは、それこそこの特別委員会の中で調査をしている継続をしているところでありますので、その中で新たな事実であったりただしていかないことがあれば、その際に責任を求めていくものであると考えております。

**○議長（高橋八重典君）**　那須議員。

**○７番（那須英二君）**　質疑としては終わります。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております追加日程第２、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　佐藤仁志議員。

**○１１番（佐藤仁志君）**　11番　佐藤仁志。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議について、反対の立場から討論を行います。もちろん先ほどとは違った観点から討論させていただきます。

ただ、共通するのは、副市長にこの提言を真摯に受け止める姿勢があり、自浄作用を発揮できるのであれば、こんな議会からわざわざ求められるまでもなく、とっくに独立した第三者委員会を立ち上げ、聖域なき原因究明を進めていたはずです。私も大変残念なのは、別に個人攻撃したいわけじゃないんですよ、事実を言っているんですよ。

２月の記者会見のときに記者から厳しい質問を受け、市長自らが第三者委員会を設置しますと言ったから、記者はそれ以上追及できない。じゃあ次は第三者委員会かなということで追及の手が止まったんです。市長を補佐する副市長の役目は、だからきちんと市長がその記者や市民からの信頼が回復できるような体制をいかにして整えるかという実務のトップなんです。一生懸命やったかやっていないかなんていうのは表から分かりません。だけど、現実

に出来上がった委員会、内輪の委員会、第三者委員会のうちの一人は利害関係者なんです。そこが大変残念です。もう精神論はやめましょう。

もう一つ残念なのは、今回の提案者は、まさしく市側の公共工事入札問題調査特別委員会の委員長なんです。だから、もちろん市議会というのは合議制ですから、委員長１人で勝手にこれを続けますという発言は恐らく控えられたんだとは思いますが、この調査特別委員会という市民が注目する委員長に就任されたということは、少なくとも議会16人を代表してこの問題の解明を引っ張っていくということを自らされているということなんです。なので、今の質問の答弁についても、確定については議会で決める。もちろん議長、議会の運営委員長、様々な常任委員会の委員長の関係もあるでしょう。それは分かります。だけど、本気でこの問題について私が質問したように、もう報告書、提言出したらさよならということなんでしょうか、そこの確証が得られません。要するに、市長、副市長が早々に報告書を出せばそれでおしまいということについて市議会がそれを追認するとしか思えません。

これは、マスコミだけじゃなくて市民の皆さんもぼちぼちかなり注目していることなんです。だから附帯決議を出すというのは、ある意味前進かもしれません。そこは一定評価します。だけど、附帯決議の中身を聞いたときに覚悟がない。市民に対して徹底的にこの問題を暴いて、膿を出して清算するという覚悟が感じられませんので、これについては賛成できません。以上です。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　那須英二議員。

**○７番（那須英二君）**　７番　那須英二。

議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議に対して、反対の立場で討論させていただきます。

この中の文言の中で、副市長がその道義的責任に対する措置ということで質疑させていただきました。その判断は各議員の判断によるところとか、あるいは個人的には管理監督責任というところが強調されたわけで、ただ調査特別委員会の中では、それは今の談合、長年にわたる談合に対しても調査するというんですけれども、やはり今の副市長というのは、やはり入札に関して実務上判断する立場にあって、談合を止められる位置にあったわけです。やはりその認識を持ってもらわなければ、ここに書いてある文言というのは絵空事になって、しっかりと調査し、再発防止になるかは不安でしかありません。附帯決議するのであれば、そこをしっかりと明確にして文言として入れ、追加するべきだと思い、この附帯決議に対しては反対とさせていただきます。

**○議長（高橋八重典君）**　他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

追加日程第２、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋八重典君）**　起立多数と認めます。

よって、追加日程第２、議案第37号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに関する附帯決議は可決されました。

本日、安藤市長より議案第38号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議案第38号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

**日程第14　議案第38号　令和８年度弥富市一般会計補正予算（第４号）**

**○議長（高橋八重典君）**　この際、日程第14、議案第38号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

**○市長（安藤正明君）**　本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案１件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第38号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第４号）につきましては、令和８年８、９月分の上水道基本料金を免除するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋八重典君）**　議案の説明を総務部長に求めます。

横江総務部長。

**○総務部長（横江兼光君）**　議案第38号令和８年度弥富市一般会計補正予算（第４号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,284万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億4,039万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,643万3,000円、財政調整基金繰入金2,641万6,000円を増額するものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、衛生費の海部南部水道企業団負担金事務におきまして、海部南部水道企業団負担金5,284万9,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

**○議長（高橋八重典君）**　これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

**○議長（高橋八重典君）**　質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第15　議員派遣の件**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第167条の規定により、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、本件は配付のとおり議員を派遣することと決しました。

お諮りします。

その後の情勢により内容に変更が生じる場合、議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、内容に変更が生じた場合、議長に御一任いただくことと決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

**日程第16　閉会中の継続審査について**

**○議長（高橋八重典君）**　日程第16、閉会中の継続審査について議題とします。

議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋八重典君）**　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、総務建設委員長、厚生文教委員長及び公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和８年第２回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午後４時33分　閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長　　高　橋　八重典

同　　議員　　平　野　広　行

同　　議員　　伊　藤　千　春